

季刊 国民経済計算

NATIONAL ACCOUNTS QUARTERLY

平成27年度国民経済計算
年次推計の概要について

国民経済計算の平成23年基準
改定の概要について
～2008SNAへの対応を中心に～

国民経済計算の2008SNA対応等に
おけるデフレーター推計

我が国SNAにおける確定給付型
企業年金の記録方法の変更について

付加価値貿易指標改善を目的とする
拡張産業連関表の整備
——OECDとの協働に向けて——



内閣府経済社会総合研究所



国民経済計算部編

季刊 国民経済計算

No. 161
平成29年3月

内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

目次

〔研究・論文〕

平成27年度国民経済計算年次推計の概要について 1

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部

1. 支出側系列の動向 柿澤佑一朗、高山 直樹
2. 分配系列の動向 前田 知温
3. 生産系列の動向 鈴木 大地
4. 資本勘定の動向 室屋 孟門、平山 智基
5. ストック編の動向 山岸 圭輔

国民経済計算の平成23年基準改定の概要について
～2008SNAへの対応を中心に～31

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部

国民経済計算の2008SNA対応等におけるデフレーター推計49

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部価格分析課 上席政策調査員 守屋 邦子

我が国SNAにおける確定給付型企业年金の記録方法の変更について89

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課 研究専門職 中尾 隆宏

付加価値貿易指標改善を目的とする拡張産業連関表の整備
——OECDとの協働に向けて—— 111

福山大学経済学部教授 萩野 覚
内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部国民生産課 研究専門職 田原 慎二
内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部国民生産課 研究専門職 時子山真紀

〔研究・論文〕

平成 27 年度国民経済計算年次推計の概要について	1
---------------------------------	---

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 支出側系列の動向 | 柿澤佑一朗、高山 直樹 |
| 2. 分配系列の動向 | 前田 知温 |
| 3. 生産系列の動向 | 鈴木 大地 |
| 4. 資本勘定の動向 | 室屋 孟門、平山 智基 |
| 5. ストック編の動向 | 山岸 圭輔 |

国民経済計算の平成 23 年基準改定の概要について	
---------------------------	--

～2008SNA への対応を中心に～	31
--------------------------	----

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部

国民経済計算の 2008SNA 対応等におけるデフレーター推計	49
---------------------------------------	----

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部価格分析課 上席政策調査員 守屋 邦子

我が国 SNA における確定給付型企业年金の記録方法の変更について	89
---	----

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課 研究専門職 中尾 隆宏

付加価値貿易指標改善を目的とする拡張産業連関表の整備	
----------------------------	--

——OECD との協働に向けて——	111
-------------------------	-----

福山大学経済学部教授 萩野 覚

内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部国民生産課 研究専門職 田原 慎二
内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部国民生産課 研究専門職 時子山真紀

平成27年度国民経済計算年次推計の概要について*

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部¹

1. 支出側系列の動向 柿澤佑一朗、高山 直樹
2. 分配系列の動向 前田 知温
3. 生産系列の動向 鈴木 大地
4. 資本勘定の動向 室屋 孟門、平山 智基
5. ストック編の動向 山岸 圭輔

はじめに

昨年（平成28年）末に公表した平成27年度国民経済計算年次推計では、平成23年基準改定²が行われた。「基準改定」は、わが国の国民経済計算（以下「JSNA」という）において概ね5年に一度行っている作業であり、その主な目的は約5年に1度公表される、大規模かつ詳細な構造統計である最新の『産業連関表』等を反映することで、JSNAの推計に最新の経済構造を反映することにある。また、それに合わせて、通常の年次推計では反映できない産業連関表以外の大規模統計の反映や、推計手法の見直し・改善、定義概念の変更などを行っている。

最新の『平成23年産業連関表』を反映した、JSNAの平成23年基準改定では、こうした通常の基準改定に加え、約16年ぶりに改定された最新の国際基準である2008SNAへの対応を行った。これにより、GDPに計上される範囲を始めとして、JSNAの見方や使い方は大きく変化した。例えば、企業が行うR&D活動に対する支出が総固定資本形成に含まれたり、経済活動別分類を国際標準産業分類に整合的な形で見直されたりと、より経済の実態を表し、かつ国際比較性が高まり、統計としての有用性は著しく向上したと考えられる。一方で、その変更が大規模かつ、推計内容の複雑さが増している

ことから、統計利用者には、今般の基準改定の内容を含めたJSNAについての理解を深めてもらえるようなコミュニケーションも重要となっている。

本稿では、こうした問題意識の下、2008SNAへの対応を含む平成23年基準改定を反映した平成27年度国民経済計算年次推計についてその主要な結果を読者に分かりやすく紹介することを目的とする。その構成は、第1章では支出側系列の動向、第2章では分配系列の状況、第3章では生産系列の動向、第4章では資本勘定及びその最終的なバランス項目である純貸出(+)/純借入(-)等について、第5章ではストック編について紹介する。

1 支出側系列の動向

(1) 名目GDPの改定状況について

平成27年度国民経済計算年次推計の結果の最も分かりやすい特徴は、2008SNAへの対応を含む平成23年基準改定を反映したことにより、名目GDPの水準が従来と比べて全体的に上方改定されたことである。今回の基準改定では1994年まで20年以上にわたって遡及推計を行っているが、名目GDPの改定額について期間を区切ってみると、1994～1999年度の平均で12.3兆円、2000～2009年度の平均で18.3兆円、2010年度以降の

* 本稿作成に当たっては、内閣府経済社会総合研究所の長谷川秀司国民経済計算部長、多田洋介企画調査課長をはじめとする国民経済計算部の職員から有益なコメントをいただいた。なお、本稿の内容は、筆者が属する組織の公式の見解を示すものではなく、内容に関しての全ての責任は筆者にある。

¹ 1. 支出側系列の動向 柿澤佑一朗 国民支出課研究専門職、高山直樹 国民支出課課長補佐
2. 分配系列の動向 前田知温 分配所得課
3. 生産系列の動向 鈴木大地 国民生産課研究専門職
4. 資本勘定の動向 室屋孟門 企画調査課研究専門職、平山智基 国民支出課研究専門職
5. ストック編の動向 山岸圭輔 企画調査課課長補佐

² 本稿にある平成23年基準改定による我が国国民経済計算における概念・定義の変更や推計手法の見直し等に関する体系的な解説としては、『2008SNAに対応した我が国国民経済計算について（平成23年基準版）』（平成28年11月30日）を参照されたい。

http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20161130_2008sna.pdf

また、四半期別GDP速報に関する主な変更点については『「平成28年7-9月期四半期別GDP速報（2次速報値）」に係る利用上の注意について』（平成28年11月25日）、年次推計に関する主な変更点については『「平成27年度国民経済計算年次推計（平成23年基準改定値）」に係る利用上の注意について』（平成28年11月30日）を参照されたい。

<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryu/2016/pdf/announce20161125.pdf>

http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h27/sankou/pdf/tyui27.pdf

図表1-1 基準改定の要因別にみた名目GDP水準の改定状況(年度)

(兆円)											
	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
改定後GDP(平成23年基準)	502.4	516.7	528.7	533.1	526.1	522.0	528.6	518.9	514.7	518.2	521.0
改定前GDP(平成17年基準)	495.6	504.6	515.9	521.3	510.9	506.6	510.8	501.7	498.0	501.9	502.8
改定差	6.8	12.1	12.7	11.9	15.2	15.4	17.8	17.2	16.7	16.3	18.2
うち 2008SNA対応	14.6	15.1	16.0	16.9	17.1	17.0	17.3	17.4	17.9	18.1	18.6
研究・開発(R&D)の資本化	13.0	13.5	14.2	14.9	15.2	15.1	15.3	15.4	15.6	15.7	16.0
市場生産者の総固定資本形成分	10.7	11.1	11.7	12.3	12.5	12.2	12.3	12.4	12.5	12.6	12.8
非市場生産者の固定資本減耗分	2.3	2.4	2.5	2.6	2.8	2.8	2.9	3.0	3.1	3.2	3.2
特許等サービスの扱い変更	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.1	0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.4	0.5	0.7
防衛装備品の資本化	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
所有権移転費用の扱い精緻化	1.1	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1
中央銀行の産出額の明確化	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
うち その他	▲ 7.8	▲ 3.0	▲ 3.3	▲ 5.0	▲ 1.9	▲ 1.6	0.5	▲ 0.2	▲ 1.2	▲ 1.8	▲ 0.3

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
改定後GDP(平成23年基準)	525.8	529.3	531.0	509.4	492.1	499.2	493.9	494.7	507.4	517.9	532.2
改定前GDP(平成17年基準)	505.3	509.1	513.0	489.5	474.0	480.5	474.2	474.4	482.4	489.6	500.6
改定差	20.5	20.1	18.0	19.9	18.1	18.7	19.7	20.3	25.0	28.3	31.6
うち 2008SNA対応	19.8	20.7	21.4	21.1	19.2	19.4	19.8	19.6	21.0	23.0	24.1
研究・開発(R&D)の資本化	16.9	17.7	18.3	18.1	16.4	16.4	16.6	16.6	17.3	18.5	19.2
市場生産者の総固定資本形成分	13.6	14.3	14.9	14.7	13.1	13.1	13.3	13.3	14.0	15.1	15.8
非市場生産者の固定資本減耗分	3.3	3.3	3.4	3.4	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4
特許等サービスの扱い変更	0.9	1.1	1.3	1.2	1.1	1.3	1.5	1.4	2.1	2.8	3.1
防衛装備品の資本化	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
所有権移転費用の扱い精緻化	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	1.0	0.9
中央銀行の産出額の明確化	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
うち その他	0.7	▲ 0.6	▲ 3.4	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 0.1	0.6	4.0	5.3	7.5

平均で23.9兆円の上方改定となっており、直近年度である2015年度でみると31.6兆円の上方改定となっている。その要因は、「うち2008SNAへの対応」によるものが大きなウェイトを占めるが、とりわけ「研究・開発(R&D)の資本化」が大きな影響を及ぼしたことがわかる(図表1-1)。他方で、2008SNA対応以外の「うちその他」の要因も影響を及ぼしている。「その他」要因としては、約5年ごとに公表される産業連関表等の大規模な基礎統計の取込や建設部門における産出額の推計手法の開発があげられるが、2015年度については、改定前の計数が四半期別GDP速報(QE)による速報ベースであり、改定後の計数には、同年度について年次推計という形で詳細な基礎統計の反映を行ったことも改定に寄与している。

ここで、需要項目別の改定状況を確認してみる(図表1-2)と、まず特徴的な変化として、民間企業設備や公的固定資本形成が上方改定となっている。これは、2008SNA対応の一環である「R&Dの資本化」や「防衛装備品の資本化」の影響によるものである。このうち、公的固定資本形成の上方改定幅(3~4兆円)については、一般政府を含む公的部門のR&Dの資本化や防衛装備品の資本化の影響で概ね説明ができる。一方、民間企業設備については若干の補足が有用である。基準年に対応す

る2011年度を例に挙げると、R&Dの資本化により民間企業分(対家計民間非営利団体分を含む)のR&D投資額13兆円程度が上方改定要因となっている一方、実際の改定幅は6兆円程度となっている。これは、『平成23年産業連関表』の取込みにより、建設部門や自動車部門の総固定資本形成(産出・供給された建設サービスや自動車投資に回る分)等が下方改定されているという減少要因があり、差し引きとしてこうした改定幅の姿となっている。ただし、この減少要因は、後述するように建設部門における産出額の推計手法見直しの影響もあり、直近年度ではより小さなものとなっている。このほか、民間住宅も上方改定となっているが、これは図表1-1の「所有権移転費用の扱い精緻化」により住宅関連の不動産仲介手数料を新たに計上したことによる。外需(財貨・サービスの純輸出)についても、やはり2008SNA対応の一環である「特許等サービスの扱いの変更」の影響を財貨・サービスの輸出・輸入とも受けており、多くの年度において、その効果は輸出の方が大きく、上方改定される結果となっている。

他方で、民間最終消費支出については、2008SNAへの対応というより、その他の要因によって上方改定されている。一つには、今回の基準改定で、住宅賃貸料(帰属家賃を含む)の推計の基礎統計である『住宅・土地統

図表 1-2 需要項目別にみた名目 GDP 水準の改定状況 (年度)

(実額、単位:兆円)

年度(平成) Fiscal Year	18年 2006	19年 2007	20年 2008	21年 2009	22年 2010	23年 2011	24年 2012	25年 2013	26年 2014	27年 2015	
国内総生産(GDP)	新	529.3	531.0	509.4	492.1	499.2	493.9	494.7	507.4	517.9	532.2
	旧	509.1	513.0	489.5	474.0	480.5	474.2	474.4	482.4	489.6	500.6
	差	20.1	18.0	19.9	18.1	18.7	19.7	20.3	25.0	28.3	31.6
民間最終消費支出	新	294.7	296.9	291.4	287.2	287.4	288.4	291.2	300.0	298.4	299.9
	旧	293.4	294.7	288.1	284.2	284.5	286.4	288.4	295.7	293.2	292.0
	差	1.4	2.2	3.3	3.0	3.0	2.0	2.8	4.3	5.2	7.9
民間住宅	新	19.9	17.4	17.5	13.5	13.9	14.3	14.9	16.6	15.5	15.9
	旧	18.8	16.4	16.5	12.6	12.9	13.4	14.1	15.8	14.4	14.8
	差	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	1.1	1.2
民間企業設備	新	84.5	83.9	78.8	67.4	68.2	70.4	71.8	77.4	80.3	81.2
	旧	74.7	76.8	71.0	60.7	61.9	64.3	64.8	67.4	68.4	70.1
	差	9.8	7.1	7.8	6.6	6.2	6.1	7.0	10.1	12.0	11.1
民間在庫変動	新	0.9	1.7	1.7	▲ 4.7	1.0	1.4	0.7	▲ 1.6	0.8	2.4
	旧	0.5	1.7	1.3	▲ 5.0	▲ 0.3	▲ 1.4	▲ 1.1	▲ 2.8	0.2	1.6
	差	0.5	0.1	0.3	0.3	1.3	2.8	1.8	1.2	0.6	0.8
政府最終消費支出	新	94.5	95.9	95.3	96.6	98.2	99.7	100.4	101.8	104.3	106.0
	旧	91.9	93.3	92.9	94.2	95.5	96.6	97.5	98.8	101.0	102.3
	差	2.6	2.6	2.4	2.3	2.6	3.1	2.9	3.0	3.3	3.8
公的固定資本形成	新	26.4	25.7	25.1	26.6	24.7	24.2	24.4	26.9	27.1	26.7
	旧	22.8	22.1	21.2	22.8	21.3	20.8	21.0	23.6	23.7	23.0
	差	3.7	3.6	3.9	3.7	3.3	3.4	3.4	3.3	3.4	3.7
公的在庫変動	新	▲ 0.0	0.1	▲ 0.0	0.0	▲ 0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	旧	▲ 0.0	0.1	0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	0.1	▲ 0.0	0.0	0.1	0.0
	差	▲ 0.0	0.0	▲ 0.1	0.1	0.0	▲ 0.0	0.1	0.0	▲ 0.0	▲ 0.0
財貨・サービスの輸出	新	85.8	94.4	80.4	66.2	75.9	73.1	72.5	82.8	92.3	91.7
	旧	84.1	92.4	78.6	64.6	74.1	71.2	70.6	80.0	88.4	87.4
	差	1.7	1.9	1.8	1.6	1.8	1.9	1.9	2.8	3.9	4.3
財貨・サービスの輸入 (控除)	新	77.5	85.0	80.8	60.7	70.0	77.7	81.3	96.6	100.9	91.6
	旧	76.9	84.4	80.2	60.2	69.5	77.3	80.8	95.9	99.8	90.5
	差	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5	0.7	1.2	1.1

※: 各項目の上段(新)は平成23年基準、中段(旧)は平成17年基準の計数を示す。

計』(総務省)の二回分の調査(平成20(2008)年、25(2013)年調査)を取り込んだ³ことにより、2000年代半ば以降、民間最終消費支出の水準が上方改定されたことがある。また、2015年度については、先述のとおり、速報値から詳細な基礎統計を取り込んだ年次推計値に改定された際、特に民間最終消費支出への影響が大きかったことがある。政府最終消費支出については、R&Dの計上方法の変更(研究開発投資分を控除する一方、これに係る固定資本減耗を新たに計上)といった2008 SNA対応の影響を受ける需要項目ではあるが、これによる改定は小さく、むしろ公費負担医療給付⁴を民間最終消費支出ではなく本項目に計上したことなど、主に通常の基準改定要因により上方改定されている。民間在庫変動の改定幅は全体的には大きなものではないが、2011年度について

ては、『平成24年経済センサス-活動調査』を取り込んだことにより、流通品を中心に改定幅がやや大きくなっている。一方、公的在庫変動は、防衛装備品のうち弾薬類の計上が影響しているものの改定幅は限定的となっている。

以上のように今回の基準改定は、2015年度でみた改定額が30兆円を上回るなど、名目GDP水準に上方改定をもたらすものとなったが、これにより、従来GDPに含まれていなかったR&Dが投資として計上されるなど、一国経済の動向が最新の国際基準に沿って更に包括的に捕捉されるようになり、また、新たな推計手法の開発の成果も反映されたことなどから、より経済の実態に即したGDPの姿になったと考えられる。

³ 前回の基準改定であり、2011年度に実施した「平成17年基準改定」においては作業スケジュールとの兼ね合いにより、「住宅・土地統計」の平成20年調査結果を取り込むことができなかった。

⁴ 生活保護における医療扶助分等である公費負担医療給付について、17年基準では「経常移転」の内訳項目である「現物社会移転以外の社会給付」の「社会扶助給付」として計上していた(すなわち、家計が経常移転を受けて、家計が最終消費支出しているものとして計上)ところ、23年基準では「政府最終消費支出」の内訳項目である「現物社会移転」の「現物社会移転(市場産出の購入)」に計上するよう扱いを変更した。

(2) 実質GDP成長率の改定状況について

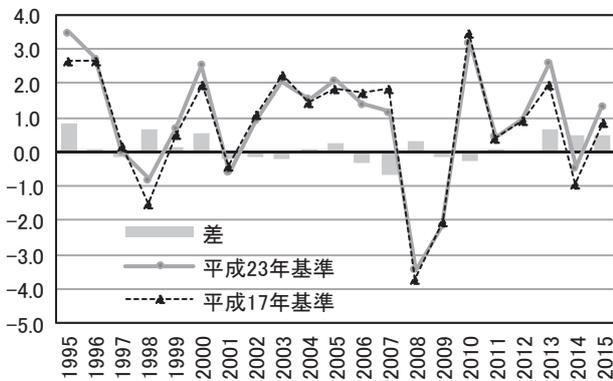
前述のように、名目GDPの水準は平成23年基準改定によって全体的に上方改定されたが、実質GDP成長率の改定状況はどのようなものであつたらうか。今回の基準改定による1995～2015年度の実質GDP成長率の改定は、年度によって上方改定、下方改定がまちまちとなったが、この期間の平均成長率でみると平成17年基準での0.8%に対し平成23年基準では0.9%と0.1%ポイントの改定にとどまった(図表1-3)。改定幅の絶対値について平均をとってみても、0.3%ポイント程度となり、過去2回の基準改定時と比べてほぼ同程度の改定幅となっている。ただし、直近3年間については、上記の平均よりやや大きい0.5～0.6%ポイント程度成長率がそれぞれ上方改定されている。

この直近3年間の需要項目ごとの寄与度の差をとることで、改定の要因をみたのが図表1-4である。まず、2013年度は平成17年基準での前年比2.0%が平成23年基準で同2.6%に改定にされているが、これは建設部門における産出額の推計手法改善による民間企業設備の改定が大きく寄与している。具体的には、平成17年基準

までは、建設部門の産出額について、基準年は『産業連関表』の計数を基にしつつ、延長年や中間年については、建設活動に要したインプット(建設資材や人件費)の動きを用いて推計していたのに対し、平成23年基準では、より推計精度を高める観点から工事出来高というアウトプットの動きを示す基礎統計を用いる方式を開発した。2013年度については、アウトプットベースの推計を行ったことにより、東日本大震災からの復興需要等の建設投資の拡大がよりの確に捕捉されるようになったと言える。次に、2014年度については、平成17年基準での前年比▲0.9%が平成23年基準で同▲0.4%に改定されているが、これはR&D資本化の反映等による民間企業設備の改定によるところが大きい。R&D資本化はGDPに対しては専ら水準に与える影響が大きいが、同年度については、基礎統計である『科学技術研究統計』(総務省)でも研究費の支出が特に伸びており、こうした状況が今回改定で反映されたと言える。最後に、2015年度は平成17年基準での前年比0.9%が平成23年基準で同1.3%に改定されているが、これは前述のとおり、QEから年次推計にかけた詳細な基礎統計の反映による民間最終消

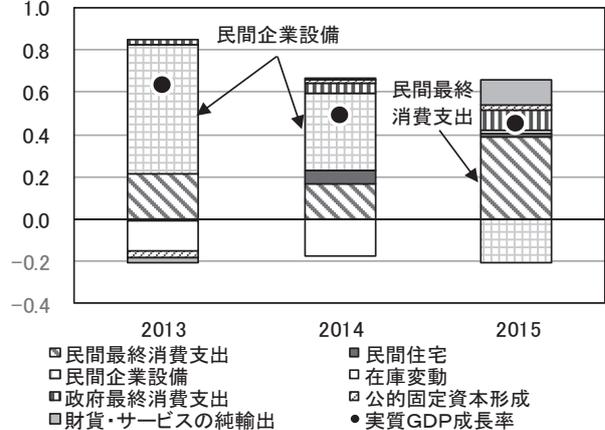
図表1-3 実質GDP成長率の改定状況

(前年度比、%)



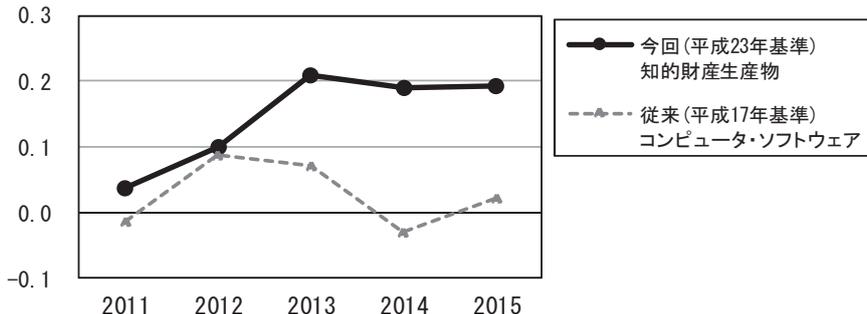
図表1-4 実質GDP需要項目別寄与度差

(%ポイント)



図表1-5 R&D (総固定資本形成の「知的財産生産物」)
(17年基準のコンピュータ・ソフトウェアとの対比)

(実質前年度比寄与度、単位：%)



費支出（家計最終消費支出）の改定が主な要因となっている。

なお、先に述べたように大きな影響を与えた R & D の資本化については、総固定資本形成を形態別に分けた際の内訳である「知的財産生産物」⁵の動きでも確認することができる。図表 1-5 は、実質 GDP に対する前年度比寄与度を平成 17 年基準において対応する系列である「コンピュータ・ソフトウェア」と比較したものだが、2013 年度以降は、R & D の資本化を含む「知的財産生産物」が「コンピュータ・ソフトウェア」の動きと乖離して、3 年連続で実質 GDP を 0.2%ポイント程度押し上げている。R & D の資本化の反映が名目 GDP の水準の改定に大きく影響したことは前述の通りであるが、実質 GDP 成長率の改定においても一定のインパクトがあったことを示している。

（3）2015 年度の実質 GDP 及びその需要項目の動向について

ここでは、平成 27 年度国民経済計算年次推計からみた直近の経済動向について概観する。2015 年度は、名目 GDP が前年比 2.8%増、実質 GDP が同 1.3%増、GDP デフレーターが同 1.4%上昇と、18 年ぶりに揃って前年

比プラスとなった。しかし、緩やかな景気回復が続く中でも、内需では消費や設備投資は力強さを欠いており、外需も横ばい圏内の動きとなっている。

2015 年度の実質 GDP 成長率は前年比 1.3%と、2014 年度のマイナス成長からプラスに転じた。需要項目別にみると、消費税率の引上げによる駆け込み需要の反動から 2014 年度に前年比マイナスとなっていた民間最終消費支出（前年比 0.5%増）と民間住宅⁶（同 2.7%増）がプラスとなった。また、民間企業設備（同 0.6%増）、民間在庫変動（前年比寄与度 0.4%ポイント増）も増加に寄与した結果、民間需要は前年比 1.1%増で、GDP に対して 0.8%ポイント増加に寄与した。公的需要をみると、公的固定資本形成は補正予算による公共事業等で 2013 年度に大きく増加した後は、2014 年度、2015 年度と前年比 2%程度の減少が続いた（2015 年度は同 2.0%減）一方、政府最終消費支出は高齢化の進展等を背景とした社会保障関係費の増加等により前年比 2.0%増となっており、公的需要全体では前年比 1.2%増、前年比寄与度 0.3%ポイント増となった。外需（財貨・サービスの純輸出）をみると、財貨・サービスの輸出が前年比 0.8%増、財貨・サービスの輸入が前年比 0.2%減（GDP 成長率にはプラスに寄与）となり、前年比寄与度は 0.2%ポイント増と

図表 1-6 実質 GDP 成長率 需要項目別前年度比、寄与度

（平成 23 暦年連鎖価格、単位：％）

(年度)	2013		2014		2015	
	前年度比	寄与度 (対GDP)	前年度比	寄与度 (対GDP)	前年度比	寄与度 (対GDP)
国内総生産 (GDP)	2.6	***	▲ 0.4	***	1.3	***
国内需要	3.1	3.2	▲ 1.0	▲ 1.1	1.1	1.1
民間需要	3.1	2.4	▲ 1.4	▲ 1.0	1.1	0.8
民間最終消費支出	2.7	1.6	▲ 2.7	▲ 1.6	0.5	0.3
家計最終消費支出	2.7	1.6	▲ 2.6	▲ 1.5	0.3	0.2
除く持ち家の帰属家賃	3.0	1.4	▲ 3.4	▲ 1.6	0.1	0.1
民間住宅	8.3	0.3	▲ 9.9	▲ 0.3	2.7	0.1
民間企業設備	7.0	1.0	2.5	0.4	0.6	0.1
民間在庫変動	***	▲ 0.5	***	0.5	***	0.4
公的需要	3.1	0.8	▲ 0.1	▲ 0.0	1.2	0.3
政府最終消費支出	1.7	0.4	0.4	0.1	2.0	0.4
公的固定資本形成	8.6	0.4	▲ 2.1	▲ 0.1	▲ 2.0	▲ 0.1
公的在庫変動	***	0.0	***	0.0	***	▲ 0.0
(再掲) 総固定資本形成	7.5	1.7	▲ 0.2	▲ 0.1	0.3	0.1
財貨・サービスの純輸出	***	▲ 0.5	***	0.6	***	0.2
財貨・サービスの輸出	4.4	0.7	8.7	1.4	0.8	0.1
財貨・サービスの輸入 (控除)	7.1	▲ 1.2	4.1	▲ 0.8	▲ 0.2	0.0

⁵ 「知的財産生産物」は、コンピュータ・ソフトウェア、研究・開発 (R & D)、鉱物探査・評価を計上したものである。少額ではあるが、平成 23 年基準では鉱物探査・評価を含んでいること、コンピュータ・ソフトウェアについても平成 17 年基準から平成 23 年基準にかけて基礎統計の反映により一定の改定が生じていることには留意が必要であるが、新旧基準の差を見ることにより、概ね R & D 資本化のインパクトを確認することができる。

⁶ 平成 28 年度年次経済財政報告では、日本銀行の金融緩和を受けて住宅ローン金利が低水準で推移したことや省エネ住宅ポイント等の各種住宅支援策の効果が発現したこともプラス要因になったと分析している。

なった（図表1-6）。

このほか2015年度の経済動向で興味深い点の一つは、訪日外国人が日本国内で行った消費、いわゆるインバウンド消費の動向である。2015年の訪日外国人数は、燃油サーチャージの値下げや為替の円安方向への推移による割安感の定着等⁷を背景に、前年比47.1%増の1,973万7千人と、当時の政府目標であった2,000万人の達成に迫るほど急増した。これに伴い、2015年度のインバウンド消費は、実質GDP成長率に対して前年比0.2%ポイント増加に寄与している。なお、インバウンド消費は、GDP統計においては民間最終消費支出ではなく、「非居住者家計の国内での直接購入」として財貨・サービスの輸出に計上される。

（4）GNI（国民総所得）の動向について

ここで、GDPに近接する概念であり、国民経済を所得面で捉える指標であるGNI（国民総所得）についても触れておく。まず、名目で見えた場合、GNIはGDPに「海外からの所得の純受取（受取－支払）」を加えた概念であるが、2015年度の名目GNIは、GDPと同じく前年比2.8%増となった（図表1-7の（名目））。これは海外からの所得の受取と支払がともに前年比増となったものの（前者が前年比5.2%、後者が同9.8%）、前者から後者を控除した「海外からの所得の純受取」の前年比寄与

度は0.1%ポイントにとどまったことによる。

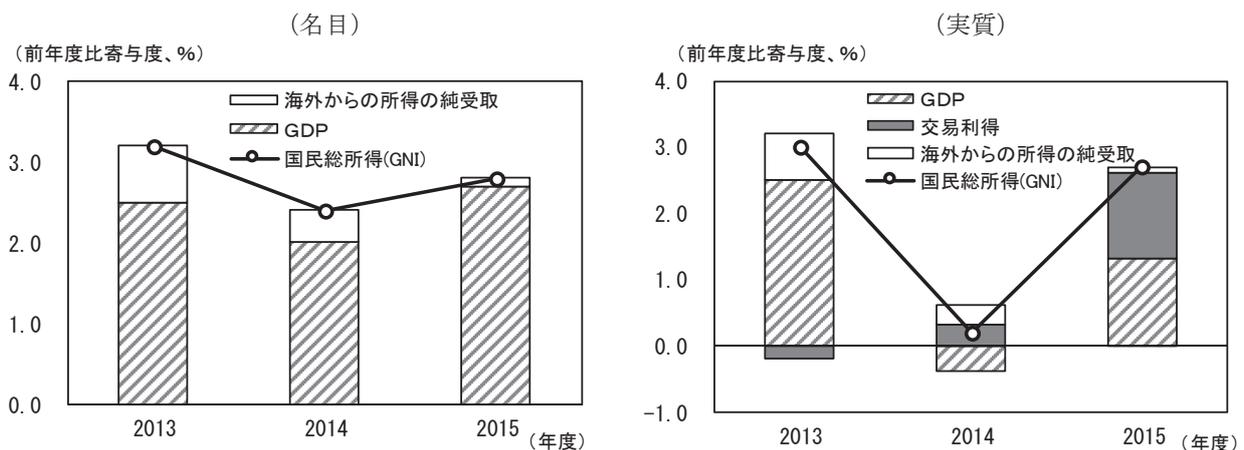
一方、実質でみたGNIはGDPに「海外からの所得の純受取」とともに海外との交易条件（輸出価格の輸入価格に対する比）の変化に伴う購買力の変化を表す交易利得・損失⁸を加えたものである。この実質GNIは、前年比2.7%増と、実質GDPの前年比（1.3%増）を上回る結果となった（図表1-7の（実質））。これは、「海外からの所得の純受取」の前年比寄与度が名目値と同様0.1%ポイントにとどまったのに対して、2014年後半からの原油等エネルギー価格の下落を背景に、交易条件の改善が進んだことで、交易利得が実質GNIに対して前年比1.3%ポイント増加に寄与したことによるものである。

（5）最終需要の動向について

平成27年度国民経済計算年次推計（支出系列等）及び平成28年7-9月期2次速報の公表時より、参考系列として「最終需要」が新たに表章され、毎回の速報公表資料でも利用可能となった。これは、GDPから民間在庫変動及び公的在庫変動を控除したもので、在庫変動以外の需要項目の合計、すなわち最終消費支出と総固定資本形成、財貨・サービスの純輸出の合計である⁹。

「在庫変動」については、特に四半期ベースではGDP成長率を大きく振れさせることがあり得¹⁰、そうした場

図表1-7 名目・実質GNI前年度比寄与度



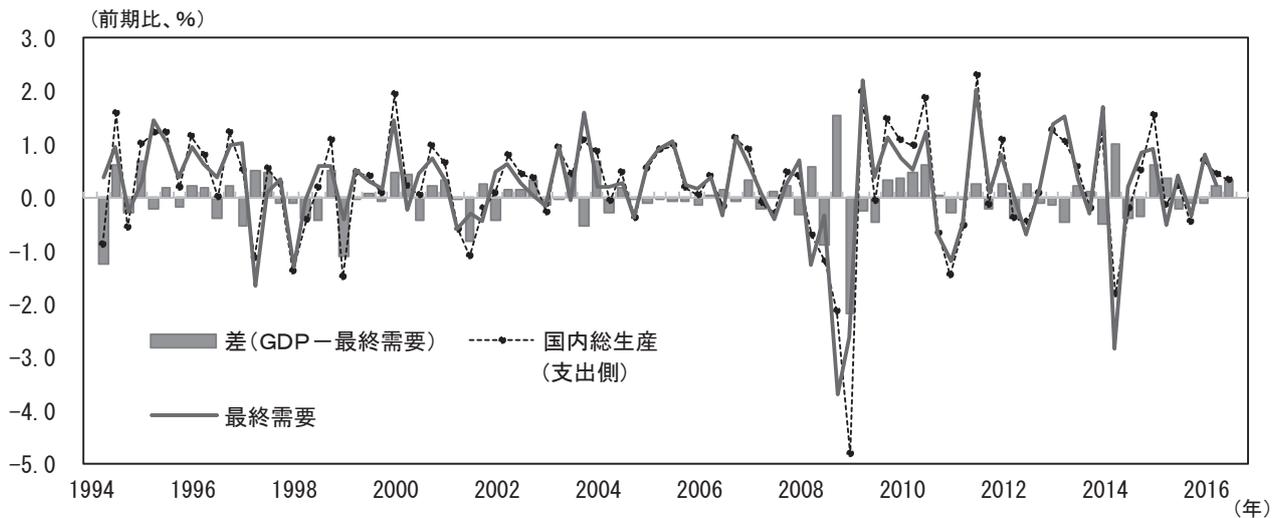
⁷ 日本政府観光局（JNTO）の報道発表資料（平成28年1月19日）では、訪日外国人増加の主な要因として、クルーズ船の寄港増加、航空路線の拡大、燃油サーチャージの値下がりによる航空運賃の低下、これまでの継続的な訪日旅行プロモーションによる訪日旅行需要の拡大、円安による割安感の定着、ピザの大幅緩和、消費税免税制度の拡充等が挙げられている。

⁸ 海外との貿易に係る交易条件の変化に伴う実質所得（購買力）の変化のこと。詳細は国民経済計算の「用語解説」を参照されたい。
http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h27/sankou/pdf/term.pdf

⁹ 例えば、米国でも“Final sales of domestic product”として公表されている。

¹⁰ IMFの四半期別国民経済計算マニュアルでも、在庫変動はGDPの小さな構成項目であるが、大きなプラスから大きなマイナスに大きく振れることがあり得、しばしば四半期別成長の主要因の1つとなる、などと記述されている。

図表 1-8 実質の最終需要と GDP の成長率



合に GDP から在庫変動による要因を取り除いた系列である「最終需要」でも経済動向を捉えることに一定のニーズがあると考えられる¹¹。

図表 1-8 は実質の最終需要と GDP の成長率の推移を示している。両者は、基本的に動きは一致しているものの、消費税率引上げによる影響が在庫投資によって平準化されたとみられる時期などを除けば最終需要の方がやや振れ幅の小さい傾向にある。あくまで参考系列であるものの、その性質を理解した上で参照すれば、経済局面のより明快な理解に資することが期待される。

2 分配系列の動向

(1) はじめに

本章では、生産活動と当該生産活動により生み出された所得の配分、及び配分された所得により行われる消費支出を示す「所得支出勘定」について概観する。特に、同勘定に表章されている家計の貯蓄（貯蓄率）について、17 年基準（前回基準）と 23 年基準（今回基準）とを比較し、その改定要因を分析する。所得支出勘定の基本的な流れを追いながら、家計の貯蓄に大きく寄与する概念上の変更点を触れるとともに、主要な数値がどのように変化したのかについて述べていきたい¹²。

「(2) 所得支出勘定とは」では、所得支出勘定の流れ

を説明し、その最終バランス項目である貯蓄がどのようにして導き出されるか、また、貯蓄の中で特に注目される家計の貯蓄に関して今回の基準改定でどのような変更点があるかに触れることとしたい。「(3) 主要計数の紹介と分析」では、分配系列において特に主要な計数である雇用者報酬・可処分所得・貯蓄の動向について述べる。

(2) 所得支出勘定とは

所得支出勘定は、SNA 体系における生産活動と消費活動とを結ぶもので、生産の成果（付加価値）がどのように配分されたか（第 1 次所得の配分勘定、所得の第 2 次分配勘定等）及びそのようにして配分された所得がどのように消費支出に利用されたのか（所得の使用勘定）を示す勘定体系である。所得支出勘定では、金融機関、非金融法人企業、一般政府、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体の 5 つの制度部門ごとにどれだけの額を支払いどれだけの額を受け取ったかが勘定形式で記録されており、生産活動の結果発生した所得がどのように分配され、どれだけが消費支出され、残りが貯蓄に回るのかを示す役目を果たす。制度部門ごとに勘定は複数あるが、各勘定が相互に関連しており、「所得の発生勘定」に始まり、「第 1 次所得の配分勘定」、「所得の第 2 次分配勘定」と続き、最終的に「所得の使用勘定」で各制度部門の貯蓄につながる¹³。また、所得支出勘定は

¹¹ 例えば、平成 27 年 11 月の「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」では、資料の中に GDP と最終需要の両方を掲載して、説明に使用した。

<http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/2015/11kaigi.pdf>

¹² 本章では、家計の貯蓄を求めるために必要な項目について触れるが、所得支出勘定の各項目の詳細については、「2008SNA に対応した我が国国民経済計算について（平成 23 年基準版）」を参照されたい。（<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/2008sna.html>）

¹³ 家計、一般政府、対家計民間非営利団体の場合は「現物所得の再分配勘定」という勘定があり、そこで「調整可処分所得」という項目が表章されるので、少し事情が異なる。ただし、他の制度部門と同様に可処分所得からのアプローチでも貯蓄を求めることはできる。

受取と支払の総額は同額となる。そのため、受取と支払が同額になるように調整するためのバランス項目（受取の総額から支払の項目の総額を引いたもの）が各勘定に存在する。所得の発生勘定は「営業余剰・混合所得」、第1次所得の配分勘定では「第1次所得バランス」、所得の第2次配分勘定では「可処分所得」、所得の使用勘定では「貯蓄」となる。このバランス項目が次の勘定で受取、つまりもともと所有していた金額として計上される。たとえば、第2次所得の配分勘定では受取項目に「第1次所得バランス」が、所得の使用勘定では受取項目に「可処分所得」が計上され、このバランス項目の増減は次の勘定に影響する。なお、それぞれのバランス項目は固定資本減耗を控除する前の「総」ベースと、これを控除した後の「純」ベースがあるが、ここでは一般的に用いられることが多い「純」ベースの計数を用いる。

制度部門は5つあり各制度部門で発生する項目は異なるが、以下では主に家計¹⁴に着目し、その貯蓄の動向を概観する。

（所得の発生勘定）

所得の発生勘定は、生み出された付加価値が労働（雇用者報酬）、企業（又は資本）（営業余剰・混合所得）、および政府（生産・輸入品に課される税（マイナス）補助金）に分配される流れを示した勘定表である。JSNAでは一国全体の所得の発生勘定を推計、表章している。所得の発生勘定のバランス項目は営業余剰・混合所得である。

（第1次所得の配分勘定）

第1次所得の配分勘定は、所得の発生勘定で現れる「雇用者報酬」、「営業余剰・混合所得」に加えて、財産所得の受払いを加えて推計、表章したもので、各制度部門について勘定が作成される。当該勘定のバランス項目は「第1次所得バランス」である。家計については、雇用者報酬の受取（雇用者報酬は家計の勘定にのみ現れる）、営業余剰・混合所得の受取（持ち家産業を含む個人企業分）、財産所得の支払及び受取、バランス項目としての第1次所得バランスが記録される。

「雇用者報酬」は「賃金・俸給」に、厚生年金等の社会保険料や企業年金への掛金等のうち事業主（雇主）の負担分である「雇主の社会負担」を加えたものである。雇主が、雇用者のために負担している社会保険料等の事業主負担分を雇用者報酬に加算するのは、当該負担分

も雇用者である家計に一度支払って、雇用者が当該社会負担を政府等に支払っているものと擬制計算するためである（これを「迂回処理」と言う）。次に「営業余剰・混合所得」は、家計の場合、住宅賃貸業（持ち家）以外の個人企業の「混合所得」と住宅賃貸業（持ち家）の「営業余剰」で構成される。所得の発生勘定で見たように、生み出された付加価値は、企業（営業余剰）、家計（雇用者報酬）及び政府に分配されるが、住宅賃貸業（持ち家）以外の個人企業の場合、生み出された付加価値を企業分（営業余剰）と雇用者分（雇用者報酬）に分けようとしても、両者が一体となっており分割することができないことから、「混合所得」として一括に計上している。一方、家計が所有している持ち家は実際には賃料などは払わないものであるが、SNA上では自分の所有している持ち家から、住宅サービスが生み出されており、当該サービスに対する賃料を自ら払ったものと記録している（当該産業を本稿では「住宅賃貸業（持ち家）」と呼んでいる）。つまり、当該「住宅賃貸業（持ち家）」は住宅サービスを産出しており、中間投入を控除した分の付加価値が発生する。「住宅賃貸業（持ち家）」については雇用者報酬が概念上存在しないという整理で、「混合所得」ではなく「営業余剰（持ち家）」として、所得の発生勘定のバランス項目が算出される。

最後に、「財産所得」は金融資産や土地などを運用したことにより生じる所得のことである。具体的には利子や配当、賃貸料などがこの項目にあたる。「財産所得」については、自らの運用による利子収入などに加え、銀行等からの借入れに対する利子の支払いなどがあるため、支払にも計上される。

これらの3つの項目から、家計においては「第1次所得バランス」は以下の式であらわされる。

$$\begin{aligned} \text{第1次所得バランス} &= \text{雇用者報酬} + \text{営業余剰} \cdot \text{混合所得} \\ &\quad + \text{財産所得(受取)} \\ &\quad - \text{財産所得(支払)} \cdots (1) \end{aligned}$$

つまり、「第1次所得バランス」は、雇用に関する受取（雇用されている場合は「雇用者報酬」、個人企業の場合は「混合所得」の一部）に、所有している財産から得られる純受取（「財産所得」の受取マイナス支払）、個人企業としての企業の得る利益（「混合所得」の一部及び「営業余剰（持ち家）」）を加えたものとなる。

また、上記の式の結果より導きだされた「第1次所得

¹⁴ 所得支出勘定の「5. 家計（個人企業を含む）」と同一

バランス」は、「所得の第 2 次分配勘定」にて受取項目の一つとして存在し、「可処分所得」に影響する。

今回の基準改定では、「雇用者報酬」に関してその定義・範囲や推計手法及び水準に変更があったが、当該点については「(3)主要計数の紹介と分析」において解説する。

(所得の第 2 次分配勘定)

所得の第 2 次分配勘定は、第 1 次所得の配分勘定のバランス項目である「第 1 次所得バランス」から始まり、これに、「所得・富等に課される経常税」、「純社会負担」、「現物社会移転以外の社会給付」などの経常移転のやり取りを計上するもので、バランス項目は「可処分所得」である。家計については、「第 1 次所得バランス」から始まり、「所得・富等に課される経常税」の支払、「純社会負担」の支払、「その他の経常移転」の支払及び受取、「現物社会移転以外の社会給付」の受取が加除され、可処分所得が導かれる。

「所得・富等に課される経常税」とは、所得や利潤を得た時に、一般政府に対して支払が課される経常的な移転取引のことである。相続税や贈与税など経常的に支払いが行われないものは含まれない。税であるため、家計などが支払い、一般政府が受け取ることとなり、具体的には所得税や住民税などが該当する¹⁵。

次に、「純社会負担」とは 17 年基準における「社会負担」に対応する項目であり、2008SNA で年金受給権の記録に関する勧告が変更・明確化されたことに伴い、構成項目も図表 2-1 の通り変更となっている。「純社会負担」とは老齢や疾病等の事由が生じた際に社会保険制度から給付を受け取るよう、社会保険制度に対し家計が行う支払のことを指す。ここで「純社会負担」の構成項目を見てみると、「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」という第 1 次所得の配分勘定の「雇用者報酬」の構成項目と同じ項目がある。「雇用者報酬」は受取、「純社会負担」は支払であるため、第 1 次所得の配分勘定で「雇用者報酬」の一部として受け取り、所得の第 2 次分配勘定で「純社会負担」の一部として支払うことになり、結果としてキャンセルアウトされる。そのため、バランス項目である可処分所得にはこれらの構成項目は反映されなくなる。同様に、詳細は省略するが、「財産所得」の受取にある「年金受給権に係る投資所得」と「純社会負担」の構成項目の「家計の追加社会負担」は、年

金受給権の運用による増加分を追加的に社会保険制度に支払ったものと迂回処理しているものであり可処分所得には反映されない。

「現物社会移転以外の社会給付」は、ある特定の事象や状況から生じる様々なニーズに備えるために家計に支払われる経常移転のうち、現物社会移転以外のものを指す。現物社会移転とは、無料か経済的に意味のない価格のいずれかによって、政府および対家計民間非営利団体から家計に提供される財・サービスであり、非市場産出分と、市場産出の購入分に分かれる。前者は政府や非営利が自ら生産しているサービスを無料または経済的に意味のない価格で受け取るものであり、具体的には国公立や私立の学校教育など、後者は、医療サービスや介護サービスの公費負担分などが例として挙げられる。「現物社会移転以外の社会給付」はこれらの現物以外の社会給付であることから、現金による支払が主なものとなり、「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」、「その他の社会保険非年金給付」、「社会扶助給付」から成り立つ。その中でも政府による公的年金や児童手当などである「現金による社会保障給付」が最も占める割合が大きい。「その他の社会保険年金給付」には、企業年金による給付や（後述する）発生主義で記録する退職一時金の支給額が、「その他の社会保険非年金給付」には発生主義で記録される以外の退職一時金の支給額等が記録される。「社会扶助給付」は生活保護費や恩給等が記録される。なお、同項目には、平成 17 年基準では公費負担医療給付（生活保護法等に基づく政府による医療費負担分）が計上されていたが、平成 23 年基準では現物社会移転に記録されていることに注意されたい。

「その他の経常移転」は今まで紹介した「所得・富等に課される経常税」、「純社会負担」、「現物社会移転以外の社会給付」以外の経常移転のことを指し、内訳項目は家計の場合、「非生命純保険料」「非生命保険金」「他に分類されない経常移転」に分けられる。まず「非生命純保険料」は家計が支払う損保や定型保証などの生命保険以外の保険料等のことであり、「非生命保険金」は保険会社や定型保証会社から家計が受け取る保険金等のことである。ただし、「非生命保険金」には、巨大災害が発生した際の保険金の支払いは含まれず、例えば東日本大震災の保険金は含まれていない¹⁶。「他に分類されない経常移転」は、罰金や社会給付以外のその他の移転¹⁷など

¹⁵ 17 年基準では「生産・輸入品に課される税」に分類されていた事業税も今回の基準改定から、「所得・富等に課される経常税」に含まれる。

¹⁶ こういった巨大災害は「経常移転」ではなく、「資本移転」として記録される。

¹⁷ 個人間の仕送り（居住者而非居住者間の労働者送金を含む）、贈与、寄付（義援金等）の移転が含まれる。

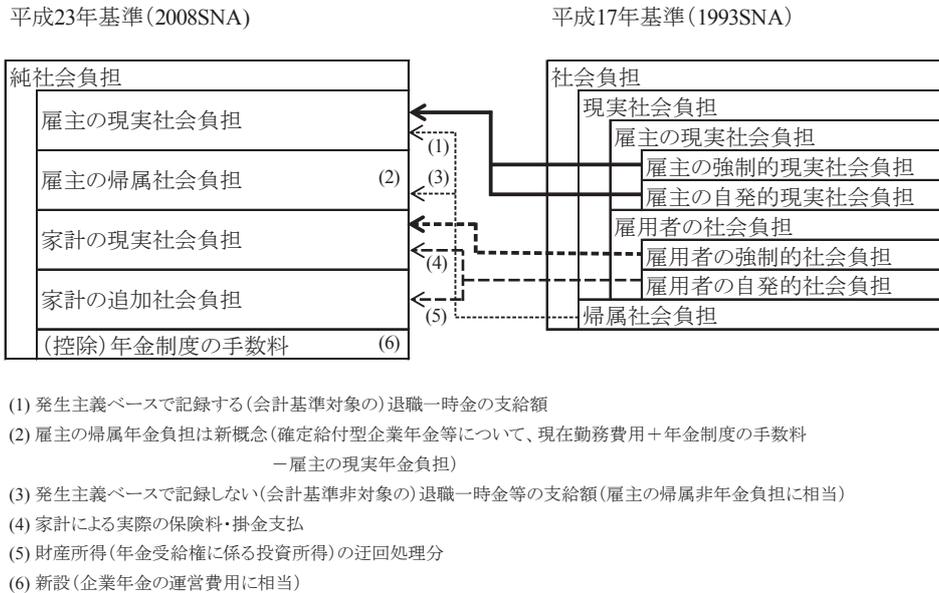
が含まれている。

下の式で表される。

これらの各項目を差し引きし、家計の可処分所得は以

$$\begin{aligned} \text{家計の可処分所得} = & \text{第1次所得バランス} + \text{現物社会移転以外の社会給付} + \text{その他の経常移転(受取)} \\ & - \text{所得・富に課される経常税} - \text{純社会負担} - \text{その他の経常移転(支払)} \cdots (2) \end{aligned}$$

図表2-1 基準改定による社会負担の変更点



コラム1 主要系列表2「国民所得・国民可処分所得の分配」の参考系列について

本節では、主に家計部門について記述しているが、このコラムでは、主要系列表2「国民所得・国民可処分所得の分配」(以後、主要系列表2と記載する)における変更点として参考系列の「法人企業所得」を紹介する。

主要系列表2は、生産活動によって発生した付加価値(純)を生産要素別と制度部門別とを折衷した分類項目で示すものであり、制度部門別所得支出勘定の各制度部門の該当項目から組み替えて作成している。

主要系列表2は、所得支出勘定でいうところの「第1次所得の配分勘定」と「所得の第2次配分勘定」の項目をまとめたものであり、「雇用者報酬」、「財産所得」、「企業所得」に集約され、これら3つの合計値は要素費用表示の国民所得として示される。次に、「生産・輸入品に課される税」、「補助金(控除)」を加えることによって市場価格ベースの国民所得となる。さらに、制度部門別に経常移転の純受取額が加わり、可処分所得(純)が導き出される。これらを合算したものが「国民可処分所得」となる。

今回の基準改定ではこれらの記載項目や流れにおいて基本的に変更はないものの、参考系列として、企業会計ベースの経常利益により近い概念の項目を設けることとした。具体的には、主要系列表2の「企業所得」のうち、法人企業部分、すなわち制度部門別には家計部門に含まれる個人企業を含まない部分は、所得支出勘定の企業部門の第1次所得バランスと等しく、企業会計上の経常利益¹⁸とは配当支払後である等の違いがある¹⁹。そこで、参考系列として、法人企業の企業所得のうち、配当等を支払う前の概念である「法人企業所得」を新たに推計、表章している。具体的には、法人企業部分の「企業所得(企業部門の第1次所得バランス)」に、法人企業の配分所得(配当等)の支払及び海外直接投資に関する再投資収益の支払を足し戻したものである²⁰。さらに「民間法

¹⁸ 企業会計では配当の支払は、損益計算書ではなく、貸借対照表における「利益剰余金」として計上される。

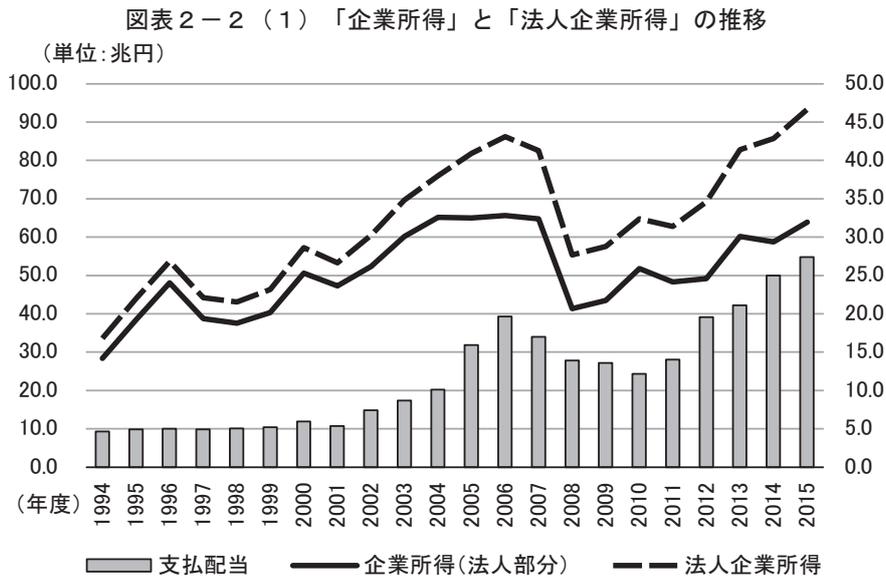
¹⁹ この他に、SNAでは在庫品評価調整を行っている点も異なる。

²⁰ 2008SNA マニュアルにおいても、第1次所得の配分勘定を「企業所得勘定」と「その他の第1次所得の配分勘定」に分け、「企業所得勘定」において同じ考え方の「企業所得」がバランス項目として定義されている。マニュアルによると、この「企業所得」は企業会計において理解されている損益の概念に近い所得概念とされている。

人企業所得」も民間法人企業の企業所得を出発点として、同一の項目を足し戻したものである²¹。

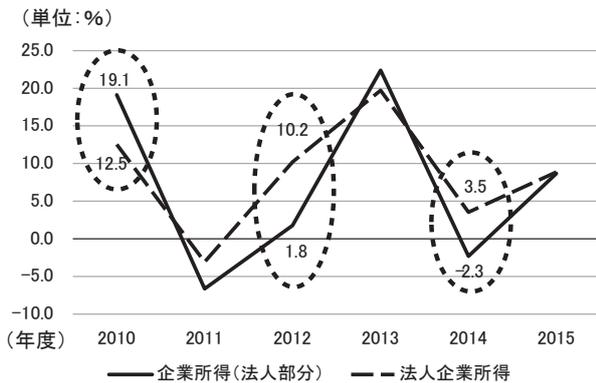
以下の図表 2-2 (1) は、「企業所得」(第 1 次所得バランス)のうち法人企業部分と今回新たに参考系列として表章した「法人企業所得」の推移(左目盛)、及び非金融法人及び金融機関の「支払配当」(右目盛り)を比較したものである。これを見ると、2000 年以前は「支払配当」が 5 兆円近辺で安定的に推移しており、「企業所得(法人部分)」と「法人企業所得」は概ね平行的に推移しているが、2000 年代中ごろを境に、世界金融危機に起因する景気後退期を除き、「支払配当」増加するとともに、「法人企業所得」の増加傾向がより顕著に表れていることが分かる。

このうち、「支払配当」の伸び率を見てみると(図表 2-2 (2))、2010 年度、2012 年度や 2014 年度のように、「企業所得(法人部分)」と「法人企業所得」の伸び率に差がある年については、「配当支払」が大きく伸びたり(2012、2014 年度)、逆に「配当支払」が大きく落ち込んでいる(2010 年度)ことが分かる。

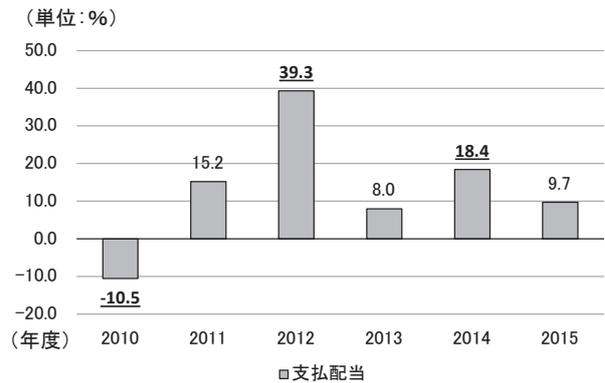


図表 2-2 (2) 2010 年以降の「企業所得」と「法人企業所得」の伸び率比較

(a) 「企業所得」と「法人企業所得」



(b) 「支払配当」



²¹ 17 年基準では「民間法人企業所得に係る所得・富税」という項目を掲載していたが、今回の基準改定では上記の掲載内容の変更に伴い主要系列表 2 からは削除されている。同項目は付表 20「民間・公的企業の所得支出勘定」における「民間法人企業」の「所得の第 2 次分配勘定」の「所得・富に課される経常税」に掲載している。

(3) 主要計数の紹介と分析

①雇用者報酬

(賃金・俸給)

平成 23 年基準での「雇用者報酬」の水準は、平成 17 年基準に比べ、概ね上方改定となった。これは、雇用者報酬の 8 割程度を占める「賃金・俸給」の中でも多くを占める現金給与が上方改定になったためである。現金給与は単純化すれば「一人当たりの賃金」と「雇用者数」の積と考えることができるが、今回の改定の要因の一つは、このうち雇用者数の推計の基礎となる「国勢調査」について、最新の平成 22 年国勢調査を反映したことにより、平成 18 年以降²²の雇用者数が大きく上方改定したことがあげられる。これに加えて、現金給与のうち役員報酬分の定義・概念の変更や推計手法の見直しも「賃金・俸給」の上方改定の要因となっている。具体的には、役員賞与の取り扱いの変更である。役員賞与は、平成 17 年基準までは「財産所得」の配当として扱われていたが、平成 17 年に施行された改正会社法により、役員賞与は役員給与と同様に費用処理されることとなったため、今回の平成 23 年基準改定を機に、JSNA でも「雇用者報酬」に算入することになった²³。また、役員賞与も含む役員報酬の推計手法についても、今回の基準改定においてよりの確にその動向を捕捉するための見直しを行っている。具体的には、役員報酬は一人当たりの役員報酬について非役員との給与格差率を求め推計を行っており、この給与格差率について、従来は「法人企業統計」の計数を活用して推計を行っていたが、「国勢調査」や「経済センサス - 活動調査」を用いて得られる SNA 上の役員の範囲との違いにより格差率を過小評価する傾向があることから、各種の基礎統計を活用し、給与格差率を適正化することとした。

(雇主の社会負担)

このように、「賃金・俸給」は種々の要因から概ね上方改定となった一方で、「雇主の社会負担」は今回の基準改定により、各年を通じて下方改定となっている。これは専ら、2008SNA への対応に伴う概念変更によるものであり、具体的には、「確定給付型企業年金等に係る発生主義での記録への変更」による。2008SNA では雇

用関係をベースとする社会保険制度（確定給付（DB）型制度）に係る取引やポジションを発生主義で記録するよう勧告されている。「発生主義」とは「債務が発生した時点でその取引を記録する」ということであり、DB 型制度について、平成 17 年基準では、「雇主の社会負担」について企業が積立を行った実額が記録される等の扱いであったものが、平成 23 年基準では 2008SNA の勧告を踏まえて、債務の発生時点で記録をするという扱いを貫徹することとなった。すなわち、DB 型制度では、概ね勤務期間に応じてその給付金額が決まる制度であるため、実際の積立額とは別に、雇用している雇員の勤続年数に応じて将来支払うべき年金債務金額が決まってくる。これらは、現在価値に割引かれて「年金受給権」として、家計の資産、金融機関の負債として計上される。DB 型制度に係る雇主の社会負担については、従前は実際に雇主が支払った掛金等負担分を記録する扱いだったものが、2008SNA では、当期における追加的な勤務に応じた受給権の増分（現在勤務増分と呼ばれ、日本の会計制度では勤務費用に相当する）を記録することとされている。そして、現在勤務増分に制度の運営費用（年金制度の手数料）を加え、実際の雇主の掛金等負担額（雇主の現実社会負担）を控除した残りは「雇主の帰属社会負担」に記録されることとなっている。

我が国の場合、DB 型制度としては、「退職給付に関する会計基準」の対象となる制度となっており、厚生年金基金や確定給付企業年金といった企業年金に加え、退職一時金も含まれる。退職一時金については、同会計基準の対象となるような発生主義で記録すべき部分について、平成 17 年基準では、「帰属社会負担」として現実の支給額を記録していたため、退職一時金支給額が雇用者報酬の水準に影響するようになっていたが、平成 23 年基準では、この部分（実際の雇主による支給額）は「雇主の現実社会負担」として記録される一方で、上述のとおり、その上位項目である「雇主の社会負担」自体は、現在勤務増分という発生主義に基づく引当額に規定されることから、雇用者報酬の水準には影響しないこととなった^{24 25}。このように、平成 23 年基準では、DB 型の企業年金等について、雇主の社会負担を含めて発生主義による記録を貫徹したことにより、実際の雇主の掛金負担

²² 平成 17 年基準では、「国勢調査」が、平成 17 年の雇用者数のベンチマークとして利用されていたため、今回、平成 22 年調査が雇用者数の平成 22 年のベンチマークに利用されるようになったことにより、前回のベンチマーク年（平成 17 年）と平成 18 年以降の雇用者数の改定につながっている。

²³ 「平成 23 年産業連関表」でも同様の見直しが行われている。

²⁴ 現在勤務増分+年金制度の手数料-雇主の現実社会負担として計算される「雇主の帰属年金負担」で調整される。

²⁵ ただし、「退職一時金」の中でも「退職給付に関する会計基準」の対象とならないものは従来通り「帰属社会負担」に含まれる。具体的には中央政府や地方政府、対家計民間非営利団体による退職一時金がこれに該当すると整理している。

や退職一時金の支給額を記録していた平成 17 年基準に比べて、雇主の社会負担が結果として下方改定される要因となった。

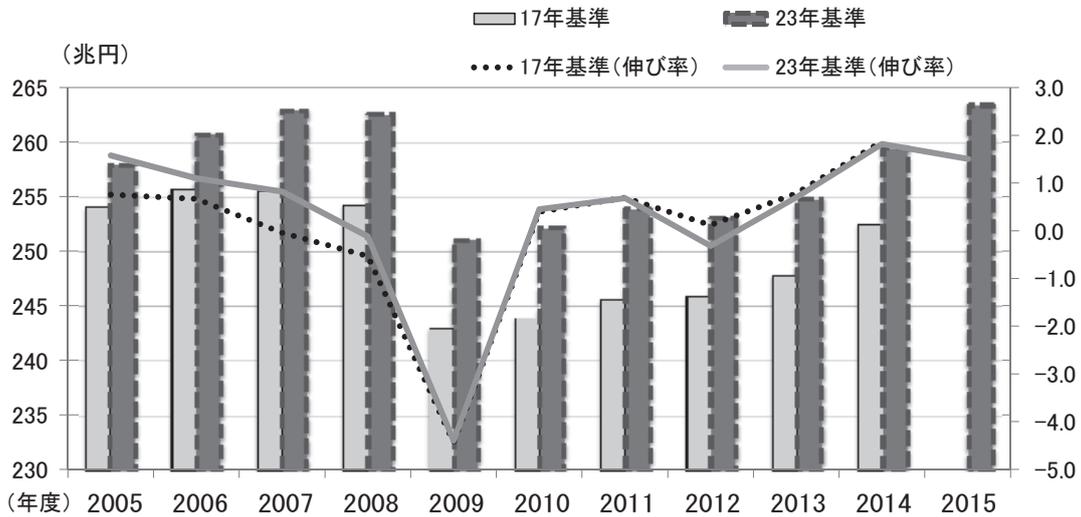
(基準改定による水準の改定)

ここからは今回の基準改定で雇業者報酬の水準や伸び率がどのように改定されたかを見ていこう。図表 2-3 に示すとおり、23 年基準改定で雇業者報酬の実額は概ね 8 兆円程度の上方改定となった。前述したように、上方改定の要因は主に「賃金・俸給」で、特に雇業者数の基礎統計が平成 22 年の「国勢調査」を取り込んだことや役員報酬の推計方法の変更によるところが大きい。一方、伸び率については、特に最近年について、基準改定

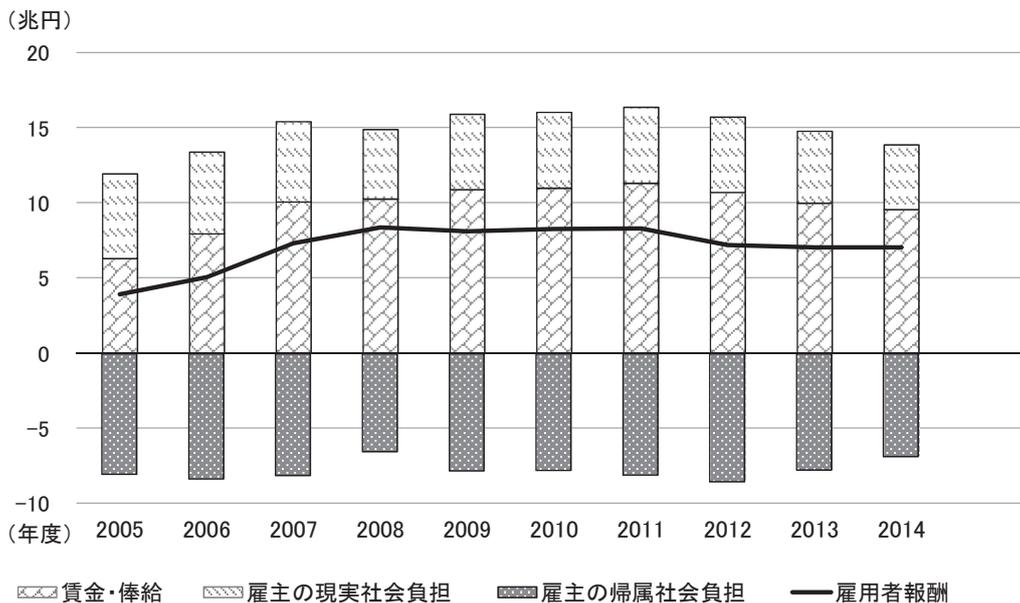
前後で大きくは変わっていない。

図表 2-4 は雇業者報酬の基準改定による改定幅を「賃金・俸給」、「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」の各項目について分析したものである。各項目別では「賃金・俸給」、「雇主の現実社会負担」は上方改定、「雇主の帰属社会負担」は下方改定となっている。「雇主の現実社会負担」の上方改定と「雇主の帰属社会負担」下方改定は退職一時金の発生主義計上分が「雇主の現実社会負担」に分類が変更になったことによるものであり、「雇主の社会負担」全体としては、2008SNA への対応により、結果として下方改定となっている。

図表 2-3 基準改定による雇業者報酬の変化（水準、伸び率）



図表 2-4 要因別雇業者報酬の基準改定による改定幅



②家計の貯蓄・可処分所得

(可処分所得)

図表2-5では、家計の可処分所得の実額と伸び率を示している。今回の基準改定によって、雇用者報酬の上方改定を主な要因として、家計の可処分所得の水準は上方改定された一方、伸び率に関しては基準改定によって大きくは変化していないことがわかる。

次に、平成23年基準における雇用者報酬と可処分所得の伸び率の関係を図表2-6に示している。これによると、平成17年基準も同様であるが、可処分所得は雇用者報酬に対して変動幅が小さいものとなっている。

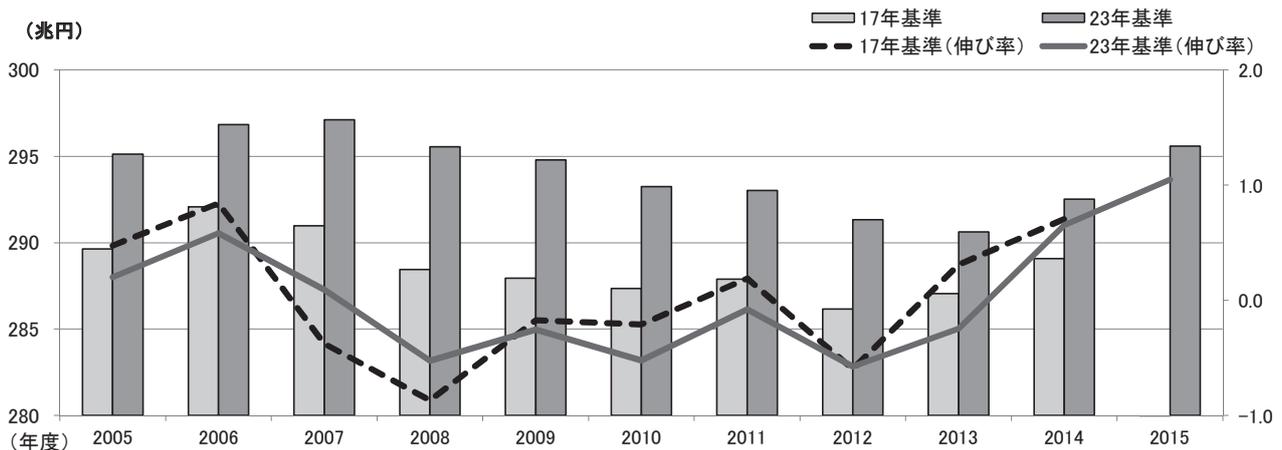
この原因について考察してみよう。まず、家計の可処分所得は(1)式と(2)式を使って、以下の通り展開できる。

$$\text{家計の可処分所得} = \text{財産所得(純)}^{26} + \text{営業余利・混合所得} + \text{雇用者報酬}^{27} + \text{現物社会移転以外の社会給付} + \text{その他の経常移転(純)} - \text{純社会負担}^{28} - \text{所得・富等に課される経常税} \cdots (3)$$

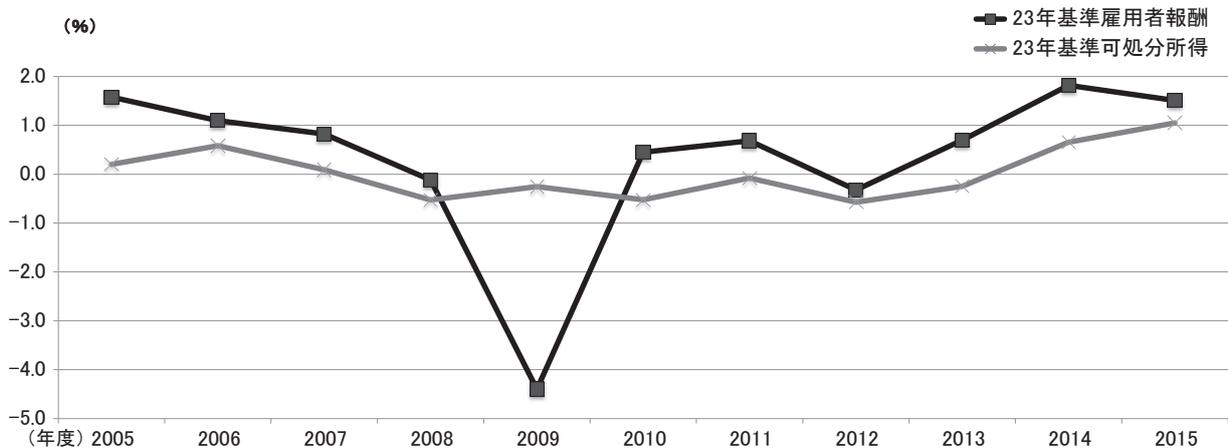
ここで、(3)の式の構成要素により、可処分所得の対前年度差を要因分解したのが図表2-7である。可処分所得の伸びと雇用者報酬の伸びの関係としては、一般に、雇用者報酬が増加すると、それに応じて所得・富等に課

される経常税や純社会負担も増加するなどにより、可処分所得の伸びが抑制されている。この背景の一つには、いわゆるビルトインスタビライザーがあると考えられるが、これに加えて、公的年金制度において、社会保険料

図表2-5 基準改定による家計の可処分所得の変化(17年基準、23年基準)



図表2-6 雇用者報酬と可処分所得の伸び率の関係

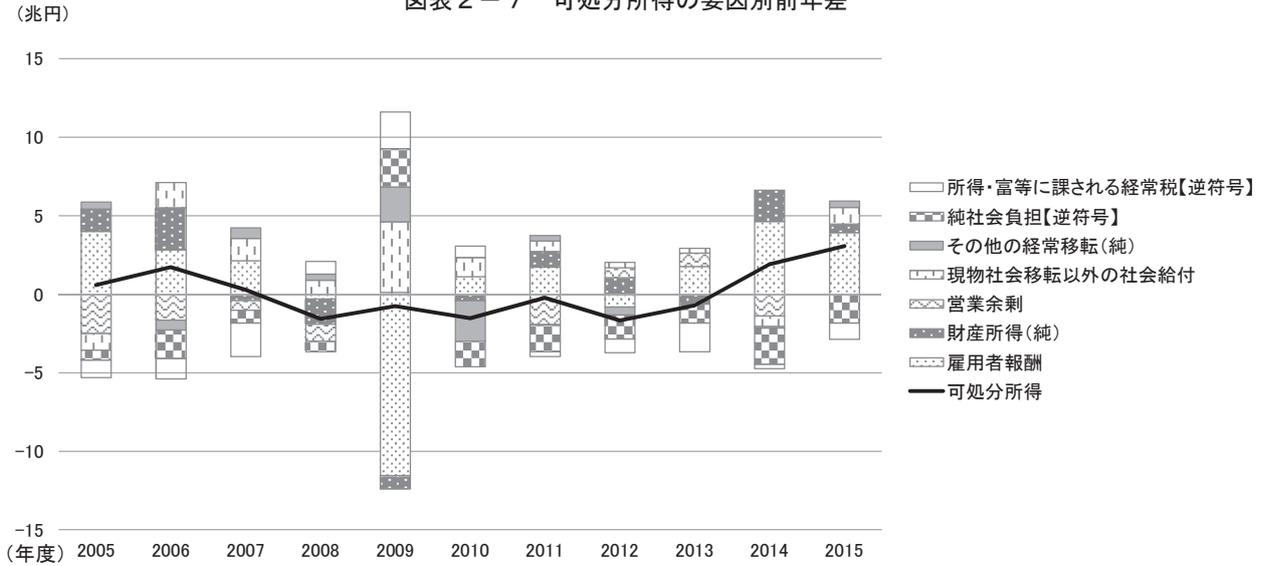


²⁶ 年金受給権に係る投資所得が、純社会負担のうち家計の追加社会負担と相殺される。

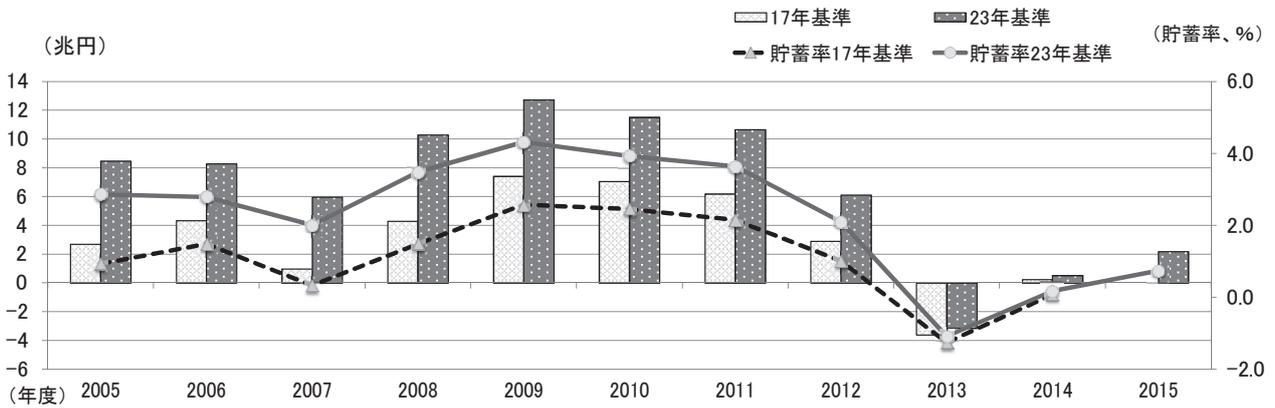
²⁷ 雇主の社会負担が、純社会負担の雇主の現実社会負担と雇主の帰属社会負担と相殺される。

²⁸ 純社会負担のうち、可処分所得への影響として残るのは家計の現実社会負担-年金制度の手数料になる。

図表 2-7 可処分所得の要因別前年差



図表 2-8 家計の貯蓄と貯蓄率 (17年基準、23年基準)



率(純社会負担に反映される)が定期的上昇する一方、年金給付は抑制措置が取られているという面があると考えられる。一方、2009年度については、世界金融危機に端を発する景気後退に伴い雇用者報酬が大きく減少する中で、純社会負担の減少や現物社会移転以外の社会給付、景気対策として行われた定額給付金やエコカー補助

金などによりその他の経常移転(純)が増加し、家計の可処分所得の減少を補っていたことがわかる。

(家計の貯蓄)

最後に家計の貯蓄、貯蓄率について概観する。家計の貯蓄率は、(4)、(5)式のとおり定義される。

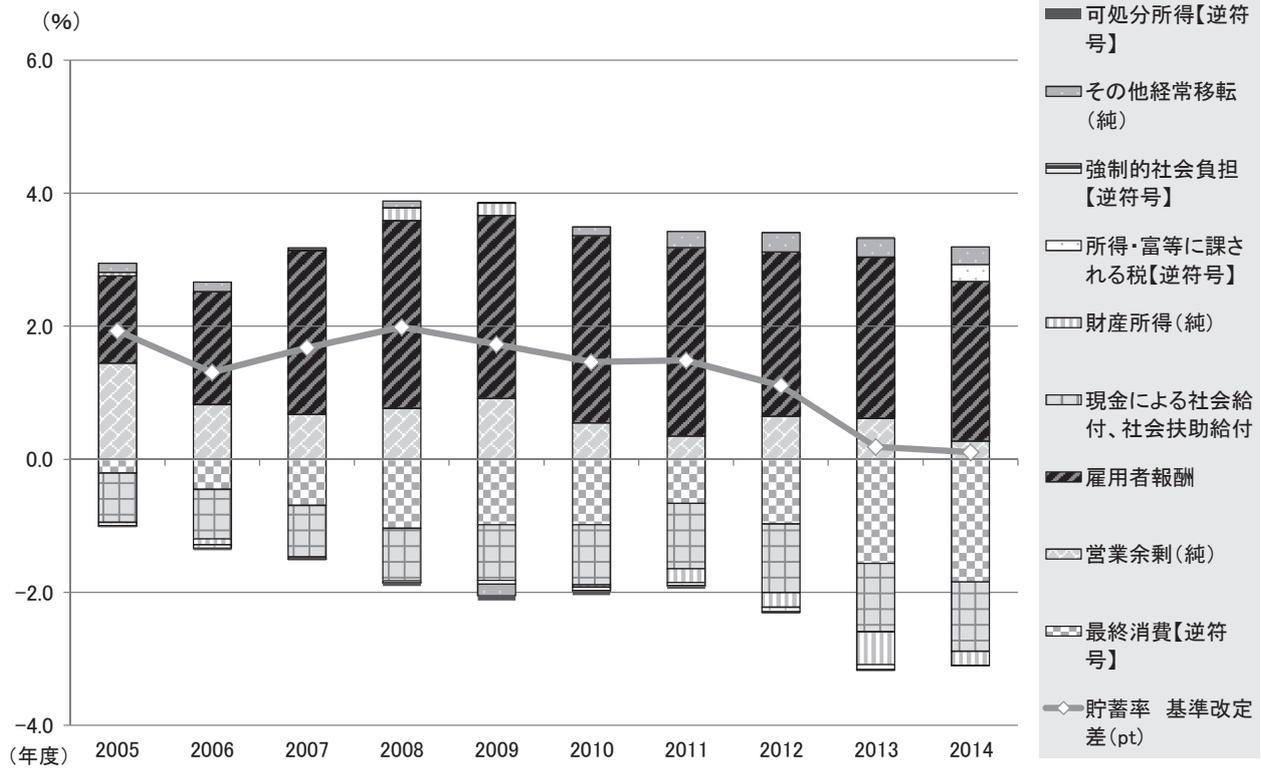
$$\begin{aligned}
 \text{貯蓄} &= \text{家計の可処分所得} + \text{年金受給権の変動調整}^{29} - \text{最終消費支出} \\
 &= \text{財産所得(純)} + \text{営業余剰} + \text{雇用者報酬} + \left(\begin{array}{l} \text{現金による社会保障給付} \\ + \text{社会扶助給付} \end{array} \right) \\
 &\quad + \text{その他の経常移転(純)} - \text{所得・富等に課される経常移転} \\
 &\quad - \text{家計の社会負担(うち一般政府への支払分)}^{30\ 31} \dots (4) \\
 \text{貯蓄率} &= \frac{\text{貯蓄}}{\text{可処分所得} + \text{年金受給権の変動調整}} \dots (5)
 \end{aligned}$$

²⁹ 17年基準における「年金基金年金準備金の変動」に対応する項目。ただし、年金受給権に係る記録の発生主義化の徹底に伴い、従来の企業年金に係る取引を記録したものに、退職給付に関する会計基準の対象となる退職一時金も含まれている。

³⁰ 家計の社会負担(うち一般政府への支払分)は「4.一般政府」の「家計の現実社会負担」の受取額から得られる。

³¹ (6)式の「純社会負担」で残っていた「家計の現実社会負担」の中でも「自発的社会負担」、「現物社会移転以外の社会給付」のうち、「その他の社会保険年金給付」が「年金受給権の変動調整」と打ち消しあう。

図表2-9 家計の貯蓄率の基準改定による変動要因



まず、図表2-8において平成17年基準と平成23年基準の貯蓄率の違いについて示す。家計の貯蓄率の大きな推移の傾向は基準改定前後で大きくは変わらないが、水準としては足元の二か年度を除いて2%ポイント程度高まっていることがわかる。この基準改定による変化の要因について項目ごとに考察したものが図表2-9³²である。2005年度から主に雇用者報酬等を通じた可処分所得の上方改定が家計貯蓄の上方改定に影響しているという傾向がある一方で、足元の2013年度、2014年度については最終消費支出の上方改定が大きくなっており、貯蓄率の改定幅は限定的なものとなっていることがわかる。

3 生産系列の動向

(1) 平成23年基準改定における主要な変更点³³

平成23年基準改定においては、前述のとおり最新の「平成23年産業連関表」等の取り込みに加え、2008SNAへの対応によるR&Dの資本化等、推計方法の改善として建設部門の産出額推計方法の見直し等があり、生産側

GDP(経済活動別国内総生産)の水準にも大きな影響があった。また経済活動別分類を国際標準産業分類(ISIC Rev.4)とできるだけ整合的になるよう見直したことにより、経済活動別付加価値の国際比較可能性が向上した。特に、これまで別掲されていた一般政府(平成17年基準では政府サービス生産者)及び対家計民間非営利団体(同対家計民間非営利サービス生産者)が市場生産者(同産業)と一体的に表章されたことで、制度部門にとらわれず、より経済活動の実態に即した付加価値の構成がわかるようになった。

さらに、基準年(平成23暦年)以降について、供給・使用表(SUT)の枠組みを導入したこともあり、統計上の不突合が大幅に縮減されるようになった。これにより、支出側GDPを推計するコモディティ・フロー法のアプローチと生産側GDPを推計する付加価値法のアプローチの結果が統合され、GDPの等価関係がより明確に表現されるとともに、GDPの推計精度が向上したと考えられる。

本章では、これらの推計方法の見直しの概略について解説するとともに、生産側GDPの推計結果について紹

³² 家計の貯蓄「率」を比較する際は分母の増減も関係しているため、分母が増えることによる貯蓄率の減少も「可処分所得(逆符号)」として項目に算入している。

³³ 平成23年基準改定における変更内容の全体像及び各変更内容の詳細については内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「国民経済計算の平成23年基準改定の概要について～2008SNAへの対応を中心に～」(2016年9月) http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq161/snaq161_b.pdf 参照。

介する。

(2) 経済活動別分類の変更

SNA の体系では、生産活動についての意思決定を行う主体の単位として「事業所 (establishment)」が位置づけられている。当該事業所のうち、同一の主活動を行っている事業所は、国際標準産業分類 (ISIC。直近のものは ISIC Rev.4) に従って同質的なグループである「産業 (industry)」に分類される。JSNA の平成 23 年基準改定では、経済活動別分類を、上記の ISIC Rev.4 とできる限り整合的な形で見直しを行った。

具体的には、平成 17 年基準までの JSNA では、市場生産者を意味する、「産業」と、非市場生産者を意味する「政府サービス生産者」や「対家計民間非営利サービス生産者」に分けた上で、更に内訳分類を設定する形となっており³⁴、また、サービス業については大きく「サービス業」と一括りにまとめられるなど、国際標準産業分類³⁵とは必ずしも整合的でない分類体系となっていた。平成 23 年基準ではこれを改め、市場生産者 (旧産業)、一般政府 (旧政府サービス生産者)、対家計民間非営利団体 (旧対家計民間非営利サービス生産者) を区別することなく表章し、また、サービス業について、ISIC

Rev.4 とできる限り整合的となるよう細分化を行った。この結果、経済活動別の付加価値額等の国際比較可能性が向上したと言える。平成 23 年基準における具体的な経済活動別分類と国際標準産業分類との対応関係は下図 3-1 のとおりである³⁶。なお、市場生産者、一般政府、対家計民間非営利団体それぞれの付加価値額はフロー編付表 2 「経済活動別の国内総生産・要素所得」において再掲という形で表章されており、引き続き制度部門別の付加価値額が把握できるようになっている。

(3) 供給・使用表の枠組みによる推計精度の向上

平成 23 年基準改定における大きな推計方法の変更点の一つとして供給・使用表 (Supply and Use Tables:SUT) の枠組みを活用した生産側 GDP と支出側 GDP の精度向上に向けた取組があげられる。支出側 GDP を推計するコモディティ・フロー法 (以下、「コモ法」という。) と生産側 GDP を推計する付加価値法の間では、それぞれ用いている基礎統計や推計方法の違いにより、前者から推計される財貨・サービス別の中間消費と後者から推計される財貨・サービス別の中間投入は一致せず、これが統計上の不突合の一つの要因となりうる。平成 23 年基準では、新たに供給・使用表の枠組みを用いて、中間消

図 3-1 経済活動別分類新旧対応表

平成17年基準	平成23年基準	(参考) ISIC Rev.4 大分類
1. 産業	1. 農林水産業	A. 農林漁業
(1) 農林水産業	2. 鉱業	B. 鉱業及び採石業
(2) 鉱業	3. 製造業	C. 製造業
(3) 製造業	4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	D. 電気、ガス、蒸気及び空調供給業 E. 水供給業、下水処理、廃棄物処理及び浄化活動
(4) 建設業	5. 建設業	F. 建設業
(5) 電気・ガス・水道業	6. 卸売・小売業	G. 卸売・小売業；自動車・オートバイ修理業
(6) 卸売・小売業	7. 運輸・郵便業	H. 運輸・保管業
(7) 金融・保険業	8. 宿泊・飲食サービス業	I. 宿泊・飲食業
(8) 不動産業	9. 情報通信業	J. 情報通信業
(9) 運輸業	10. 金融・保険業	K. 金融・保険業
(10) 情報通信業	11. 不動産業	L. 不動産業
(11) サービス業	12. 専門・科学技術、業務支援	M. 専門、科学及び技術サービス業 N. 管理・支援サービス業
2. 政府サービス生産者	13. 公務	O. 公務及び国防、強制社会保障事業
(1) 電気・ガス・水道業	14. 教育	P. 教育
(2) サービス業	15. 保健衛生・社会事業	Q. 保健衛生及び社会事業
(3) 公務	16. その他のサービス業	R. 芸術、娯楽、レクリエーション業 S. その他のサービス業
3. 対家計民間非営利サービス生産者		
(1) 教育		
(2) その他		

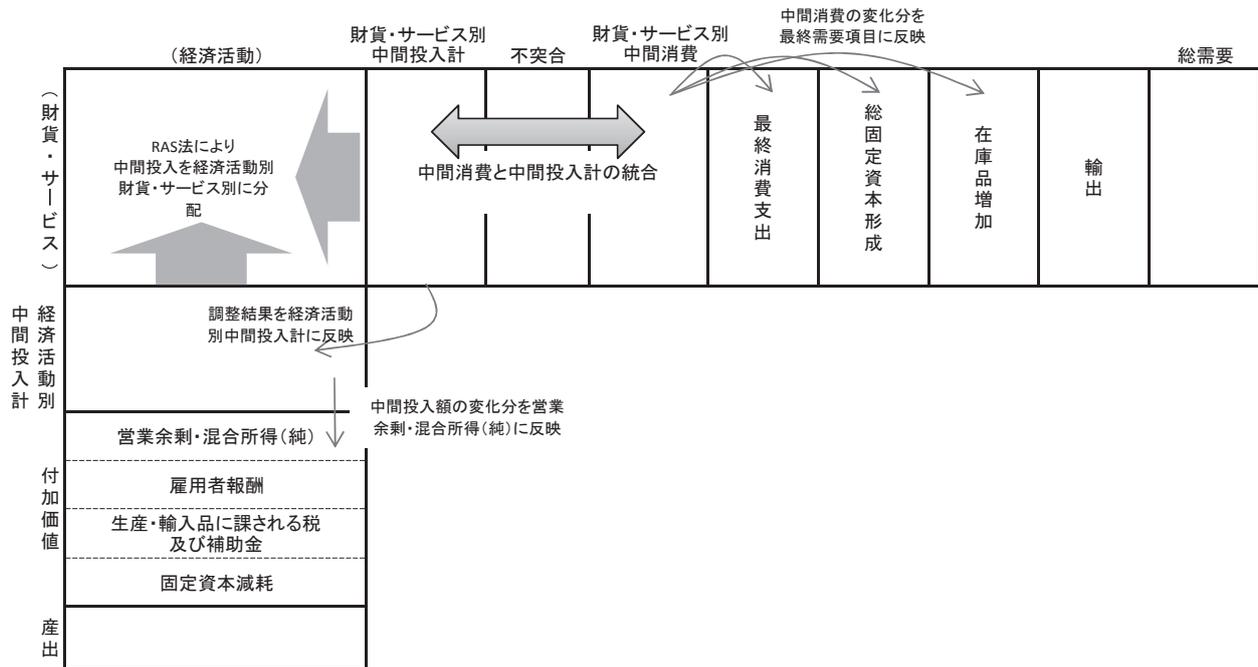
(備考) 「平成 17 年基準」の「産業」及び「平成 23 年基準」は経済活動別大分類、「政府サービス生産者」「対家計民間非営利サービス生産者」は国民経済計算年報付表 2 「経済活動別の国内総生産・要素所得」における分類。

³⁴ この「産業」、「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」の区分は、1968SNA の区分に基づくものである。

³⁵ 1993SNA においては ISIC Rev.3 と整合。

³⁶ 経済活動別分類の新旧についてより詳細は「2008SNA に対応した我が国国民経済計算について (平成 23 年基準版)」(平成 28 年 11 月 30 日内閣府) も参照されたい。

図 3-2 供給・使用表の枠組みを活用した推計値の統合の概念



費と中間投入を一致させ、コモ法や付加価値法等の推計値を統合している³⁷。コモ法と付加価値法の推計結果を財貨・サービス別により精度が高いと考えられる推計値に統合することにより、推計精度の向上及び統計上の不突合の大幅な縮減が図られている。実際、一国全体の「統計上の不突合」(＝支出側 GDP－生産側 GDP)は、基準年以降、平成 23 暦年、平成 24 暦年、平成 25 暦年で、それぞれ▲ 535 億円、111 億円、▲ 1821 億円となり、平成 17 年基準と比べ大幅に縮減している^{38,39}。

(4) 推計結果

具体的な推計結果から平成 23 年基準改定の影響を見てみよう。まず、図 3-3 は経済活動別の付加価値構成比の平成 17 年基準から平成 23 年基準への改定差を示している。ここからは、平成 23 年基準における R&D の資本化を受けて、R&D 産出額の大きな第二次産業（特に製造業）のシェアが全期間を通じて高まったことが読み取れる。経済活動別の R&D 投資額は、フロー編付表 22「固定資本マトリックス」において、「研究・開発」

として表章されているが、これを見ると「輸送用機械」や「化学」、「はん用・生産用・業務用機械」といった製造業で R&D 産出額が大きいことがわかる⁴⁰。

平成 23 年基準における経済活動別付加価値構成比を時系列的に見ると、1994 年以降、製造業や建設業といった第二次産業のシェアが低下し続けてきた一方、「情報通信業」や「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「保健衛生・社会事業」等がシェアを高めてきており、経済のサービス化が進展してきたことが見て取れる。ただし、直近では第二次産業のシェアがわずかに増加する傾向が見られる。これは、東日本大震災からの復興需要や各種経済対策等を背景に建設業の付加価値額が増加したことに加え、2014 年秋以降の原油・天然ガス等の原材料価格下落を背景に、製造業の付加価値額が増加したことによると考えられる。

続いて、図 3-4 では、国際標準産業分類に対応した平成 23 年基準の経済活動別分類で 2015 暦年の付加価値構成比の国際比較を行っている。ここでは、一例としてドイツや英国との比較を行っており、厳密には各国間で

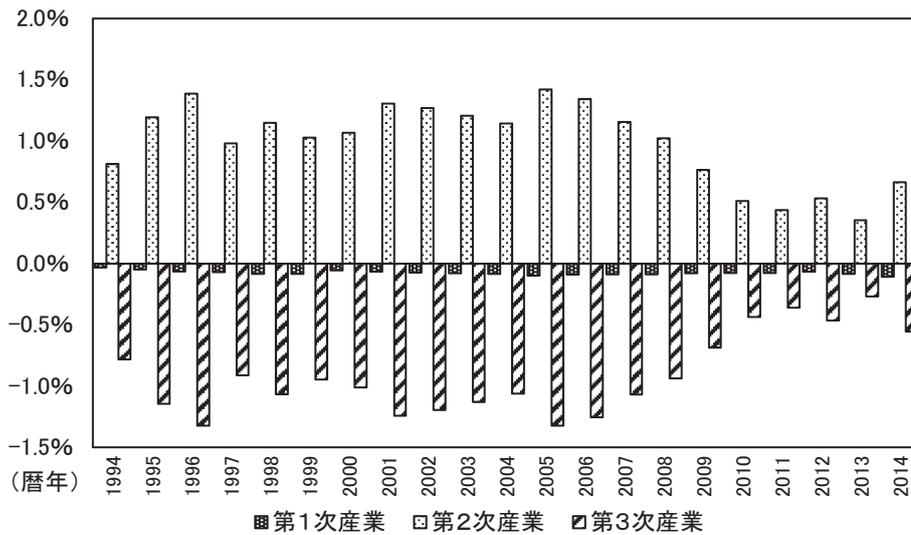
³⁷ 当該、コモ法と付加価値法等の推計値の統合は、基準年以降について、第 3 次年次推計において行っている。取組の詳細については、吉岡・鈴木 (2016) を参照。

³⁸ なお、国民経済計算年報の主要系列表 1「国内総生産 (支出側)」とフロー編付表 1「財貨・サービスの供給と需要」にそれぞれ計上される財貨・サービスの純輸出の乖離から、これらの年についても統計上の不突合はゼロとはならない。ただし、平成 23 年基準改定に際して、こうした純輸出についても JSNA 内の整合性を可能な限り高める取組を講じたところである (詳細は、田原 (2015) を参照)。

³⁹ これに対応する平成 17 年基準における基準年以降の平成 17 暦年、平成 18 暦年、平成 19 暦年の統計上の不突合は、それぞれ 1 兆 3858 億円、9719 億円、1 兆 1592 億円だった。

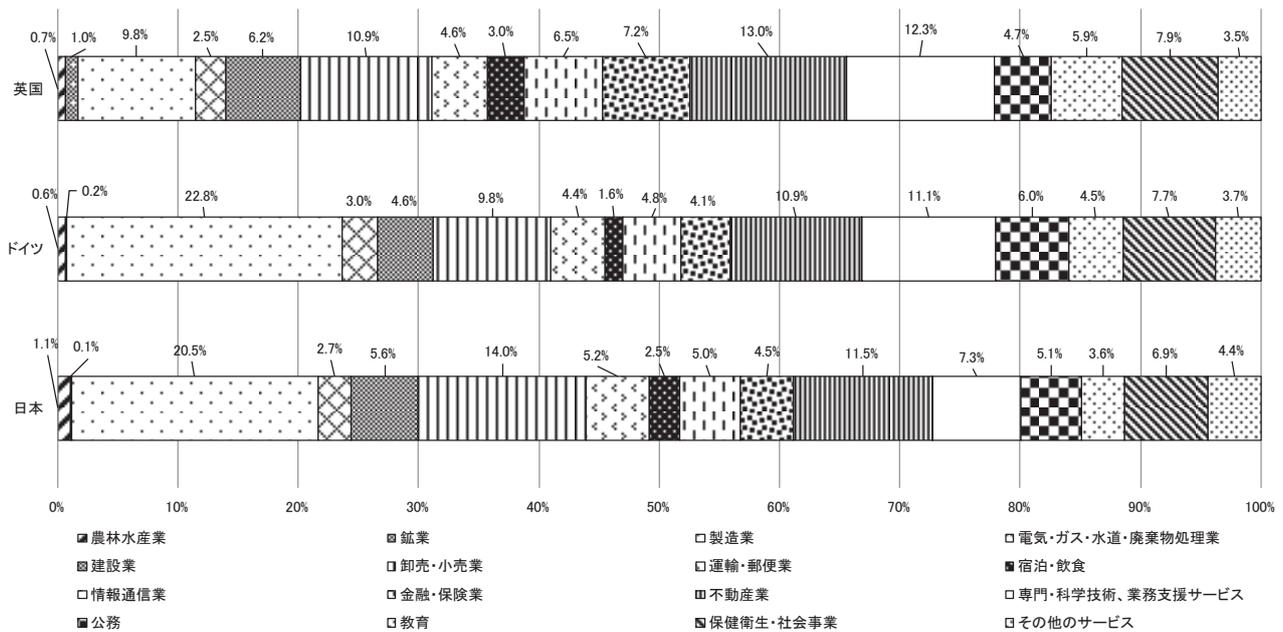
⁴⁰ 経済活動別の R&D 投資額は副次生産物としての研究開発 (企業内研究開発) だけでなく、研究開発を主産物とする研究機関への支出額も含むが、特に製造業においては、その大半は企業内研究開発であり経済活動別の R&D 投資額に近似できる。

図 3-3 経済活動別付加価値構成比の改定差



(備考) 第1次産業は農林水産業、第2次産業は鉱業、製造業及び建設業、第3次産業はそれ以外の経済活動からなる。

図 3-4 経済活動別付加価値構成比の国際比較



(備考) Eurostat、内閣府「国民経済計算」より作成。経済活動別付加価値の合計に対する構成比。英国及びドイツの「その他のサービス」には「雇い主としての世帯活動、並びに世帯による自家利用のための分類不能な財及びサービス生産」を含む。

分類に相違がある点に留意は必要であるが、日本はこれらの国々と比べると、ドイツとは製造業のシェアが近い一方で、相対的に「卸売・小売業」のシェアが大きく、逆に研究開発サービス⁴¹や対事業所サービスを含む「専門・科学技術、業務支援サービス」のシェアが小さいことがわかる。

4 資本勘定の動向

(1) 純貸出(+)/純借入(-)

① 純貸出(+)/純借入(-)とは

純貸出(+)/純借入(-)は、資本勘定のバランス項目であり、貯蓄及び資本移転による正味資産の変動と、非

⁴¹ ここでの「研究開発サービス」は、研究開発を主産物とする研究機関を差し、副次生産物としての研究開発(企業内研究開発)は各経済活動の付加価値として記録されている。

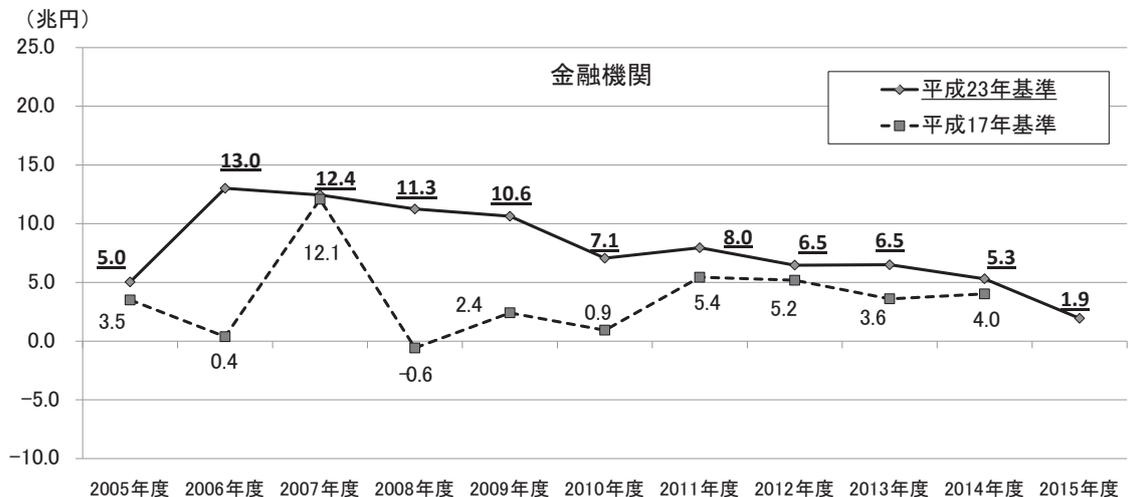
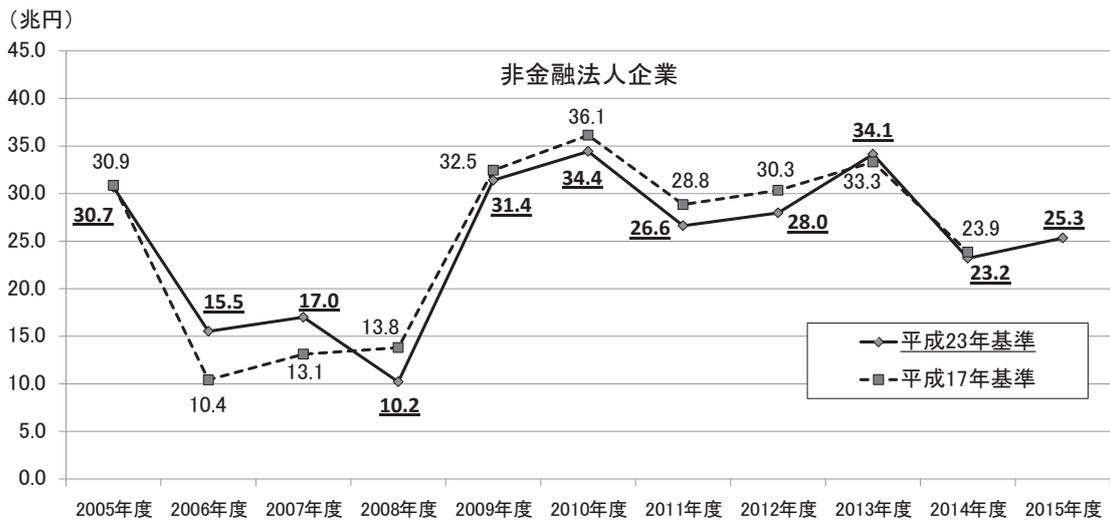
金融資産の純取得（純固定資本形成、在庫変動、土地の純購入）の差額として導出される。額が正であれば純貸出（いわゆる貯蓄超過、黒字）であり、負であれば純借入（いわゆる投資超過、赤字）を表す。換言すれば、純貸出（+）／純借入（-）は、当該年度における制度部門別に経常的な収支と資本的な収支を合計した収支尻を示す

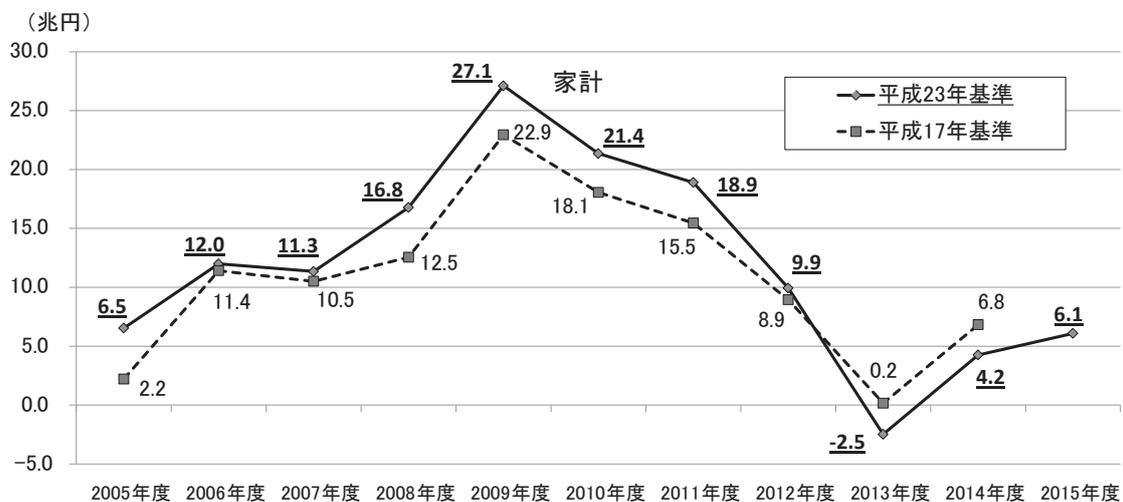
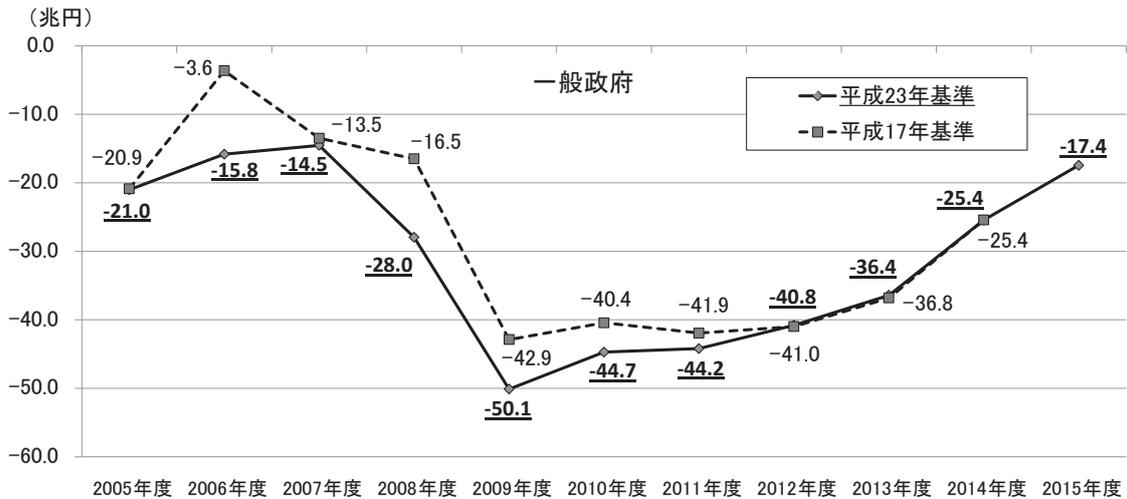
入（いわゆる投資超過、赤字）を表す。換言すれば、純貸出（+）／純借入（-）は、当該年度における制度部門別に経常的な収支と資本的な収支を合計した収支尻を示す

図表4-1 純貸出(+)/純借入(-)の実額及び改定状況

(単位：兆円)

		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
改定後 (23年基準)	一国全体	18.7	21.4	24.0	10.2	16.3	17.8	8.4	3.9	1.8	8.7	17.5
	非金融法人企業	30.7	15.5	17.0	10.2	31.4	34.4	26.6	28.0	34.1	23.2	25.3
	金融機関	5.0	13.0	12.4	11.3	10.6	7.1	8.0	6.5	6.5	5.3	1.9
	一般政府	-21.0	-15.8	-14.5	-28.0	-50.1	-44.7	-44.2	-40.8	-36.4	-25.4	-17.4
	家計	6.5	12.0	11.3	16.8	27.1	21.4	18.9	9.9	-2.5	4.2	6.1
改定前 (17年基準)	一国全体	18.4	20.7	24.3	12.1	15.9	16.5	8.1	4.1	0.2	7.7	
	非金融法人企業	30.9	10.4	13.1	13.8	32.5	36.1	28.8	30.3	33.3	23.9	
	金融機関	3.5	0.4	12.1	-0.6	2.4	0.9	5.4	5.2	3.6	4.0	
	一般政府	-20.9	-3.6	-13.5	-16.5	-42.9	-40.4	-41.9	-41.0	-36.8	-25.4	
	家計	2.2	11.4	10.5	12.5	22.9	18.1	15.5	8.9	0.2	6.8	
改定差 (2015年度は 対前年度差)	一国全体	0.2	0.6	-0.4	-1.9	0.4	1.3	0.3	-0.3	1.6	1.0	8.9
	非金融法人企業	-0.2	5.1	3.9	-3.6	-1.0	-1.7	-2.2	-2.4	0.8	-0.6	2.1
	金融機関	1.5	12.6	0.4	11.8	8.2	6.1	2.5	1.3	2.9	1.3	-3.4
	一般政府	-0.1	-12.2	-1.0	-11.5	-7.2	-4.3	-2.3	0.2	0.4	0.0	8.0
	家計	4.3	0.6	0.8	4.2	4.2	3.3	3.4	1.0	-2.6	-2.6	1.8





ものであり、一般政府の場合は、いわゆる「財政収支」を示す指標となる。

$$\begin{aligned} \text{純貸出(+)} / \text{純借入(-)} &= \text{正味資産の変動} - \text{非金融資産の純取得} \\ &= (\text{貯蓄} + \text{純資本移転}) - (\text{純固定資本形成} + \text{在庫変動} + \text{土地の純購入}) \\ &\quad \text{※純資本移転} = \text{資本移転(受取)} - \text{資本移転(支払)} \end{aligned}$$

一方、制度部門別の金融勘定においては、取引要因による金融資産の変化と負債の変化の差額として、純貸出(+)/純借入(-)(資金過不足)が記録される。これと、資本勘定の純貸出(+)/純借入(-)は概念的には一致するものであるが、実際の推計上は、基礎統計や手法の違いにより開差が生じている。

②純貸出(+)/純借入(-)の動き

以下は、2005年度から2015年度までの制度部門別(非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計(個人企業を含む))の純貸出(+)/純借入(-)の実額及び改定状況

を表及びグラフで示したものである(図表4-1)。

2015年度の一国全体の純貸出(+)/純借入(-)についてみると、2014年度の8.7兆円から17.5兆円(前年度差+8.9兆円)へと黒字幅が大幅に拡大した。以下、この内訳である制度部門別に変動要因をみていく。

非金融法人企業については、2014年度の23.2兆円から2015年度は25.3兆円(同+2.1兆円)へと黒字幅が拡大している。これは、主に在庫変動の増加(積増し幅の拡大)(同+1.6兆円)、純固定資本形成が増加したこと(同+0.3兆円)等が黒字幅縮小に寄与したものの、主に営業余剰が増加したことによる貯蓄の増加(同+

5.4兆円)による黒字幅拡大の影響が大きかったこと等が背景にある。

金融機関については、2014年度の5.3兆円から2015年度は1.9兆円(同▲3.4兆円)へと黒字幅が縮小している。これは、2014年度以降、5年間の時限措置として、厚生年金基金の解散を促進する取組がなされたことを背景に、厚生年金基金の代行返上が増えたこと等により資本移転(支払)が増加(同+3.1兆円)したこと等が影響している。

一般政府については、2014年度の▲25.4兆円から2015年度の▲17.4兆円(同+8.0兆円)へと赤字幅が縮小している。これは、消費税率上げを背景とした税収の増加⁴²(同+3.9兆円)があったこと等により貯蓄が増加したこと(同+3.8兆円)や、上記の厚生年金基金の代行返上等により資本移転の純受取が増加(同+3.2兆円)したこと等が影響している。

家計(個人企業を含む)については、2014年度の4.2兆円から2015年度は6.1兆円(同+1.8兆円)へと黒字幅が拡大している。これは主に雇用者報酬が増加したこと(同+3.9兆円)等により貯蓄が増加(同+1.7兆円)したこと等が影響している。

③平成23年基準と平成17年基準の純貸出(+)/純借入(-)の比較

次に、平成23年基準と平成17年基準での、純貸出(+)/純借入(-)の比較を行う。なお、非金融法人企業及び対家計民間非営利団体については、大きな改定差はないことから、ここでは、金融機関、一般政府、家計(個人企業を含む)について分析する。

金融機関及び一般政府については、2006年度や2008年度に顕著であるように、正負逆の同規模の改定差となっている。これは、平成23年基準改定において、公的企業から一般政府への例外的な支払については、国際基準(2008SNA)の規定に沿って、これまでの「資本移転」から「持分の引出し」として記録するよう変更した影響である。公的企業から一般政府への例外的な支払の詳細については、一般政府のプライマリーバランスの項で説明を行う。

家計(個人企業を含む)については、基本的には上方

改定されているが、直近の2年度は若干の下方改定となっている。背景としては、第2節の家計の貯蓄の項で述べたとおり、雇用者報酬の上方改定等による貯蓄の改定が純貸出(+)/純借入(-)の改定を規定している面が大きい。それ以外の要因としては、土地の純購入の推計において、不動産投資法人分について2010年度以降利用可能となった「不動産証券化の実態調査」の売却額を反映したことで、土地の純購入が上方改定(赤字方向への改定要因)となったことが、特に足元の純貸出(+)/純借入(-)の下方改定に効いている。

以上のように、2008SNA対応や大規模かつ詳細な基礎統計の取込みを行った平成23年基準改定により、特に金融機関や一般政府の純貸出(+)/純借入(-)について基調的な動きが確認できるようになるなど、より経済実態を反映した推計結果となったと考えられる。

(2) 一般政府のプライマリーバランス

①プライマリーバランスとは

我が国の国民経済計算においては、付表6「一般政府の部門別勘定」において、前節で述べてきた「純貸出(+)/純借入(-)」に加え、参考として一般政府及びその内訳部門(中央政府、地方政府、社会保障基金)ごとに、「プライマリーバランス」を表章している⁴³。

プライマリーバランスとは一般的に、借入を除く税収等の歳入から、過去の借金への元利払いを除いた歳出を差し引いた収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費をその時点の税収等でどれだけまかなえているかを示す指標とされている。我が国の国民経済計算の「一般政府の部門別勘定」においては、プライマリーバランスは「純貸出(+)/純借入(-)」から利子の純支払を除いたもの、すなわち、

$$\text{純貸出(+)/純借入(-)} + \text{支払利子(FISIM}^{44}\text{調整前)} \\ - \text{受取利子(FISIM調整前)}$$

として算出される。ここで利子がFISIM調整前となっているのは、国民経済計算上の利子はFISIMを調整した後の概念(例えば、借入利子の支払であれば、借入利率と参照利率の率差と借入残高の積により求められ

⁴² 消費税収は、企業の納付時期が企業ごとに異なるため、税率の引上げがあった2014年度のみならず、その翌年度である2015年度も増加する傾向がある。

⁴³ 政府の財政健全化目標の達成状況については、「中期財政計画」(平成25年8月8日閣議了解)により東日本大震災からの復旧・復興対策の経費及び財源を除いたベースで検証することとされており、上記達成状況の検証に用いられているプライマリーバランスについては「中長期の経済財政に関する試算」を参照のこと。

⁴⁴ FISIM(Financial Intermediation Services Indirectly Measured)とは「間接的に計測される金融仲介サービス」のこと。

る部分が控除された後)であるが、IMFの『政府財政統計(GFS)マニュアル』において、政府の収支についてはこうした調整を行う前の実際に取りされる利子の受払を記録することとされていることによる。

②プライマリーバランスの動き

以下は、国民経済計算上の2005年度から2015年度までの一般政府及びその制度部門別(中央政府、地方政府、社会保障基金)のプライマリーバランスの実額、対名目GDP比を表及びグラフで示したものである(図表4-2、3、4)。

まず、2015年度の一般政府のプライマリーバランスについてみると、一般政府全体では▲14.3兆円、対名目GDP比で▲2.7%と、いずれもマイナス幅が縮小した。これは、2009年度以降、6年連続のマイナス幅縮小となる。

これを制度部門ごとにみていく。中央政府については、2014年度の▲20.9兆円から2015年度は▲17.9兆円と対前年度差+3.0兆円となった。マイナス幅縮小の要因は、主に消費税や源泉所得税、2014年10月より新設さ

れた地方法人税等の税収増等によるものである。地方政府については、2014年度の0.9兆円から2015年度は2.3兆円と対前年度差+1.4兆円となった。中央政府同様、税収増等が主な要因となった。特に増収となったのは地方消費税であり、これは2014年度の消費税率引き上げの効果が、2015年度に本格的に現れたことによるものであると考えられる。社会保障基金については、2014年度の▲1.6兆円から2015年度は1.4兆円と対前年度差+2.9兆円となった。純貸出(+)/純借入(-)の項で述べたように、代行返上を行う厚生年金基金が増えたことに伴う資本移転(受取)の増加や現実社会負担の増加等によるものである。

③平成23年基準と平成17年基準のプライマリーバランスの比較

次に、平成23年基準と平成17年基準の比較を行っていく。上表のとおり、地方政府と社会保障基金については大きな改定差はないことから、ここでは改定差が大きい中央政府についてのみみていく。

中央政府については、2006年度から2011年度の各年

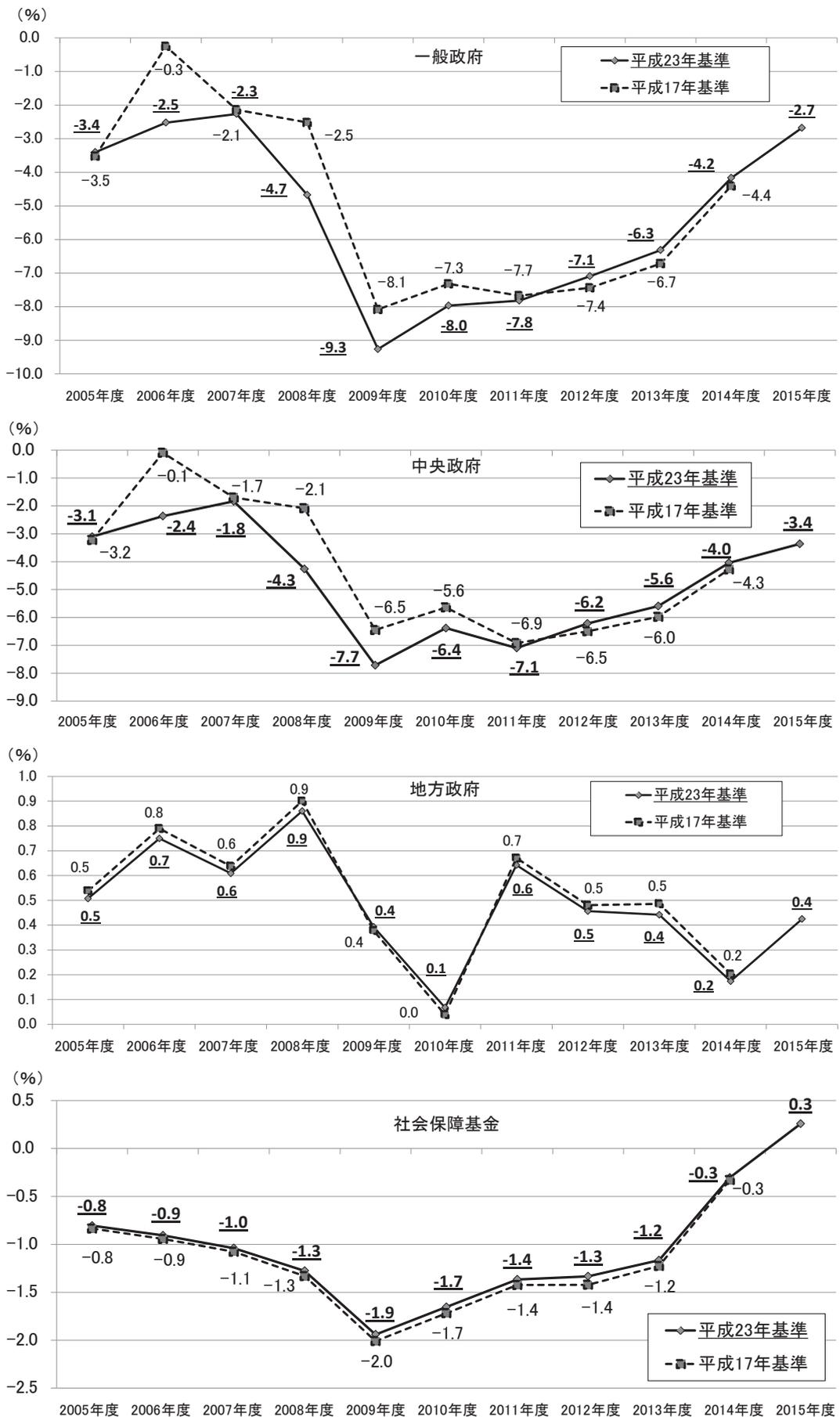
図表4-2 プライマリーバランス実額

		(単位:兆円)										
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
改定後 (23年基準)	一般政府	-17.9	-13.3	-12.0	-23.8	-45.6	-39.8	-38.6	-35.1	-32.1	-21.6	-14.3
	中央政府	-16.3	-12.5	-9.7	-21.7	-38.0	-31.9	-35.0	-30.8	-28.4	-20.9	-17.9
	地方政府	2.7	4.0	3.2	4.4	1.9	0.3	3.2	2.3	2.2	0.9	2.3
	社会保障基金	-4.2	-4.8	-5.5	-6.5	-9.5	-8.3	-6.7	-6.6	-5.9	-1.6	1.4
改定前 (17年基準)	一般政府	-17.8	-1.3	-11.0	-12.3	-38.3	-35.2	-36.4	-35.3	-32.4	-21.6	
	中央政府	-16.3	-0.5	-8.7	-10.2	-30.6	-27.1	-32.8	-30.8	-28.8	-20.9	
	地方政府	2.7	4.0	3.3	4.4	1.8	0.2	3.2	2.3	2.3	1.0	
	社会保障基金	-4.2	-4.8	-5.5	-6.5	-9.5	-8.3	-6.8	-6.7	-5.9	-1.6	
改定差 (2015年度は 対前年度差)	一般政府	-0.1	-12.1	-1.1	-11.5	-7.3	-4.6	-2.2	0.2	0.4	0.0	7.3
	中央政府	0.0	-12.0	-1.0	-11.5	-7.4	-4.8	-2.2	0.1	0.5	0.0	3.0
	地方政府	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	-0.1	-0.1	1.4
	社会保障基金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	2.9

図表4-3 プライマリーバランス対名目GDP比

		(単位:%)										
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
改定後 (23年基準)	一般政府	-3.4	-2.5	-2.3	-4.7	-9.3	-8.0	-7.8	-7.1	-6.3	-4.2	-2.7
	中央政府	-3.1	-2.4	-1.8	-4.3	-7.7	-6.4	-7.1	-6.2	-5.6	-4.0	-3.4
	地方政府	0.5	0.7	0.6	0.9	0.4	0.1	0.6	0.5	0.4	0.2	0.4
	社会保障基金	-0.8	-0.9	-1.0	-1.3	-1.9	-1.7	-1.4	-1.3	-1.2	-0.3	0.3
改定前 (17年基準)	一般政府	-3.5	-0.3	-2.1	-2.5	-8.1	-7.3	-7.7	-7.4	-6.7	-4.4	
	中央政府	-3.2	-0.1	-1.7	-2.1	-6.5	-5.6	-6.9	-6.5	-6.0	-4.3	
	地方政府	0.5	0.8	0.6	0.9	0.4	0.0	0.7	0.5	0.5	0.2	
	社会保障基金	-0.8	-0.9	-1.1	-1.3	-2.0	-1.7	-1.4	-1.4	-1.2	-0.3	
改定差 (2015年度は 対前年度差)	一般政府	0.1	-2.3	-0.1	-2.2	-1.2	-0.6	-0.1	0.3	0.4	0.2	1.5
	中央政府	0.1	-2.3	-0.1	-2.2	-1.3	-0.7	-0.2	0.3	0.4	0.2	0.7
	地方政府	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
	社会保障基金	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.6

図表4-4 プライマリーバランス対名目GDP比グラフ



図表 4-5 公的企業から一般政府への例外的支払（2005 年度から 2015 年度）

年度	資金の流れ	根拠法	金額
2006	財政融資資金特別会計(現：財政投融資特別会計) ⇒ 国債整理基金特別会計	財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律	12兆円
2007	日本郵政公社 ⇒ 一般会計	日本郵政公社法(公社解散時の規定)	約1兆円
2008	財政投融資特別会計 ⇒ 一般会計、国債整理基金特別会計	財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律	計約11.3兆円
2009	財政投融資特別会計 ⇒ 一般会計	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律	約7.3兆円
2010	財政投融資特別会計 ⇒ 一般会計	財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律	約4.8兆円
2011	財政投融資特別会計 ⇒ 一般会計	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律	約1.1兆円
	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ⇒ 一般会計		約1.2兆円

度において実額で1兆円以上の減額改定となっている。この主な要因は、前節で簡単に述べたように、平成17年基準では、資本移転(受取)として扱っていた公的企業から一般政府への例外的な支払を、平成23年基準では2008SNAを踏まえ、「持分」という金融資産の引出し(及び対応する現金・預金の増加)として記録したことによる。

平成23年基準以降は、まず例外的支払に該当する要件として、①特別な立法措置がとられるなどの例外的・不定期の支払であること、②公的企業から一般政府への支払いについては、その原資が公的企業の累積準備金の取り崩しまたは資産売却に基づくものであること、と定義している。その上で、公的企業から一般政府への例外的支払については、従来の「資本移転」ではなく、一般政府による公的企業に対する「持分」の引出し(金融資産の減少)及び見合いの「現金・預金」の増加(金融資産の増加)として記録することとした⁴⁵。

これにより、平成17年基準以前のJSNAにおいては、「資本移転」として記録されていた公的企業から一般政府への例外的支払が、平成23年基準以降は、「持分」という金融資産・負債の取引に記録されるようになり、こうした例外的支払が一般政府の純貸出(+)/純借入(-)、及び、プライマリーバランスに影響しないようになった。2005年度以降で、例外的支払として扱われるようになったものについて、図表4-5に示す。

上述以外にも、政府諸機関の分類の一部変更(例えば、特許特別会計が中央政府から公的非金融企業へ変更)等も、純貸出(+)/純借入(-)やプライマリーバランスの計数改定に影響しているが、例外的支払がある年度を除けば、その水準は平成17年基準と平成23年基準で大きな変化はないと言える。

このように、2008SNAと整合的になるよう例外的支払の扱いを変更することで、一般政府の純貸出(+)/純借入(-)の国際比較可能性を高めるとともに、一時的な要因の影響が取り除かれることで、純貸出(+)/純借入(-)、及び、プライマリーバランスのよりすう勢的な動きの把握が可能となった⁴⁶。

5 ストック編の動向

(1) ストック編の構造

以下では、ストック編の計数について解説する。まず、計数についてふれる前に、ストック編の主な構造について紹介したい。ストック編は、前章まで述べてきた、フロー編における取引等の結果を受けた資本蓄積の状況を暦年末時点で記録するものであり、ストック編において基本となる勘定は、貸借対照表勘定である。貸借対照表は、企業の財務諸表等で作成される貸借対照表と基本的な構造は同じで、左側に資産、右側に負債・正味資産が掲載され、資産は金融資産、非金融資産に分割される。

⁴⁵ なお、一般政府から公的企業への例外的な支払については、(i) 公共政策の目的の結果として発生した累積損失を補填するような支払いの場合は「資本移転」として資本勘定に、(ii) 確実な収益の期待がある下で行われる支払いの場合は一般政府の「持分」の追加(金融資産の増加)及び見合いの「現金・預金」の減少として金融勘定に記録することとしたが、平成17年基準以前に「資本移転」として記録していたもので、平成23年基準において取り扱いを変更した取引はない。

⁴⁶ なお、政府の財政健全化目標の達成状況の検証に用いられているプライマリーバランスでは、国民経済計算の計数を基にしつつ、従来からこうした支払の大宗は特殊要因として控除されているため、その点では特段の影響はないと思われる。

図 5-1 国民経済計算における資産、負債、正味資産の関係

非金融資産 生産資産 固定資産 在庫 非生産資産 土地等	正味資産 （一国全体では国富） 金融資産・負債差額 （一国全体では対外純資産）
金融資産 貨幣用金・SDR等 現金・預金 貸出 債務証券 持分・投資信託受益証券 保険・年金・定型保証 金融派生商品・雇用者ストックオプション その他の金融資産	
	負債 貨幣用金・SDR等 現金・預金 借入 債務証券 持分・投資信託受益証券 保険・年金・定型保証 金融派生商品・雇用者ストックオプション その他の負債

表 5-1 2015 暦年末の貸借対照表

(単位：兆円)

期末資産		期末負債・正味資産	
金融資産	7268	負債	6929
うち株式以外	6551	うち株式以外	5969
うち株式	717	うち株式	960
		(金融資産・負債差額)	339
非金融資産	2951	正味資産	3290
生産資産	1800		
固定資産	1736		
在庫	64		
非生産資産	1151		
合計	10219	合計	10219

ただし、SNA では基本的に資産・負債は全て時価評価されるとともに、企業会計では純資産の部に含まれる発行株式については、SNA では時価評価された上で負債として記録されるという違いがあることに注意が必要である。そして、資産から負債を控除したものが正味資産となり、一国全体では国富とも呼ばれる。また、金融資産と負債の差額分について、一国全体では「対外純資産」となる。

(2) 2015 暦年末の状況

国民経済計算における貸借対照表のイメージは図 5-1 のとおりであるが、2008SNA への対応に伴い、金融資産の分類が細分化され、①「投資信託受益権」を債券と同列ではなく株式等の持分と同様の分類として表章する、②「保険・年金準備金」を「保険・年金・定型保証」に概念拡張・名称変更、③「雇用者ストックオプション」の追加などの変更がなされている。これを、直近の

2015 暦年で見ると、表 5-1 であり、一国全体のグロスの資産及び負債・正味資産は 1 京円を超えた 1 京 219 兆円となっており、そのうち金融資産は 7268 兆円、非金融資産は 2951 兆円、負債は 6929 兆円、資産と負債の差額である正味資産は 3290 兆円となっている。正味資産のうち、一国全体では対外純資産となる、金融資産・負債の差額を見ると 339 兆円となっている。

正味資産は、2014 暦年末から 2015 暦年末にかけ、約 14 兆円減っている。その中でも非金融資産は前年比で増えている一方で、対外純資産は約 24 兆円減っており、正味資産が前年から減少したのは、対外純資産の動向が要因であると分かる。なお、前年末と当年末の資産・負債の残高差は、取引による変動と調整額による変動の 2 つに分けられる。取引による変動は、一般に設備投資などで資産を取得した場合などが含まれ、調整額による変動は、大規模災害等による資産の毀損などが含まれるその他の資産量変動勘定と、キャピタルゲイン・ロスなど

図 5-2 正味資産（国富）の推移

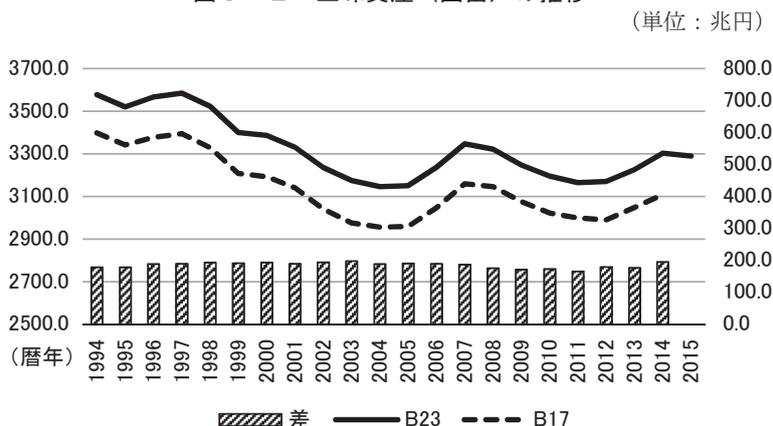
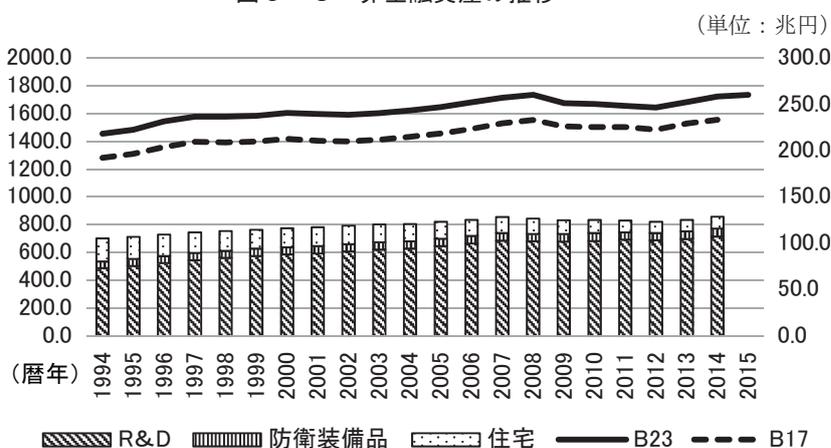


図 5-3 非金融資産の推移



が含まれる再評価勘定に分けられる。

(3) 正味資産（国富）の動向

続いて、ストック編の主要計数について、平成 23 年基準改定による影響を見てみよう。まずは、一国全体の正味資産、すなわち国富について、平成 23 年基準（平成 27 年度年次推計）及び平成 17 年度基準（平成 26 年度年次推計）における推移を示したものが図 5-2 となる。これをみると、平成 23 年基準の計数が 17 年基準の計数から平行的に上方にスライドしており、その改定幅は概ね 200 兆円弱となっている。正味資産は定義上、非金融資産と金融資産・負債差額（一国全体では対外純資産）の合計値であるが、正味資産の大部分は非金融資産が占めることから、非金融資産の推移を見てみよう⁴⁷。図 5-3 が非金融資産の平成 23 年基準（平成 27 年度年次推計）及び平成 17 年度基準（平成 26 年度年次推計）

における推移を示したものであるが、これを見ると、概ね正味資産と同額だけ 23 年基準が上方にスライドしており、その改定要因の大半が R&D 資産であることが分かる。また、防衛装備品や、住宅の改定差も上方改定に寄与しており、後者は住宅関連の不動産仲介手数料を固定資産へ計上したことが影響している⁴⁸。これらはいずれも 2008SNA により取り扱いに変更があった項目、すなわち、研究開発、防衛装備品及び不動産仲介手数料の固定資産への計上による影響であり、正味資産の上方改定要因の大半が 2008SNA に対応したことによるものであると言える。

(4) 対外純資産の動向

続いて、対外純資産の動きについて見てみよう。対外純資産は、1994 年以降、概ね右肩上がり残高を増加させており、特に 2011 年から 2014 年までは 4 年連続で

⁴⁷ 実際、対外純資産については、「本邦対外資産負債残高」を基礎統計としており、今回の基準改定によってはほとんど改定がなされていない。

⁴⁸ 「住宅の改定差」には、不動産仲介手数料の資本化以外の要因（推計の精緻化等）を含む点に注意が必要である。

図5-4 対外純資産の推移

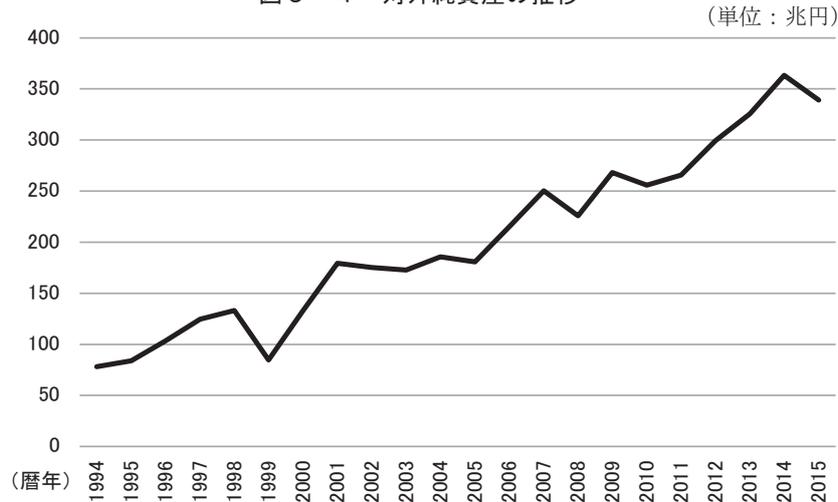


表5-2 2015 暦年における対外資産・負債の変動要因

(単位：兆円)

	対外資産			2015	対外負債			2015
	2014	変動要因			2014	変動要因		
		取引	その他			取引	その他	
外貨準備高	151	0	-2	149	外貨準備高	2	0	2
現金・預金	4	11	-12	3	現金・預金	8	1	9
貸出	130	-4	0	127	借入	156	1	158
金融派生商品	36	0	-6	31	金融派生商品	45	0	-8
その他	635	37	-4	668	債務証券、持分等	336	20	23
					その他	45	6	51
					対外純資産	363	16	-41
合計	957	44	-24	977	合計	957	44	-24

残高を積み増している。一方で、2015年は5年ぶりに前年から対外純資産額が減少となった。

ストック編の資産・負債の前年からの変化額は、実際の取引要因と価格変動を含む調整勘定に分けることができる。ここでは、特に対外純資産の2014年末から2015年末にかけての変化額について要因分解してみよう。

表5-2は、対外資産と対外負債について、それぞれの2014年末から2015年末にかけての残高及びその変化分を、取引要因とその他要因に分解したものである。その他要因は、価格変動によるものと、それ以外の要因が含まれる。これを見ると、対外純資産は、取引としては16兆円増えていたものの、その他の要因で41兆円減った結果、2015年末は前年比マイナスとなったことが分かる。その他の要因の内訳をみると、①対外資産のその他要因が、現金預金、金融派生商品をはじめとしたほぼすべての項目でマイナスとなっていること、②対外負債の債務証券、持分等のその他要因がプラスとなっていること、が要因であることが分かる。①は、2014 暦年末

と2015 暦年末で、特に対ユーロで円高が進んでおり、これが外貨建て資産の円建てでの減価につながったものと考えられる。また、②は、主に国内株式の価格が上昇したことから、海外投資家の保有する株式が増価したことが原因であると考えられる。

表5-3 為替レートの推移 (暦年末)

(単位：ドル/円、ユーロ/円)

	2011年末	2012年末	2013年末	2014年末	2015年末
ドル	77.57	86.32	105.37	119.80	120.42
ユーロ	100.37	113.89	145.32	145.45	131.10

(出典：日本銀行、ECB)

表5-4 株価の推移 (暦年末)

(単位：円)

	2011年末	2012年末	2013年末	2014年末	2015年末
日経平均	10395.2	16291.3	17450.8	19033.7	19114.4

(日経平均株価)

コラム 2 国際収支関連統計からみた対外純資産のストックとフローの関係

表 5-2 では、対外資産及び負債の変動を、取引要因とその他の要因に分割して分析した。しかし、「その他」の要因は、一括りに分類するには多様な内容が含まれている。国民経済計算においてその他の要因をつぶさに分割することは困難であるが、国民経済計算の基礎統計である、国際収支統計及び本邦対外資産負債残高に立ち返ってみることで、その他の要因を、為替変動による要因と、それ以外に分けて要因をみることができる。具体的には、本邦対外資産負債残高において、増減要因の試算が公表されている。

当該表を見るにあたって一点注意しなければならないのは、当該表の取引フローは、国際収支統計の金融収支の値がそのまま入っているため、国際収支統計上の誤差脱漏を含む値となっている点である。具体的には、当該表では 2014 年から 2015 年にかけての取引フローが 21 兆円となっているが、2015 年における国際収支統計の誤差脱漏は 5 兆円を含んでいるため、図 5-2 の同項目の 16 兆円よりも大きくなっていることが分かる。（なお、今回の年次推計の対象ではないが、2016 年における国際収支統計の誤差脱漏は 9 兆円となっており、動向分析には一層の注意が必要となっている）。

具体的に同試算値の内訳を見てみると、資産側においては、ほぼすべての項目で為替相場変動によるマイナス幅が大きくなっており、また、負債側では証券投資のうち株式の為替相場変動以外の要因によるプラス幅が大きくなって見えて取れる。当該内容からも、本論の表 5-2 における分析と整合的な結果が見て取れる。

参考図 5-1 本邦対外資産負債残高増減要因（試算）（暦年）

	資産				負債						
	2014	変動要因			2015	2014	変動要因			2015	
		取引	為替変動	その他			取引	為替変動	その他		
直接投資	142	16	-5	-1	152	24	0	0	0	24	
証券投資	410	37	-11	-13	423	285	21	0	15	321	
金融派生商品	56	-16	0	5	45	うち株式	168	2	0	15	185
その他投資	183	-5	0	3	180	金融派生商品	60	-18	0	4	46
外貨準備	151	1	-2	-1	149	その他投資	211	8	1	-1	219
						純資産	363	21	-18	-27	339
合計	942	32	17	-8	949	合計	942	32	-17	-8	949

（出典：財務省）

参考図 5-2 国際収支の動向（暦年）

	2014	2015	2016
経常収支	2.6	16.4	20.6
貿易・サービス収支	-13.5	-2.3	4.6
第 1 次所得収支	18.1	20.7	18.1
第 2 次所得収支	-2.0	-1.9	-2.1
資本移転収支	-0.2	-0.3	-0.7
金融収支	5.5	21.1	28.9
誤差脱漏	3.1	5.0	9.0

（出典：日本銀行）

まとめ

本稿では、JSNA の平成 23 年基準改定の概略及び平成 27 年度国民経済計算年次推計の主要な結果を解説した。SNA は体系自体が非常に複雑であり、統計利用者がこれらの情報を活用するのは必ずしも平易ではないなか、これに加え、平成 27 年度国民経済計算年次推計では最新の国際基準である 2008SNA の反映が行われたことから、その複雑さはより増しており、結果を解釈し、分析等に活用することは、以前より一層困難さを増している。こうした状況において、国際基準の変更内容をはじめとした SNA に最も詳しい立場にある、JSNA の推計担当者が、基準改定の概要とともに、年次推計結果の背景等をトピック的に統計利用者にとできる限り丁寧に説明していくことは重要なことであると考えており、本稿がわずかでもその役に立つことを期待したい。

(参考文献)

- 内閣府 (2016a) 『2008SNA に対応した我が国国民経済計算について (平成 23 年基準版)』
- 内閣府 (2016b) 『平成 28 年度年次経済財政報告』
- 内閣府 (2017) 『日本経済 2016 - 2017』
- International Monetary Fund (2001) “Quarterly National Accounts Manual—Concepts, Data Sources, and Compilation”
- 国際連合ほか (2009) 『System of National Accounts 2008』
- IMF (2014) 『GOVERNMENT FINANCE STATISTICS MANUAL 2014』
- 内閣府 (2015) 『平成 26 年度国民経済計算確報』
- 内閣府 (2016c) 『平成 27 年度国民経済計算年次推計』
- 内閣府 (2017) 『国民経済計算の平成 23 年基準改定の概要について～ 2008SNA への対応を中心に～』、季刊国民経済計算 161 号
- 吉岡徹哉、鈴木俊光 (2016) 『供給・使用表 (SUT) の枠組みを活用した支出側 GDP と生産側 GDP の統合』、季刊国民経済計算 160 号
- 田原慎二 (2015) 『JSNA 体系内の純輸出の整合性向上に向けて』、季刊国民経済計算 155 号

〔本稿は、平成28年9月30日に公表した論文を季刊国民経済計算No.161掲載論文として再掲したものである〕

国民経済計算の平成23年基準改定の概要について

～ 2008SNA への対応を中心に～

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部

1 はじめに¹

国民経済計算（以下、SNA という。）は、一国の経済について生産・分配・支出という経常取引から、資産・負債の取引、ストック残高に至るまで、包括的、整合的、統一的に記録する統計であり、国際連合で加盟国合意の下で採択された基準に基づき、各国政府（ないし政府関係機関）において作成されている統計である。我が国の国民経済計算（以下、JSNA という。）は、内閣府（平成12年以前は経済企画庁）において昭和41年以降作成されており、平成12年以降は、「1993SNA」と呼ばれる国際基準に準拠している。

SNAの国際基準については、経済・金融環境の変化に対応する形で、不定期に更新・改定が行われている。その最新のものとして、平成21年2月には国連において「2008SNA」が採択されており、米国や欧州各国といった主要先進国では過去数年のうちに2008SNAへの対応を図っている。我が国においては、約5年に1度作成される「産業連関表」（総務省等）や「国勢統計」（総務省）、「住宅・土地統計」（総務省）といった大規模かつ詳細な基礎統計を取り込み過去の計数を再推計する「基準改定」と呼ばれる作業を約5年おきに行っているが²、次回の基準改定—具体的には「平成23年産業連関表」（平成27年6月に確報公表）を取り込み、平成28年末以降の公表を予定している「平成23年基準改定」—の機会に、

2008SNAへの対応を行う予定としている。

ここに至る経緯を簡単に整理すると以下のとおりとなる。まず、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（統計委員会における諮問・答申を経て平成21年3月に閣議決定された、いわゆる第1期基本計画）を踏まえ、内閣府経済社会総合研究所より、平成23年3月に、同計画に掲げられたJSNAの整備・改善に係る施策の工程表が公表されたが、その中で、2008SNA導入について平成17年基準改定の「次」の基準改定時（すなわち本年末予定の平成23年基準改定時）に実施することが位置付けられた³。これを踏まえる形で、2008SNAに掲げられた各事項（1993SNAからの変更・明確化事項）への対応に係る方針について、有識者を交えた内閣府の研究会⁴を通じて具体的な検討が行われた。その間、平成26年3月閣議決定の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（いわゆる第II期基本計画）において、JSNAの基準改定を行う平成28年度末までに2008SNAへの移行を行うことが施策として掲げられ、さらに、平成26年9月から平成27年3月にかけては、統計委員会（及び同国民経済計算部会）において、JSNAの基準改定における2008SNA対応の方針について審議された。この結果として、平成27年3月には、統計委員会より「国民経済計算の作成基準の変更について」として答申が得られたところである⁵。

2008SNAへの対応を含むJSNAの平成23年基準改定

¹ 本稿は、平成28年9月15日に公表した「国民経済計算の平成23年基準改定に向けて」の内容を解説しつつ、補足的な情報も加えたものであり、同資料（以下のURLを参照）もあわせて参照いただきたい。

http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20160915_2008sna.pdf

² 前回の基準改定は、平成23年度に実施し、「平成17年産業連関表」を取り込んだ「平成17年基準改定」。

基準改定により、名目値＝実質値となる（つまり、デフレーター＝100）となる年次（一般に、参照年というが、本慣例上、JSNAでは「基準年」と呼ぶ。）も更新され、現在の2005年（平成17年）から2011年（平成23年）となる。

³ 内閣府経済社会総合研究所「基本計画の工程表及びプロジェクトチームの基本的考え方」

⁴ 内閣府「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」（平成25年3月～平成26年7月）。なお、同研究会における資料、議事要旨については以下の内閣府ウェブサイトを参照されたい。

http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/kenkyu/setsumeiji_top.html

⁵ この間、JSNAと密接不可分な基礎統計である、「国際収支統計」（財務省・日本銀行）や「資金循環統計」（日本銀行）においても、2008SNAと整合的な形で大規模な改定が行われている。具体的には、JSNAの海外勘定（居住者と非居住者の取引やポジション等を記録）の基礎統計である「国際収支統計」については、平成26年3月に、2008SNAと整合的な国際収支統計の国際基準である「国際収支マニュアル第6版（BPM6）」に準拠する改定が行われた。また、JSNAの金融面のフローやストックの基礎統計である「資金循環統計」については、本年（平成28年）3月に、2008SNAの概念を取り入れた改定が実施されている。後述するように、JSNAの平成23年基準改定では、これらの改定された基礎統計を取り込むこととなる。

は、その内容が多岐にわたるものであり、後述するように、研究・開発（R&D）が新たに総固定資本形成に計上されることにより国内総生産（GDP）に大きな影響があるなど、JSNAの見方・使い方を少なからず変更するものとなる。このように、約16年振りとなる国際基準対応を含む大規模な改定を控える中で、本稿では、統計利用者の利便性に資する観点から、平成23年基準改定の概要として、2008SNA対応による変更事項を中心に解説を行うことを目的とする。第2節では、2008SNAに概要と諸外国の状況について概観し、第3節では、JSNAの次回基準改定における2008SNAへの対応方針について主だった事項を中心に概略を述べる。第4節では、2008SNA対応以外の次回基準改定における変更事項について簡単に触れ、第5節は、前二節の議論をまとめる形で、基準改定による基準年（平成23(2011)年）⁶における名目GDP水準やその内訳項目への定量的な影響（現時点の暫定値）について見る。第6節はまとめとする。

2 2008SNAと諸外国の対応状況

SNAの国際基準は、第2次世界大戦後、国際連合でとりまとめられた「1953SNA」をはじめとして、「1968SNA」、「1993SNA」を経て、「2008SNA」で4つ目となる。1953SNAから1968SNAへは、従前のフロー（国民所得統計）のみの体系からストックを含む包括的な体系への拡充、1968SNAから1993SNAへは、勘定体系の詳細化や現物社会移転、無形固定資産の導入等が行われており、2008SNAでは、一つ前の国際基準である1993SNAに立脚しながら、90年代以降の経済・金融環境の変化を織り込むなど、60超の事項について概念・定義の変更や明確化が行われている。また、2008SNAでは、国際収支マニュアル（BPM）等の関連する他の統計に係る国際基準との整合性がより図られるとともに、国際会計基準（IAS）との親和性も意識されたものとなっている。

2008SNAにおける1993SNAからの変更・明確化事項は多数に上るが、主には以下の4つの分野に集約される。第一は、非金融資産の範囲の拡張等であり、具体的には、R&Dや兵器システムに対する支出を総固定資本形成等に記録するとともに、その蓄積を固定資産等のストックとして計上すること（以下、資本化と呼ぶ。）が含まれる。また、固定資産の内訳として、生産活動における知識ス

トックの重要性の高まりを反映して、従来の「無形固定資産」に代わり、R&Dを含む「知的財産生産物」が位置付けられている。

第二は、金融分野のより精緻な記録である。具体的には、90年代以降の金融商品・活動の多様化・発展やIAS改定に対応して、金融資産の内訳分類や金融機関の内訳部門を改定するとともに、雇用者ストックオプションを新たに記録することや、IASと整合的に確定給付型の企業年金等に係る年金受給権を厳格に発生主義に基づいて記録すること等が含まれている。

第三は、一般政府や公的企業に係る取扱いの精緻化である。具体的には、各種機関の一般政府や公的企業への分類基準が明確化されるとともに、一般政府と公的企業との間の例外的な資金の受払の取扱いの精緻化等が含まれている。また、中央銀行の産出額の明確化もこの範疇に位置づけられる。

第四は、経済のグローバル化への対応である。具体的には、国際的な分業など企業の経済活動のグローバル化が進行する中で、国際収支に係る最新の国際基準であるBPM第6版（BPM6）と整合的な形で、財貨・サービスの輸出入を記録する等の変更が行われている。

2008SNAへの主要先進国の対応状況をみると、欧米をはじめ多くの主要先進国で既に対応済みとなっている。具体的には、平成21年末に豪州が各国に先駆けて対応したほか、平成24年秋にはカナダが一部対応を実施した。また、平成25年夏には米国が国民所得生産勘定（NIPA）において2008SNAの主要項目を取り入れた。また、EU加盟国は、平成26年秋にかけて、2008SNAの欧州版であるESA2010に対応した。

既に2008SNAに対応している諸外国では、R&Dの資本化をはじめGDP水準に影響がある事項については積極的に対応している。国際基準への対応に伴う名目GDP水準への影響としては、改定前GDP比でみて、主要先進国の平均では+2%台半ば、レンジでは+1～5%台とされている（図表1。各国のより詳細状況については、多田（2015）を参照）。この影響の大宗は、R&Dの資本化によるものであり、平均では+2%弱、レンジとしては+0.5～4%程度となっている。

3 次回基準改定における2008SNAへの対応

本節では、平成28年末以降予定している次回の平成23年基準改定に際して対応する予定の2008SNAの主な

⁶ 以下で、推計対象年のことを指す場合は、全て西暦で表現する。

図表1 諸外国における2008SNA対応（GDP水準への影響）

国名	GDP影響対象年	2008SNA/ESA2010導入年	名目GDP水準への影響			
			国際基準対応要因	その他統計的要因		
				うちR&D		
アイスランド	2010年	2014年	5.5	1.4	1.4	4.1
アイルランド	2010年	2014年	4.2	3.6	3.5	0.6
イスラエル	2012年	2013年	6.4	2.3	2.2	4.1
イタリア	2010年	2014年	3.4	1.5	1.3	1.9
英国	2010年	2014年	4.9	2.3	1.6	2.6
エストニア	2010年	2014年	1.2	1.4	0.9	-0.2
オーストラリア	2007-08年度	2009年	4.4	1.7	1.4	2.7
オーストリア	2010年	2014年	3.2	3.7	2.3	-0.6
オランダ	2010年	2014年	7.6	1.7	1.8	5.9
カナダ	2010年	2012年	2.5	1.7	1.3	0.8
韓国	2010年	2014年	7.8	5.1	3.6	2.7
ギリシャ	2010年	2014年	1.8	1.3	0.6	0.6
スイス	2011年	2014年	5.7	3.5	3.2	2.2
スウェーデン	2010年	2014年	5.5	4.4	4.0	1.1
スペイン	2010年	2014年	3.3	1.6	1.2	1.7
スロバキア	2010年	2014年	1.9	1.8	0.6	0.1
スロベニア	2010年	2014年	2.1	2.0	1.9	0.1
チェコ	2010年	2014年	4.3	3.1	1.2	1.2
デンマーク	2008年	2014年	2.5	2.7	2.6	-0.2
ドイツ	2010年	2014年	3.3	2.7	2.3	0.6
ニュージーランド	2010年	2014年	1.2	1.3	1.1	-0.1
ノルウェー	2011年	2014年	1.5	1.7	1.4	-0.2
ハンガリー	2010年	2014年	1.6	1.6	1.2	0.0
フィンランド	2010年	2014年	4.7	4.2	4.0	0.5
フランス	2010年	2014年	3.2	2.4	2.2	0.8
米国	2010年	2013年	3.2	3.1	2.5	0.1
ベルギー	2010年	2014年	2.8	2.5	2.4	0.3
ポーランド	2010年	2014年	1.5	1.2	0.5	0.2
ポルトガル	2010年	2014年	4.1	2.1	1.3	2.0
メキシコ	2008年	2013年	0.9	1.5	1.4	-0.6
ルクセンブルグ	2010年	2014年	0.2	1.6	0.5	-1.4
OECD平均	—	—	3.4	2.3	1.9	1.1
レンジ	—	—	+0.2～+7.8	+1.2～+5.1	+0.5～+4.0	-1.4～+5.9
EU28平均	2010年	2014年	3.7	2.3	1.9	1.4

（出所）多田（2015）より。

事項として、R&Dの資本化、これに伴う特許等サービスの扱いの変更、防衛装備品の資本化、所有権移転費用の扱いの精緻化、中央銀行の産出額の明確化、雇用者ストックオプションの記録、企業年金受給権の記録の変更、一般政府と公的企業との間の例外的支払の精緻化、国際収支統計との整合性向上といった事項について、その対

応方針の概要を示す。なお、政府諸機関の分類基準の明確化など2008SNAの一部事項については、平成23年度に実施された平成17年基準改定の際に既に対応済となっている点に留意されたい。

(1) R&D の資本化⁷

2008SNA においては、R&D について、知識ストックを増進させ、それを活用して新たな応用が生まれるようにするための創造的作業と位置付けており、R&D への支出について、何ら経済的便益をもたらさないことが明らかである場合を除いて、1993SNA のように中間消費ではなく、総固定資本形成として扱うとともに、その蓄積の結果であるストックについて固定資産として記録することを求めている。

これに対して、1993SNA に準拠している現行 JSNA における R&D の取扱いは以下のとおりとなっている。すなわち、R&D を実施する主体に応じて、①市場生産者のうち R&D を主活動とする研究機関分、②市場生産者による R&D のうち副次的に行われる企業内研究開発分、③非市場生産者分（一般政府や対家計民間非営利団体）に分けて考えると、まず①については、現行 JSNA でも財貨・サービスの形態として R&D の産出額は計測されており、その主な需要先としては中間消費となっている。次に、②については、各生産者にとっての生産費用（雇用者報酬や中間投入等）には R&D に要した費用（例えば、研究員の人件費）が内包されている一方で、これらに見合う R&D としての産出額は記録されていない（よって、需要としても記録されていない）。また、③について、SNA の枠組みにおいて生産費用の合計により計測される非市場生産者の産出額には、R&D に要した費用相当分も内包されているが、これを R&D の産出額という形で明示的には認識しておらず、その需要先としては非市場生産者の自己最終消費支出（例えば、一

般政府の場合、政府最終消費支出）に含まれる形となっている（図表 2）。

一方、次回基準では、2008SNA を踏まえ、まず R&D の産出額をより広範・明示的な形で計測する。具体的には、①（市場生産者研究機関分）に加え、②（企業内研究開発分）の R&D 産出額を計測するとともに、③（非市場生産者分）の R&D 産出額を明示的に認識することになる（図表 2）。R&D の産出額については、各国における取扱いと同様に、研究開発に係る統計データ収集に係る OECD のガイドライン（いわゆるフラスカティ・マニュアル）に準拠した「科学技術研究統計」（総務省）等をもとに、R&D 活動に要した生産費用の総額により計測する（下式参照）。ここで、市場生産者による R&D 産出額には、これを市場価格相当で評価する観点から、原則として、産出に使用した固定資産の収益分をマークアップとして加算する。

$$\begin{aligned} \text{R\&D 産出額} &= \text{R\&D 活動に要した生産費用の総額} \\ &= \text{雇用者報酬}^8 + \text{中間投入}^9 + \text{生産に課される税（控除）補助金}^{10} + \text{固定資本減耗}^{11} + \text{固定資本収益（純）}^{12} \end{aligned}$$

次に、R&D への支出については総固定資本形成として扱い、その蓄積を固定資産（知的財産生産物）として記録する（図表 2）。ここで、経済的便益をもたらさないような R&D（失敗分）については、2008SNA の原理原則からすれば資本化の対象とはならないとも考えられるが、それを特定することは一般に困難であり、

図表 2 R&D の資本化（平成 17 年基準と平成 23 年基準の比較）

	平成17年基準(1993SNA準拠)	平成23年基準(2008SNA準拠)
市場生産者分		
研究機関	R&D産出額を記録 主な需要先は中間消費	R&D産出額を記録 主な需要先は総固定資本形成
企業内研究開発	R&D産出額を記録せず (一方、R&Dの費用は各種生産費用に内包)	R&D産出額を新たに記録 主な需要先は総固定資本形成
非市場生産者分(大学、 国立研究開発法人等)	全体の産出額に内包(非市場生産者の産出額は費用積上げで計測) 主な需要先は(自己)最終消費支出	R&D産出額を明示的に記録 主な需要先は総固定資本形成

⁷ 本事項については、内閣府（2014a）、内閣府（2015a）、小林（2016）、守屋（2017）も参照。

⁸ 「科学技術研究統計」における人件費が相当。ただし、同統計における大学等の人件費は、研究分のほか教育分も含むので、「大学等におけるフルタイム換算に関する調査」（文部科学省）を用いて研究専従分を抽出する。

⁹ 「科学技術研究統計」における原材料費、リース料、その他の経費が相当。なお、生産に課される税は、同統計上、その他の経費に含まれている。

¹⁰ 決算書等から推計される研究機関向けの補助金。生産に課される税については、脚注 9 を参照。

¹¹ 「科学技術研究統計」における固定資産の購入費をもとに、恒久棚卸法により SNA 概念の時価の固定資本減耗を推計して使用。

¹² 「科学技術研究統計」における研究開発を実施している企業相当の売上高営業利益率等を用いて推計。

2008SNA においても、慣行上、失敗分の R&D を含めてその価値を計測することを認めていることや、諸外国の取扱いと整合的に、全ての R&D を資本化の対象にする。一国全体の R&D の総固定資本形成は、R&D 産出額に、「国際収支統計」から捕捉される研究開発サービスの純輸入額（輸入－輸出）を加えたものとなる。

$$\text{R\&D 総固定資本形成} = \text{R\&D 産出額} + \text{研究開発サービスの純輸入額}$$

また、R&D を固定資産として計上するに当たり、他の固定資産と同様に恒久棚卸法（PIM）の下、定率法を採用し、推計を行う。R&D 資産の償却率としては、R&D の大宗を占める製造業について、産業毎の生産技術・知識に関する陳腐化のスピードがそれぞれ所有する産業用機械の償却率に反映されるという考え方の下、設定する¹³。これにより、平均使用年数に換算すると、製造業では 9～15 年程度となる。その他の生産者分については、国際的にも一般的な平均使用年数（10 年）を想定して償却率を設定する¹⁴。また、実質化に必要なデフレーターについては、諸外国と同様、賃金指数や原材料費等のインプットベースで計測する。

R&D の資本化は、他の主要諸国でもそうであるように、GDP 水準に大きな影響を与える要素である。ここでは、研究開発の実施主体別に、かつ GDP の三面ごとに、その影響経路を定性的に整理する。まず①の市場生産者の研究機関分については以下のとおりとなる¹⁵。

- ・ 生産面：研究機関により産出される R&D を購入する各生産者の中間投入が R&D 分減少することにより、GDP 水準が増加
- ・ 分配面：上記の各生産者の営業余剰・混合所得（総）が R&D 分増加することにより、GDP 水準が増加
- ・ 支出面：総固定資本形成が R&D 分増加することにより、GDP 水準が増加

次に、②の企業内研究開発分については、以下のとおりとなる。

- ・ 生産面：副次的に R&D を行う各生産者の産出額が R&D 分増加することにより、GDP 水準が増加
- ・ 分配面：上記の各生産者の営業余剰・混合所得（総）

- が R&D 分増加することにより、GDP 水準が増加
 - ・ 支出面：総固定資本形成が R&D 分増加することにより、GDP 水準が増加
- 最後に、③の非市場生産者分については、以下のとおりとなる。
- ・ 分配面：固定資本減耗が、新たに計上される R&D 固定資産から発生する分だけ増加し、GDP 水準が増加
 - ・ 生産面：R&D 活動を行う非市場生産者の産出額が、R&D 固定資産から発生する減耗分だけ増加し、GDP 水準が増加
 - ・ 支出面：総固定資本形成が R&D 産出額分増加する一方、非市場生産者の自己消費としての最終消費支出が同額分減少するが、これに加えて、後者（最終消費支出）は、新たに計上される R&D 固定資産から発生する減耗分だけ増加するため、結果として、GDP 水準としては、R&D 固定資産から発生する減耗分増加

（2）特許等サービスの記録の変更¹⁶

R&D の資本化に伴い、1993SNA では「無形非生産資産」と位置付けていた特許実体について、2008SNA では R&D の成果として「知的財産生産物」（研究・開発）に内包される扱いとなっている。また、ライセンス下で使用が許諾される場合、ライセンシーからライセンサーへの使用料の支払は、支払形態等に応じて、サービスの支払（中間消費）か資産取得に対する支払（総固定資本形成）に記録されるとしている（1993SNA ではサービスの支払（中間消費）と位置づけ¹⁷）。

現行の JSNA では、特許権は無形非生産資産として扱うとともに、その使用料については財産所得の受払と位置付けている。これに対し、次回基準改定では、R&D の資本化に対応することに伴い、特許実体は R&D という固定資産に含まれるものとして扱うとともに、その使用料の支払については、サービスの支払として扱う（これを「特許等サービス」と呼ぶ）。なお、サービスの支払か資産の取得に対する支払かを分ける情報がないことから全て前者として扱う。

この取扱いの変更により GDP 水準に影響が生じる。

¹³ なお、医薬品製造業が含まれる化学は、特許期間を踏まえ、諸外国と同様に長めの償却期間を設定する予定。

¹⁴ R&D を含め平成 23 年基準の固定資産推計における償却率の考え方については、須賀（2017）を参照。

¹⁵ 以下の議論においては、研究開発サービスの純輸入分は捨象し、産出額分に絞って議論する。なお、研究開発サービスの純輸入分については、企業内研究開発を行う各市場生産者の総固定資本形成として記録される予定。

¹⁶ 本事項については、内閣府（2014a）、内閣府（2015a）、小林（2014）、小林（2016）、守屋（2017）も参照。

¹⁷ 1993SNA では、非生産資産である特許を源泉に、特許使用料という形でサービスが生産されるという位置づけになっている点で、体系内に一定の非整合性があったことになる。

ここで、国内で産出された特許等サービスは、海外からの使用料の受取分 (X) と国内からの使用料の受取分 (A) に、同サービスの居住者による消費は、海外に対する使用料の支払い分 (M) と国内への使用料の支払い分 (B) から成る。ここで、国内からの受取 (A) と国内への支払は同値 (B) であり、ここでは、便宜的に双方ともに A と表す (A は国内で産出された特許等サービスの国内消費分)。このため、特許等サービスというサービスの供給と需要という観点では、以下の恒等式が成り立つ。

$$\begin{array}{ccccccc} (A+X) & + & M & = & (A+M) & + & X \\ \text{国内産出} & & \text{輸入} & & \text{中間消費} & & \text{輸出} \end{array}$$

これを踏まえると、三面からみた本事項の名目 GDP への影響経路は以下のように整理でき、特許等サービスの純輸出分が GDP 水準の増加に影響することが分かる。ここで、特許等サービスの輸出入分は、「国際収支統計」における産業財産権等使用料の受払を活用する (国内取引分については「経済産業省企業活動基本調査」における技術取引額を活用する)。なお、GNI (国民総所得) については、従前、海外からの所得の純受取と記録していた特許等サービスの受払分が、財貨・サービスの純輸出に振り替えられるため影響はない。

- ・ 生産面：産出額が (A+X)、中間投入が (A+M) 増加し、結果 (X-M) だけ GDP 水準が増加
- ・ 分配面：営業余剰・混合所得 (総) (かつ営業余剰・混合所得 (純)) が (X-M) だけ増加し、GDP 水準が増加
- ・ 支出面：財貨・サービスの輸出が X、同輸入が M 増加し、結果 (X-M) だけ GDP 水準が増加

(3) 防衛装備品の資本化¹⁸

2008SNA においては、戦車や艦艇等の兵器システムは、政府による防衛サービスの生産に継続して使用されるものとして、これに対する支出を 1993SNA のように一般政府による中間消費ではなく、総固定資本形成として記録し、その蓄積を固定資産として記録されるとしている。また、1 回限り使用される弾薬等について、その増減分を中間消費ではなく在庫変動として扱うこととされている。

現行 JSNA では、防衛省による戦車や艦艇、弾薬といった防衛装備品への支出は、一般政府の中間投入に計上されている (生産費用の合計で計測される政府の産出額

を構成し、その需要先として政府最終消費支出に内包)。これに対し、次回基準改定では、2008SNA の取扱いを踏まえ、決算情報や製造業関連の各種基礎統計等を活用して、1 回限り使用される弾薬類の純増分は一般政府による在庫変動に、1 年以上にわたり使用される戦車や艦艇等への支出は一般政府による「防衛装備品」の総固定資本形成として記録する。

防衛装備品を固定資産に計上するに際しては、他の固定資産と同様に PIM により、定率法の下、推計を行う。償却率の計算に際しては、防衛省資料等をもとに想定される資産としての使用年数と整合的な償却率を設定する。具体的には、平均使用年数で見た場合、財ごとに 15 ~ 35 年を想定する。

本事項の導入による GDP 水準への影響について、まず防衛装備品のうち在庫に記録される分 (弾薬類の純増分) については、従前の政府による中間消費 (最終消費支出を構成) が政府による在庫変動に振り替えられるのみであり、影響がない。一方、総固定資本形成に計上されることになる戦車や艦艇等の購入費については、三面ごとに以下のような経路で GDP 水準に影響を与える。

- ・ 分配面：固定資本減耗が、新たに政府の固定資産に計上される防衛装備品から発生する固定資本減耗分だけ増加し、GDP 水準が増加
- ・ 生産面：政府の産出額 (生産費用の合計で計測)、中間投入がともに防衛装備品の購入費分減少する一方で、新たに計測される防衛装備品の固定資産から発生する固定資本減耗分だけ産出額が増加し、GDP 水準が増加
- ・ 支出面：総固定資本形成が防衛装備品購入費分だけ増加する一方、政府の自己消費としての最終消費支出が同額分減少するが、さらに、後者が、防衛装備品の固定資産から発生する減耗分増加するため、結果として、GDP 水準は、防衛装備品の固定資産から発生する減耗分増加

(4) 所有権移転費用の取扱いの精緻化¹⁹

1993SNA では、資産の取得に係る所有権移転費用をその発生時に総固定資本形成として記録するとともに、その固定資本減耗は、所有権移転の対象となる資産の (資産寿命としての) 使用年数にわたって記録される扱いであった。これに対し、2008SNA では、資産の取得及び処分に係る所有権移転費用をその発生時に総固定資本形

¹⁸ 本事項については、内閣府 (2014a)、内閣府 (2015a) のほか、田原 (2015)、守屋 (2016) も参照。

¹⁹ 本事項については、内閣府 (2014a)、内閣府 (2015a)、田原・須賀 (2015) も参照。

成として記録するとともに、これに係る固定資本減耗を、原則として、対象となる資産の取得後、取得者が当該資産を保有すると予想される期間をかけて記録されることとしている。

現行 JSNA では、国際基準において所有権移転費用に相当するもののうち、対象資産の設置費用や商業・輸送費は総固定資本形成に含まれ、対象資産の使用年数にわたって固定資本減耗として償却させている一方、その他の所有権移転費用については総固定資本形成としては扱っていない。これに対し、次回基準改定においては、所有権移転費用のうち住宅・宅地の売買に関する不動産仲介手数料を新たに総固定資本形成（従前は中間消費）として記録する（なお、その他の所有権移転費用については、基礎統計の制約から総固定資本形成としての計上を見送る）。また、所有権移転費用の固定資本減耗に関して、設置費用や商業・輸送費については、それぞれ対象資産と一体的にその使用年数にわたって記録する一方、新たに資本化する住宅等の不動産仲介手数料分の固定資本減耗については、2008SNA を踏まえ、各種基礎統計を基に設定される同一所有者の平均的な保有年数を考慮して、定率法により記録する。²⁰

本事項による名目 GDP 水準への影響経路については以下のとおりである。

- ・ 生産面：中間投入が新たに資本化する不動産仲介手数料分だけ減少し、GDP 水準が増加
- ・ 分配面：営業余剰・混合所得（総）が同手数料分増加し、GDP 水準が増加
- ・ 支出面：総固定資本形成が同手数料分増加し、GDP 水準が増加

（5）中央銀行の産出額の明確化²¹

中央銀行の生み出す産出額については、1993SNA では受取手数料や金融仲介サービス（FISIM）として計測するとされ、計測が困難な場合は生産費用の合計で評価されるとしている²²のみで明確な指針はなかった。これに対し、2008SNA では、中央銀行の産出を① FISIM（市場産出のみ）、②金融政策サービス（非市場産出のみ）、

③金融機関監督等サービス（市場産出、非市場産出がありうる）に分け、非市場産出分については、生産費用の合計で計測し、これを一般政府が最終消費支出するものとして記録するとともに、一般政府の純貸出（+）／純借入（-）に影響しないよう、同額が中央銀行（金融機関）から一般政府に経常移転されるものと擬制するとされている。

現行 JSNA においては、中央銀行の産出額は、生産費用の合計として計測し、ここから各種の受取手数料を除いた部分は金融機関が中間投入したものと扱っている。これに対して、次回基準改定においては、中央銀行の産出額については引き続き生産費用の合計で計測し、そのうち受取手数料を除く部分（金融政策サービス等の非市場産出分）については、一般政府が消費するとともに、同額が中央銀行から一般政府に経常移転されるものと扱う。なお、中央銀行の FISIM については、概念上は政府預金等が該当しうるが、規模が僅少であることや諸外国の取扱いとの整合性を踏まえ、現行 JSNA と同様引き続き計測・記録は行わない。

本事項が名目 GDP 水準に与える影響経路は以下のとおりとなる。

- ・ 生産面：中間投入は一国全体では不変である一方、中央銀行の非市場産出分だけ、（生産費用の合計で計測される）政府の産出額が増加し、GDP 水準が増加
- ・ 分配面：営業余剰・混合所得（総）（かつ営業余剰・混合所得（純））が、中央銀行の非市場産出分増加し、GDP 水準が増加
- ・ 支出面：政府最終消費支出が、中央銀行の非市場産出分増加し、GDP 水準が増加

（6）雇用者ストックオプションの記録²³

企業がその役職員（雇用者）に対して付与する株式の購入権である「雇用者ストックオプション」（以下、ESO という。）について、1993SNA では明示的な扱いは示されていなかったが、2008SNA では、権利付与時点から権利確定時点までの期間（行使待ち期間）について

²⁰ ここで記載したほか、2008SNA では、所有権移転費用の一部として、対象資産の使用年数の終了時に発生する、資産の解体や立地地点の原状回復に必要な費用である「終末費用」も明示的に認識されることとなっている。これに伴う固定資本減耗については、他の所有権移転費用と異なり、対象資産の取得後、当該資産の（資産寿命としての）使用年数にわたって記録されることとされている。現行基準の JSNA では、終末費用について特別な取扱いを行っていないが、次回基準では、2008SNA の趣旨を踏まえ、捕捉可能な原子力発電施設の解体費用を 2008SNA で言う終末費用として位置づけ、財務諸表における原子力発電施設解体引当金の各年増加額の情報をもとに、固定資本減耗の記録を行う予定である。

²¹ 本事項については、内閣府（2014a）、内閣府（2015a）、吉野・野村（2014）、山崎（2016）も参照。

²² 生産費用で計測するというオプションは、1996年の1993SNA一部改訂で示された。

²³ 本事項については、内閣府（2014a）、内閣府（2015a）、日本銀行（2016）も参照。

は ESO の価値を雇用者報酬（賃金・俸給）に記録するとともに、同額を家計の金融資産、雇主企業の負債として記録し、権利確定時点から権利行使時点の期間（行使可能期間）は、「金融派生商品及び雇用者ストックオプション」という金融資産に振り替えた上で、家計の資産、雇主企業の負債として記録することとしている。

現行 JSNA では、1993SNA に準拠しており、ESO については記録していない。これに対し、JSNA の次回基準改定においては、平成 28 年 3 月に行われた「資金循環統計」の見直しと整合的に、2008SNA の勧告に沿った ESO の記録を行うこととしている。具体的には、「法人企業統計」（財務省）における「新株予約権」の情報等をもとに、行使待ち期間については、権利付与額を家計の雇用者報酬受取と金融資産（その他の金融資産）に、行使可能期間については、金融資産をその他の金融資産から「金融派生商品・雇用者ストックオプション」に振り替えて記録する。

本事項の導入により、雇用者報酬や金融資産・負債は僅かに変化するが、GDP 水準への影響はない（雇用者報酬が変化した分は、営業余剰・混合所得（純）の変化により相殺される）。

（7）企業年金受給権の記録の変更²⁴

企業年金のような雇用関係をベースにした社会保険（社会保障制度ではない企業年金等）に係る記録について、2008SNA では発生主義を貫徹することが求められている。具体的には、いわゆる確定給付型の制度について、ストック面では、①「年金受給権」として、雇主企業が雇用者（家計）に約束した将来の給付額の割引現在価値を制度運用者である年金基金の負債、家計の資産に計上し、②年金基金の年金受給権負債と運用資産の差額を「年金基金の対年金責任者債権」として年金基金の資産、制度に責任を持つ雇主企業の負債に記録するとされている。またフロー面として、③「雇主の社会負担」（雇用者報酬の一部）について、当期に雇用者が追加的に勤務したことへの対価としての受給権の増分（現在勤務増分）を記録するとともに、④年金基金から家計への財産所得（年金受給権に係る投資所得）、及びこれと同額を記録する家計から年金基金への社会負担（家計の追加社会負担）について、一期前の年金受給権残高に割引率を

乗じた概念上の利子額（過去勤務増分）を記録すること等が示されている。

現行の JSNA では、2008SNA が想定する確定給付型制度として「退職給付に関する会計基準」の対象となる制度（すなわち確定給付型の企業年金、退職一時金）に関して、ストック面（①②）では、平成 28 年 3 月の見直し前の「資金循環統計」と整合的に、上場企業等に限定して発生主義により年金受給権や積立不足分²⁵を計上していたが、平成 23 年基準においては、平成 28 年 3 月の見直し後の「資金循環統計」と同様、上場企業のみならず一国ベースの年金受給権を推計・記録するとともに、同様に推計された積立不足相当分を「年金基金の対年金責任者債権」として明示的に記録することになる（現行では積立不足相当分は、「未収金・未払金等」に含まれている）。一方、フロー面（③④）については、現行基準では、「雇主の社会負担」には実際の掛金支払額が、財産所得等には年金基金の運用資産からの実際の収益が記録されており、発生主義による記録がなされていない。これに対し、平成 23 年基準では 2008SNA を踏まえ、ストック面とも整合を図る形で、企業会計情報（勤務費用、利息費用）をもとに、「雇主の社会負担」や財産所得（「年金受給権に係る投資所得」）、社会負担（「家計の追加社会負担」）の記録を行う。

本事項の導入により、雇主の社会負担（雇用者報酬の一部）や財産所得、金融資産・負債等はそれぞれ変化するが、GDP 水準への影響はない（雇用者報酬が変化した分は、営業余剰・混合所得（純）の変化により相殺される）。

（8）定型保証の取扱いの精緻化²⁶

ある債権・債務関係について、債務者が債務不履行に陥った際に、当該債務の肩代りを行う「保証」については、1993SNA では偶発的債務と捉え、金融資産・負債とは認識せず、関連する取引フローについても明示的な取扱いはなかった。一方、2008SNA においては、保証を①金融派生商品の形態をとるもの、②大数の法則が働くような標準化されたもの（定型保証）²⁷、③偶発性が高いもの（個別保証）の 3 つに分け、②の定型保証については、非生命保険と同様に、産出額や消費（保証サービス（保険サービス）の産出と消費）、分配取引（純保証

²⁴ 本事項については、内閣府（2014a）、内閣府（2015a）、日本銀行（2016）、中尾（2017）も参照。

²⁵ 金融資産・負債項目としては「その他の金融資産・負債」の「未収金・未払金等」に含まれている。

²⁶ 本事項については、内閣府（2014a）、内閣府（2015a）、山崎（2016）も参照。

²⁷ 個々の債務者の債務不履行の可能性を推定することは不可能であるが、類似する債務をまとめて考えると、そのうちの程度が債務不履行になるかという可能性を推定することが可能となるようなもので、同一の方針に沿って多数発行される保証が該当。

料（非生命純保険料）と債務肩代わり（非生命保険金）の経常移転受払）、及び金融面（定型保証支払引当金のフローとストック）の記録を行うこととされている。

現行 JSNA では、基礎統計である「資金循環統計」（平成28年3月の見直し前）と同様、定型保証について個別保証と同様、偶発的債務と位置付け、金融面の記録及び分配取引の記録を行っていない。これに対し、JSNA の次回基準改定においては、平成28年3月見直し後の「資金循環統計」と同様、住宅ローン保証や中小企業の信用保証等を定型保証と位置付け、2008SNA の勧告に沿って保証サービスの産出額や消費、分配取引や定型保証支払引当金の金融フロー、ストックを記録することとする。

本事項の導入により、金融資産・負債や、生産・中間投入、各種の経常移転に影響があるが、定型保証のサービス産出額については、需要先としてはそのほとんどが中間消費に計上されるものであり、GDP 水準への影響はほぼない。

（9）一般政府と公的企業との間の例外的な支払

一般政府と公的企業との間の例外的な支払（高額で不定期的な支払）、とりわけ公的企業から一般政府へ支払いが行われる場合について、1993SNA では、公的企業が法人か準法人（政府の特別会計の一部）かによって当該支払の記録方法が異なっていたが、2008SNA では、支払の原資が準備金の取崩しか資産売却による場合、法人の形態を問わずすべて「持分」という金融資産の引出し（及び対応する現預金の増加）として、記録することとしている。

現行 JSNA では、公的企業から一般政府への例外的な支払は、基本的に資本移転として記録し、一般政府の収支（純貸出／純借入やプライマリーバランス）に影響する形となっている。これに対して、次回基準改定においては、例外的な支払を「特別な立法措置がとられるなど例外的・不定期的な支払」であり、「支払の原資が資産の売却や積立金の取崩しである」とものと定義した上で、これに該当するもの（例えば、2006年度の財政投融资特別会計から国債整理基金特別会計への繰入12兆円）を、資本移転ではなく、政府による公的企業に対する持分の引出し（減少）及びこれと見合いの政府の現預金の増加という金融取引として記録する。関連して、現行 JSNA では記録されていない公的企業の負債としての持分（資産側では一般政府が所有）が新たに記録されることとなる。

この例外的な支払の扱いの変更によって GDP 水準への影響等はないが、純貸出(+)／純借入(-)やプライマリーバランスといった一般政府の収支は、例外的支払が収支として計上されなくなる分、より基調的な動きを把握できることになる。なお、政府の財政健全化目標で採用されているプライマリーバランスでは、JSNA の計数を基にしつつ、こうした支払の大宗は特殊要因として控除しているため、その点では特段の影響はないと見込まれる。

（10）国際収支統計との整合性

2008SNA では、BPM6 と整合的に、財貨の輸出入を所有権移転の時点で記録するという原則を徹底している。具体的には、①財貨の加工に関して、加工依頼国（A 国）と加工請負国（B 国）の間の財貨の往来について、所有権が移転しない場合、財貨の輸出入ではなく、A 国の B 国への加工賃（サービス）の支払（輸入）として記録することや、②商社のような居住者が、ある非居住者から国外で財貨を購入し、これを国内に持ち込むことなく別の非居住者に転売するような仲介貿易について、その売買差額をサービスの輸出ではなく財貨の輸出として記録することを勧告している。1993SNA や従前の国際収支マニュアル（BPM5）では、加工用財貨や仲介貿易は所有権移転原則の例外として、前者は財貨の輸出入、後者（売買差額）はサービス輸出となっていた。

現行 JSNA では、加工用財貨や仲介貿易について、BPM5 準拠の「国際収支統計」の考え方と整合的に記録しているが、次回基準改定以降は、2008SNA や BPM6 準拠の「国際収支統計」と整合的に支出側 GDP の内訳である輸出入を記録する。すなわち、加工用財貨に関しては、財貨の輸出入ではなく、加工賃（委託加工サービス）の受払をサービスの輸出入として²⁸、また仲介貿易については、仲介貿易に関しては売買差額をサービスの輸出ではなく財貨の輸出としてそれぞれ記録する。ただし、詳細な財貨・サービス別や経済活動別の推計では、基礎資料上の制約があるため、2008SNA への対応が困難な部分も残ることになる。

なお、本事項への対応により、輸出入において、財貨とサービスとの間のバランスは変化するが、財貨・サービスを通じた輸出入には影響がなく、よって GDP 水準への影響はない。

²⁸ このほか、財貨の修理についても、現行基準では財貨の輸出入に含まれているが、次回基準ではサービスの輸出入に含まれることになる。

4 次回基準改定におけるその他の変更

平成28年末以降公表予定の基準改定においては、2008SNA対応以外にも様々な変更事項が予定されている。第一に、冒頭に述べたように、「平成23年産業連関表」をはじめとする基礎統計の反映による影響、第二には、建設部門の産出額をはじめとする各種の推計手法の見直し、第三には、各種分類の変更や各事項の計上項目の変更がある。

(1) 各種基礎統計の反映

第一の基礎統計の取込みについて、特に重要なものとして、最新の「平成23年産業連関表」の反映がある(産業連関表は、対象年(=基準改定における基準年)の財貨・サービス別の産出、投入構造を示すものであり、GDPの水準に影響を与える)。同表は、我が国初となる「平成24年経済センサス-活動調査」(総務省、経済産業省)を活用し、最新の経済構造を反映したものとなっており、これを取り込むことでJSNAでは従来よりも精度の高い形で過去を含め計数が再推計されることになる²⁹。また、「産業連関表」に関連して、JSNAの過去の基準改定では従前取り込んでいなかった「接統産業連関表」(総務省等)の情報を反映させることにより、過去の計数が改定されるという要素もある。

このほか、雇用者数や雇用者報酬の推計に用いる「国勢統計」について、調査結果が利用可能な平成22(2010)年調査結果を取込む³⁰ほか、家計最終消費支出のうち住宅賃貸料(帰属家賃を含む)の推計に用いる「住宅・土地統計」について、最新の平成25(2013)年調査に加えて、前回の平成17年基準改定ではスケジュール上反映できなかった平成20(2008)年調査の情報を取り込む。また、固定資本減耗については、前回の平成17年基準改定の際に、財別×部門別(経済活動分類)の固定資

本マトリックスに基づく恒久棚卸法(PIM)を使用した抜本的な推計手法の改善を図ったところであるが、各種基礎統計の見直し等に伴う総固定資本形成や関連するデフレーター等の改定とともに、各種資産の償却率の設定に使用している「民間企業投資・除却調査」(内閣府)について、調査開始以降蓄積された9年分のデータを反映して再設定を行う³¹。

(2) 各種推計手法の見直し

第二の推計手法の見直しという点では、主には、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月閣議決定)を踏まえる形で、①供給・使用表(SUT)の枠組みの下での推計精度の改善や、②建設部門の産出額の推計手法の改善、等の取組が行われる。

まず、①の供給・使用表(SUT)の枠組みの活用³²について、現行JSNAでは、概念的には等価が成り立つ生産側GDPと支出側GDPとの間に乖離(統計上の不突合)が生じているが、その要因の一つとして、支出側GDPはコモディティ・フロー法、生産側GDPは付加価値法と呼ばれる異なる手法等に基づき推計を行っているため、前者から得られる財貨・サービス別の中間消費と、後者から得られる財貨・サービス別の中間投入が一致しないという点がある³³。次回基準改定においては、基準年以降、供給・使用表(SUT)と呼ばれる枠組みを活用し、こうした財貨・サービスごとの中間消費と中間投入の間の不突合を縮減させることを目指すこととしている。具体的には、「工業統計(確報)」(経済産業省)等を用いて推計された第二次年次推計(従来の確々報)の計数について、その翌年に第三次年次推計として供給・使用表に基づく調整を行うことを予定している(年次推計の呼称や公表周期の在り方についてはコラム参照)。

²⁹ なお、平成23年基準改定で取り込む「平成23年産業連関表」においては、R&Dの資本化等の2008SNAの勧告事項への対応は行われていないため、これらの事項等については、JSNAにおいて独自に推計を行うことで対応している(このほかにも、JSNAでは、産業連関表を国民経済計算の概念に合うよう組み替えて使用している)。なお、次の「平成27年産業連関表」に向けては、R&Dの資本化等への対応の在り方が検討されることとなっている。

³⁰ 国勢統計の最新のものは平成27年調査であるが、現時点(平成28年9月)では一部速報のみ公表されており、推計に必要な情報は利用可能でない。このため、同調査の結果は、次の基準改定の際に取り込まれることになる。

³¹ 平成17年基準改定時は、その時点で蓄積し、利用可能だった3年分のデータに基づいた推計を行った。

³² 本事項については、内閣府(2014a)、内閣府(2014b)のほか、吉岡・鈴木(2016)も参照。

³³ 厳密には、財貨・サービスごとの中間消費は、市場生産者による財貨・サービスの流れを推計するコモディティ・フロー法による推計値と、非市場生産者(一般政府や対家計民間非営利団体)による財貨・サービスの供給のうち中間消費される分から成る。一方、財貨・サービスごとの中間投入は、市場生産者を対象とする付加価値法により経済活動別に推計された財貨・サービス別の中間投入と、非市場生産者が生産に使用した財貨・サービスの中間投入から成る。

コラム 年次推計の呼称の変更について

平成 17 年基準までの JSNA の年次推計については、ある年度について、「工業統計（速報）」（経済産業省）等の詳細な基礎統計を用いて推計し、年度終了の 9 か月後（翌年末）に公表する最初の結果を「確報」、さらにその一年後（翌々年末）に「工業統計（確報）」（経済産業省）等の情報を追加して推計・公表する結果を「確々報」と呼称していた。これに対し、本年末の平成 23 年基準改定以降においては、最初（年度終了 9 か月後）の年次推計結果を「第一次年次推計」、その翌年（年度終了 1 年 9 か月後）の結果を「第二次年次推計」と呼称を変更し、さらに一年後（年度終了 2 年 9 か月後）に供給・使用表の枠組みを活用した推計結果を「第三次年次推計」と位置付けることになる。

関連して、第一次年次推計（従来の確報）において利用する主要な基礎統計についても変更がある。具体的には、「工業統計（速報）」（5 年に一度の経済センサス - 活動調査の調査対象年においては、「経済センサス - 活動調査」の製造業部分）については、統計委員会における諮問・答申を経て、2015 年対象分以降、翌年次の 6 月頃に調査が行われることになった（例えば、2015 年を対象とする調査は「経済センサス - 活動調査」の製造業部分であるが、同調査は 2016 年 6 月に実施されている。また、2016 年分以降の「工業統計」については、従前であれば対象年末に調査が行われていたが、調査時期が翌年 6 月頃に変更となる）。これにより、第一次年次推計における財貨の出荷額等のうち製造業分の推計については、「工業統計（速報）」等の結果が利用できなくなったことから、2015 年分以降の第一次年次推計においては、「工業統計（速報）」等以外の情報（例えば、「経済産業省生産動態統計」（経済産業省））を活用した推計を行うことになる。こうした推計手法については、今後作成される予定の平成 23 年基準に基づく「推計手法解説書（年次推計編）」等において示す予定である。なお、第二次年次推計（従前の確々報）については、「工業統計（確報）」（対象年の調査が「経済センサス - 活動調査」の製造業部分であればその確報）を利用するという点では、現行からの変化はない。

以上、平成 23 年基準改定以降の年次推計について改めて整理すると以下のとおりとなる。

呼称	公表時期	主な基礎統計等
第一次年次推計（従来の確報）	年度終了 9 か月後	経済産業省生産動態統計等
第二次年次推計（従前の確々報）	年度終了 1 年 9 か月後	工業統計（確報）等
第三次年次推計（新規）	年度終了 2 年 9 か月後	（供給・使用表の枠組みの活用）

次に、②の建設部門の産出額の推計手法の見直し³⁴について、現行 JSNA では、同産出額には、基準年については出来高ベースの各種基礎資料から推計される「産業連関表」に基づく一方、延長年は建設部門の人件費や資材投入等の費用合計（インプットベース）により延長推計を行うという手法を採用してきた。しかし、こうした延長推計値については、事後的に判明する次の基準年の「産業連関表」の計数と乖離し、基準改定時に建設部門の産出額が大きく改定される場合が見られるという課題があった³⁵。このため、次回基準改定以降は、産業連関表と整合的に出来高ベースの基礎統計に基づく推計方法に変更する。これにより、総固定資本形成の大きなシェ

アを占める建設活動の実態をよりの確に捉えることに資するとともに、基準改定ごとの建設部門の計数改定が抑制されることが期待される。

このほか、推計手法の見直しとしては、上述の①に関連して、支出側 GDP と生産側 GDP の間の統計上の不適合のもう一つの要因である、「産業連関表」を基に「貿易統計」や「国際収支統計」等を活用してコモディティ・フロー法で計上される財貨・サービスの純輸出（国民経済計算年報フロー編付表 1 「財貨・サービスの供給と需要」に計上）と、「国際収支統計」を組み替える形で記録される支出側 GDP における財貨・サービスの純輸出（国民経済計算年報フロー編主要系列表 1 「国内総生産

³⁴ 本事項については、内閣府（2014a）、内閣府（2014b）、葛城（2013）も参照。

³⁵ 実際、平成 17 年産業連関表に基づき推計された 2005 年値から、インプットベースで延伸された 2011 年の建設部門産出額（現行 JSNA の計数）は、事後的に判明した平成 23 年産業連関表のそれよりも 1.7 兆円程度（消費税控除額を含むグロスベース）大きくなっており、産出額として平成 23 年基準改定ではこの分の下方改定が見込まれる。

図表 3 経済活動別分類（大分類）の新旧

平成 17 年基準	平成 23 年基準	(参考) ISIC Rev.4 大分類
1. 産業	1. 農林水産業	A. 農林漁業
(1) 農林水産業	2. 鉱業	B. 鉱業及び採石業
(2) 鉱業	3. 製造業	C. 製造業
(3) 製造業	4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	D. 電気、ガス、蒸気及び空調供給業
(4) 建設業		E. 水供給業、下水処理、廃棄物処理及び浄化活動
(5) 電気・ガス・水道業	5. 建設業	F. 建設業
(6) 卸売・小売業	6. 卸売・小売業	G. 卸売・小売業；自動車・オートバイ修理業
(7) 金融・保険業	7. 運輸・郵便業	H. 運輸・保管業
(8) 不動産業	8. 宿泊・飲食サービス業	I. 宿泊・飲食業
(9) 運輸業	9. 情報通信業	J. 情報通信業
(10) 情報通信業	10. 金融・保険業	K. 金融・保険業
(11) サービス業	11. 不動産業	L. 不動産業
2. 政府サービス生産者	12. 専門・科学技術、業務支援サービス業	M. 専門、科学及び技術サービス業
(1) 電気・ガス・水道業	13. 公務	N. 管理・支援サービス業
(2) サービス業	14. 教育	O. 公務及び国防、強制社会保障事業
(3) 公務	15. 保健衛生・社会事業	P. 教育
3. 対家計民間非営利サービス生産者	16. その他のサービス業	Q. 保健衛生及び社会事業
(1) 教育		R. 芸術、娯楽、レクリエーション業
(2) その他		S. その他のサービス業

（支出側）」に計上）との間の乖離について、両者の整合性をできる限り高める取組も行う³⁶。また、賃金・俸給の役員報酬については、後述する役員賞与の算入や各種基礎統計の反映とともに、役員と非役員の給与格差に係る推計手法の見直しを行う。また、現行では、1年以内に償却され、固定資産ストックへの計上を行っていない鉱物探査・評価について、諸外国と同様複数年にわたる使用年数を想定して、固定資産ストックへの計上を行う等の変更も行われる。

（3）各種分類や概念・定義等の変更

次回の平成 23 年基準改定においては、経済活動別分類（これに連動する形で、財貨・サービス別分類）、非金融資産や金融資産・負債の分類が変更されることになるほか、各種の項目名の変更、各種項目の概念・定義の一部変更等が行われる。

まず、各種分類のうち、生産側 GDP を計測するための「経済活動別分類」については、現行のように「産業」（市場生産者に相当）、「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」（いずれも非市場生産者に相当）と 3 つに区分した上で、それぞれさらに分類するという形式（こうした分類法は、1968SNA という国際基準に則ったもの）を改め、国際比較可能性を考慮し、産業分類に関する国際基準（国際標準産業分類改定第 4 版（ISIC rev4））とできるだけ整合的な分類とするよ

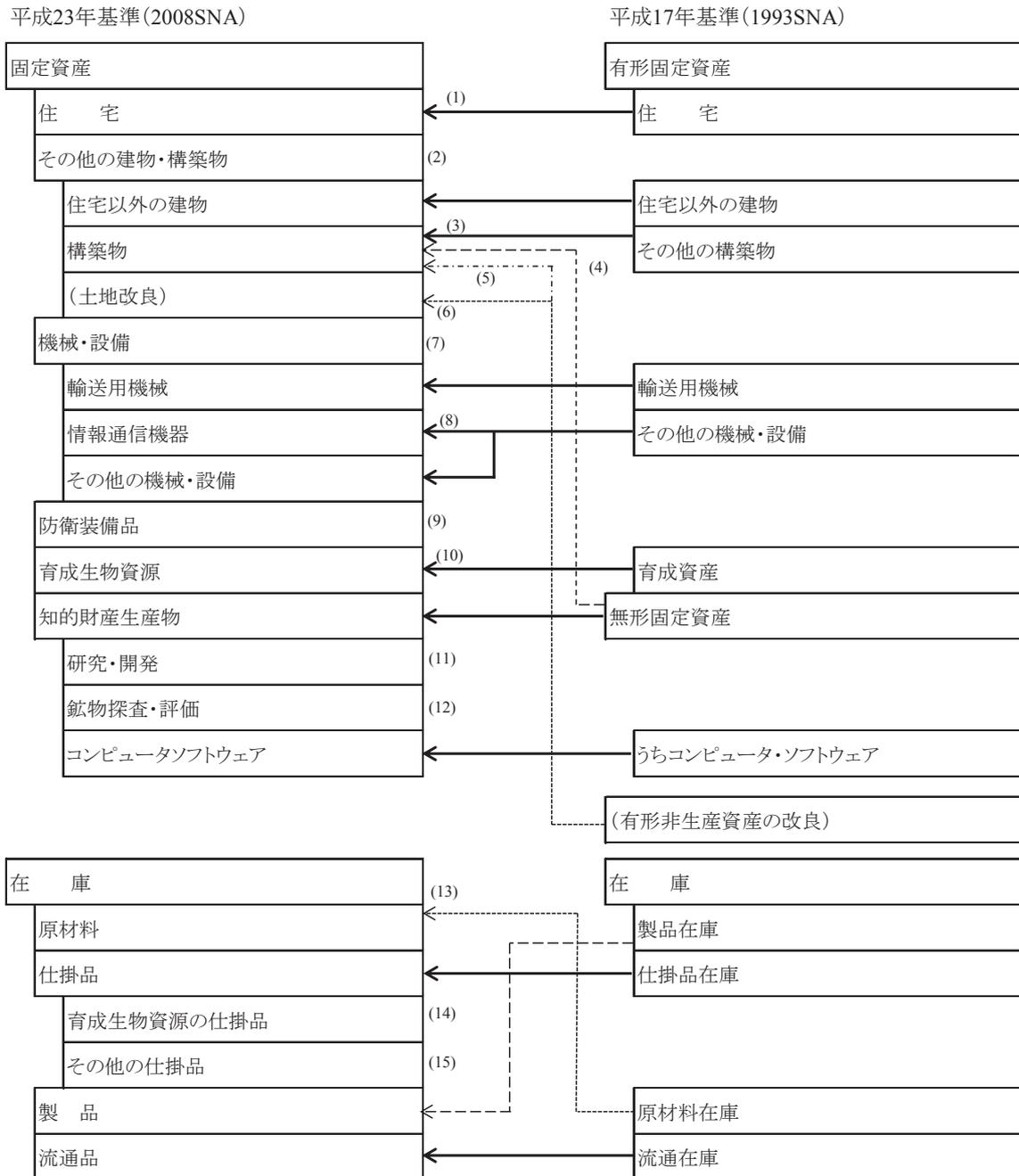
う変更する。これにより、これまで「サービス業」として括られていた分類について、保健衛生・社会事業など、より詳細に区分されることになる。経済活動別の大分類レベルでの変更の内容については、図表 3 に示したとおりである（なお、中分類や小分類については、今後、基準改定結果公表時までには公表する予定）。

また、非金融資産や金融資産・負債の分類は、前節で述べた 2008SNA への各種対応に伴う形で、原則として、2008SNA で示されている分類に即した変更が行われる予定である。例えば、非金融資産のうち固定資産については、現行の有形・無形の区分がなくなるとともに、「防衛装備品」、「知的財産生産物」やその内訳としての「研究・開発」といった新たな分類が加わる（生産資産の分類変更については、図表 4 を参照）。また、金融資産・負債については、例えば、雇用者ストックオプションや年金基金の対年金責任者債権、定型保証支払引当金といった新たな分類が設けられる（金融資産・負債の分類変更については図表 5 を参照）。

次に、各項目の名称変更や、概念・定義の変更について主なものを紹介する。名称変更については、図表 6 にまとめたとおりとなる。なお、同表には示していないが、現行基準における制度部門別等の「資本調達勘定」については、国際基準の名称に忠実な形で、実物取引を「資本勘定」、金融取引を「金融勘定」とそれぞれ変更される。

³⁶ 本事項については、内閣府（2014a）や田原（2014）も参照。

図表4 生産資産の分類変更



- (1) 23年基準では不動産仲介手数料のうち住宅・宅地分が含まれる。
- (2)(7) 集計項目として新設。
- (3) 名称変更。
- (4) フローで、平成17年基準では無形固定資産に含まれていたプラントエンジニアリングが移管(ストックでは平成17年基準でも構築物)。
- (5) 平成17年基準で有形非生産資産の改良に含まれていた海岸、治山、農業土木(灌漑施設を除く)が移管。
- (6) フローの総固定資本形成にのみ計上。ストックでは非生産資産の土地に体化される扱い。
- (8)(14)(15) 内訳項目として新設。
- (9)(11) 新設。
- (10) 名称変更。
- (12) 内訳項目として新設(17年基準では1年以内償却のためフローにのみ計上に対し、23年基準では平均使用年数1年以上としてストックにも計上)。
- (13) 範囲拡張(防衛装備品のうち弾薬等を含む)。

図表5 金融資産の分類変更

平成23年基準(2008SNA)

平成17年基準(1993SNA)

貨幣用金・SDR等	←(1)-----	貨幣用金・SDR
現金・預金	←(2)-----	現金・預金
貸出・借入	←(3)-----	貸出・借入
債務証券	←(4)-----	株式以外の証券
持分・投資信託受益証券	←(5)-----	株式・出資金
保険・年金・定型保証	←(6)-----	保険・年金準備金
金融派生商品・雇用者ストックオプション	←(7)-----	金融派生商品
その他の金融資産・負債	←(8)-----	その他の金融資産・負債

- (1) 17年基準では「その他の金融資産・負債」に含まれていたIMFリザーブポジションが移管、それに伴い名称変更。
- (2) 17年基準では「現金・預金」に含まれていた財政融資資金預託金が移管。
- (3) 名称変更(負債性のあるものに限定)。
- (4) 17年基準では「株式以外の証券」に含まれていた投資信託受益証券が移管。
- (5) 名称変更。
- (6) 23年基準では定型保証支払引当金が新設、これに伴う名称変更。
- (7) 17年基準では「その他の金融資産・負債」に含まれていた非生命保険関係の技術準備金や、確定給付型の企業年金等に係る積立不足相当分が移管。
- (8) 23年基準では雇用者ストックオプションが新設、これに伴い名称変更。

図表6 各項目の名称変更

平成17年基準	平成23年基準	備考
統合勘定、資本勘定、主要系列表1等		
在庫品増加	在庫変動	
第1次所得の配分勘定等		
保険契約者に帰属する財産所得	その他の投資所得	
	保険契約者に帰属する投資所得	その他の投資所得の内訳。年金基金の運用収益は年金受給権に係る投資所得に移管
	年金受給権に係る投資所得	その他の投資所得の内訳
	投資信託投資者に帰属する投資所得	その他の投資所得の内訳。利子から移管(ただし2012年値より)
所得の第2次分配勘定		
社会負担	純社会負担	雇主や家計の社会負担から年金制度の手数料を控除
雇用者の社会負担	家計の現実社会負担	分割
	家計の追加年金負担	分割。年金受給権に係る投資所得と同額
—	(控除)年金制度の手数料	純社会負担の控除項目として新設
年金基金による社会給付	その他の社会保険年金給付	年金基金の給付のほか、退職給付に関する会計基準の対象となる退職一時金を計上
無基金雇用者社会給付	その他の社会保険非年金給付	その他の退職一時金等を計上
現物所得の再分配勘定		
現物社会給付	現物社会移転(市場産出の購入)	現物社会給付+教科書購入費等
個別的非市場財・サービスの移転	現物社会移転(非市場産出)	個別的な非市場財・サービスの移転-教科書購入費等
所得の使用勘定		
年金基金年金準備金の変動	年金受給権の変動調整	年金基金等に係る純社会負担-社会給付
一般政府、対家計民間非営利団体の目的別最終消費支出		
商品・非商品販売	財貨・サービスの販売	
—	自己勘定総固定資本形成	非市場生産者によるR&Dの総固定資本形成
現物社会給付等	現物社会移転(市場産出の購入)	※一般政府のみ

最後に、各種項目の概念・定義については、主に以下の変更が行われる。

- ① 事業税³⁷について、「生産・輸入品に課される税」から、「所得・富等に課される経常税」に変更
- ② 役員賞与³⁸について、「財産所得」の「配当」から、「雇用者報酬」の「賃金・俸給」に変更
- ③ 公費負担医療給付（生活保護の医療扶助分）について、「現物社会移転以外の社会給付」の「社会扶助給付」から、「現物社会移転」の「現物社会移転（市場産出の購入）」に変更³⁹
- ④ 政府諸機関の分類の一部見直し
 - (ア) 特許特別会計について、一般政府（中央政府）から公的非金融企業に変更
 - (イ) 自動車検査独立行政法人（平成 20 年度以降）について、一般政府（中央政府）から公的非金融企業に変更
 - (ウ) 食料安定供給特別会計（平成 19～25 年度）の業務勘定について公的非金融企業から一般政府（中央政府）に変更

5 基準年(2011年)における基準改定の影響

前二節で述べたように、本年末に予定している平成 23 年基準改定においては、2008SNA への対応をはじめとして複雑かつ多岐にわたる変更が予定されている。この中で、遡及期間としては、現行の平成 17 年基準で正式系列として公表している 1994 年以降の 22 年間で予定している。これまでの基準改定時においては、前回の基準年の翌年から直近年までの 10 年程度の遡及期間となっていたが⁴⁰、平成 23 年基準では、原則全ての系列⁴¹について、従来の 2 倍超の遡及期間が確保されることとなる。

さて、ここでは、主に 2008SNA への対応を通じて、平成 23 年基準改定に際して、名目 GDP の水準がどの程度変化するのか、という点について、新たな基準年となる平成 23（2011）暦年を対象に概観する。なお、ここ

で紹介する計数は、平成 28 年 9 月時点での暫定的な推計値であり、本年 12 月に公表する時点で、精査の結果として変更がありうることに留意する必要がある。

まず、名目 GDP（支出側）の 2011 暦年の水準は、現行平成 17 年基準の 471.6 兆円から、平成 23 年基準改定により +19.8 兆円上方改定され、491.4 兆円となる見込みである（改定前 GDP に対する比率は 4.2%）。図表 7 により、これを 2008SNA 要因（第 3 節）とそれ以外（第 4 節）に分けると、2008SNA 要因は +19.6 兆円（改定前 GDP 比 4.2%）、その他要因は +0.2 兆円（改定前 GDP 比 0.0%）となる。

さらに、「2008SNA 要因」について細分化してみると、最大の改定要因は、諸外国の場合と同様、「R&D の資本化」であり、+16.6 兆円（改定前 GDP 比 3.5%）である。R&D の総固定資本形成は、需要項目という点では、市場生産者のうち民間企業分や非市場生産者のうち対家計民間非営利団体分が民間企業設備に、市場生産者のうち公的企業分や非市場生産者のうち一般政府分が公的固定資本形成にそれぞれ計上される。ここで、非市場生産者分について、GDP 水準に影響を与えるのは、第 3 節 (1) で述べたとおり、あくまでも新たに固定資産として計上される R&D 資産から発生する固定資本減耗分であり、これは民間最終消費支出（対家計民間非営利団体分）、政府最終消費支出（一般政府分）に反映されることになるが、一方で、これまでこれら最終消費支出項目に記録されていた R&D 支出分が総固定資本形成項目に移管されることから、これら最終消費支出項目への影響はネットとしては限定的であるという点に留意が必要である。2008SNA 要因ということでは、このほか、「特許等サービスの扱い変更」により +1.4 兆円（改定前 GDP 比 0.3%）、「防衛装備品の資本化」により +0.6 兆円（改定前 GDP 比 0.1%）、住宅関連の「所有権移転費用の扱い精緻化」により +0.9 兆円（改定前 GDP 比 0.2%）、「中央銀行の産出額の明確化」により +0.2 兆円（改定前 GDP 比 0.0%）となっている。

一方、「その他要因」については、第 4 節で述べたよ

³⁷ 法人事業税や個人事業税のほか、平成 20 年度から創設された地方法人特別税を含む。その課税標準は一部に事業収入や資本金、付加価値を採用しているものの、ほとんどが所得であることから、「所得・富等に課される経常税」に移管。

³⁸ 平成 17 年施行の会社法改正において、役員賞与は役員給与と同じく費用処理する扱いに変更されることになったため、これと整合的となるよう変更。

³⁹ 現行の平成 17 年基準では、社会扶助給付を受けた家計が、医療サービスを最終消費支出したという形で記録していたが、医療扶助が現物移転であるとの性格を踏まえ、一般政府が、家計に無償で提供するために医療サービスを購入する（政府最終消費支出）という形に変更。

⁴⁰ なお、平成 17 年基準改定を実施した際（平成 23 年度）には、支出側 GDP とその内訳のみ 1994 年以降遡及系列を作成していたが、その他の系列（生産や分配系列、ストック系列等）については、前回の基準年（平成 12（2000）年）の翌年である 2001 年以降の 10 年間となっていた。その約 2 年後の平成 25 年 10 月に、その他の系列についても 1994 年以降の系列を公表している。

⁴¹ ただし、付表である一般政府の機能別支出（最終消費支出）については現行基準と同様 2005 年度以降となる等の例外はある。

うな「平成23年産業連関表」等の各種基礎統計の取込み等により、上方改定要因、下方改定要因ともに存在する（後述するように、2008SNA 要因以外としては、民間最終消費支出等は上方改定要因、民間企業設備は下方改定要因）。ただし、基準年である2011暦年に対する影響として、結果的にはこれらがある程度相殺し合い、+0.2兆円（改定前GDP比0.0%）と限定的となっている。ただし、他の年次においては、ネットとして上方改定要

因にも下方改定要因にも働きうるもので、マグニチュードも異なりうることに留意が必要である。例えば、2013暦年については、対前年（対2012年）の動きとして、第4節で述べたような建設部門産出額の推計手法の見直しにより、従前のインプットベースで計測していた産出額よりも、出来高ベースで計測する産出額の方が高くなると見込まれるため、相応の上方改定要因として働くことが想定される⁴²。

図表7 平成23年基準改定による名目GDP水準への影響(1)－基準年（平成23（2011）暦年）－
（要因別）

	金額(注1)	改定前GDP比(注2)	影響する主な需要項目
全 体	19.8兆円	4.2%	
うち 2008SNA対応	19.6兆円	4.2%	
研究・開発(R&D)の資本化	16.6兆円	3.5%	民間企業設備 公的固定資本形成
特許等サービスの扱い変更	1.4兆円	0.3%	財貨・サービスの純輸出
防衛装備品の資本化	0.6兆円	0.1%	公的固定資本形成
所有権移転費用の扱い精緻化	0.9兆円	0.2%	民間住宅
中央銀行の産出額の明確化	0.2兆円	0.0%	政府最終消費支出
うち その他	0.2兆円	0.0%	各項目

(注1) 現時点の暫定値であり、本年末の基準改定公表までに変更がありうる。また、あくまで平成23年への影響であり、影響・要因は年によって異なる。

(注2) 支出側の名目GDPとして評価。つまり、改定前GDPは、平成17年基準における平成23（2011）暦年の名目GDP（支出側）。

図表8 平成23年基準改定による名目GDP水準への影響(2)－基準年（平成23（2011）暦年）－
（需要項目別）

	改定前(17年基準)	改定後(23年基準)(注1)	改定差(注1)	改定前GDP比(寄与度)
国内総生産(GDP)	471.6兆円	491.4兆円	19.8兆円	4.2%
民間最終消費支出	284.2兆円	286.3兆円	2.0兆円	0.4%
民間住宅	13.4兆円	14.3兆円	0.9兆円	0.2%
民間企業設備	63.1兆円	69.4兆円	6.3兆円	1.3%
民間在庫変動	-1.9兆円	1.0兆円	2.9兆円	0.6%
政府最終消費支出	96.1兆円	99.2兆円	3.1兆円	0.7%
公的固定資本形成	20.5兆円	23.9兆円	3.4兆円	0.7%
公的在庫変動	0.0兆円	0.0兆円	-0.0兆円	-0.0%
財貨・サービスの純輸出	-4.0兆円	-2.7兆円	1.3兆円	0.3%
(再掲)総固定資本形成(注2)	97.1兆円	107.6兆円	10.5兆円	2.2%

(注1) 現時点の暫定値であり、本年末の基準改定公表までに変更がありうる。また、あくまで平成23年への影響であり、影響は年によって異なる。

(注2) 総固定資本形成は、民間住宅、民間企業設備、公的固定資本形成の合計。

⁴² 現時点での暫定的な試算では、建設部門の産出額の2013年の対前年比は、現行基準では5.8%であるのに対して、次回基準では11.3%となると見込まれる。

次に、名目 GDP（支出側）について、2011 暦年における主な需要項目毎の改定状況を示したものが図表 8 である。具体的にみると、まず民間最終消費支出は+2.0 兆円の改定となっている。これは主には「住宅・土地統計」（平成 20 年、25 年調査の 2 回分）の取込みにより住宅賃貸料（含む帰属家賃）が上方改定されたことが大きく効いている。民間住宅については+0.9 兆円の改定となっているが、これは前述のとおり専ら住宅関連の不動産仲介手数料（所有権移転費用）の取扱いの精緻化の影響による。民間企業設備は+6.3 兆円の改定となっており、民間法人企業や対家計民間非営利団体（私立大学等）の R&D 支出が資本化されたことによる増加要因の一方で、「平成 23 年産業連関表」の取込みにより建設部門や自動車部門の総固定資本形成（産出・供給された建設サービスや自動車が投資に回る分）等が下方改定されているという減少要因があり、差し引きとしてこうした改定幅の姿となっている。民間在庫変動は+2.9 兆円の改定となっているが、これは主に「平成 24 年経済センサス - 活動調査」の取込みにより流通在庫が改定されたこと等が要因となっている。政府最終消費支出については+3.1 兆円の改定となっており、これは主に公的負担医療給付分を民間最終消費支出から政府最終消費支出に移管したことによる（つまり、民間最終消費支出でみれ

ば同額が下方改定要因になっていることを意味する)⁴³。公的固定資本形成は+3.4 兆円の改定となっているが、これは主に一般政府や公的企業による R&D 支出や一般政府による防衛装備品支出の資本化が影響している。公的在庫変動はほぼ改定がない。財貨・サービスの純輸出については+1.3 兆円の改定となっており、これは専ら特許等サービスの取扱いの変更による影響となっている。

6 まとめ

以上では、JSNA の次回基準改定の概要として、最新の国際基準である 2008SNA の性格や、これへの対応による主な変更事項を中心に解説を行うとともに、基準改定結果のイメージとして、基準年（2011 暦年）に見込まれる名目 GDP 水準の改定幅やその要因等（現時点での暫定値）について簡単に紹介した。何度か述べたとおり、今回の基準改定では、2008SNA 対応を含め、過去に例のない質・量の改定が行われる予定であり、内閣府経済社会総合研究所では、平成 28 年末以降の結果公表というゴールを目指して、引き続き推計作業に邁進するとともに、改定内容について本稿等も活用しながら統計利用者への適切なコミュニケーションに努めてまいりたい。

⁴³ なお、前述のとおり、一般政府の R&D による影響としては、総固定資本形成相当分が減少する一方で、新たに発生する一般政府所有の R&D 固定資産から発生する固定資本減耗分が増加するという要因があるが、これらは概ね相殺し、影響は限定的とみられる。同じことは、同じ非市場生産者である対家計民間非営利団体の最終消費支出を含む民間最終消費支出にも当てはまる。

参考文献

- 葛城 麻紀 (2013) 「建設コモディティ・フロー法の見直しについて」季刊国民経済計算 No.151
- 小林 裕子 (2014) 「国民経済計算における特許権等の取扱いについて」季刊国民経済計算 No.154
- 小林 裕子 (2016) 「R&D の資本化に係る 2008SNA 勧告への対応に向けて」季刊国民経済計算 No.159
- 須賀 優 (2016) 「固定資産推計における恒久棚卸法と償却率—平成 23 年基準改定における対応— (仮題)」季刊国民経済計算 No.162 掲載予定
- 多田 洋介 (2015) 「各国の 2008SNA / ESA2010 導入状況と国際基準に関する国際的な動向」季刊国民経済計算 No.156
- 田原 慎二 (2014) 「JSNA 体系内の純輸出の整合性向上にむけて」季刊国民経済計算 No.155
- 田原 慎二 (2015) 「兵器システム支出の資本化に係る 2008SNA 勧告への対応に向けて」季刊国民経済計算 No.158
- 田原 慎二、須賀 優 (2015) 「所有権移転費用に係る 2008SNA 勧告への対応に向けて」季刊国民経済計算 No.156
- 内閣府 (2014a) 国民経済計算次回基準改定に関する研究会 (第 10 回) 資料 3 - 3
- 内閣府 (2014b) 統計委員会第 14 回基本計画部会提出資料 (資料 1)
- 内閣府 (2015a) 第 85 回統計委員会提出資料 (資料 2 の参考資料 4)
- 内閣府 (2015b) 「国民経済計算の次回基準改定及び 2008SNA への対応に向けた今後の予定等」
http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20151225_2008sna.pdf
- 中尾 隆宏 (2017) 「我が国 SNA における確定給付型企業年金等の記録方法の変更について」季刊国民経済計算 No.161
- 日本銀行 (2016) 「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直し結果」BOJ Reports & Research Papers
- 守屋 邦子 (2017) 「国民経済計算の 2008SNA 対応等におけるデフレーター推計」季刊国民経済計算 No.161
- 山崎 朋宏 (2016) 「我が国 SNA における金融・保険業産出額の推計について」季刊国民経済計算 No.159
- 吉岡 徹哉、鈴木 俊光 (2016) 「供給・使用表 (SUT) の枠組みを活用した支出側 GDP と生産側 GDP の統合」季刊国民経済計算 No.160
- 吉野 克文、野村 研太 (2014) 「国民経済計算における中央銀行の産出に関する取り扱い」季刊国民経済計算 No.154

国民経済計算の2008SNA対応等におけるデフレーター[※]の推計

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部価格分析課
上席政策調査員 守屋 邦子

1 はじめに

我が国の国民経済計算（以下、「JSNA」という。）では、2016年12月に、平成17年基準から平成23年基準への基準改定を実施した。基準改定とは、概ね5年ごとに公表される『産業連関表』（総務省等）、『国勢統計』（総務省）等の結果を反映させて、JSNAの計数全体を改定するほか、推計上の概念の変更や推計方法の見直し等も併せて行う作業である。今回の平成23年基準改定では、国民経済計算の国際基準である『System of National Accounts 2008』（以下、「2008SNA」という。）への対応も行った。

「国民経済計算の国際基準」とは、国民経済計算を作成する際の基準として国際的に合意されたものであり、各国政府（ないし政府関係機関）はこれに基づき国民経済計算を作成している。我が国では、内閣府がこれを作成・公表しているが、平成17年基準までは1993年に国連統計委員会で採択された『System of National Accounts 1993』（以下、「1993SNA」という。）に準拠しており、今回の平成23年基準への基準改定を機に、準拠する国際基準を1993SNAから2008SNAに移行した。我が国における1993SNAへの移行は、平成7年基準改定時（2000年）であったので、準拠する国際基準の見直しは約16年振り、ということになる。

国際基準である「1993SNA」の見直しは、2002年頃からスタートし、2007年に1993SNAからの要改定ポイントとして挙げられた44項目（通称「Anne Harrison ペーパー」。長年国民経済計算に取り組んでいる各国のベテラン専門家達の間では、この44項目を取り纏める際の中心人物の名前に因み、当時このように呼ばれていた。）がベースとなり、その後の更なる議論を経て2008SNAとして纏められ、最終的に2009年2月の国連統計委員会で採択された。1993SNAからの概念の変更

や明確化として勧告されている事項は、2008SNA マニュアルの序文、付録（Annex3）に記載されており、60項目を超えている。これら多岐に亘る変更・明確化事項は4つの分野（①非金融（実物）資産の範囲の拡張等、②金融分野のより精緻な記録、③一般政府や公的企業に係る取扱いの精緻化、④経済のグローバル化への対応）に分けて整理される。

本稿では、JSNAの平成23年基準改定における各種取り組みのうち、デフレーターに関する見直しについて、説明することとしたい。以下では、まず、イントロダクションとして、第2節でJSNAにおけるデフレターの概要について（見直し前の）平成17年基準を中心に説明する。その後、平成23年基準改定におけるデフレターの見直しについて、（1）JSNAのデフレーター推計の基本である「基本単位デフレーター」の見直し（第3節）、（2）2008SNAへの対応（上記4分野で整理している勧告事項のうち、①に含まれる研究・開発（R&D）の資本化、これに伴う特許等サービスの記録の変更、防衛装備品の資本化）（第4節）、（3）建設デフレーター（第5節）、（4）8制度部門別総固定資本形成デフレーター（第6節）、の順で説明していく。第7節はまとめとする。

2 JSNAにおけるデフレターの概要

（1）デフレーターとは

デフレーターとは、名目価額（名目値）から実質価額（実質値）を算出するために用いられる価格指数のことである。一般に、財貨・サービスの名目値の変化は、その財貨・サービスの数量の変化と価格の変化の組み合わせ¹によって生じるが、デフレーターは、名目値から価格変動の影響を取り除くものであり（これを「実質化」という。）、実質化された価額を「実質値」という。

[※] 本稿の作成に当たっては、長谷川秀司国民経済計算部長、多田洋介企画調査課長、西村玲子価格分析課長をはじめとする国民経済計算部の職員から有益なコメントをいただいた。また、本稿で紹介する「基本単位デフレーター」の見直し作業では、研究協力者であった日本銀行調査統計局物価統計課物価統計改定グループ長の東将人企画役（当時、現同局経済調査課景気動向グループ企画役）に大変なご尽力を頂いた。記して謝意を表したい。なお、本稿の内容は、筆者が現在および過去に属した組織の公式の見解を示すものではなく、内容に関しての全ての責任は筆者にある。

¹ より厳密には、「品質の変化」も存在するが、ここでは「数量の変化」に含まれるものとして、整理している。

JSNAでは、「名目値＝実質値×デフレーター」という関係を満たすように、実質値及びデフレーターを作成している。正確な実質値を算出するためには、品質を一定とした財貨・サービスの「純粋な」価格変動を捕捉する物価指数をデフレーターとして使用することが極めて重要である。

(2) デフレターの作成過程(「下位デフレーター」から「上位デフレーター」へ)

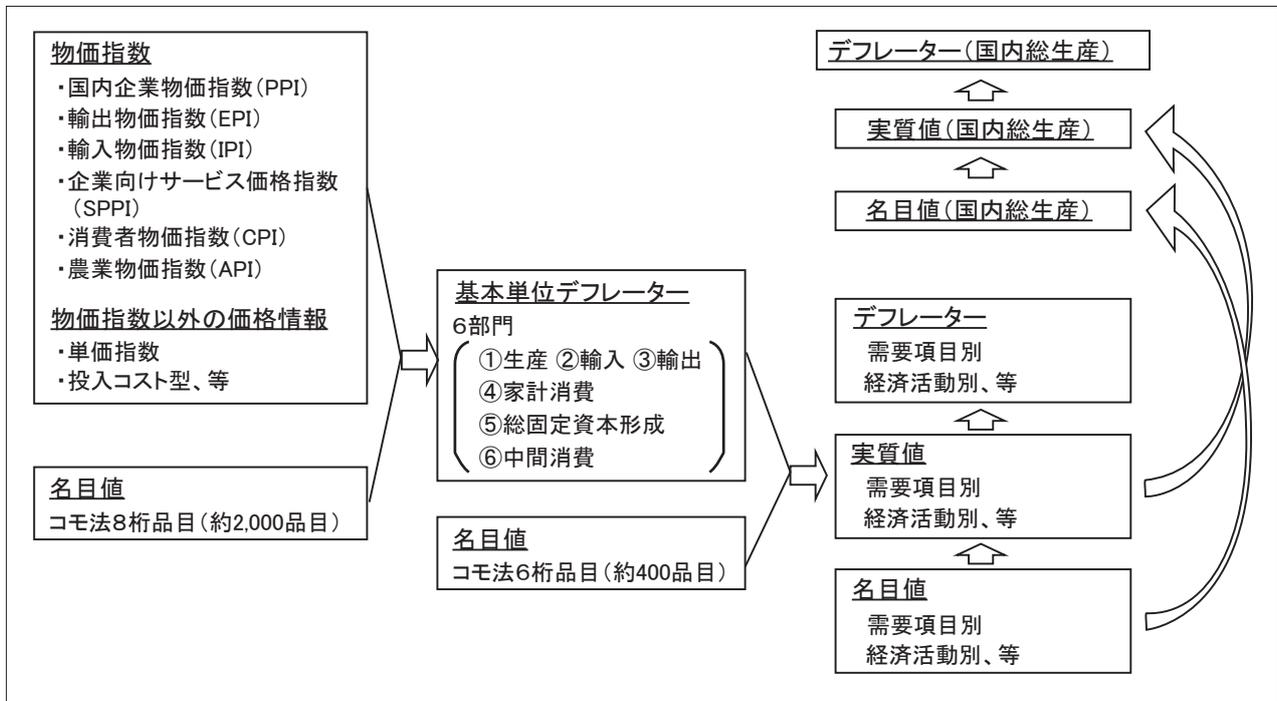
JSNAでは、前述のとおり「名目値＝実質値×デフレーター」という関係を満たすよう実質値およびデフレーターを作成していくが、具体的には、JSNAにおいて実質化を行う際の最小単位である「基本単位デフレーター」から、最終的な集計(表章)項目である「GDPデフレーター」等を作成するプロセスとなる。本稿では、実質化を行うための基本となる価格指数で「直接(エクспリシット)に」算出する方法が中心となるデフレーター(以下、「下位デフレーター」という。)と、名目値を実質値で除すことにより、「事後的(インプリシット)に」算出する方法が中心となるデフレーター(以下、「上位デフレーター」という。)の二つの段階に分けて整理した上で、「下位デフレーター」に関する事項を中心に説

明していくこととしたい。

「下位デフレーター」では、「基本単位デフレーター」を作成するほか、この基本単位デフレーター等を使用して算出する「建設デフレーター」や「総固定資本形成デフレーター(8制度部門別(制度部門別、住宅・企業設備別))」²についても、エクспリシットに作成している。一方、「上位デフレーター」では、JSNAとして公表される表章項目(「GDPデフレーター」やその内訳項目(支出側、生産側))等、文字どおり上位項目に対応するデフレーターを算出しており、まず、上位項目を構成する内訳項目ごとの名目値を対応する「下位デフレーター」で除して実質値を算出し、これらを連鎖方式で統合することにより、当該上位項目の実質値を得る(連鎖方式ラスパイレス数量指数)。そして、対応する名目値からこの実質値を除すことにより、「事後的(インプリシット)に」デフレーターを算出する(連鎖方式パーシェ価格指数³)。なお、国内総生産(生産側)の実質化においては、産出額と中間投入額のそれぞれを実質化し、その差額を実質国内総生産とするダブルデフレーション方式を採用している。

JSNAにおけるデフレーター推計のプロセスを概観すると、図表1のとおりである。

図表1 JSNAにおけるデフレターの作成過程



² 最終的な総固定資本形成にかかる表章項目(民間住宅、民間企業設備、公的固定資本形成等)のデフレーターについては、エクспリシットに算出した8制度部門別のデフレーター等を使用して算出した項目別の実質値を表章項目ごとに連鎖統合した上で、表章項目の名目値を実質値で除すことにより、インプリシットに推計している。

³ デフレターの算式は、(実際にはインプリシットに算出するため)結果的に対応するものである。

(3) 基本単位デフレターの算出方法

以下では、基本単位デフレターの算出方法について説明したい。基本単位デフレターは、原則としてコモディティ・フロー法（以下、「コモ法」という。）で設定されている約400品目（以下、「コモ法6桁品目」という。）ごとに作成している。

コモ法とは、市場生産者（経済的に意味のある価格で財貨・サービスを提供する生産者）によって生産される財貨・サービスの供給および需要を推計する際に用いる手法であり、品目ごとに、産出額、輸入、運輸・商業マージンを求め、これらの合計である総供給額を中間消費、家計最終消費支出、総固定資本形成、在庫変動、輸出の需要項目に配分する推計方法のことである。コモ法では、コモ法6桁品目（『産業連関表』の基本分類に基づく）のほか、下位分類として約2,000品目（以下、「コモ法8桁品目」という。『経済センサス活動調査』（総務省・経済産業省）や『工業統計』（経済産業省）等を参考に作成）が設定されている。

コモ法では、前述のとおり市場生産者により供給される財貨やサービス（以下、市場産出という。）の推計を行う。なお、平成17年基準までは建設部門はコモ法ではなく、建設コモディティ・フロー法と呼ばれる手法（建設業者が資材を一旦受け入れて施行するため、資材の需要に建設活動で新たに付加される活動の付加価値分を加えて、建設業による産出額を推計する方法。以下、「建設コモ法」という。）により推計されていたが、平成23年基準では、建設コモ法が廃止され、出来高ベースの基礎統計を用いて産出額を推計する方法への改善が図られたため、建設部門についても、コモ法によりカバーされるようになっている。

また、非市場生産者（無料ないし経済的に意味のない価格で財貨・サービスを提供する生産者）である、一般政府や対家計民間非営利団体が供給するサービス（以下、非市場産出という。）の産出額の推計や需要先別配分については、コモ法ではなく、決算書等から推計する別の手法により推計されている。

こうした中、JSNAのデフレターの基本である基本単位デフレターは、コモ法6桁品目ごとに作成するが⁴、まず、その下位分類であるコモ法8桁品目に対応する物価指数を、各種の物価統計から抽出するというプロセスを採っている。物価指数としては、主に『国内企業物価指数』（PPI）（日本銀行）⁵、『輸出物価指数』（EPI）（同）、『輸入物価指数』（IPI）（同）、『企業向けサービス価格指数』（SPPI）（同）、『消費者物価指数』（CPI）（総務省）、『農業物価指数』（API）（農林水産省）において公表されている各種系列（品目等）が用いられている。

より正確にデフレターを推計する観点から、公表されている物価指数の最小単位である品目を、対応するコモ法8桁レベルの4系統（生産、輸入、輸出、家計消費）に紐付けていくことを原則としているが、対応する品目が存在しない場合、代替可能と思われる物価指数を適用していく。具体的には、例えば、①各物価統計で公表している上位分類（PPIの場合であれば、「商品群」、「小類別」といった括り）を適用する、②輸出品目をPPIの品目で代用する⁶、といった対応を行う。また、同じコモ法8桁品目に対応する物価指数が複数存在する場合は、当該物価統計におけるウェイトを用いたラスパイレス式により、コモ法8桁品目の価格指数を作成する。

次に、当該価格指数と対応するコモ法8桁品目の名目値をウェイトとして、コモ法6桁品目の価格指数をフィ

図表2 基本単位デフレターにおける物価指数の適用例
（コモ法6桁品目「清涼飲料」の一部抜粋）

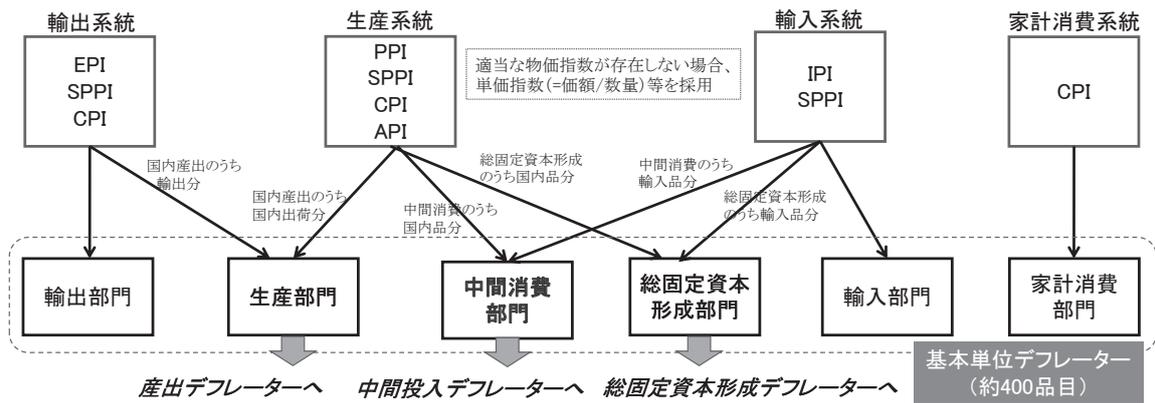
コモ法6桁品目 コモ法8桁品目	生産系統	輸入系統	輸出系統	家計消費系統
清涼飲料				
炭酸飲料	PPI 炭酸飲料			CPI 炭酸飲料
ジュース	PPI 果実飲料 PPI 野菜ジュース	IPI 果実飲料	PPI 果実飲料 PPI 野菜ジュース	CPI 果実ジュース CPI 果汁入り飲料 CPI 野菜ジュース

⁴ 建設部門の名目値は、前述のとおり平成23年基準よりコモ法により推計されるが、デフレターについては、平成17年基準と同様、別途推計する（詳細については、項目2（6）a、5を参照）。

⁵ 日本銀行が作成する『国内企業物価指数』（PPI）、『輸出物価指数』（EPI）、『輸入物価指数』（IPI）は、いずれも『企業物価指数』（CGPI）として作成・公表されている。

⁶ 物価指数を代用する際、当該項目に含まれない変動は、原則として除いている。例えば、輸出系統にPPI品目を代用する場合、輸出に含まれない変動（消費税による影響等）を除いている。

図表3 基本単位デフレーターの構成



ツィチャー連鎖式により作成する。

図表2では、コモ法6桁品目「清涼飲料」の内訳であるコモ法8桁品目に適用している物価指数を例示(一部抜粋)している。それぞれの系統に対応する物価指数(生産系統はPPI、輸入系統はIPI等)を適用しているが、対応する物価指数が存在しない場合は、代替可能と思われる物価指数を適用している(輸出系統にPPIを採用)。

(4) 基本単位デフレーターの種類と上位項目への集計

基本単位デフレーターでは、まずコモ法8桁品目ごとに、①「生産系統」、②「輸入系統」、③「輸出系統」、④「家計消費系統」の4系統を作成し、これを組み合わせることにより、コモ法6桁品目ごとに、(a)「生産部門」(①+③)、(b)「輸入部門」(②)、(c)「輸出部門」(③)、(d)「家計消費部門」(④)、(e)「総固定資本形成部門」(①+②)、(f)「中間消費部門」(①+②)の6部門を推計する(図表3参照)。コモ法8桁品目からコモ法6桁品目に集計する際のウェイトとしては、コモ法により算出された名目値(コモ値)を使用する。

コモ法6桁品目ごとに算出された、これら6部門の基本単位デフレーターは、対応する上位デフレーターの推計において使用する。例えば、上位項目で表章項目(公表系列)となっている家計最終消費支出のデフレーターを算出する場合⁷、基本単位デフレーター(家計消費部門)を使用して構成する内訳項目ごとに名目値を実質化する。この実質値を連鎖統合することにより、家計最終消費支出の実質値を求める。そして、家計最終消費支出の名目値から実質値を除すことにより、家計最終消費支出のデフレーターをインプリットに算出する。

(5) 物価指数が存在しない場合の対応(「単価指数」や「投入コスト型」等の採用)

JSNAでは、上記のとおり、公表されている物価統計の品目等を極力使用することとしており、コモ法6桁品目の9割強において採用している。これは、物価統計では、品質一定の財貨・サービス価格が捕捉されており、JSNAのデフレーターとして使用することが適当なためである。しかし、同一品質のものを連続的に調査することが困難等の理由で、現時点では物価統計において捕捉されていない分野(商業サービスや、今回の2008SNA対応において必要な研究・開発(R&D)、特許等サービス、防衛装備品等)もある。こうした財貨・サービスのデフレーターについては、「単価指数」や「投入コスト型」等の方法により、内閣府で独自に推計している。

まず、「単価指数」とは、価額・数量が得られる品目について、その平均価格(「価額」/「数量」)をデフレーターとするものである。単価指数では、平均価格を算出する際の対象範囲が広く商品の特性や価格動向の同質性を確保できない場合、物価指数の基本である「品質を一定とした場合の価格動向」の把握が困難になってしまう、という欠点が存在する。このため、単価指数を採用する際は、品質変化に伴う価格変動が混在しないよう対象とする商品の範囲を極力狭めるほか、必要に応じて移動平均等を用いている。

次に、「投入コスト型」とは、当該品目の「市場取引価格(産出価格(output price))」を直接捕捉することが困難な場合に用いる推計方法の一つであり、生産(投入)側からみた価格情報等(中間投入、付加価値)を集計することにより「産出価格」を間接的に捉えようとする方法である。投入コスト型は、後述するR&Dや建設のほか、

⁷ 本稿では、家計最終消費支出デフレーター等、上位デフレーター(表章項目)の推計方法については、簡単な説明に止めている。詳細については、「推計手法解説書(四半期別GDP速報(QE)編)平成23年基準版」(参考文献の内閣府(2016a))のほか、「推計手法解説書(年次推計編)平成23年基準版」(内閣府(2017a))を参照されたい。

冠婚葬祭業⁸、会員制企業団体、社会福祉のように、同じ品質の財貨・サービスが時系列で連続して発生することが極めて稀な場合等に採用している。

ウェイトデータとしては、当該品目に対応する『産業連関表』の投入表を使用するほか、価格データとしては、中間投入分については基本単位デフレーター（中間消費部門）、付加価値分（雇用者報酬）については『毎月勤労統計』（厚生労働省）の定期給与指数（該当産業の5人以上）を使用している。

『産業連関表』の投入表は、生産のために使用（投入）された財貨・サービスを表章する「内生部門」と「粗付加価値部門」（「営業余剰」、「雇用者所得」、「資本減耗引当」、「間接税（関税・輸入品商品税を除く）」、「（控除）経常補助金」等）により構成されているが、基本単位デフレーターを投入コスト型で推計する際は、中間投入分（『産業連関表』の「内生部門」の各項目）と付加価値部分のうち雇用者報酬（『産業連関表』の「雇用者所得」）をウェイトデータとして使用している。このため、投入コスト型では、営業余剰等、雇用者報酬以外の付加価値部分を十分反映できないという欠点がある。生産性分析等の際は、「産出価格」を直接捕捉したデフレーターを使用することが望ましいが、対応する物価指数が存在しないため採用している「次善の策」と言える。

このほか、商業サービス（卸売、小売）については、SPPI等の物価統計において、対応する物価指数が現時点では存在しない。このため、『経済センサス活動調

査』、『商業動態統計』（経済産業省）の業種別販売額等をウェイトデータ、対応する品目等の価格データについては、卸売ではPPI、小売ではCPIをそれぞれ適用し加重平均することにより、デフレーターを推計している。

なお、今回の2008SNA対応で採用するR&D、特許等サービス、防衛装備品のデフレーターについては項目4（3）、建設デフレーターの推計方法については項目2（6）a、5で説明する。

（6）基本単位デフレーター以外でエクспリシットに推計するデフレーター

エクプリシットに算出しているデフレーターとしては、上記基本単位デフレーターのほか、建設デフレーターや総固定資本形成デフレーター（8制度部門別）がある。いずれも、コモ法6桁品目ごとに作成した基本単位デフレーター等を使用することにより作成している。

a. 建設デフレーター

平成17年基準JSNAでは、建設デフレーターとして「木造住宅」、「木造非住宅」、「非木造住宅」、「非木造非住宅」、「建設補修」、「その他建設」の6品目を作成している。それぞれの品目において、建設コモ法で推計したコモ法6桁品目に対応する項目ごと（四半期別）の資材投入額と、付加価値分については雇用者報酬をウェイトとし、基本単位デフレーター（中間消費部門）と『毎月勤労統計』の定期給与指数（建設業5人以上）により、投入コ

図表4 建設マトリックス（平成17年基準）

	木 造			非 木 造			建設 補修	その他 建設
	住 宅	非住宅	計	住 宅	非住宅	計		
コモ6桁品目	RAS(2)			RAS(2)				
資材投入額計	RAS(1)			RAS(1)				
付加価値額								
産出額								

（備考）

1. 網掛けの薄い部分は建設コモ法により四半期ごとに値が得られる。
2. 網掛けの濃い部分は建設コモ法による産出額を『建築物着工統計』を進捗ベースに転換したもので分割して求める。
3. RAS(1)は木造および非木造の資材投入額計と付加価値額をRAS法で住宅、非住宅に分割する。
4. RAS(2)はRAS(1)で求めた資材投入額計を使用して資材投入品目をRAS法で住宅、非住宅に分割する。

⁸ 冠婚葬祭業は、現行CPI（2015年基準）では価格調査が困難等の理由により品目として採用されていない。尤も、2016年末に経済財政諮問会議がとりまとめた「統計改革の基本方針」において、今後のCPI平成32年基準改定におけるサービスの価格（冠婚葬祭サービスなど）の更なる把握拡充について検討を行うことが、課題として掲げられている。

スト型で算出している。

尤も、建設コモ法では、木造・非木造のそれぞれについて住宅・非住宅別は推計されないため、『建築物着工統計』(国土交通省)を進捗ベースに転換したもので木造・非木造の産出額を住宅・非住宅に分割する。投入内訳については、「建設原マトリックス」をもとに RAS 法により分割する。なお、RAS 法とは、産業連関分析等において使用される手法で、あるマトリックスが新しい制約条件を満たすように修正する方法である。

建設デフレーター の推計では、四半期ごとに建設マトリックスを作成し、ウェイトとして用いている。「建設原マトリックス」とは、このマトリックスの初期値であり、『産業連関表』の投入表等により作成する。平成 17 年基準では、『産業連関表』(5 年ごとの基準年)の間で等差補間を行うことにより、各年の「建設原マトリックス」を作成している(ただし、基準年(平成 17 年)以降の「建設原マトリックス」には、平成 17 年の「建設原マトリックス」を使用)。

建設デフレーター の推計に使用している算式は、以下のとおり。

$$D_{ik} = D_{IT-1} \cdot \frac{\sum_i n_{ik} + A_k}{\sum_i \left(\frac{\sum_{u=1}^4 n_{iu}}{\sum_{u=1}^4 d_{iu}} \cdot \frac{n_{ik}}{d_{ik}} \right) + \left(\frac{\sum_{u=1}^4 A_u}{\sum_{u=1}^4 d_{au}} \cdot \frac{A_k}{d_{ak}} \right)}$$

D_{ik} : 四半期の建設デフレーター(建設部門(l)別)

k : T 年の四半期(1~4)

u : $T-1$ 年の四半期(1~4)

$n_{ik(u)}$: 四半期のコモ法 6 桁品目(i)別資材投入額

$A_{k(u)}$: 雇用者報酬

$d_{ik(u)}$: $n_{ik(u)}$ に対応する四半期のコモ法 6 桁品目中
間消費デフレーター

$d_{ak(u)}$: 建設業(5人以上)定期給与指数

b. 8 制度部門別総固定資本形成デフレーター

平成 17 年基準 JSNA では、エクспリシットに算出する 8 制度部門別総固定資本形成デフレーターとして、「民間非金融企業設備」、「民間住宅」、「民間金融企業設備」、「民間非営利企業設備」、「公的非金融企業設備」、「公的住宅」、「公的金融企業設備」、「一般政府」を推計している。機械等については基本単位デフレーター(総固定資本形成部門)を、建設部門については建設デフレーター の 5 分類(「木造住宅」、「木造非住宅」、「非木造住宅」、「非木造非住宅」、「その他建設」)を、それぞれ対応させることにより算出している。

まず、ウェイトデータとなる四半期別の「総固定資本形成マトリックス」を作成するが、暦年値の「総固定資本形成原マトリックス」、四半期値(制度部門別および品目別の総固定資本形成額)により推計する。「総固定資本形成原マトリックス」については、『産業連関表』の付帯表である固定資本マトリックスを基本として、JSNA の概念に合わせる処理を行い、制度部門別に組み替えることにより作成する。平成 17 年基準では、JSNA 概念に組み替えた『産業連関表』の付帯表である固定資

図表 5 総固定資本形成マトリックス(平成 17 年基準)

	民間				公的				合計	
	非金融 企業設備	住宅	金融 企業設備	非営利 企業設備	非金融 企業設備	住宅	金融 企業設備	一般 政府		
コモ 6 桁品目	(RAS 法で分割)								コモ法	
木造住宅									+	コモ法
非木造住宅										建築物着工統計
木造非住宅										
非木造非住宅										
その他建設										
総固定資本形成計										

本マトリックス（5年ごとの基準年）の間で等差補間を行うことにより、各年の「総固定資本形成原マトリックス」を作成している（ただし、基準年（平成17年）以降の「総固定資本形成原マトリックス」には、平成17年の「総固定資本形成原マトリックス」を使用）。

四半期値については、①各四半期の供給側推計の総固定資本形成額を当該暦年（または、判明している直近年）における制度部門別ウェイトにより分割したもの（列の合計）、②各四半期の供給側推計等によりコモ法6桁品目別の総固定資本形成額および上記5分類の建設産出額（行の合計）を得る。

上記により得られた制度部門別・品目別総固定資本形成額の初期値となる「総固定資本形成原マトリックス」と四半期値を用いて、RAS法により四半期別の総固定資本形成のマトリックス（ウェイトデータ）を作成する。

次に、上記で求めた四半期ごとの総固定資本形成マトリックスの名目値をウェイトとして、基本単位デフレーター（総固定資本形成部門）及び建設デフレーターを、次の算式で連鎖統合することにより、8制度部門別の総固定資本形成デフレーターを推計する。

$$D_{ik} = D_{IT-1} \cdot \frac{\sum_i n_{ik}}{\sum_i \left(\frac{\sum_{u=1}^4 n_{iu}}{\sum_{u=1}^4 d_{iu}} \cdot \frac{n_{ik}}{d_{ik}} \right)}$$

D_{ik} : 四半期の総固定資本形成デフレーター（総固定資本形成マトリックス8制度部門別（ i ））

k : T 年の四半期（1～4）

u : $T-1$ 年の四半期（1～4）

$n_{ik(u)}$: 部門ごとの四半期の総固定資本形成マトリックス品目（ i ）別総固定資本形成額及び建設産出額

$d_{ik(u)}$: $n_{ik(u)}$ に対応する四半期のコモ法6桁品目別総固定資本形成デフレーター及び建設デフレーター

上記のようにエクспリシットに算出した8制度部門別総固定資本形成デフレーターで対応する名目値を実質化し、これを連鎖方式で集計することにより、表章項目の実質値を得る。上位デフレーター（表章項目のデフレーター）は、項目計の名目値を項目計の実質値で除すことによりインプリシットに算出する。

なお、平成17年基準JSNAでは、市場生産者からの産出分のみで一国全体の総固定資本形成デフレーターを推計していたが、平成23年基準では、研究・開発（R&D）

の資本化に伴い、非市場生産者（一般政府、対家計民間非営利団体）からの産出分（R&Dのみ）も、対象範囲に含まれるようになった（平成23年基準の詳細については、項目6を参照）。

（7）政府・非営利サービスのデフレーター

また、政府・非営利サービスのデフレーターは、エクспリシットに算出するものではないが参考までに説明すると、投入コスト型でインプリシットに推計している。以下では、簡単化のため固定基準方式の場合の算式を示しているが、実際の推計では連鎖方式を採用している。

$$\begin{aligned} \text{生産デフレーター} &= \frac{\text{名目生産額}}{\text{実質生産額}} \\ &= \frac{\text{中間消費} + \text{間接税} + \text{固定資本減耗} + \text{雇用者報酬}}{\frac{\text{中間消費} + \text{間接税}}{\text{中間消費デフレーター}} + \frac{\text{固定資本減耗}}{\text{総固定資本形成デフレーター}} + \frac{\text{雇用者報酬}}{\text{雇用者報酬デフレーター}}} \end{aligned}$$

3 平成23年基準改定における基本単位デフレーターの見直し

（1）見直しの手順

平成23年基準では、2008SNA対応として研究・開発（R&D）の資本化、防衛装備品の資本化等、新たな概念が導入されたほか、平成17年以降の経済構造の変化を反映し新たな構成となったコモ法6・8桁品目が設定され、これらに対応した名目値（コモ値）が推計されている。

平成23年基準の基本単位デフレーターは、この新たな平成23年基準におけるコモ法6・8桁品目の構成で、新たに推計されたコモ値を使用して算出していくが、まず、現行の平成17年基準の基本単位デフレーターを推計する際、コモ法8桁品目に対応させた物価指数を参考にしながら、平成23年基準の基本単位デフレーターに対応させる物価指数を決めていく。コモ法8桁品目は、平成23年基準においても平成17年基準と同様、2,000品目程度が設定されているが、適用する物価指数について、一つずつ丁寧に見直しを行った。

以下の図表6では、見直しの一例として、防衛装備品（うち鋼船、航空機）を挙げている。防衛装備品の資本化は、2008SNA対応の一つであり、コモ法6桁品目として「鋼船（防衛装備品）」、「航空機（防衛装備品）」等、5品目が新設されたため、これらに対応する物価指数を適用したほか、適当な物価指数が存在しない部分については、内閣府で独自に推計を行った（図表6の下線部分）。

図表6 見直しの具体例

平成17年基準		平成23年基準	
コモ法6桁品目	生産系統	コモ法6桁品目	生産系統
鋼船	単価指数 鋼船	鋼船(防衛装備品を除く。)	単価指数 鋼船
		鋼船(防衛装備品)	単価指数 護衛艦・潜水艦
航空機	PPI 航空機用原動機部品 EPI 航空機部品	航空機(防衛装備品を除く。)	PPI 航空機用原動機部品 EPI 航空機部品
		航空機(防衛装備品)	単価指数 戦闘機 単価指数 ヘリコプタ PPI 航空機用原動機部品 EPI 航空機部品

詳細については、項目4(3)を参照。

(2) 物価統計作成部局との連携

基本単位デフレーターの見直しにあたっては、物価統計作成部署との連携が必要不可欠である。物価統計については、5年ごと(西暦年の末尾が0または5の年)に基準改定が実施される。基準改定では、指数を100として作成する時点(基準年)が更新されるほか、社会・経済構造の変化を反映するため、採用品目やウェイトの見直しが行われる。こうした機会を捉え、内閣府では、JSNAのデフレーター推計に必要な物価指数の新規採用等を要望しているが、物価統計作成部署の理解・協力により、今までに多くの新規品目の採用等が実現している(例えば、PPI「鉄骨」や「橋りょう」の新規採用、SPPI「航空施設管理・航空附带サービス」や「水運附带サービス」の新規採用、CPIの「介護」のうち「介護(施設)」に係る拡充等。いずれも平成22年基準改定時に実施されている)。こうした物価統計における新規品目の採用等は、JSNAのデフレーターの精度向上に大きく寄与している。また、日本銀行が本年2月に公表したCGPIの平成27年基準においても、内閣府から要望したEPI「鋼船」等が新規に採用されたところである。

また、主にCPIを対応させる「家計消費系統」については、最終財(消費財)を対象としていることから、対応させる財貨・サービスは、馴染みのある品目が多く比較的分かり易いが、「生産系統」、「輸入系統」、「輸出

系統」については、企業が生産のために需要する中間財等も多く含まれており、専門的な知識がなければ、どの物価指数を適用すると良いか判断がつかない場合が多々ある。こうした背景もあり、内閣府では、平成17年基準の改定時と同様、平成23年基準の改定作業においても、日本銀行の物価統計の基準改定担当者に研究協力を委嘱し、多大な協力を得ている。尤も、平成17年基準改定の際、コモ法8桁品目に対応させる物価指数を全面的に見直したため、今回の見直しでは、平成17年基準における物価指数の対応ルールを基本的に踏襲することとし、一部ルールの明確化や調整を行った⁹。

(3) 見直しの結果

コモ法6桁レベルの基本単位デフレーターにおける、4つの系統(生産、輸入、輸出、家計消費)別の対応する物価指数の詳細については、参考資料「平成23年基準基本単位デフレーター品目対応価格指数一覧」のとおりである。一覧表は、2016年12月時点のものであり、2015年1-3月期以降の推計に使用している。各種物価統計(CGPI、SPPI、CPI、API)のうち、CPIは平成27年基準、それ以外は平成22年基準を使用している。

(4) 基本単位デフレーターの基準年および遡及期間の推計方法等

今回のJSNA基準改定では、作成の基本となる『産業連関表』の作成年である平成23年(2011年)を基準年

⁹ 例えば、平成12年基準においてSPPI(ないしCGPI)のみを対応させていた「生産系統」のうち、家計向けのウェイトが相応にあるもの(高速道路料金、携帯電話料金、電力料金等)については、平成17年基準よりSPPI(ないしCGPI)、CPIの両方を対応させる扱いに変更した。平成23年基準では、これに加え、「総固定資本形成部門」、「中間消費部門」を作成する際は、対応させる品目を調整する(CPIは適用せず、SPPI(ないしCGPI)のみを使用する)という更にきめ細かい対応を採ることとした。詳細については、藤原・今井(2013)を参照のこと。

なお、藤原・今井(2013)で課題として挙げられている、「商業マージンの物価指数の取り込み」については、SPPI等の基礎統計において物価指数が整備されていない状況もあり、対応を見送ることとした。今後「卸売サービス」等、物価指数が整った時点で対応を検討していくことが必要である。

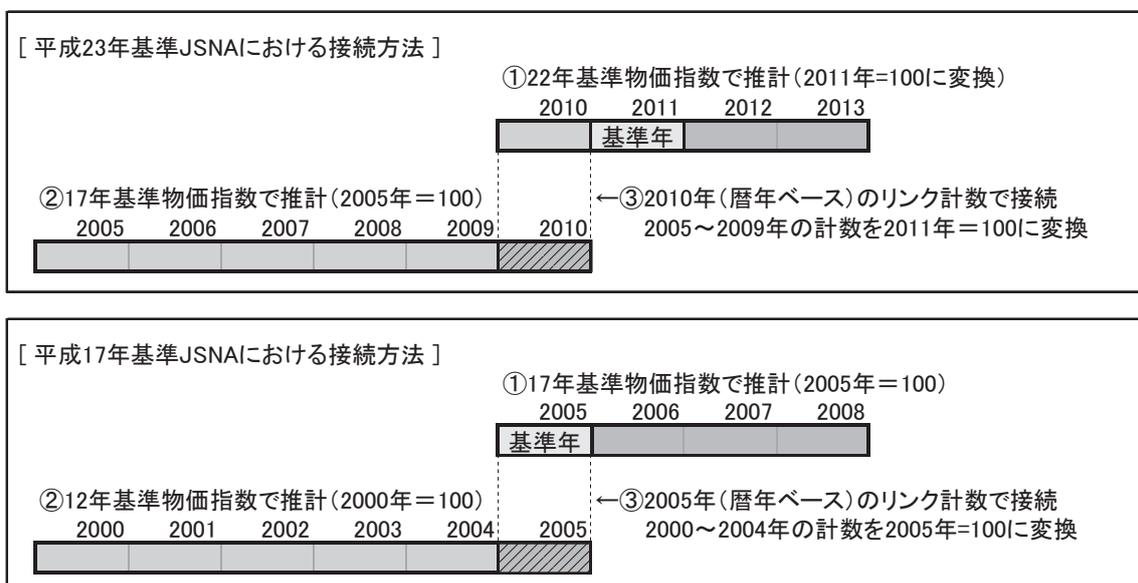
としており、基本単位デフレーターで使用する各種物価指数の基準年（2010年＝100等）と異なっている。このため、基本単位デフレーターについて、まず2010年以降を作成するが、その際は、対応させる物価指数の基準年（2010年＝100）のままの状態でも法6 桁品目ベースの基本単位デフレーターを一旦推計し、その後、基準年を平成23年（2011年＝100）に変換するという、今までの基準改定（JSNAにおいても「西暦年の0または5の年」を基準年としていた）にはない、特別な措置を採っている。

また、過去に遡って基本単位デフレーターを推計する際は、平成23年基準の法6・8 桁品目に対応するよう、物価指数が改定される5年ごとに物価指数との対応関係を調整していく。例えば、2010年以前の期間（2005年から2009年まで）の場合、2005年基準の各種物価指数を使用して、基本単位デフレーターを（後述の「リンク計数」により接続する期間も含めた）2005年から2010年の間について作成する（この時点では、使用する物価指数の基準年のままであるため、2005年＝100となっている）。そして、前段で作成している2010年以降の（2011年＝100に基準年を変換した後の）基本単位デフレーターに2010年（暦年ベース）で接続する。「暦年ベース」の接続とは、2005～2009年と2010年以降の基本単位デフレーターを接続する際、両者の2010年指数（暦年ベース）により算出したリンク計数（「2010年基準の2010年指数」／「2005年基準の2010年指数」）を、2005～2009年の計数に乗じるにより、接続することである。これにより、2010年以降の基本単位デ

フレーターと接続すると同時に、基準年（2011年＝100）への変換も行う。

このほか、2015年以降の計数については、基本単位デフレーターで使用している物価指数が今後平成27年基準に改定される都度、JSNAに反映していく。例えば、2016年8月に公表された平成27年基準CPIについては、項目3（3）で説明したとおり2015年1-3月期以降の基本単位デフレーター推計に既に使用している。この際、足許の時系列の連続性に配慮する観点から、前期比の動きに断層が生じないように2015年1-3月期の新旧指数により作成した「四半期ベース」のリンク計数（「2010年基準の2015年1-3月期指数」／「2015年基準の2015年1-3月期指数」）を用いて接続を行っている。これは、上記で説明した過去（2009年以前）の計数を接続する際の見え方（長期時系列における指数水準の安定性を確保する観点）より、前期比の動きを重視するものである（「暦年ベース」ではなく「四半期ベース」のリンク計数を用いて接続を行う）。「暦年ベース」では、（当該年に包含される）4四半期分の価格情報でリンク計数を作成するため、「四半期ベース」の場合より、当該四半期の特殊要因等によって発生し得るリンク計数の歪みを小さくすることができる。しかし、一方で、暦年値と四半期値の差が大きい場合（例えば、当該年の価格が大きく上昇ないし下落した場合等）、接続前（例えば、2009年10-12月期）と接続後（2010年1-3月期）の間の指数変動において、暦年リンク計数を使用することによるテクニカルな変動が混在する可能性がある。このため、接続する時期と両リンク計数のメリット・デメリットを比較

図表7 基本単位デフレーターへの過去への接続方法（イメージ図）



考量の上、過去（2009年以前）を接続する際は「暦年ベース」、2015年以降は「四半期ベース」のリンク計数を採用している。

4 平成23年基準改定におけるデフレーター推計面での2008SNAへの対応

今回のJSNAにおける平成23年基準改定では、準拠する国際マニュアルを従前の1993SNAから2008SNAに移行した。2008年SNAにおける1993SNAからの変更点は多岐に亘るが、ここでは、デフレーター見直しに関する事項に絞り、かつ主なものについて説明することとしたい。具体的には、研究・開発（R&D）の資本化、特許等サービスの記録の変更、防衛装備品の資本化、の3点である。

（1）研究・開発（R&D）の資本化

R&Dについて、平成17年基準では、R&Dを主活動とする市場生産者の研究機関については、その産出額を計測し、需要先としては中間消費として扱ってきた。一方、研究機関以外の市場生産者のR&D、即ち副次的活動としての企業内研究開発については、R&Dの産出額は記録してこなかった。企業内研究開発については、R&Dに要する費用（雇用者報酬、中間投入、固定資本減耗等）は各活動の生産費用に内包される扱いとなっている一方、産出額としては主産物やR&Dを除く副次生産物のみ計測を行ってきた。また、一般政府、対家計民間非営利団体（NPISH）の非市場生産者分については、国際基準で推奨されているように生産費用の合計から産出額を計測する際、R&Dに要する生産費用も産出額に含まれているが、R&Dの産出額として明示的には認識されておらず、その需要先はそれぞれ自己消費である政府最終消費支出、NPISH最終消費支出に記録されてきた。

一方、平成23年基準では、2008SNAの勧告に沿って、より広範かつ明示的にR&Dの産出額を計測範囲に含めている。具体的には、まず、市場生産者のR&Dとして、研究機関分のR&Dのほか、企業内研究開発も対象範囲として拡大し、需要先については、全額総固定資本形成として扱う。次に、非市場生産者によるR&D産出については、これを明示的に取り扱うこととし、需要先としては平成17年基準での最終消費支出から、総固定資本形成として記録するよう変更した。

こうした中、デフレーターについては、平成17年基準では、市場生産者の研究機関分に対応するデフレターを「投入コスト型」で算出していた。平成23年基準でも、R&Dのデフレーターについては、平成17年基準と同様、かつ各国におけるR&Dデフレターの推計でも採用されている「投入コスト型」を採用する。具体的には、まず、市場生産者分については、平成17年基準で推計していた研究機関分のほか企業内研究開発を含む形に対象範囲を拡大するほか、非市場生産者分（一般政府、対家計民間非営利団体）についても、デフレターを新設する。

平成23年基準におけるデフレーターは、平成17年基準における市場生産者分のR&Dと同様、『産業連関表』の「投入表」をウェイトデータとして用いる（中間投入、付加価値（雇用者報酬）に該当する項目をウェイトとして使用）。また、価格データとしては、中間投入には基本単位デフレーター（中間消費部門）、雇用者報酬には該当する『毎月勤労統計』の定期給与指数（5人以上）を用いる。『毎月勤労統計』の系列としては、市場生産者分については、R&Dを多く産出する経済活動（以下、「R&D主要産業」という。具体的には、化学、石油・石炭製品、機械関連製造業¹⁰、情報通信業、保健衛生・社会事業）に対応する4系列（「化学工業、石油製品・石炭製品製造業」、「機械関連製造業」、「情報通信業」、「医療業」）を対象とし、基準年のV表（経済活動別財貨・サービス産出表）におけるR&D産出額をウェイトとして統合した値を用いる。非市場生産者が産出するR&D分については、『毎月勤労統計』の「学術・開発研究機関」の定期給与指数（5人以上）を用いる。

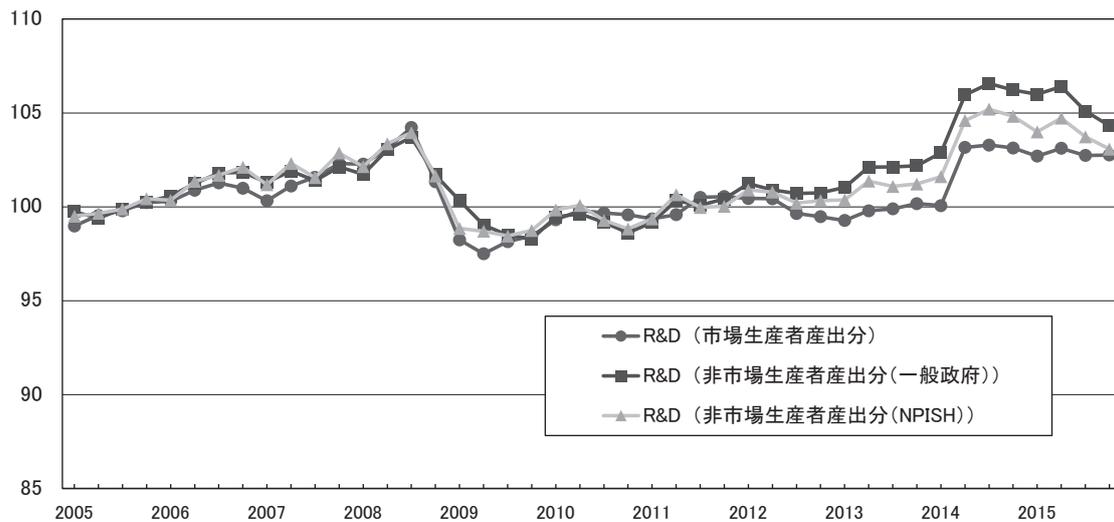
このようにして算出したR&Dの動向は、図表8のとおりである。

（2）特許等サービスの記録の変更

1993SNAでは、特許実体は無形非生産資産として扱う一方、特許のライセンスに関するロイヤリティである特許使用料の受取はサービスの産出（需要先としては中間消費）、即ち生産物として扱われており、マニュアル内で概念的な不整合がみられた。こうした中、平成17年基準JSNAにおいては、特許実体は無形非生産資産として整理するとともに、特許使用料については、サービスの産出や購入ではなく、財産所得（賃貸料）の受払の一部として取り扱っていた。

¹⁰「機械関連製造業」は、経済活動別分類の「はん用・生産用・業務用機械」、「電子部品・デバイス」、「電気機械」、「情報・通信機器」、「輸送用機械」を対象範囲としている。

図表 8 R&D の動向（総固定資本形成部門、2011年＝100）



一方、2008SNA では、研究・開発（R&D）の資本化に伴い、特許実体が R&D の成果に包含される扱いとなり、無形非生産資産ではなく生産資産として記録されることとなった。また、ライセンス契約等の下で、特許権等の使用が許諾された場合、ライセンシーからライセンサーへの特許使用料の支払については、その支払形態等に応じて、サービスの支払、または、資産の取得（総固定資本形成）に対する支払のどちらか、いずれにしても生産物の取引として記録される扱いに変更された。こうした中、平成 23 年基準 JSNA においては、2008SNA の R&D 資本化への対応と併せて、特許実体を、「研究・開発」（固定資産）に体化して含まれるものとして扱うほか、特許使用料について、「特許等サービス」というサービスの産出として記録すべく、コモ法 6 桁品目等を新設することとなった。また、特許使用料の需要先については、基礎資料の制約から、全額中間消費として扱っている。

特許等サービスのデフレーターについては、基礎統計に対応する物価指数が存在しないため、新たに採用する「生産系統」、「輸入系統」、「輸出系統」のデフレーターを内閣府で独自に推計すべく詳細な検討を実施した。まず、採用するデフレーターの候補として、先行研究（小林（2014））において言及されている「インフレーター方式」（「物価指数」×「料率」）による推計方法を検討した。「インフレーター方式」は、特許等サービスにおける値決め方式の一つである「定率方式」（「ロイヤリティ」＝「対象商品の販売価格」×「ロイヤリティ料率」）をモデルとしたデフレーター推計方法である。しかし、

時系列で連続した「料率」データの入手が困難であることが判明したため、やむを得ず断念することとした。

次に、特許等サービスの「サービス価格」を「何らかの物価指数で代替する方法」（上記「インフレーター方式」の「料率」を一定とみなすもの）を検討した。どのような物価指数で代替するかによって複数の推計方法が考えられるが、(a)（特許等サービスの価格が不明であるため）「一般物価水準」で代替するという考え方、(b)「特許等サービスを利用して生産された財貨・サービスの価格」で代替するという考え方に基づく推計方法を検討した。

(a) については「各国 PPI 総平均指数の集計値」（「輸出系統」のみ。以下、試算①という。）と「CGPI（PPI または EPI）の総平均指数」（以下、試算②という。）、(b) については「CGPI や SPPI の類別指数等の集計値」（以下、試算③という。）の計 3 方式の試算を行ったが、最終的には試算②（PPI 総平均指数を使用。輸出入系統では為替指数を乗じる¹¹⁾）を採用することとした（推計方法については、図表 12 を参照）。

検討結果を簡単に紹介すると、まず、試算①については、輸出先の「一般物価水準」で代替することを想定したものの、2008 年をピークとした資源価格の変動と思われる影響が大きく、資源価格の変動の影響を受けるとは考えにくい特許等サービスの価格を代替するにはやや無理があると思われるため、不採用とした。次に、試算②の「一般物価水準」か、試算③の「特許等サービスを利用して生産された財貨・サービスの価格」のどちらにするかを検討した。試算③は上述の特許等サービスの

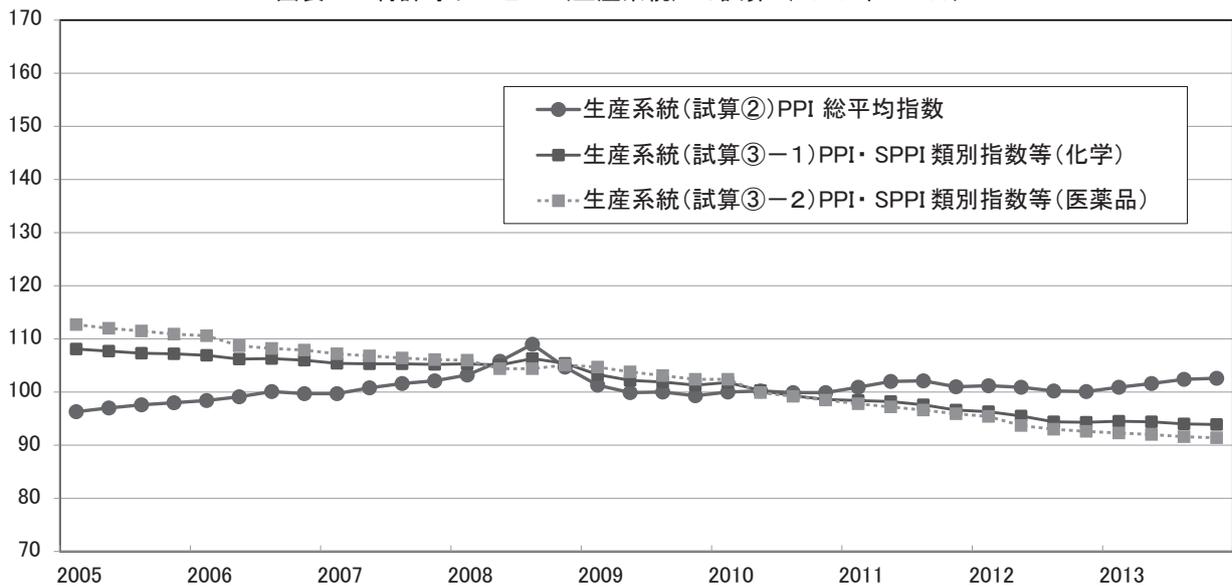
¹¹⁾ 輸出入系統において、PPI（ないし各国 PPI）を使用する場合に為替動向を反映するのは、輸出（ないし輸入）時の（契約通貨は現地通貨とみなした上で）為替変動に伴う価格変化を反映するためである。一方、EPI を使用する場合は為替変動に伴う価格変化が反映されている「円ベース指数」を使用している。このため、こうした処理は行っていない。

値決め方式である「定率方式」に近い推計方法ではあるが、「どの品目（物価指数）において特許等サービスが使用されているか」の選定が困難であり、選択する物価指数によって結果が大きく変わり得る。このため、現時点では「一般物価水準」で代替する試算②（PPI 総平均指数を使用。輸出入系統では為替指数を乗じる）が最善と判断した。

なお、各国のデフレーターについてみると、米国では

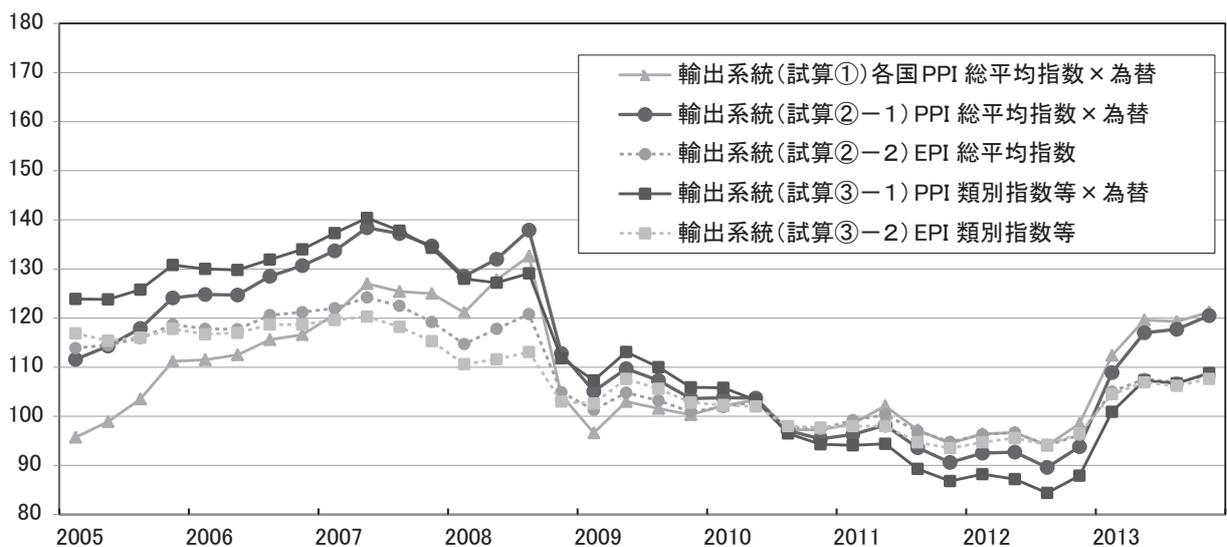
特許等サービスの輸出および輸入のデフレーターとして「国内購入者向け販売価格デフレーター（Implicit price deflator for final sales to domestic purchasers）」を採用しており、JSNA と同様、特許等サービスのデフレーターとして「一般物価水準」で代替する方法を採用している。一方、英国では、特許等サービス自体のデフレーターは採用しておらず、他の物品賃貸サービスのデフレーターで代替している。

図表 9 特許等サービス（生産系統）の試算（2010 年 = 100）



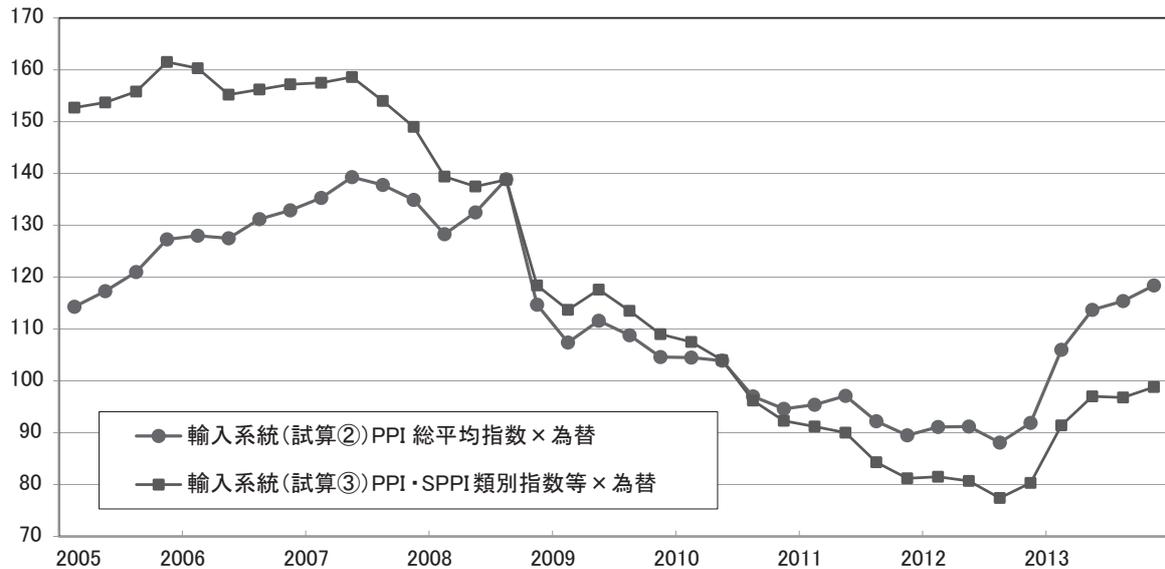
（出所）日本銀行『企業物価指数』等。推計方法については、図表 12 を参照。

図表 10 特許等サービス（輸出系統）の試算（2010 年 = 100）



（出所）日本銀行『企業物価指数』等。推計方法については、図表 12 を参照。

図表 11 特許等サービス（輸入系統）の試算（2010年＝100）



(出所) 日本銀行『企業物価指数』等。推計方法については、図表 12 を参照。

図表 12 特許等サービスの推計方法

【試算①】

	価格データ	ウェイト
輸出系統	各国 PPI 総平均指数×為替 (米国、EU、中国、タイ、韓国)	国際収支統計 (受取)

・考え方：輸出された「特許等サービス」の価格を、当該国における PPI 総平均指数（一般物価水準）で代替。
 ・価格データ：各国 PPI 総平均指数に、当該国・地域の為替動向（対顧客外国為替相場（月中平均、仲値））を反映。
 ・ウェイトデータ：主な輸出国・地域を、財務省・日本銀行『国際収支統計』（BPM5）「特許等使用料」の「工業権・鉱業権使用料」（受取額）より抽出。
 ・算式：フィッシャー連鎖式

【試算②】

	価格データ	ウェイト
生産系統	PPI 総平均指数	—
輸出系統	PPI 総平均指数×為替 (試算②-1) (米国、EU、中国、タイ、韓国)	—
	EPI 総平均指数 (試算②-2)	—
輸入系統	PPI 総平均指数×為替 (米国、EU)	—

- ・考え方
 (生産系統)：国内で生産された「特許等サービス」の価格を、PPI 総平均指数（一般物価水準）で代替。
 (輸出系統)：輸出された「特許等サービス」の価格を、PPI (または EPI) 総平均指数（一般物価水準）で代替。
 (輸入系統)：輸入された「特許等サービス」の価格を、PPI 総平均指数（一般物価水準）で代替。
 ・価格データ：PPI (または EPI) 総平均指数。輸出 (または輸入) 系統に PPI 総平均指数を使用する場合は、主な輸出 (または輸入) 国・地域の為替動向（対顧客外国為替相場（月中平均、仲値））を反映。主な輸出 (または輸入) 国・地域は、『国際収支統計』（BPM5）「特許等使用料」の「工業権・鉱業権使用料」（受取額 (または支払額)）より抽出し、為替動向を反映する際のウェイトとする。
 ・算式：ラスパイレ式 (元データである PPI および EPI の指数算式)

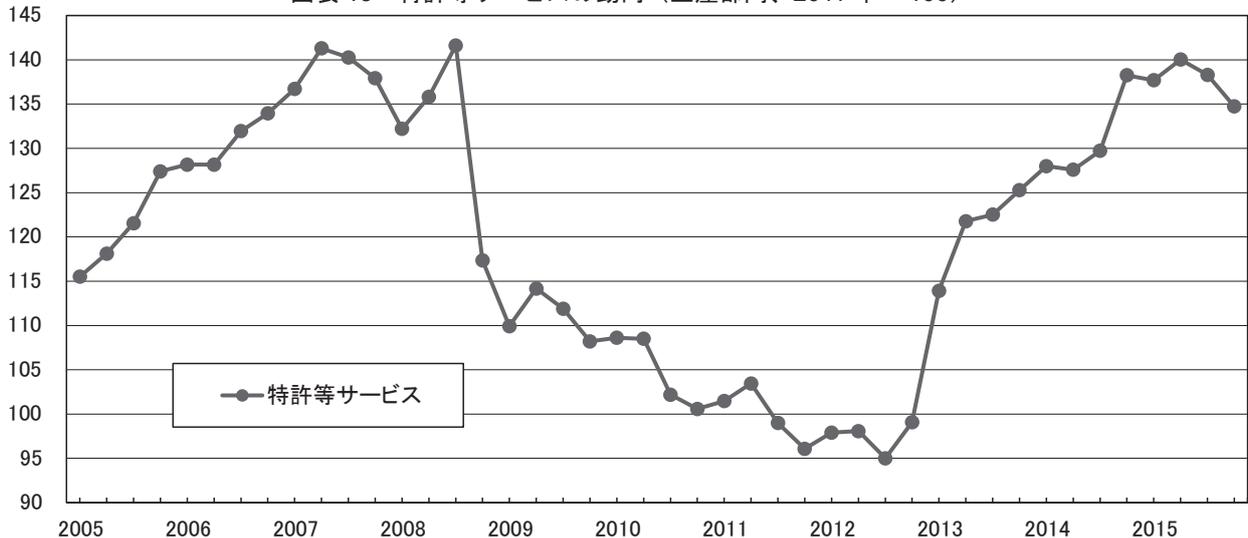
【試算③】

	価格データ	ウェイト
生産系統	PPI、SPPI の類別指数等（試算③－１）（化学に PPI 類別「化学」を使用）	V 表
	PPI、SPPI の類別指数等（試算③－２）（化学に PPI 小類別「医薬品」を使用）	
輸出系統	PPI 類別指数等×為替（試算③－１）（米国、EU、中国、タイ、韓国）	SRD
	EPI 類別指数等（試算③－２）	
輸入系統	PPI 類別指数等×為替（米国、EU）	SRD

- ・考え方：国内で生産（または、輸出・輸入）された「特許等サービス」の価格を、電気機器や医薬品等「特許等サービス」を投入することにより産出された財貨・サービス」の価格（PPI、SPPI の類別指数等）で代替。
- ・価格データ：ウェイトデータに対応する PPI（または EPI）、SPPI の類別指数等。また、輸出（または輸入）系統に PPI 類別指数等を使用する場合は、試算②と同様、主な輸出（または輸入）国・地域の為替動向（対顧客外国為替相場（月中平均、仲値））を反映。主な輸出（または輸入）国・地域は、『国際収支統計』（BPM5）「特許等使用料」の「工業権・鉱業権使用料」（受取額（または支払額））より抽出し、為替動向を反映する際のウェイトとする。
- ・ウェイトデータ
 - （生産系統）：基準年の V 表（経済活動別財貨・サービス産出表）における R&D 産出額（経済活動別の特許等サービス産出額の構成比は、経済活動別の R&D 産出額の構成比と連動すると仮定）。主要 7 項目（①化学、②はん用・生産用・業務用機械、③電子部品・デバイス、④電気機械、⑤情報・通信機器、⑥輸送用機械、⑦情報通信業）を抽出。
 - （輸出系統）：総務省『科学技術研究統計』（以下、SRD という。）の「第 10 表 産業別技術輸出対価受取額」より、主要 8 項目（①医薬品、②はん用機器、③生産用機器、④業務用機器、⑤電子部品・デバイス・電子回路、⑥電気機器、⑦情報通信機器、⑧輸送用機器）を抽出。
 - （輸入系統）：SRD の「第 11 表 産業別技術輸入対価支払額」より、主要 9 項目（①医薬品、②はん用機器、③生産用機器、④業務用機器、⑤電子部品・デバイス・電子回路、⑥電気機器、⑦情報通信機器、⑧輸送用機器、⑨情報サービス）を抽出。
- ・算式：フィッシャー連鎖式

「特許等サービス」の動向は、以下のとおりである。

図表 13 特許等サービスの動向（生産部門、2011 年 = 100）



(3) 防衛装備品の資本化

2008SNA においては、いわゆる兵器システムの資本化も大きな変更の一つである。ここで兵器システムとは、軍艦、潜水艦、軍用機、戦車、ミサイル輸送車及び発射台等のような車両やその他の設備を含むものを対象範囲としている。

1993SNA では、これら兵器システムへの支出は、民間転用可能なものだけを一般政府による総固定資本形成として計上し、それ以外は一般政府による中間消費として扱うこととされていた。これに対し、2008SNA では、軍艦、戦車等の兵器システムについては、平和時における役割が抑止力の提供であったとしても、継続して防衛サービスを提供しているものとみなし、固定資産に分類されることとなっている。また、一回限り使用可能な弾薬類については、在庫（軍事在庫）として扱うこととされている。

こうした2008SNA の勧告に対し、我が国では、平成23年基準改定において、平成17年基準で既に存在していた「武器」に加え、防衛装備品に該当するコモ法6桁品目として新たに、①「電子応用装置（防衛装備品）」、②「無線電気通信機器（防衛装備品）」、③「鋼船（防衛装備品）」、④「船用内燃機関（防衛装備品）」、⑤「航空機（防衛装備品）」の5品目を設定した。また、平成17年基準で既に存在し、中間消費部門に計上されているコモ法6桁品目「武器」については、中間消費部門のほか総固定資本形成部門にも計上している。

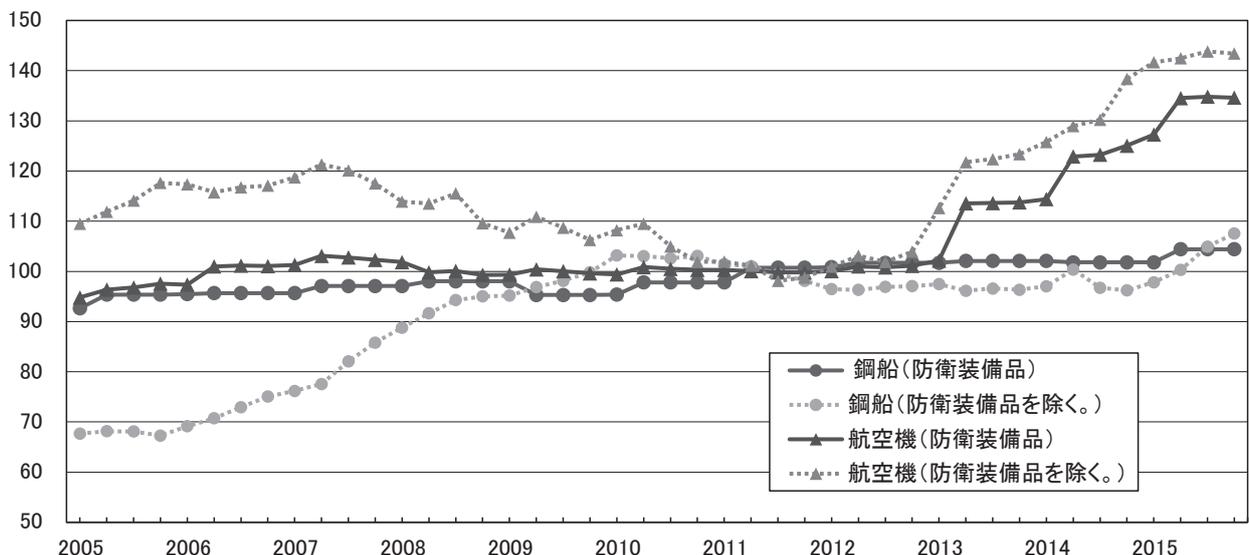
こうした中、デフレーターについては、項目3（1）でも説明したとおり、上記③を構成する「軍艦の新造（防衛装備品）」や、⑤を構成する「飛行機（防衛装備品）」

および「ヘリコプタ（防衛装備品）」では、基礎統計に対応する物価指数が存在しないため、民需分の鋼船と同様、単価指数を採用した（図表6の下線部分）。民需分の鋼船における単価指数では貿易統計を使用しているが、防衛装備品では防衛省資料を用いている。一方、その他の防衛装備品については、（上記鋼船以外の）民需分と同様に、PPI等の基礎統計から物価指数を適用している（①～⑤の防衛装備品で適用している物価指数等については、参考資料「平成23年基準基本単位デフレーター品目対応価格指数一覧」を参照）。

防衛装備品のうち、ウェイトの大きい、③「鋼船（防衛装備品）」、⑤「航空機（防衛装備品）」の動向は、図表14のとおりである。単価指数を採用しているため、品質を特定した価格の捕捉には限界があり、特に、⑤における2013年の指数上昇局面には品質変化に伴う価格変動が混在している可能性は否めないが、当該期間では円安が進行したこともあり、輸入品が多い航空機の指数動向としては、妥当な推移になっていると考えられる。実際、図表14では、民需分（「鋼船（防衛装備品を除く。）」、「航空機（防衛装備品を除く。）」）の動向も示しているが、PPI航空機用原動機部品等の代用により推計している民需分の航空機は、この間、同様に上昇している。

なお、図表14でみた鋼船や航空機のうち、鋼船の民需分については、項目3（2）で述べたとおり、日本銀行が本年2月に公表した平成27年基準CGPIにおいて、EPIの新規品目として採用された。このため、内閣府では、これをJSNAに取り込むべく準備を進めているところである。即ちJSNAでは、本年5月に公表を予定している2017年1-3月期1次QEより、平成27年基準

図表14 防衛装備品（鋼船、航空機）の動向（総固定資本形成部門、2011年=100）



CGPIを2015年1-3月期まで遡って取り込む予定としている。この中で民需分の鋼船については、現行の単価指数からEPI鋼船に切り替えることにより、より精度の高いデフレーターを推計していく。

5 平成23年基準における建設デフレーターの推計方法

平成23年基準JSNAでは、建設デフレーターとして、①「木造住宅」、②「木造非住宅」、③「非木造住宅」、④「非木造非住宅」、⑤「建設補修」、⑥「その他建設」、⑦「木造計」(①+②)、⑧「非木造計」(③+④)、⑨「建設計」(①~⑥)の9品目を作成する。それぞれについて、以下のウェイトデータと価格データを使用し、平成17年基準と同様「投入コスト型」により算出する。

ウェイトデータには、(a) 暦年値であり『産業連関表』の投入表等により作成する「建設原マトリックス」、(b) 四半期値であり、コモ法等で推計されるコモ法6桁品目別の暦年値を供給側推計で四半期分割した(ないしは延長推計した)資材投入額と、付加価値額(雇用者報酬)を使用する。RAS法により(b)を(a)の割合で配分し、四半期ベースの「建設マトリックス」(ウェイトデータ)を得る。平成23年基準では、建設コモ法が廃止となり、建設部門はコモ法により推計されるが、コモ法においても木造・非木造それぞれにおいて住宅・非住宅別は推計されない。このため、平成17年基準と同様『建築物着工統計』を進捗ベースに転換したもので木造・非木造の産出額を住宅・非住宅に分割する。

価格データには、(a)「資材投入」部分は基本単位デ

フレーター(中間消費部門)、(b)「雇用者報酬」部分は『毎月勤労統計』の定期給与指数(建設業5人以上)を使用する。

平成23年基準では、ウェイトデータの推計方法の改善を図った。平成17年基準までは『産業連関表』(5年ごとの基準年)の間で等差補間を行うことにより各年の「建設原マトリックス」を推計していたが(当時の基準年(平成17年)以降の「建設原マトリックス」には、平成17年の「建設原マトリックス」を使用)、平成23年基準ではストック推計で毎年推計する「建設マトリックス」を、暦年ベースの「建設原マトリックス」として使用する。これにより、「建設原マトリックス」において、基準年と基準年間の等差補間を行うことにより算出した推計値ではなく、毎年の実績値を使用できるようになった。また、ストック推計と推計方法を共通化することにより、JSNA体系全体としての精度向上を図った。

6 平成23年基準における8制度部門別総固定資本形成デフレーターの推計方法

平成23年基準JSNAにおける総固定資本形成デフレーターは、平成17年基準と同様、8制度部門(①民間非金融企業設備、②民間住宅、③民間金融企業設備、④民間非営利企業設備、⑤公的非金融企業設備、⑥公的住宅、⑦公的金融企業設備、⑧一般政府)の括りで算出する。

ウェイトデータとしては、(a) 暦年値の「総固定資本形成原マトリックス」、(b) 四半期値(各四半期の供給側推計の総固定資本形成額を当該暦年(または、判明している直近暦年)における制度部門別ウェイトにより分

図表15 建設マトリックス(平成23年基準)

	木 造			非 木 造			建設 補修	その他 建設
	住 宅	非住宅	計	住 宅	非住宅	計		
コモ6桁品目	RAS(2)			RAS(2)				
資材投入額計	RAS(1)			RAS(1)				
付加価値額								
産出額								

(備考)

1. 網掛けの薄い部分はコモ法等により四半期ごとに値が得られる。
2. 網掛けの濃い部分はコモ法による産出額を『建築物着工統計』を進捗ベースに転換したもので分割して求める。
3. RAS(1)は木造および非木造の資材投入額計と付加価値額をRAS法で住宅、非住宅に分割する。
4. RAS(2)はRAS(1)で求めた資材投入額計を使用して資材投入品目をRAS法で住宅、非住宅に分割する。

図表 16 固定資本形成マトリックス（平成23年基準）

	民間				公的				合計
	非金融 企業設備	住宅	金融 企業設備	非営利 企業設備	非金融 企業設備	住宅	金融 企業設備	一般 政府	
コモ6桁品目	(RAS法で分割)								コモ法
木造住宅									+ 建築物着工統計
非木造住宅									
木造非住宅									
非木造非住宅 その他建設									
市場産出計									
非市場産出 (政府)計								政府 のR&D	
非市場産出 (非営利)計								非営利 のR&D	
総固定資本形成計									

(備考) 非市場生産者（政府、非営利）から産出される総固定資本形成は研究・開発（R&D）のみ。いずれも自己勘定総固定資本形成であり自部門（一般政府、対家計民間非営利団体）に計上。

割したもの（列の合計）、各四半期の供給側推計等により得たコモ法6桁品目別の総固定資本形成額および5分類の建設産出額（行の合計）を使用する。RAS法により(b)を(a)の割合で配分し、四半期ベースの「総固定資本形成マトリックス」（ウェイトデータ）を得る。

価格データとしては、(a)機械等については、基本単位デフレーター（総固定資本形成部門）、(b)建設デフレーター（木造住宅、木造非住宅、非木造住宅、非木造非住宅、その他建設）を使用する。

また、平成23年基準では、2008SNA対応のため、研究・開発（R&D）、防衛装備品、所有権移転費用を総固定資本形成デフレーターに新たに取り込んだ。まず、R&Dについては、市場生産者からの産出分は上記8制度部門のうち4部門（上記の①、③、⑤、⑦）、非市場生産者（対家計民間非営利団体）からの産出分は民間非営利企業設備（④）、非市場生産者（一般政府）からの産出分は一般政府（⑧）に計上する。防衛装備品は一般政府（⑧）、所有権移転費用は民間住宅（②）に計上する。

上記のR&Dの取り込みに伴い、平成17年基準では、市場生産者からの産出分のみで一国全体の総固定資本形

成デフレーターを推計していたが、平成23年基準より、非市場生産者（一般政府、対家計民間非営利団体）からの産出分（R&Dのみ）も、対象範囲に含まれるようになった。

このほか、平成23年基準では、建設デフレーターと同様にウェイトデータの推計方法の改善を図った。平成17年基準まではJSNA概念に組み替えた『産業連関表』の付帯表である固定資本マトリックスをもとに、基準年間で等差補間を行うことで「総固定資本形成原マトリックス」を推計していたが（当時の基準年（平成17年）以降の「総固定資本形成原マトリックス」には、平成17年の「総固定資本形成原マトリックス」を使用）、平成23年基準ではストック推計で毎年推計している「固定資本マトリックス」を、暦年ベースの「総固定資本形成原マトリックス」として使用する。これにより、「総固定資本形成原マトリックス」において、基準年と基準年間の等差補間により算出した推計値ではなく、毎年の実績値を使用できるようになった。また、ストック推計と推計方法を共通化することにより、JSNA体系全体としての精度向上を図った。

7 結びに代えて

以上、JSNAにおけるデフレーター推計方法について概観した上で、平成23年基準における改善内容について紹介した。平成23年基準改定では、最新のウェイト情報や価格情報を反映したほか、2008SNAの対応等によるデフレーターの新設や見直しを行った。こうした取り組みは、JSNAの精度向上につながっていると考えられる。一方で、基礎統計の制約等から、デフレーター推計における課題が残されているのも事実であり、これらについては不断の研究・検討を行っていくことが肝要である。

(残された課題)

(1) 建設デフレーター

一つは、建設デフレーターである。項目2(3)でも述べたとおり、平成23年基準改定では、建設部門の産出額の推計方法の改善を図り、平成17年基準まで採用していた建設コモ法を廃止し、産出額を出来高ベースで直接推計する方法を採用することにより、JSNAの精度向上を図った。一方、デフレーターについては、平成23年基準では、平成17年基準の手法である「投入コスト型」を踏襲している。即ち「市場取引価格(産出価格(output price))」を間接的に捉えようとする「投入コスト型」では、項目2(5)で述べたとおり、付加価値部分のうち雇用量報酬のみが推計対象となるため、営業余剰等の変化が反映されない。このため、(営業余剰等の変化も包含される)「産出価格」を直接捕捉するデフレーター(以下、「アウトプット型」という。)の研究・開発については、今後の課題として位置づけられる¹²。

しかし、建設部門のデフレーターは、「同じ建物」が何度も建設されることはほとんどなく、「産出価格」を直接捉えることが極めて難しい分野の一つである。各国においてもデフレーター推計においては苦労を重ねている。米国では、非住宅のデフレーターとして労働統計局

(BLS)が作成しているPPIを主に使用しており、これらでは建設工程(例えば、床工事)ごとに「産出価格」を推計し集計することにより建物全体としての「産出価格」を捉える方法(以下、「モデル型」¹³という。)が採用されている。この「モデル型」における建設工程ごとの「産出価格」は、①費用(原材料費、人件費、関連機器費用)、②マージン(諸経費、利益)に分けて調査した価格情報を集計することにより、算出されている。また、住宅のデフレーターとしては、センサス局(Census Bureau)が作成している住宅価格指数(Price Indexes for New Single-Family Houses Under Construction)等を使用しており、建設コスト等から「産出価格」を回帰推計する「モデル型」のデフレーターとなっている。

一方、英国では、国民経済計算で使用する建設デフレーターを見直し、入札価格情報等から「産出価格」を時系列モデルにより推計する「モデル型」のデフレーターを2014年7-9月期以降の国民経済計算に採用していた。しかし、その後、同推計において安定的な結果が得られなくなったことから、この「モデル型」のデフレーターの使用を一旦中止した。そして、2015年6月(2015年4月分の計数)以降、暫定的な建設デフレーターを「投入コスト型」で作成し、2014年1-3月期まで遡って国民経済計算に反映している。このように、英国では、現在も「産出価格」をより直接的に捉えるための検討が進められている。また、フランスやカナダ、豪州の非住宅¹⁴においても、我が国と同様、「投入コスト型」が主に採用されている。

各国における取り組みや工夫を参考に、物価統計を担当する各機関とも連携し、JSNAのデフレーター推計の改善のための研究・検討を引き続き進めることが重要である。

(2) 研究・開発(R&D)

次に、R&Dデフレーターは、上記建設デフレーターと同様「投入コスト型」を採用しており、付加価値部分

¹² 脚注8でも述べた2016年末に経済財政諮問会議がとりまとめた「統計改革の基本方針」においても、既存統計で捕捉できていない分野の一つとして、建設(市場価格取引ベース)の価格の把握方法の研究が掲げられている。

¹³ 本稿における「モデル型」とは、産出価格を直接捉えることができない中、何らかのかたちでモデルを設定し(例えば、米国(非住宅)のように建設工程ごとに捉えた産出価格を集計するモデルや、米国(住宅)や英国等のような計量分析手法等により)産出価格を捉えようとする方法のことをいう。生産(投入)側からみた価格情報等を集計することにより産出価格を間接的に捉えようとする「投入コスト型」も「モデル型」の一種であるが、本稿では(「モデル型」とは別に)「投入コスト型」と分類した上で、説明している。

¹⁴ 住宅については、フランスでは「モデル型」(市場取引価格を非説明変数、物件の属性(広さ、地域、住居スペースの階数、車庫、暖房装置、築年数等)を説明変数とした回帰式(ヘドニック法)による推計)、カナダでも「モデル型」(建設業者より入手した代表的な新規物件(モデル)の販売価格を集計。建設業者は、実際に取引された個別の価格ではなく、モデルとして設定した物件に該当する当該期の全取引を反映した販売価格を報告することが求められている。)が採用されている。一方、豪州では「アウトプット型」(建物の形態(戸建て、アパート等)や地域により細分化した項目毎に、実際の販売価格(中央値)より算出した前期からの変化率を集計。)が採用されている。

は雇用者報酬のみで推計しているため、営業余剰等は加味されていない。一方、名目値の推計においては、これが加味されている。このため、R&D においても「産出価格」を直接捉えることが今後の課題とはいえるが、実際は、主要国では基本的に共通して投入コスト型で推計しているのが現状である。

この中で、米国では、例外的に、投入コスト型で推計されたデフレーターから多要素生産性 (MFP) 上昇率を控除したものを R&D デフレーターとして推計している。ただし、これは、各産業の MFP 上昇率を R&D の生産性に全て帰着させるというやや大胆な考え方に基づくものであり、EU 諸国等、他の主要先進国では採用事例がないという点に留意が必要と言える。そもそも「R&D のデフレーター推計方法をどのように定義するか。」という点について、国際的に統一されていない部分もあり、今後の国際的な議論の趨勢もフォローしていきながら、より良いデフレーター推計方法の開発に向けた継続的な研究が重要と言える。

(3) サービス分野を中心としたデフレターの更なる研究・改善

我が国におけるサービス価格のうち、家計向けについては CPI、企業向けについては SPPI が整備されており、JSNA のデフレーターでも多くのサービス部門でこれらを採用している。一方、サービス分野については、同一品質のサービスを連続して (時系列で) 捕捉することが性質上困難であることから、物価指数として捉えるのが困難なサービス項目が少なからず存在する。そうした中で、例えば、日本銀行の SPPI における卸売サービス価格の試算値の作成・公表等、改善に向けた検討も着々と進められている¹⁵。

JSNA においては、物価統計作成部局との連携をとりつつ、新たに物価統計において取り込まれるようになった品目については、できるだけ速やかに JSNA に取り込んでいくとともに、基礎統計の制約等から内閣府独自で推計しているサービス分野を中心としたデフレターの研究・改善に、引き続き取り組んでいくことが重要であろう。

(参考文献)

- 内閣府 (2012) 「推計手法解説書 (年次推計編) 平成 17 年基準版」
- 内閣府 (2013) 「推計手法解説書 (四半期別 GDP 速報 (QE) 編) 平成 17 年基準版」
- 内閣府 (2016a) 「推計手法解説書 (四半期別 GDP 速報 (QE) 編) 平成 23 年基準版」
- 内閣府 (2016b) 「平成 26 年度国民経済計算年報」
- 内閣府 (2017a) 「推計手法解説書 (年次推計編) 平成 23 年基準版」
- 内閣府 (2017b) 「国民経済計算の平成 23 年基準改定の概要について ~ 2008SNA への対応を中心に ~」 (季刊国民経済計算 No.161)
- 内閣府 (2014) 「国民経済計算次回基準改定に関する研究会 第 10 回」資料 3-1、3-2、3-3
- 多田洋介 (2015) 「各国の 2008SNA / ESA2010 導入状況と国際基準に関する国際的な動向」 (季刊国民経済計算 No.156)
- 高山和夫・金田芳子・藤原裕行・今井玲子 (2013) 「平成 17 年基準改定等における GDP デフレターの推計方法の見直しとその影響について」 (季刊国民経済計算 No.150)
- 藤原裕行・今井玲子 (2013) 「GDP デフレター (支出側と生産側) の不突合と推計方法の見直しに向けて」 (季刊国民経済計算 No.152)
- 小林裕子 (2016) 「R&D の資本化に係る 2008SNA 勧告への対応に向けて」 (季刊国民経済計算 No.159)
- 小林裕子 (2014) 「国民経済計算における特許権等の取扱いについて - R&D 資本化を踏まえた課題と展望 -」 (季刊国民経済計算 No.154)
- 田原慎二 (2015) 「兵器システム支出の資本化に係る 2008SNA 勧告への対応に向けて」 (季刊国民経済計算 No.158)
- 葛城麻紀 (2013) 「建設コモディティ・フロー法の見直しについて」 (季刊国民経済計算 No.151)
- 帝国データバンク (2010) 「平成 21 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書」
- 発明協会 (2003) 「実施料率 (第 5 版) 技術契約のためのデータブック」
- 発明協会 (1993) 「実施料率 (第 4 版) 技術契約のためのデータブック」
- United Nations (1993) “System of National Accounts 1993”
- United Nations (2009) “System of National Accounts 2008”
- Eurostat (2013) “European system of accounts ESA2010”
- Inter-Secretariat Working Group on National Accounts (ISWGNA) (2007) “The Full Set of Consolidated Recommendations The Recommendations Made by the Advisory Expert Group”

¹⁵ 前述の「統計改革の基本方針」でも、既存の統計では捕捉できていない卸売サービスについて、SPPI の平成 27 年基準改定 (2019 年央) より実施することが課題として掲げられている。

- for the Update of the System of National Accounts, 1993,”
Statistical Commission Thirty-eighth session, 27 February – 2
March 2007
- Bureau of Economic Analysis (BEA) (2016) “Concepts and
Methods of the U.S. National Income and Product Accounts”
<https://www.bea.gov/national/pdf/all-chapters.pdf>
- Office for National Statistics (ONS) “National Accounts”
<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20160105160709/>
[http://www.ons.gov.uk/ons/guide-method/method-quality/
specific/economy/national-accounts/index.html](http://www.ons.gov.uk/ons/guide-method/method-quality/specific/economy/national-accounts/index.html)
- L’Institut national de la statistique et des études économiques (Insee)
(2014a) “Les comptes nationaux passent en base 2010”
[https://www.insee.fr/fr/metadonnees/source/fichier/comptes_
nationaux_base2010_22012015.pdf](https://www.insee.fr/fr/metadonnees/source/fichier/comptes_nationaux_base2010_22012015.pdf)
- Insee (2016) “Comptes nationaux trimestriels”
[https://www.insee.fr/fr/metadonnees/source/fichier/comptes_
trim_29012016.pdf](https://www.insee.fr/fr/metadonnees/source/fichier/comptes_trim_29012016.pdf)
- Insee (2012) “Méthodologie des comptes trimestriels”
[https://www.epsilon.insee.fr/jspui/bitstream/1/13721/1/
imethode126.pdf](https://www.epsilon.insee.fr/jspui/bitstream/1/13721/1/imethode126.pdf)
- Statistics Canada (StatCan) (2016a) “Use Guide: Canadian System
of Macroeconomic Accounts”
[http://www5.statcan.gc.ca/olc-cel/olc.action?ObjId=13-606-
G&ObjType=2&lang=en&limit=0](http://www5.statcan.gc.ca/olc-cel/olc.action?ObjId=13-606-G&ObjType=2&lang=en&limit=0)
- Australian Bureau of Statistics (ABS) (2015) “5216.0 - Australian
System of National Accounts: Concepts, Sources and
Methods,” 2015
[http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/521
6.02015?OpenDocument](http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/5216.02015?OpenDocument)
- Crawford, M. J., J. Lee, J. E. Jankowski, and F. A. Moris (2014)
“Measuring R&D in the National Economic Accounting
System,” Survey of Current Business, November 2014, BEA
[https://www.bea.gov/scb/pdf/2014/11%20November/1114_
measuring_r&d_in_the_national_economic_accounting_
system.pdf](https://www.bea.gov/scb/pdf/2014/11%20November/1114_measuring_r&d_in_the_national_economic_accounting_system.pdf)
- Ker, D. (2014) “Changes to National Accounts: Measuring and
Capitalising Research and Development,” ONS
<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20160105160709/>
[http://www.ons.gov.uk/ons/guide-method/method-quality/
specific/economy/national-accounts/articles/2011-present/
measuring-and-capitalising-research---development-in-the-uk-
national-accounts.pdf](http://www.ons.gov.uk/ons/guide-method/method-quality/specific/economy/national-accounts/articles/2011-present/measuring-and-capitalising-research---development-in-the-uk-national-accounts.pdf)
- Bureau of Labor Statistics (BLS) (2016) “Producer Price Index
(PPI) Nonresidential Building Construction Initiative”
<https://www.bls.gov/ppi/ppinrbc.htm>
- Census Bureau “Description of Price Indexes for New Single-
Family Houses Under Construction”
https://www.census.gov/construction/cpi/pdf/descpi_uc.pdf
- Davis, K. and K. Pegler (2015) “Update on Construction Output
Statistics,” ONS
<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20160105160709/>
[http://www.ons.gov.uk/ons/rel/construction/output-in-the-
construction-industry/update-on-construction-price-statistics/
index.htmlc](http://www.ons.gov.uk/ons/rel/construction/output-in-the-construction-industry/update-on-construction-price-statistics/index.htmlc)
- Insee (2015) “Index bâtiment, travaux publics et divers de la
construction”
[https://www.insee.fr/fr/metadonnees/source/fichier/methodo_
BTP_10112015.pdf](https://www.insee.fr/fr/metadonnees/source/fichier/methodo_BTP_10112015.pdf)
- Insee (2014b) “Indice du coût de la construction”
[https://www.insee.fr/fr/metadonnees/source/fichier/
methodologie_indice_cout_de_la_construction25092014.pdf](https://www.insee.fr/fr/metadonnees/source/fichier/methodologie_indice_cout_de_la_construction25092014.pdf)
- Insee (2013) “Indice des prix de l’entretien-amélioration”
[https://www.insee.fr/fr/metadonnees/source/fichier/methodo_
indice_prix_entretein_amelioration20112013.pdf](https://www.insee.fr/fr/metadonnees/source/fichier/methodo_indice_prix_entretein_amelioration20112013.pdf)
- StatCan (2016b) “Non-Residential Building Construction Price
Index (NRBCPI)”
[http://www23.statcan.gc.ca/imdb/p2SV.
pl?Function=getSurvey&SDDS=2317](http://www23.statcan.gc.ca/imdb/p2SV.pl?Function=getSurvey&SDDS=2317)
- StatCan (2017) “New Housing Price Index (NHPI)”
[http://www23.statcan.gc.ca/imdb/p2SV.
pl?Function=getSurvey&SDDS=2310](http://www23.statcan.gc.ca/imdb/p2SV.pl?Function=getSurvey&SDDS=2310)
- ABS (2016) “6416.0 - Residential Property Price Indexes: Eight
Capital Cities,” Sep 2016
[http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/
Lookup/6416.0Explanatory%20Notes1Sep%20
2016?OpenDocument](http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/6416.0Explanatory%20Notes1Sep%202016?OpenDocument)
- OECD (1997) “Sources and Methods Construction Price Indices”
<http://www.oecd.org/industry/business-stats/2372435.pdf>

参考資料

平成23年基準 基本単位デフレーター品目対応価格指数一覧

平成28年12月時点

【本資料の見方等】

- 本資料は、平成23年基準国民経済計算（JSNA）におけるコモ法6桁レベルの「基本単位デフレーター」について、4つの系統（生産、輸入、輸出、家計消費）別の対応する物価指数の詳細（どの基礎統計のどの指数を対応させているか等）を示している。2016（平成28）年12月時点のものであり、2015年1-3月期以降の推計に使用している。
- ここで使用している主な物価統計（『国内企業物価指数』（PPI）（日本銀行）、『輸出物価指数』（EPI）（同）、『輸入物価指数』（IPI）（同）、『企業向けサービス価格指数』（SPPI）（同）、『消費者物価指数』（CPI）（総務省）、『農業物価指数』（API）（農林水産省））は、CPIが平成27年基準（2015年=100）、それ以外の物価統計は平成22年基準（2010年=100）となっている。このため、「基本単位デフレーター」推計の際、JSNAの基準年（2011年=100）に変換している。
- 掲載事項を一覧（表頭）に沿って説明すると、以下のとおり。
 - ・ 品目名称：「基本単位デフレーター」の項目名称を示している。市場生産者により生産される財貨・サービスの供給および需要の推計に用いている、コモディティ・フロー法（コモ法）で設定されている品目（約400品目）に対応している。
 - ・ 生産：「生産系統」の推計に使用している物価指数等を示している。API、PPI、SPPIを主に使用しているほか、家計消費の割合が高い品目では、CPIも使用しており、消費税を含むベースで推計している。対応する物価指数がなく、（消費税が含まれていない）他の物価指数（EPI、IPI）等で代替する場合は、消費税による影響を含めた上で、推計している。このほか、「基本単位デフレーター」に含めないこととしている要因による物価指数の変動（CPIの介護や医療（診療代）における自己負担比率の変更等に伴うもの等）については、可能な限り除いた上で、推計している。
 - ・ 輸入：「輸入系列」の推計に使用している物価指数等を示している。IPIを主に使用しており、消費税は含まれていない。対応する物価指数がなく、（消費税が含まれている）他の物価指数（PPI、CPI等）で代替する場合は、消費税による影響を除いた上で、推計している。
 - ・ 輸出：「輸出系統」の推計に使用している物価指数等を示している。EPIを主に使用しており、消費税は原則含まれないが、一部のサービス（宿泊料、飲食等）については、消費税による影響を含めた上で、推計している。対応する物価指数がなく、他の物価指数（PPI、CPI等）で代替する場合は、輸出には含まれない変動（上記消費税による影響のほか、PPI酒類の品目における酒税の変更に伴う変動等）については、可能な限り除いた上で、推計している。
 - ・ 家計消費：「家計消費系統」の推計に使用している物価指数等を示している。CPIを主に使用しており、消費税を含むベースで推計している。また、「基本単位デフレーター」に含めないこととしている要因による物価指数の変動（CPIの介護や医療（診療代）における自己負担比率の変更等に伴うものや、自動車取得税（エコカー減税）による影響等）については、可能な限り除いた上で、推計している。

- 上記の 4 系統（生産、輸入、輸出、家計消費）で使用している物価指数等の表記は、以下のとおり。
- ・物価指数を使用している場合：物価統計の名称（PPI、EPI、IPI、SPPI、CPI、API）と、使用している項目の名称を記載している（例えば、「PPI_ハム」）。より正確にデフレーターを推計するため、物価指数の最小単位である品目を使用することを原則としているが、対応する品目が存在しない等の理由により上位分類を使用する場合は、項目名称の後に上位分類の名称も記載している（例えば、「PPI_水産加工食品（商）」）。PPI の場合、上位分類として「商品群」、「小類別」、「類別」といった括りがあるため、これらの略称「商」、「小」、「類」で記載。
 - ・物価指数以外を使用している場合：適当な物価指数が存在しないため、独自に推計したデフレーターを使用している場合（「単価指数」、「投入コスト型」等）の記載は、以下のとおり。
 - 「単価指数」とは、当該品目の平均価格（「価額」÷「数量」）をデフレーターとして使用しているものだが、「UPI」と記載した上で、使用している統計データ名称と項目名称を記載している（例えば、「UPI_貿易統計_玄米」）。
 - 「投入コスト型」とは、当該品目の「市場取引価格（産出価格（output price）」）を直接捕捉することが困難な場合に用いる推計手法の一つであり、生産側（中間投入、付加価値）からみた価格情報等を集計することにより「産出価格」を間接的に捉えようとするもの。一覧では「投入コスト」と記載している。
 - 上記以外で独自に推計したデフレーターの推計方法は区々であるため、表記ルール等は特にないが、統計データ名称や推計方法を簡単に記載している。
- 「基本単位デフレーター」は、6 部門により構成されている。まず、上記 4 系統に対応させた物価指数を、コモ法 6 桁レベル（約 400 品目）の内訳であるコモ法 8 桁レベル（約 2,000 品目）ごとにラスパイレズ式で集計する。次に、これらを 6 部門（①「生産部門」（生産系統+輸出系統）、②「輸入部門」（輸入系統）、③「輸出部門」（輸出系統）、④「家計消費部門」（家計消費系統）、⑤「総固定資本形成部門」（生産系統+輸入系統）、⑥「中間消費部門」（生産系統+輸入系統））ごとにフィッシャー連鎖式で集計することにより、コモ法 6 桁レベルの「基本単位デフレーター」を推計している。
- なお、2010 年 1-3 月期から 2014 年 10-12 月期までの「基本単位デフレーター」推計においても、上記の物価指数を使用しているが、CPI を含む全ての物価指数で平成 22 年基準（2010 年=100）を使用している。今後の物価指数の基準改定に伴う対応や、2009 年以前の遡及計数の作成方法等、デフレーター推計方法の詳細については、本季刊論文「国民経済計算の 2008SNA 対応等におけるデフレーターの推計」の本文で説明している。

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
米	API 稲わら(類) API 米(類)	API 稲わら(類) UPI 貿易統計 玄米	API 稲わら(類) API 米(類)	API 稲わら(類)
麦類	API 麦(類)	IPI 小麦 IPI 大麦	API 麦(類)	
いも類	API いも(類)	API いも(類)	API いも(類)	CPI さつまいも CPI じゃがいも
豆類	API 豆(類)	IPI 大豆	API 豆(類)	API 豆(類)
野菜	API 野菜(総合)(類)	UPI 貿易統計 たまねぎ、ねぎ他	API 野菜(総合)(類)	CPI 生鮮野菜(小)
果実	API 果実(類)	UPI 貿易統計 バナナ、オレンジ他	API りんご API 果実(類)	CPI 生鮮果物(小)
砂糖原料作物	API さとうきび API てんさい	IPI 粗糖	API さとうきび	
飲料用作物	API 茶(荒茶) API 茶(生葉)	IPI コーヒー豆	API 茶(荒茶) API 茶(生葉)	
その他の食用耕種作物	API こんにやくいも API そば API 工芸農作物(類) API 麦(類)	IPI こうりゃん IPI とうもろこし IPI なたね IPI 穀物(商) IPI 豆・油用種子(商)	API こんにやくいも API そば API 工芸農作物(類)	API 工芸農作物(類)
飼料作物	API 飼料・とうもろこし API 飼料・ハイキューブ	IPI こうりゃん IPI とうもろこし IPI 飼料用乾草類	API 飼料・とうもろこし API 飼料・ハイキューブ	
種苗	API 種苗及び苗木(類)	API 種苗及び苗木(類)	API 種苗及び苗木(類)	API 種苗及び苗木(類)
花き・花木類	API 花き(類)	API 花き(類)	API 花き(類)	CPI 切り花(小) CPI 鉢植え
その他の非食用耕種作物	API い(草) API 工芸農作物(類) API 葉たばこ	API 葉たばこ IPI 天然ゴム	API 工芸農作物(類) API 葉たばこ	
酪農	API 子畜・ホルスタイン種雄 API 子畜・ホルスタイン純粋種雌 API 子畜・交雑種 API 子畜・肥育用乳用(交雑種) API 子畜・肥育用乳用雄(ホルスタイン種) API 成畜・乳用成牛(雌) API 生乳(類)			API 生乳(類)
肉用牛	API 子畜・和子牛(雄) API 子畜・和子牛(雌) API 成畜・肉用成牛(雌) API 肉用牛(雌肥育和牛) API 肉用牛(去勢肥育和牛) API 肉用牛(乳雄肥育ホルスタイン種) API 肉用牛(乳用肥育交雑種)	UPI 貿易統計 牛	API 子畜・和子牛(雄) API 子畜・和子牛(雌) API 成畜・肉用成牛(雌) API 肉用牛(雌肥育和牛) API 肉用牛(去勢肥育和牛) API 肉用牛(乳雄肥育ホルスタイン種) API 肉用牛(乳用肥育交雑種)	
豚	API 肉豚	UPI 貿易統計 豚	API 肉豚	
鶏卵	API 鶏卵(類)	UPI 貿易統計 鳥卵	API 鶏卵(類)	CPI 鶏卵
肉鶏	API プロイラー	UPI 貿易統計 鶏	API プロイラー	
その他の畜産	API 畜産物(総合)(類)	IPI 畜産物(商)	API 畜産物(総合)(類)	API 畜産物(総合)(類)
獣医薬	CPI 獣医代			CPI 獣医代
農業サービス(獣医薬を除く。)	API 賃借料及び料金(類)			
育林	UPI 国有林野事業統計等 立木竹			
素材	PPI 丸太(商)	IPI 米材丸太	PPI 丸太(商)	
特用林産物	PPI 農産物(小) UPI 東京都中央卸売市場統計 生しいたけ UPI 東京都中央卸売市場統計 生しいたけ	UPI 東京都中央卸売市場統計 生しいたけ UPI 貿易統計 まつたけ他 UPI 貿易統計 液汁・エキス他 UPI 貿易統計 木炭	PPI 農産物(小) UPI 貿易統計 きのこと他 UPI 貿易統計 粘質物	CPI えのきたけ CPI しめじ CPI 干しいたけ CPI 生しいたけ
海面漁業	CPI 生鮮魚介(小) PPI こんぶ UPI 水産物流通調査 生鮮魚介	CPI 生鮮魚介(小) UPI 貿易統計 冷凍たい・えび他 UPI 貿易統計 冷凍まぐろ・かつお他	CPI 生鮮魚介(小) CPI こんぶ CPI わかめ	CPI こんぶ CPI わかめ CPI 生鮮魚介(小)
海面養殖業	CPI ぶり CPI 生鮮魚介(小) IPI 真珠 PPI 干のり	IPI 真珠	IPI 真珠	CPI ぶり CPI ほたて貝 CPI 干しりのり CPI 生鮮魚介(小)
内水面漁業	CPI 生鮮魚介(小)	CPI 生鮮魚介(小)	CPI 生鮮魚介(小)	CPI 生鮮魚介(小)
内水面養殖業	CPI 生鮮魚介(小)	CPI 生鮮魚介(小)	CPI 生鮮魚介(小)	CPI 生鮮魚介(小)
金属鉱物	PPI 金地金 PPI 銀地金 PPI 地金(小)	IPI ニッケル鉱 IPI マンガン鉱 IPI モリブデン鉱 IPI 亜鉛鉱 IPI 金地金 IPI 銀地金 IPI 鉄鉱石 IPI 銅鉱 IPI 非鉄金属鉱(商)	EPI 地金(商) IPI 亜鉛鉱 IPI 銅鉱 PPI 銀地金	
石炭	IPI 一般炭	IPI 一般炭 IPI 原料炭	IPI 一般炭	IPI 一般炭
原油・天然ガス	IPI 原油 PPI 天然ガス	IPI 液化天然ガス IPI 原油	IPI 原油 PPI 天然ガス	
砂利・採石	PPI 砂利・砂	PPI 砂利・砂	PPI 砂利・砂	PPI 砂利・砂
碎石	PPI 碎石 PPI 石材	PPI 碎石	PPI 碎石	
その他の鉱物	PPI 石灰石 PPI 窯業原料鉱物(除石灰石) PPI 窯業原料鉱物(商)	IPI 工業用ダイヤモンド PPI 窯業原料鉱物(除石灰石)	PPI 石灰石 PPI 窯業原料鉱物(除石灰石) PPI 窯業原料鉱物(商)	PPI 窯業原料鉱物(商)
食肉	PPI 牛肉 PPI 鶏肉 PPI 豚肉	IPI 牛肉 IPI 鶏肉 IPI 豚肉 IPI 羽毛 IPI 牛臓器・舌	PPI 牛肉 PPI 鶏肉 IPI 羽毛 IPI 牛臓器・舌	CPI 牛肉(国産品) CPI 牛肉(輸入品) CPI 鶏肉 CPI 豚肉A CPI 豚肉B CPI 生鮮肉(小)

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
肉加工品	PPIソーセージ	PPIソーセージ	PPIソーセージ	CPIソーセージ
	PPIハム	PPIハム	PPIハム	CPIハム
	PPIベーコン	PPIベーコン	PPIベーコン	CPIベーコン
	PPI焼豚	PPI焼豚	PPI焼豚	CPI焼豚
畜産びん・かん詰	PPI肉製品(商)	UPI貿易統計 コーンビーフ他	PPI肉製品(商)	CPI加工肉(小)
酪農品	PPIアイスクリーム	IPIチーズ	PPIアイスクリーム	CPIアイスクリーム
	PPIチーズ	PPIアイスクリーム	PPIヨーグルト	CPIチーズ(国産品)
	PPIバター	PPI粉乳	PPI処理牛乳	CPIチーズ(輸入品)
	PPIヨーグルト		PPI乳飲料	CPIバター
	PPI処理牛乳		PPI乳酸菌飲料	CPIヨーグルト
	PPI生クリーム		PPI乳製品(商)	CPI牛乳(小)
	PPI乳飲料		PPI粉乳	CPI乳酸菌飲料
	PPI乳酸菌飲料			CPI粉ミルク
	PPI乳製品(商)			
PPI粉乳				
冷凍魚介類	CPI生鮮魚介(小)	UPI貿易統計 冷凍まぐろ・さけ他	CPI生鮮魚介(小)	CPI生鮮魚介(小)
	UPI水産物流通調査 冷凍魚介			
塩・干・くん製品	PPIいくら	PPIいくら	PPIいくら	CPIいくら
	PPIしらす干し	PPIたらこ	PPIしらす干し	CPIししゃも
	PPIたらこ	PPI塩かずのこ	PPIたらこ	CPIしらす干し
	PPI塩かずのこ	PPI塩さけ	PPI塩かずのこ	CPIたらこ
	PPI塩さけ	PPI干しあじ	PPI塩さけ	CPI塩さけ
	PPI干しあじ		PPI干しあじ	CPI干しあじ
				CPI煮干し
水産びん・かん詰	PPI魚介缶詰	IPI魚介缶詰	UPI貿易統計 気密容器入りのさば他	CPI魚介缶詰
	PPIかまぼこ		UPI貿易統計 かまぼこ他	CPIかまぼこ
	PPIちくわ			CPIちくわ
	PPIフィッシュソーセージ			CPI揚げかまぼこ
	PPI揚かまぼこ			PPIフィッシュソーセージ
その他の水産食品	PPIかつお節	PPIかつお節	PPIかつお節	CPIうなぎかぼ焼き
	PPIからしめんたいこ	PPIからしめんたいこ	PPIからしめんたいこ	CPIかつお節
	PPIこんぶ	PPIつくだ煮	PPIこんぶ	CPIこんぶ
	PPIつくだ煮	PPI削り節	PPIつくだ煮	CPIこんぶつくだ煮
	PPI干のり	PPI水産加工食品(商)	PPI干のり	CPIひじき
	PPI削り節	PPI水産物漬物	PPI削り節	CPIわかめ
	PPI水産加工食品(商)		PPI水産加工食品(商)	CPI塩辛
	PPI水産物漬物		PPI水産物漬物	CPI干しのり
				CPI魚介つくだ煮
				CPI魚介漬物
精穀	API麦(類)	IPI精米	PPI精米	CPIうるち米A
	PPI精米			CPIうるち米B
				CPIもち米
製粉	PPI小麦粉	PPIふすま	PPI小麦粉	CPI小麦粉
	PPI粉類(商)	PPI粉類(商)		
めん類	PPIパスタ	IPIパスタ	PPIパスタ	CPIカップ麺
	PPI乾めん		PPI乾めん	CPIスパゲッティ
	PPI生めん		PPI生めん	CPIゆでうどん
	PPI即席めん		PPI即席めん	CPI干しうどん
			CPI中華麺	
パン類	PPI菓子パン	PPI食パン	PPI調理パン・サンドイッチ	CPIあんパン
	PPI食パン			CPIカレーパン
	PPI調理パン・サンドイッチ			CPI食パン
				CPI調理パン
菓子類	PPIかりん糖	IPIチョコレート	PPIかりん糖	CPIカステラ
	PPIキャンデー	PPIビスケット類	PPIキャンデー	CPIキャンデー
	PPIスナック菓子	UPI貿易統計 キャンデー、キャラメル	PPIスナック菓子	CPIケーキ
	PPIチューインガム		PPIチューインガム	CPIシュークリーム
	PPIチョコレート		PPIチョコレート	CPIゼリー
	PPIビスケット類		PPIビスケット類	CPIせんべい
	PPI豆菓子		PPI豆菓子	CPIだいふく餅
	PPI氷菓		PPI氷菓	CPIチューインガム
	PPI米菓		PPI米菓	CPIチョコレート
	PPI洋生菓子			CPIビスケット
	PPI冷凍菓子			CPIプリン
	PPI和生菓子			CPIポテトチップス
				CPIまんじゅう
				CPIようかん
				CPIロールケーキ
			CPI落花生	
農産びん・かん詰	PPI果実缶詰	IPI果実・野菜缶詰	PPI農産加工食品(商)	CPIジャム
	PPI農産加工食品(商)	PPI農産加工食品(商)		CPI果物缶詰
	PPI野菜缶詰			CPI野菜缶詰
農産保存食料品	PPI漬物	IPI果実・野菜缶詰	UPI貿易統計 調製した野菜・果実	CPIキムチ
		IPI農産加工食品(商)		CPIジャム
				CPIだいこん漬
				CPIはくさい漬
			CPI梅干し	
砂糖	PPI精製糖	IPI粗糖	PPI精製糖	CPI砂糖
	PPI粗糖		PPI粗糖	
でん粉	PPIコーンスターチ	UPI貿易統計 でん粉	PPIコーンスターチ	PPIコーンスターチ
ぶどう糖・水あめ・異性化糖	PPIぶどう糖	PPIぶどう糖	PPIぶどう糖	CPI砂糖
	PPI異性化糖	PPI異性化糖	PPI異性化糖	
	PPI水あめ			
動植物油脂	PPIショートニング	IPIオリーブ油	PPIなたね油	CPIマーガリン
	PPIなたねかす	IPIパーム油	PPIマーガリン	CPI食用油
	PPIなたね油	IPI大豆かす	PPI食用油脂(商)	
	PPIマーガリン			
	PPI混合植物油脂			

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
	PPI 食用油脂(商)			
	PPI 大豆かす			
	PPI 大豆油			
調味料	PPI うま味調味料	IPI 調味料	PPI しょう油	CPI カレールウ
	PPI しょう油		PPI たれ	CPI ケチャップ
	PPI ソース		PPI みそ	CPI しょう油
	PPI たれ		PPI めんつゆ	CPI ソース
	PPI トマトケチャップ		PPI 香辛料	CPI たれ
	PPI ドレッシング		PPI 食酢	CPI つゆ
	PPI マヨネーズ		PPI 調味料(商)	CPI ドレッシング
	PPI みそ		PPI 風味調味料	CPI バスタソース
	PPI めんつゆ			CPI マヨネーズ
	PPI ルウ			CPI みそ
	PPI 香辛料			CPI 合わせ調味料
	PPI 食酢			CPI 酢
	PPI 調味料(商)			CPI 風味調味料
	PPI 風味調味料			
冷凍調理食品	PPI 冷凍調理食品	IPI 鶏肉調製品	PPI 冷凍調理食品	CPI ぎょうざ
		IPI 調製うなぎ		CPI 調理ピザパイ
				CPI 冷凍調理コロッケ
				CPI 冷凍調理ハンバーグ
				CPI 冷凍調理ピラフ
レトルト食品	PPI レトルト食品			CPI 調理カレー
				CPI 調理パスタ
そう菜・すし・弁当	PPI すし・弁当・おにぎり			CPI おにぎり
	PPI そう菜			CPI からあげ
				CPI きんぴら
				CPI コロッケ
				CPI サラダ
				CPI すし(弁当)A
				CPI すし(弁当)B
				CPI やきとり
				CPI 煮豆
				CPI 焼き魚
				CPI 豚カツ
				CPI 弁当A
				CPI 弁当B
その他の食料品	PPI あん	IPI 麦芽	PPI こんにゃく	CPI こんにゃく
	PPI こんにゃく	PPI こんにゃく	PPI サプリメント	CPI ふりかけ
	PPI サプリメント	PPI サプリメント	PPI パン粉	CPI もち
	PPI パン粉	PPI パン粉	PPI 即席スープ	CPI 乾燥スープ
	PPI もち	PPI 即席スープ	PPI 即席みそ汁	CPI 健康保持用摂取品A
	PPI 即席スープ	PPI 即席みそ汁	PPI 茶づけ・ふりかけ	CPI 健康保持用摂取品B
	PPI 即席みそ汁	PPI 茶づけ・ふりかけ	PPI 調製食品(小)	CPI 他の調理食品(小)
	PPI 茶づけ・ふりかけ	PPI 調製食品(小)	PPI 納豆	CPI 豆腐
	PPI 調製食品(小)	PPI 納豆		CPI 納豆
	PPI 豆腐			CPI 油揚げ
	PPI 豆腐加工品			
	PPI 納豆			
清酒	PPI 清酒	PPI 清酒	PPI 清酒	CPI 清酒
	PPI 味りん			
ビール類	PPI ビール	PPI ビール	PPI ビール	CPI ビール
	PPI 発泡酒		PPI 発泡酒	CPI 発泡酒
ウイスキー類	PPI ウイスキー	IPI ウイスキー・ブランデー	PPI ウイスキー	CPI ウイスキー
その他の酒類	PPI その他の発泡性酒類	IPI ワイン	PPI その他の発泡性酒類	CPI チューハイ
	PPI ワイン	PPI その他の発泡性酒類	PPI ワイン	CPI ビール風アルコール飲料
	PPI 酒造用アルコール		PPI 焼酎	CPI ワイン(国産品)
	PPI 焼酎			CPI ワイン(輸入品)
				CPI 焼酎
茶・コーヒー	PPI インスタントコーヒー	IPI 茶・コーヒー	PPI インスタントコーヒー	CPI インスタントコーヒー
	PPI レギュラーコーヒー	PPI 荒茶	PPI レギュラーコーヒー	CPI コーヒー豆
	PPI 荒茶		PPI 荒茶	CPI 紅茶
	PPI 緑茶		PPI 緑茶	CPI 緑茶
清涼飲料	PPI コーヒー飲料	IPI ミネラルウォーター	PPI ミネラルウォーター	CPI コーヒー飲料A
	PPI スポーツドリンク	IPI 果実飲料	PPI 果実飲料	CPI コーヒー飲料B
	PPI ミネラルウォーター		PPI 野菜ジュース	CPI スポーツドリンク
	PPI 果実飲料			CPI ミネラルウォーター
	PPI 炭酸飲料			CPI 果実ジュース
	PPI 茶飲料			CPI 果汁入り飲料
	PPI 豆乳飲料			CPI 炭酸飲料
	PPI 野菜ジュース			CPI 茶飲料
				CPI 豆乳
				CPI 野菜ジュース
製氷	PPI 人造水		PPI 人造水	PPI 人造水
飼料	PPI なたねかす	IPI こうりゃん	PPI ペットフード	CPI ペットフード(キャットフード)
	PPI ふすま	IPI とうもろこし	PPI 配合飼料	CPI ペットフード(ドッグフード)
	PPI ペットフード	IPI フィッシュミール		PPI 配合飼料
	PPI 大豆かす	IPI ペットフード		
	PPI 配合飼料	IPI 飼料用乾草類		
		IPI 大麦		
有機質肥料	API 肥料(有機質)(類)	IPI 大豆かす	API 肥料(有機質)(類)	CPI 園芸用土
たばこ	PPI たばこ	IPI たばこ	PPI たばこ	CPI たばこ(国産品)
				CPI たばこ(輸入品)
紡績糸	PPI 合繊長繊維糸	IPI 合繊糸(商)	PPI 原糸(小)	PPI 合繊長繊維糸
	PPI 綿糸	IPI 天然繊維糸(商)	PPI 合繊長繊維糸	PPI 毛糸
	PPI 毛糸	IPI 綿糸	PPI 綿糸	
		PPI 毛糸	PPI 毛糸	

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)	PPI 合繊織物(商)	IPI 合繊織物(商)	EPI 合繊長繊維・紡績系織物	CPI タオル
	PPI 綿織物	IPI 綿織物	EPI 綿織物	PPI 合繊織物(商)
絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)	PPI 絹織物	IPI 合繊織物(商)	EPI 合繊長繊維・紡績系織物	PPI 絹織物
	PPI 合繊織物(商)	IPI 繊維品(類)	PPI 絹織物	PPI 合繊織物(商)
その他の織物	PPI 布テープ	IPI 天然繊維織物(商)	PPI 布テープ	PPI 毛織物
	PPI 毛織物	PPI 布テープ	PPI 毛織物	
		PPI 毛織物		
ニット生地	PPI ニット生地	PPI ニット生地	PPI ニット生地	CPI 子供用Tシャツ(長袖)
				CPI 男子用スポーツシャツ(長袖)
				CPI 男子用スポーツシャツ(半袖)
				CPI 婦人用Tシャツ(長袖)
染色整理	投入コスト			
その他の繊維工業製品	PPI その他の繊維製品(商)	IPI その他の繊維品(商)	EPI 繊維品(類)	PPI ロープ
	PPI レース	IPI 不織布	EPI 不織布	PPI 不織布
	PPI ロープ	PPI 毛糸	PPI ロープ	
	PPI 漁網	UPI 貿易統計 ひも		
	PPI 繊維製品(類)			
	PPI 不織布			
織物製衣服	PPI シャツ・ブラウス	IPI コート	PPI シャツ・ブラウス	CPI スカート(秋冬物)
	PPI スポーツウェア	IPI シャツ	PPI スポーツウェア	CPI スカート(春夏物)
	PPI 下着類(商)	IPI パジャマ	PPI 外衣類(商)	CPI トレーニングパンツ
	PPI 外衣類(商)	IPI ブラウス	PPI 作業衣	CPI ブラウス(長袖)
	PPI 学生服	IPI 作業衣	PPI 女子用スーツ・スカート類	CPI ブラウス(半袖)
	PPI 既製和服・帯	IPI 子供服	PPI 男子用スーツ・ズボン類	CPI ワイシャツ(長袖)
	PPI 作業衣	IPI 女子用スーツ類		CPI ワイシャツ(半袖)
	PPI 女子用スーツ・スカート類	IPI 女子用スカート類		CPI ワンピース(秋冬物)
	PPI 男子用スーツ・ズボン類	IPI 女子用下着		CPI ワンピース(春夏物)
		IPI 男子用スーツ類		CPI 子供用Tシャツ(長袖)
		IPI 男子用ズボン類		CPI 子供用Tシャツ(半袖)
		IPI 男子用下着		CPI 子供用下着類(小)
		PPI スポーツウェア		CPI 女子用学校制服
				CPI 女児用スカート
				CPI 男子用コート
				CPI 男子用スポーツシャツ(長袖)
				CPI 男子用スポーツシャツ(半袖)
				CPI 男子用ズボン(ジーンズ)
				CPI 男子用ズボン(秋冬物)
				CPI 男子用ズボン(春夏物)
				CPI 男子用パジャマ
				CPI 男子用下着類(小)
				CPI 男子用学校制服
				CPI 男子用上着
				CPI 男児用ズボン
				CPI 乳児服
				CPI 背広服(秋冬物、中級品)
				CPI 背広服(秋冬物、普通品)
				CPI 背広服(春夏物、中級品)
				CPI 背広服(春夏物、普通品)
				CPI 婦人用Tシャツ(長袖)
				CPI 婦人用Tシャツ(半袖)
				CPI 婦人用コート
				CPI 婦人用スーツ(秋冬物、中級品)
				CPI 婦人用スーツ(秋冬物、普通品)
				CPI 婦人用スーツ(春夏物、中級品)
				CPI 婦人用スーツ(春夏物、普通品)
				CPI 婦人用スラックス(ジーンズ)
				CPI 婦人用スラックス(秋冬物)
				CPI 婦人用下着類(小)
				CPI 婦人用上着
				CPI 婦人用帯
			CPI 婦人用着物	
			CPI 和服(中)	
ニット製衣服	PPI スポーツウェア	IPI Tシャツ	PPI スポーツウェア	CPI トレーニングパンツ
	PPI セーター	IPI セーター	PPI セーター	CPI ブラウス(長袖)
	PPI ニット製アウターシャツ類	IPI トレーナー	PPI ニット製アウターシャツ類	CPI ブラウス(半袖)
	PPI ファンデーション下着	IPI パジャマ	PPI ファンデーション下着	CPI ブラジャー
	PPI 下着類(商)	IPI ファンデーション下着	PPI 下着類(商)	CPI ランジェリー
	PPI 女子用スーツ・スカート類	IPI ポロシャツ		CPI ワイシャツ(長袖)
	PPI 女子用下着	IPI 子供服		CPI ワイシャツ(半袖)
	PPI 男子用スーツ・ズボン類	IPI 女子用下着		CPI 子供用Tシャツ(長袖)
		IPI 男子用下着		CPI 子供用Tシャツ(半袖)
		PPI スポーツウェア		CPI 子供用シャツ
				CPI 水着
				CPI 男子用シャツ(半袖)
				CPI 男子用スポーツシャツ(長袖)
				CPI 男子用スポーツシャツ(半袖)
				CPI 男子用セーター
				CPI 男子用パジャマ
				CPI 男子用パンツ
				CPI 男子用上着
				CPI 乳児服
				CPI 婦人用Tシャツ(長袖)
				CPI 婦人用Tシャツ(半袖)
			CPI 婦人用ショーツ	
			CPI 婦人用スラックス(秋冬物)	
			CPI 婦人用セーター(長袖)	

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
				CPI 婦人用セーター(半袖)
				CPI 婦人用下着類(小)
その他の衣服・身の回り品	PPI ソックス	IPI スカーフ・マフラー	PPI ソックス	CPI サボーター
	PPI パンティストッキング	IPI ソックス	PPI パンティストッキング	CPI スリッパ
	PPI 衣類(小)	IPI ネクタイ	PPI 衣類(小)	CPI ネクタイ
	PPI 手袋	IPI 衣類(小)	PPI 手袋	CPI ハンカチーフ
		IPI 手袋		CPI マフラー
		IPI 帽子		CPI 衣料(中)
				CPI 運動靴
				CPI 競技用靴
				CPI 男子用靴下
				CPI 婦人用ストッキング
寝具	PPI ふとん	IPI リネン	PPI 寝具類(商)	CPI 帽子
	PPI 羽毛ふとん	IPI 毛布		CPI 布団
				CPI 布団カバー
				CPI 敷布
じゅうたん・床敷物	PPI 敷物	IPI 敷物	PPI 敷物	CPI 毛布
				CPI カーベット
				CPI マット
その他の繊維既製品	PPI タオル	IPI カーテン	EPI 繊維品(類)	CPI カーテン
	PPI 衛生材料	IPI タオル	PPI 衛生材料	CPI タオル
	PPI 繊維製帆布	IPI 繊維品(類)		CPI マスク
	PPI 繊維製品(類)	PPI 衛生材料		CPI 生理用ナプキン
				PPI 繊維製帆布
製材	PPI ひき角	IPI 製材(商)	PPI ひき角	CPI 修繕材料
	PPI ひき割			
	PPI 梱包用材			
	PPI 製材(小)			
	PPI 板			
合板・集成材	PPI 床板	IPI 合板	PPI 特殊合板	CPI 修繕材料
	PPI 集成材	IPI 集成材	PPI 普通合板	
	PPI 特殊合板			
	PPI 普通合板			
木材チップ	PPI 木材チップ	IPI 木材チップ(商)	PPI 木材チップ	
その他の木製品	PPI パーティクルボード	IPI 加工木材(小)	PPI パーティクルボード	CPI 一般家具(小)
	PPI 住宅建築用木製組立材料	IPI 繊維板	PPI 製材・木製品(類)	
	PPI 製材・木製品(類)	IPI 木材・同製品(類)	PPI 繊維板	
	PPI 繊維板	PPI 住宅建築用木製組立材料		
	PPI 造作材	UPI 貿易統計 かが細工物他		
	PPI 防腐木材	UPI 貿易統計 天然コルク製品他		
	PPI 木箱			
木製家具	PPI たんす	IPI 木製家具・同部品	PPI 木製机・いす	CPI ベッド
	PPI ベッド・マットレス			CPI 一般家具(小)
	PPI 木製家具(商)			CPI 学習用机
	PPI 木製机・いす			CPI 食器戸棚
	PPI 木製棚			CPI 食堂セット
	PPI 木製流し台セット			CPI 整理だんす
金属製家具	PPI スチール机・いす	IPI 金属製家具	PPI スチール机・いす	PPI 木製流し台セット
	PPI ベッド・マットレス		PPI 金属製家具(商)	CPI ガステーブル
	PPI 金属製棚			CPI システムキッチン
	PPI 金属製流し台セット			CPI ベッド
				PPI スチール机・いす
木製建具	PPI 非金属製建具	PPI 非金属製建具	PPI 非金属製建具	
その他の家具・装備品	PPI ベッド・マットレス	IPI 木製家具・同部品	PPI 家具・装備品(小)	CPI 一般家具(小)
	PPI 家具・装備品(小)			PPI 宗教用具
	PPI 事務所用・店舗用装備品			
	PPI 宗教用具			
	PPI 窓・扉用日よけ			
バルブ	PPI 製紙クラフトバルブ	IPI 製紙さらしクラフトバルブ	PPI 製紙クラフトバルブ	
古紙	PPI 古紙	PPI 古紙	EPI 古紙	PPI 古紙
洋紙・和紙	PPI PPC用紙	IPI 塗工印刷用紙	EPI 印刷用紙	CPI キッチンペーパー
	PPI クラフト紙	PPI 下級印刷用紙	PPI クラフト紙	CPI ティッシュペーパー
	PPI フォーム用紙	PPI 加工原紙	PPI 加工原紙	CPI トイレレットペーパー
	PPI 下級印刷用紙	PPI 上質印刷用紙		CPI ノートブック
	PPI 加工原紙	PPI 中質印刷用紙		PPI PPC用紙
	PPI 紙製衛生用品(商)			
	PPI 上質印刷用紙			
	PPI 情報用紙(商)			
	PPI 新聞用紙			
	PPI 中質印刷用紙			
	PPI 塗工印刷用紙			
	PPI 特殊印刷用紙			
	PPI 微塗工印刷用紙			
	板紙	PPI ライナー	PPI ライナー	PPI ライナー
PPI 中しん原紙		PPI 白板紙	PPI 中しん原紙	
PPI 白板紙				
段ボール	PPI 段ボールシート	PPI 段ボールシート	PPI 段ボールシート	
塗工紙・建設用加工紙	PPI アスファルト塗工紙	IPI ミルクカートン用紙	PPI 加工紙(商)	PPI ノーカーボン紙
	PPI ノーカーボン紙	PPI 壁紙・ふすま紙	PPI 壁紙・ふすま紙	PPI 印刷用粘着紙
	PPI 印刷用粘着紙			PPI 壁紙・ふすま紙
	PPI 加工紙(商)			
	PPI 壁紙・ふすま紙			
段ボール箱	PPI 段ボール箱	PPI 段ボール箱	PPI 段ボール箱	PPI 段ボール箱
その他の紙製容器	PPI 軽包装紙袋	IPI 紙製容器	PPI 軽包装紙袋	PPI 軽包装紙袋
	PPI 紙製容器(商)		PPI 紙製容器(商)	PPI 紙製容器(商)
	PPI 紙箱		PPI 紙箱	
	PPI 重包装紙袋		PPI 重包装紙袋	

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
紙製衛生材料・用品	PPI ティッシュペーパー	PPI ティッシュペーパー	PPI ティッシュペーパー	CPI キッチンペーパー
	PPI トイレットペーパー	PPI トイレットペーパー	PPI トイレットペーパー	CPI ティッシュペーパー
	PPI 子供用紙おむつ	PPI 紙タオル・紙ナプキン	PPI 紙タオル・紙ナプキン	CPI トイレットペーパー
	PPI 紙タオル・紙ナプキン	PPI 生理用品	PPI 生理用品	CPI ベットトイレ用品
	PPI 生理用品			CPI 紙おむつ(大人用)
	PPI 大人用紙おむつ			CPI 紙おむつ(乳幼児用)
その他のバルブ・紙・紙加工品	PPI バルブ・紙・同製品(類)	IPI バルブ・紙・同製品(小)	EPI 紙(商)	CPI 生理用ナプキン
	PPI 紙管	PPI 事務用・日用紙製品(商)	PPI 紙製品(小)	CPI ノートブック
	PPI 紙製品(小)			PPI バルブ・紙・同製品(類)
	PPI 事務用・日用紙製品(商)			PPI 事務用・日用紙製品(商)
	PPI 日用紙製品			
	PPI 封筒			
印刷・製版・製本	PPI おう版印刷物	PPI 凸版印刷物	PPI 特殊印刷物	PPI 特殊印刷物
	PPI フォトマスク	PPI 平版印刷物	PPI 平版印刷物	PPI 平版印刷物
	PPI 印刷物(商)			
	PPI 特殊印刷物			
	PPI 凸版印刷物			
	PPI 平版印刷物			
化学肥料	PPI 液体アンモニア	IPI カリ肥料	PPI 液体アンモニア	CPI 園芸用肥料
	PPI 化学肥料(商)	IPI 複合肥料	PPI 窒素質肥料	
	PPI 窒素質肥料	PPI 液体アンモニア	PPI 複合肥料	
	PPI 複合肥料	PPI 窒素質肥料		
ソーダ工業製品	PPI か性ソーダ	PPI か性ソーダ	EPI か性ソーダ	PPI ソーダ工業製品(商)
	PPI ソーダ工業製品(商)	PPI ソーダ工業製品(商)	PPI ソーダ工業製品(商)	
	PPI 塩酸		PPI 塩酸	
無機顔料	PPI カーボンブラック	IPI カーボンブラック	EPI 酸化チタン	
	PPI 酸化チタン	IPI 酸化チタン	PPI カーボンブラック	
	PPI 酸化第二鉄	PPI 無機顔料(商)	PPI 無機顔料(商)	
	PPI 無機顔料(商)			
圧縮ガス・液化ガス	PPI 酸素ガス	PPI 圧縮ガス・液化ガス(商)	PPI 圧縮ガス・液化ガス(商)	
	PPI 圧縮ガス・液化ガス(商)			
	PPI 炭酸ガス			
	PPI 窒素			
塩	PPI 塩	IPI 工業塩	PPI 塩	CPI 食塩
その他の無機化学工業製品	PPI カリウム塩	IPI 炭酸リチウム	EPI 無機化学工業製品(小)	
	PPI けい酸ナトリウム	IPI 無機化学工業製品(小)	PPI 活性炭	
	PPI 過酸化水素	PPI カリウム塩		
	PPI 活性炭	UPI 貿易統計 活性炭		
	PPI 触媒			
	PPI 電池用無機化学工業製品			
	PPI 無機化学工業製品(小)			
石油化学基礎製品	PPI エチレン	IPI エチレン・プロピレン	EPI エチレン	
	PPI ブタン・ブチレン		EPI プロピレン	
	PPI プロピレン			
石油化学系芳香族製品	PPI キシレン	IPI ベンゼン	PPI キシレン	
	PPI トルエン	PPI キシレン	PPI トルエン	
	PPI ベンゼン	PPI トルエン	PPI ベンゼン	
脂肪族中間物	PPI アクリル酸エステル	IPI アクリロニトリル	EPI アクリロニトリル	
	PPI アクリロニトリル	IPI 医薬品中間物	EPI 塩化ビニルモノマー	
	PPI エチレングリコール	IPI 脂肪族系中間物(商)	EPI 脂肪族系中間物(商)	
	PPI オクタノール	IPI 二塩化エチレン	PPI エチレングリコール	
	PPI ポリプロピレングリコール		PPI オクタノール	
	PPI メチルエチルケトン		PPI 酸化プロピレン	
	PPI 医薬品中間物			
	PPI 塩化ビニルモノマー			
	PPI 合成アセトン			
	PPI 酸化エチレン			
	PPI 酸化プロピレン			
	PPI 脂肪族系中間物(商)			
	PPI 酢酸			
	PPI 酢酸エチル			
PPI 酢酸ビニルモノマー				
環式中間物	EPI トルイレンジイソシアネート	PPI パラキシレン	EPI カプロラクタム	
	PPI ジフェニルメタンジイソシアネート	PPI ビスフェノールA	EPI ジフェニルメタンジイソシアネート	
	PPI スチレンモノマー	PPI 医薬品中間物	EPI スチレンモノマー	
	PPI パラキシレン	PPI 環式中間物(商)	EPI テレフタル酸	
	PPI ビスフェノールA		EPI トルイレンジイソシアネート	
	PPI フェノール		EPI パラキシレン	
	PPI 医薬品中間物		EPI フェノール・ビスフェノールA	
	PPI 環式中間物(商)		EPI 環式中間物(商)	
合成染料・有機顔料	PPI 合成染料	IPI 合成染料	EPI 合成染料	PPI 合成染料
合成ゴム	PPI 合成ゴム	IPI 合成ゴム	EPI 合成ゴム	
メタン誘導品	PPI ホルマリン	IPI メタノール	EPI 有機化学工業製品(小)	
	PPI 有機化学工業製品(小)		PPI ホルマリン	
可塑剤	PPI フタル酸系可塑剤	PPI フタル酸系可塑剤	PPI フタル酸系可塑剤	
その他の有機化学工業製品	PPI 有機ゴム薬品	IPI 合成酸味料	EPI 有機化学工業製品(小)	
	PPI 有機化学工業製品(小)	IPI 有機ゴム薬品	PPI 有機ゴム薬品	
		IPI 有機化学工業製品(小)		
合成樹脂	PPI ABS樹脂	IPI プラスチック(商)	EPI ABS樹脂	
	PPI エチレン酢酸ビニル樹脂	IPI ポリアミド樹脂	EPI エポキシ樹脂	
	PPI エポキシ樹脂	IPI ポリカーボネート	EPI シリコン	
	PPI シリコーン	IPI 汎用プラスチック(除飽和ポリエステル樹脂)	EPI フェノール樹脂	
	PPI フェノール樹脂	IPI 飽和ポリエステル樹脂	EPI フッ素樹脂	
	PPI フッ素樹脂		EPI プラスチック(商)	
	PPI プラスチック(商)		EPI ポリアミド樹脂	
	PPI ポリアセタール		EPI ポリエステル樹脂	
	PPI ポリアミド樹脂		EPI ポリエチレン	

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
	PPI ポリカーボネート		EPI ポリカーボネート	
	PPI ポリスチレン		EPI ポリスチレン	
	PPI ポリビニルアルコール		EPI ポリビニルアルコール	
	PPI ポリフェニレンサルファイド		EPI ポリプロピレン	
	PPI ポリプロピレン		EPI メタクリル樹脂	
	PPI メタクリル樹脂		EPI 塩化ビニル樹脂	
	PPI 塩化ビニル樹脂			
	PPI 高密度ポリエチレン			
	PPI 低密度ポリエチレン			
	PPI 不飽和ポリエステル樹脂			
	PPI 飽和ポリエステル樹脂			
レーヨン・アセテート	PPI 合繊長繊維糸	IPI 合繊糸(商)	PPI 合繊長繊維糸	
合成繊維	PPI 合繊長繊維糸	IPI 合繊長繊維糸	EPI アクリル短繊維	
			PPI 合繊長繊維糸	
医薬品	PPI ワクチン・血液製剤類	IPI 医薬品原薬・製剤(商)	EPI 医薬品(商)	CPI コンタクトレンズ用剤
	PPI 医家向け医薬品(商)			CPI 医薬品・健康保持用摂取品(中)
	PPI 医薬品(小)			CPI 入浴剤
	PPI 医薬部外品(商)			
	PPI 生薬・漢方			
	PPI 動物用医薬品			
	PPI 薬局向け医薬品(商)			
油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤	PPI ハンドソープ・ボディソープ	IPI 化学製品(類)	EPI 化学製品(類)	CPI ボディーソープ
	PPI 化学製品(類)	PPI ハンドソープ・ボディソープ	EPI 界面活性剤	CPI 化粧石けん
	PPI 家庭用合成洗剤	PPI 家庭用合成洗剤	PPI ハンドソープ・ボディソープ	CPI 柔軟仕上げ剤
	PPI 界面活性剤	PPI 界面活性剤	PPI 家庭用合成洗剤	CPI 洗顔料
	PPI 工業用合成洗剤	PPI 石けん	PPI 石けん	CPI 洗濯用洗剤
	PPI 柔軟仕上げ剤			CPI 台所用洗剤
	PPI 石けん			
化粧品・歯磨	PPI 化粧品類(商)	IPI 香水・オーデコロン	EPI 化粧品類	CPI シャンプー
	PPI 仕上用化粧品	IPI 仕上用・皮膚用化粧品	PPI 頭髪用化粧品	CPI ファンデーションA
	PPI 歯みがき	IPI 頭髪用化粧品		CPI ファンデーションB
	PPI 頭髪用化粧品	PPI 歯みがき		CPI ヘアカラーリング剤
	PPI 皮膚用化粧品			CPI ヘアコンディショナー
				CPI 化粧クリームA
				CPI 化粧クリームB
				CPI 化粧水A
				CPI 化粧水B
				CPI 化粧品(小)
				CPI 口紅A
				CPI 口紅B
				CPI 歯磨き
				CPI 整髪料
				CPI 乳液A
				CPI 乳液B
				CPI 養毛剤
塗料	PPI シンナー	PPI シンナー	EPI 塗料	PPI 合成樹脂塗料
	PPI 合成樹脂塗料	PPI 合成樹脂塗料		
	PPI 電気絶縁塗料	PPI 塗料(商)		
	PPI 塗料(商)			
印刷インキ	PPI 印刷インキ	PPI 印刷インキ	EPI 印刷インキ	CPI プリント用インク
写真感光材料	PPI 写真フィルム	IPI 写真感光材料	EPI 写真感光材料	PPI 写真フィルム
	PPI 写真感光材料(商)	PPI 写真用化学薬品	PPI 写真用化学薬品	
	PPI 写真用化学薬品			
	PPI 製版用感光材料			
農業	PPI 除草剤	IPI 農業	EPI 農業	CPI 殺虫剤
	PPI 農業用殺菌剤			CPI 防虫剤
	PPI 農業用殺虫剤			
	PPI 農業(商)			
ゼラチン・接着剤	PPI 接着剤	PPI 接着剤	EPI 接着剤	PPI 接着剤
その他の化学最終製品	PPI ワックス	IPI 化学製品(類)	EPI 化学製品(類)	CPI 芳香・消臭剤
	PPI 化学製品(類)	IPI 香料	EPI 香料	
	PPI 香料		PPI その他の化学製品(商)	
	PPI 漂白剤			
ガソリン	PPI ガソリン	IPI 石油製品(商)	EPI 石油・石炭製品(商)	CPI ガソリン
ジェット燃料油	PPI ジェット燃料油	IPI ジェット燃料油・灯油	EPI ジェット燃料油・灯油	
灯油	PPI 灯油	IPI ジェット燃料油・灯油	EPI ジェット燃料油・灯油	CPI 灯油
軽油	PPI 軽油	PPI 軽油	EPI 軽油	CPI ガソリン
A重油	PPI A重油	PPI A重油	PPI A重油	
B重油・C重油	PPI C重油	IPI C重油	EPI C重油	
ナフサ	PPI ナフサ	IPI ナフサ		
液化石油ガス	PPI 液化石油ガス	IPI 液化石油ガス	PPI 液化石油ガス	CPI プロパンガス
その他の石油製品	PPI アスファルト	PPI アスファルト	EPI 潤滑油	PPI 潤滑油
	PPI 潤滑油	PPI 潤滑油		
	PPI 石油製品(小)			
石炭製品	PPI 石炭コークス	IPI 石炭コークス	PPI 石炭コークス	PPI 石炭コークス
舗装材料	PPI アスファルト舗装混合材	PPI アスファルト舗装混合材	PPI アスファルト舗装混合材	PPI アスファルト舗装混合材
プラスチック製品	PPI プラスチック(商)	IPI プラスチックフィルム・シート	EPI プラスチックフィルム・シート	CPI システムバス
	PPI プラスチックフィルム・シート	IPI プラスチック製日用品	EPI プラスチック積層品	CPI ポリ袋
	PPI プラスチックフィルム・シート類(商)	PPI 工業用プラスチック製品(商)	EPI 偏光板	CPI ラップ
	PPI プラスチックホース	PPI 非飲料用プラスチック容器	PPI プラスチック管板類(商)	CPI 水筒
	PPI プラスチック雨どい		PPI プラスチック板	CPI 他の家事雑貨(小)
	PPI プラスチック管板類(商)		PPI 工業用プラスチック製品(商)	CPI 台所用密閉容器
	PPI プラスチック継手		PPI 電気機器用プラスチック製品	CPI 物干し用ハンガー
	PPI プラスチック硬質管		PPI 軟質プラスチック発泡製品	
	PPI プラスチック床材		PPI 非飲料用プラスチック容器	
	PPI プラスチック製日用品			
	PPI プラスチック製品(類)			
	PPI プラスチック積層品			

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
	PPIプラスチック板 PPI 医療・衛生用プラスチック製品 PPI 飲料用プラスチック容器 PPI 強化プラスチック管板類 PPI 強化プラスチック製品(商) PPI 工業用プラスチック製品(商) PPI 硬質プラスチック発泡製品 PPI 合成皮革 PPI 再生プラスチック成形材料 PPI 電気機器用プラスチック製品 PPI 軟質プラスチック発泡製品 PPI 発泡・強化プラスチック製品(小) PPI 非飲料用プラスチック容器 PPI 偏光板 PPI 輸送機械用プラスチック製品			
タイヤ・チューブ	PPI自動車タイヤ	IPI自動車タイヤ	EPI自動車タイヤ EPI 特殊車輛用タイヤ	CPI自動車タイヤ
ゴム製・プラスチック製履物	PPIプラスチック製履物	IPIゴム製履物 IPIプラスチック製履物	PPIプラスチック製履物	CPIサンダル CPI運動靴 CPI競技用靴 CPI子供靴
その他のゴム製品	PPIゴムベルト PPIゴムホース PPIゴムロール PPIゴム製パッキン PPIゴム練生地 PPIその他のゴム製品(商) PPI医療・衛生用ゴム製品 PPI工業用スポンジ製品 PPI産業用ゴム製品(商) PPI防振ゴム	IPIゴム製品(商)	EPIゴムベルト EPIゴムホース EPIゴム製パッキン EPIゴム製品(商)	PPIゴムホース PPI医療・衛生用ゴム製品
革製履物	PPI革靴	IPI革靴	PPI革靴	CPI男子靴 CPI婦人靴
製革・毛皮	PPI牛革	PPI牛革	PPI牛革	
かばん・袋物・その他の革製品	PPI革製品(商) PPI革かばん・ハンドバッグ	IPIプラスチック製かばん・ハンドバッグ IPI革かばん・ハンドバッグ	PPI革かばん・ハンドバッグ PPI革製品(商)	CPIかばん類(小) CPIバッグA CPIバッグB CPIベルト CPI通学用かばん CPI旅行用かばん
板ガラス・安全ガラス	PPIガラス基板・カバーガラス PPIフロート板ガラス PPI強化ガラス PPI合わせガラス PPI板ガラス(商) PPI複層ガラス	IPI板ガラス	EPIガラス基板・カバーガラス	PPI板ガラス(商)
ガラス繊維・同製品	PPIガラス短繊維製品 PPIガラス長繊維製品	IPIガラス繊維製品	EPIガラス繊維製品	
その他のガラス製品	PPIガラス・同製品(小) PPIガラス製加工素材 PPIガラス容器 PPIガラス器具 PPI偏光板 PPI理化学用・医療用ガラス器具	IPIガラス繊維製品 IPIガラス容器・器具 IPI板ガラス	EPIガラス・同製品(商) EPIガラス製加工素材 EPI偏光板 PPI卓上用・ちゅう房用ガラス器具 PPI理化学用・医療用ガラス器具	CPI食器類(小) PPIガラス・同製品(小)
セメント	PPIポルトランドセメント PPI高炉セメント	PPIポルトランドセメント PPI高炉セメント	EPIセメント	PPIポルトランドセメント
生コンクリート	PPI生コンクリート			
セメント製品	PPIコンクリートパイプ PPIコンクリートボール PPIコンクリート管 PPIコンクリート製品(商) PPIセメント・同製品(小) PPIプレストレストコンクリート製品 PPI気泡コンクリート製品 PPI建築用コンクリートブロック PPI土木用コンクリートブロック PPI道路用コンクリート製品 PPI窯業外装材	PPIコンクリート製品(商)	PPIコンクリート製品(商)	PPIコンクリート製品(商)
陶磁器	PPIがい子・がい管 PPIタイル PPI衛生陶器 PPI工業用陶磁製品(商) PPI電子機器用ファインセラミックス PPI陶磁器製食器	IPI陶磁器製食器 PPIタイル PPI衛生陶器 PPI工業用陶磁製品(商)	PPIがい子・がい管 PPI工業用陶磁製品(商) PPI陶磁器製食器	CPI皿 CPI茶わん PPI家庭用陶磁器(商)
耐火物	PPI耐火れんが PPI不定形耐火物	PPI耐火れんが PPI耐火物(商)	EPI耐火物	PPI耐火物(商)
その他の建設用土石製品	PPI粘土かわら PPI石こうボード・ロックウール製品	PPI建設用陶磁製品(商)	PPI石こうボード・ロックウール製品	PPI粘土かわら
炭素・黒鉛製品	PPI炭素・黒鉛製品 PPI炭素繊維	PPI炭素・黒鉛製品	EPI人造黒鉛電極 PPI炭素・黒鉛製品	
研磨材	PPI研削と石 PPI研削材・研磨材製品	PPI研削と石 PPI研削材・研磨材製品	EPI研削と石 PPI研削材・研磨材製品	PPI研削と石 PPI研削材・研磨材製品
その他の窯業・土石製品	PPI生石灰 PPI石こうボード・ロックウール製品 PPI石工品 PPI窯業・土石製品(類)	IPI石工品 IPI窯業・土石製品(商) PPI石こうボード・ロックウール製品	EPI窯業・土石製品(小) PPI石こうボード・ロックウール製品	CPI鍋 PPI石工品 PPI窯業・土石製品(類)
鉄鉄	PPI製鋼用鉄鉄	PPI製鋼用鉄鉄	PPI製鋼用鉄鉄	

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
フェロアロイ	PPIフェロマンガ	IPIシリコマンガ IPIフェロクロム IPIフェロシリコン IPIフェロニッケル	EPIフェロニッケル	
粗鋼	PPI特殊鋼熱間圧延鋼材(小) PPI特殊鋼冷間圧上鋼材(商) PPI普通鋼熱間圧延鋼材(小) PPI普通鋼冷間圧上鋼材・めっき鋼板(小)	IPI特殊鋼鋼材(商) IPI普通鋼熱間圧延鋼材(商) IPI普通鋼冷間圧上鋼材・めっき鋼板(商)	EPI特殊鋼熱間圧延鋼材(商) EPI特殊鋼冷間圧上鋼材(商) EPI普通鋼熱間圧延鋼材(商) EPI普通鋼冷間圧上鋼材・めっき鋼板(商)	
鉄屑	PPI鉄くず	IPI鉄くず	EPI鉄くず	PPI鉄くず
熱間圧延鋼材	PPIH形鋼 PPIステンレス熱延鋼板 PPIばね鋼 PPIピアノ線材 PPI一般形鋼 PPI快削鋼 PPI機械構造用炭素鋼 PPI軌条 PPI厚板 PPI工具鋼 PPI構造用合金鋼 PPI鋼矢板 PPI高抗張力鋼 PPI軸受鋼 PPI小形棒鋼 PPI線材 PPI熱延広幅帯鋼 PPI普通鋼鋼管 PPI普通鋼熱間圧延鋼材(小) PPI棒鋼(商)	IPI熱延広幅帯鋼 IPI普通鋼熱間圧延鋼材(商) PPIステンレス熱延鋼板 PPIばね鋼 PPIピアノ線材 PPI快削鋼 PPI構造用合金鋼 PPI高抗張力鋼 PPI軸受鋼 PPI線材	EPI形鋼 EPI厚中板 EPI構造用鋼 EPI線材 EPI熱延広幅帯鋼 EPI普通鋼熱間圧延鋼材(商) PPIステンレス熱延鋼板 PPIばね鋼 PPIピアノ線材 PPI快削鋼 PPI軌条 PPI高抗張力鋼 PPI軸受鋼	
鋼管	PPIステンレス鋼管 PPI普通鋼鋼管	PPIステンレス鋼管 PPI普通鋼鋼管	EPIステンレス鋼管 EPI普通鋼鋼管	
冷間圧上鋼材	PPIステンレス鋼線 PPIステンレス冷延鋼板 PPI軽量形鋼 PPI硬鋼線 PPI線類(商) PPI鉄線 PPI磨棒鋼 PPI冷延広幅帯鋼 PPI冷延電気鋼帯 PPI冷間圧上炭素鋼線	IPIステンレス鋼板 IPI冷延広幅帯鋼 PPIステンレス鋼線 PPI線類(商) PPI冷間圧上炭素鋼線	EPIステンレス冷延鋼板 EPI磨棒鋼 EPI冷延広幅帯鋼 EPI冷延電気鋼帯	
めっき鋼材	PPIブリキ・クロムめっき鋼板 PPIめっき鋼板(商) PPI電気亜鉛めっき鋼板 PPI溶融亜鉛めっき鋼板	IPIめっき鋼板 PPI線類(商)	EPIブリキ・クロムめっき鋼板 EPI電気亜鉛めっき鋼板 EPI溶融亜鉛めっき鋼板	
鍛造鋼	PPI鍛造品 PPI鉄製品(商)	PPI鍛造品	PPI鍛造品	
鍛造管	PPIダクタイル鍛造管	PPIダクタイル鍛造管	PPIダクタイル鍛造管	
鍛造品及び鍛造品(鉄)	PPI可鍛鍛造鉄管継手 PPI機械用可鍛鍛造鉄物 PPI機械用鍛造鉄物 PPI鍛造品 PPI鉄製品(商)	PPI機械用鍛造鉄物 PPI鍛造品 PPI鉄製品(商)	PPI鍛造品 PPI鉄製品(商)	CPI台所用品(小)
鉄鋼シャーシスリット業	PPI鉄鋼切断品(商)			
その他の鉄鋼製品	PPI鉄鋼(類)	IPI鉄鋼(小)	EPI鉄鋼(小)	
鋼	PPI鋼地金	IPI鋼地金	EPI鋼地金	
鉛・亜鉛(再生を含む。)	PPIはんだ PPI鉛地金 PPI重金属地金(商)	PPI鉛地金 PPI重金属地金(商)	PPI鉛地金 PPI重金属地金(商)	
アルミニウム(再生を含む。)	PPIアルミニウム合金・同二次合金地金	IPIアルミニウム合金・同二次合金地金 IPIアルミニウム地金	PPIアルミニウム合金・同二次合金地金 EPI軽金属地金(商)	
その他の非鉄金属地金	PPI金地金 PPI銀地金 PPI地金(小) PPI銅合金地金	IPIシリコン IPI貴金属地金(商) IPI金地金 IPI銀地金 IPI軽金属地金(商) IPI重金属地金(商)	EPI金地金 EPI地金(商)	PPI金地金
非鉄金属屑	PPI非鉄金属くず(商)	IPI銅・同合金くず IPI白金くず	EPI銅・同合金くず	PPI非鉄金属くず(商)
電線・ケーブル	PPIプラスチック被覆鋼線 PPI通信用メタルケーブル PPI電力ケーブル PPI銅巻線 PPI銅荒引線 PPI銅裸線	IPI電線・ケーブル	PPIプラスチック被覆鋼線 PPI通信用メタルケーブル PPI電力ケーブル PPI銅裸線	
光ファイバケーブル	PPI通信用光ファイバケーブル	PPI通信用光ファイバケーブル	PPI通信用光ファイバケーブル	
伸銅品	PPI黄銅条 PPI黄銅棒 PPI青銅伸銅品 PPI銅管 PPI銅条	PPI黄銅条 PPI黄銅棒 PPI銅管 PPI銅条	EPI銅管 EPI銅条 PPI黄銅条 PPI黄銅棒	
アルミ圧延製品	PPIアルミニウムはく PPIアルミニウム合金管 PPIアルミニウム合金形材 PPIアルミニウム合金板・合金条 PPIアルミニウム合金棒・線 PPIアルミニウム板・条	PPIアルミニウムはく PPIアルミニウム合金板・合金条 PPIアルミニウム板・条	EPIアルミニウムはく EPIアルミニウム合金板・合金条	PPIアルミニウムはく

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
非鉄金属素形材	PPI アルミニウム・合金ダイカスト	PPI アルミニウム鍛造品	PPI アルミニウム鍛造品	PPI アルミニウム・合金鋳物
	PPI アルミニウム・合金鋳物			
	PPI アルミニウム鍛造品			
	PPI 亜鉛ダイカスト			
	PPI 青銅鋳物			
核燃料	UPI 有価証券報告書 発電用核燃料	UPI 有価証券報告書 発電用核燃料		
その他の非鉄金属製品	PPI 貴金属展伸材	IPI ニッケル地金	EPI 貴金属展伸材	
	PPI 非鉄金属(類)	IPI 非鉄金属(小)	EPI 非鉄金属(小)	
	PPI 非鉄金属圧延品類(小)	PPI 貴金属展伸材	PPI 非鉄金属圧延品類(小)	
建設用金属製品	PPI 橋りょう	PPI 橋りょう	PPI 橋りょう	
	PPI 鉄骨	PPI 鉄骨	PPI 鉄骨	
建築用金属製品	PPI アルミニウムサッシ	PPI アルミニウムサッシ	PPI アルミニウムサッシ	CPI カーポート
	PPI アルミニウムドア	PPI 建築用金属製品(商)	PPI スチールドア	PPI アルミニウムサッシ
	PPI シャッター		PPI 建築用金属製品(商)	
	PPI スチールドア			
	PPI 軽量形鋼			
	PPI 建具用取付具			
	PPI 建築用金属製品(商)			
ガス・石油機器・暖房機器	PPI ガス・石油機器(商)	PPI ガス・石油機器(商)	EPI ガス・石油機器	CPI ガステーブル
	PPI ガスこんろ	PPI ガスこんろ		CPI 温風ヒーター
	PPI ガス湯沸器・温水暖房装置	PPI ガス湯沸器・温水暖房装置		CPI 給湯機
	PPI 石油ストーブ・温風暖房機			CPI 電気炊飯器
ボルト・ナット・リベット・スプリング	PPI うす板ばね	IPI ボルト・ナット・くぎ	EPI ボルト・ナット・ねじ	PPI ガス湯沸器・温水暖房装置
	PPI かさね板ばね	PPI ねじ		PPI 石油ストーブ・温風暖房機
	PPI ねじ			PPI ねじ
	PPI ばね(商)			
	PPI ボルト・ナット			
	PPI リベット			
	PPI 線ばね			
金属製容器・製缶板金製品	PPI 18リットル缶	PPI ボンベ	PPI ボンベ	PPI 金属製容器(商)
	PPI ドラム缶	PPI 金属製容器(商)	PPI 金属製容器(商)	
	PPI ボンベ			
	PPI 金属製容器(商)			
	PPI 食缶			
配管工事附属品・粉末や金製品・道具類	PPI 機械刃物	IPI 金属製管継手	PPI 機械刃物	CPI はさみ
	PPI 金属製管継手	IPI 金属製台所・生活用品	PPI 金属製管継手	PPI 金属製台所・生活用品
	PPI 金属製台所・生活用品	PPI 機械刃物	PPI 金属製台所・生活用品	PPI 作業工具
	PPI 作業工具	PPI 作業工具	PPI 作業工具	
	PPI 配管工事用金属製品(商)			
	PPI 配管工事用附属品			
	PPI 粉末や金製品			
その他の金属製品	PPI アルミニウム製飲料用缶	IPI ボルト・ナット・くぎ	EPI 金属製品(小)	CPI フライパン
	PPI くぎ	IPI 金属製建具・同関連品	EPI 建具用取付具	CPI 鍋
	PPI フレキシブルチューブ	IPI 金属製台所・生活用品	EPI 線製品(商)	PPI 金庫
	PPI ワイヤロープ・PC鋼より線	IPI 金属製品(小)	PPI ワイヤロープ・PC鋼より線	PPI 金属製ネームプレート
	PPI 架線金物	PPI ワイヤロープ・PC鋼より線	PPI 溶接棒	PPI 建具用取付具
	PPI 金庫	PPI 線製品(商)		
	PPI 金属製ネームプレート			
	PPI 金属製パッキン・ガスケット			
	PPI 金属製台所・生活用品			
	PPI 金属製品(類)			
	PPI 金網			
	PPI 建具用取付具			
	PPI 線製品(商)			
	PPI 溶接棒			
ボイラ	PPI ボイラ	PPI ボイラ	PPI ボイラ	
タービン	PPI タービン	PPI タービン	PPI タービン	
原動機	PPI (はん用機器(類))	PPI 汎用ガソリン機関	EPI 汎用ガソリン機関	
	PPI 汎用ガソリン機関	PPI 汎用ディーゼル機関	EPI 汎用ディーゼル機関	
	PPI 汎用ディーゼル機関			
ポンプ・圧縮機	PPI うず巻ポンプ	IPI ポンプ	EPI ポンプ	PPI ポンプ(商)
	PPI ポンプ(商)	PPI 圧縮機	EPI 圧縮機	
	PPI 圧縮機	PPI 空気圧シリンダ	EPI 油圧・空気圧バルブ	
	PPI 空気圧シリンダ	PPI 空気圧バルブ	EPI 油圧ポンプ	
	PPI 空気圧バルブ	PPI 送風機		
	PPI 水中ポンプ	PPI 油空圧機器(商)		
	PPI 送風機			
	PPI 耐しよく性ポンプ			
	PPI 油圧シリンダ			
	PPI 油圧バルブ			
	PPI 油圧モータ			
PPI 油空圧機器(商)				
運搬機械	PPI エレベータ	PPI コンベヤ	PPI エレベータ	
	PPI クレーン	PPI 運搬機械(商)	PPI クレーン	
	PPI コンベヤ	PPI 巻上機	PPI コンベヤ	
	PPI 運搬機械(商)		PPI 運搬機械(商)	
	PPI 巻上機		PPI 巻上機	
冷凍機・温湿調整装置	PPI 業務用エアコン	IPI 冷凍機	EPI 業務用エアコン	
	PPI 冷凍・冷蔵用ショーケース	PPI 冷凍・冷蔵用ショーケース	EPI 冷凍機	
	PPI 冷凍機	PPI 冷凍機・同応用製品(商)	EPI 冷凍機・同応用製品(商)	
	PPI 冷凍機・同応用製品(商)			
ベアリング	PPI ころ軸受	IPI 軸受	EPI ころ軸受	
	PPI 玉軸受		EPI 玉軸受	

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
その他のはん用機械	PPI バイブ加工品	IPI バルブ	EPI バルブ	PPI 消火器
	PPI バルブ	IPI はん用機器(小)	EPI はん用機器(小)	
	PPI はん用機器(類)	IPI 軸受	EPI ローラチェーン	
	PPI ピストンリング	IPI 動力伝導装置・軸受(商)	EPI 歯車	
	PPI ローラチェーン	PPI 消火器	EPI 動力伝導装置・軸受(商)	
	PPI 工業窯炉	PPI 変速機	EPI 平軸受	
	PPI 歯車		EPI 変速機	
	PPI 消火器		PPI 工業窯炉	
	PPI 駐車装置		PPI 消火器	
	PPI 動力伝導装置・軸受(商)			
	PPI 変速機			
農業用機械	PPI コンバイン	PPI 農業用トラクタ・耕うん機	EPI 農業用トラクタ	
	PPI 田植機	PPI 農業用機械(商)	PPI 農業用機械(商)	
	PPI 動力噴霧機			
	PPI 農業用トラクタ・耕うん機			
	PPI 農業用乾燥機			
建設・鉱山機械	PPI コンクリート機械	PPI 掘さく機	EPI 掘さく機	
	PPI 掘さく機	PPI 建設機械(商)	EPI 建設機械(商)	
	PPI 建設機械(商)		EPI 建設用クレーン	
	PPI 建設用クレーン		EPI 建設用トラクタ	
繊維機械	EPI ニット機械	EPI ニット機械	EPI ニット機械	EPI 工業用ミシン
	EPI 工業用ミシン	EPI 工業用ミシン	EPI 工業用ミシン	
生活関連産業用機械	PPI 印刷・製版機械	PPI 印刷・製版機械	EPI 印刷関連機械	
	PPI 印刷関連機械(商)	PPI 印刷関連機械(商)	EPI 包装・荷造機械	
	PPI 穀物処理機械	PPI 食料品加工機械(商)	PPI 穀物処理機械	
	PPI 食料品加工機械(商)	PPI 特殊産業用機械(小)	PPI 食料品加工機械(商)	
	PPI 製パン・製菓機械	PPI 包装・荷造機械	PPI 製パン・製菓機械	
	PPI 製本機械		PPI 特殊産業用機械(小)	
	PPI 特殊産業用機械(小)			
	PPI 肉製品・水産製品製造機械			
	PPI 包装・荷造機械			
化学機械	PPI ろ過機	PPI ろ過機	PPI ろ過機	CPI 他の家事雑貨(小)
	PPI 化学機械(商)	PPI 化学機械(商)	PPI 化学機械(商)	
	PPI 集じん機	PPI 熱交換器	PPI 熱交換器	
	PPI 熱交換器		PPI 分離機	
	PPI 分離機			
鑄造装置・プラスチック加工機械	PPI プラスチック加工機械	PPI プラスチック加工機械	EPI プラスチック加工機械	
金属工作機械	PPI 鑄造装置	PPI 鑄造装置	PPI 鑄造装置	
	PPI マシニングセンタ	PPI 金属工作機械(商)	EPI マシニングセンタ	
	PPI 金属工作機械(商)	PPI 研削盤	EPI 金属工作機械(商)	
	PPI 研削盤	PPI 旋盤	EPI 研削盤	
金属加工機械	PPI 旋盤		EPI 旋盤	
	PPI ガス溶接・溶断機	PPI プレス機械	EPI プレス機械	
	PPI プレス機械	PPI 金属圧延用ロール	EPI 金属加工機械(商)	
	PPI ワイヤフォーミングマシン	PPI 金属加工機械(商)	PPI 金属圧延用ロール	
	PPI 金属圧延用ロール			
機械工具	PPI 金属加工機械(商)			
	PPI タイヤモンド工具	IPI 機械工具類(商)	EPI 機械工具	PPI 電動工具
	PPI 機械工具類(商)		EPI 機械工具類(商)	
	PPI 空気動工具		EPI 電動工具	
	PPI 超硬工具			
	PPI 電動工具			
半導体製造装置	PPI 特殊鋼切削工具			
	PPI フラットパネルディスプレイ製造装置	PPI フラットパネルディスプレイ製造装置	EPI フラットパネルディスプレイ製造装置	
金型	PPI 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置(商)	PPI 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置(商)	EPI 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置(商)	
	PPI 半導体製造装置	PPI 半導体製造装置	EPI 半導体製造装置	
真空装置	PPI 金型・同部品	PPI 金型・同部品	PPI 金型・同部品	
	PPI その他の特殊産業用機械(商)	PPI その他の特殊産業用機械(商)	PPI その他の特殊産業用機械(商)	
ロボット	PPI 真空ポンプ	PPI 真空ポンプ	PPI 真空ポンプ	
	PPI 産業用ロボット	PPI 産業用ロボット	EPI 産業用ロボット	
その他の生産用機械	PPI 産業用ロボット			
	PPI 生産用機器(類)	IPI 生産用機器(小)	EPI 生産用機器(小)	
複写機	PPI 業務用機器(類)	IPI 複写機	EPI 業務用機器(類)	PPI 業務用機器(類)
	PPI 業務用機器(類)	IPI 事務用機器(商)	PPI 業務用機器(類)	CPI 電子辞書
サービスの用機器	PPI サービス・娯楽用機器(商)	PPI 娯楽機器	PPI 娯楽機器	PPI サービス・娯楽用機器(商)
	PPI 娯楽機器	PPI 自動車整備・サービス機器	PPI 自動車販売機	
	PPI 自動車整備・サービス機器	PPI 自動車販売機		
	PPI 自動車販売機			
計測機器	PPI クロマト・分離・蒸留機器	IPI 計測機器(商)	EPI 計測機器(商)	CPI 血圧計
	PPI はかり	IPI 分析機器	EPI 精密測定器	
	PPI 圧力計	PPI 理化学機器	EPI 分析機器	
	PPI 計測機器(小)		PPI 圧力計	
	PPI 光分析装置		PPI 試験機(商)	
	PPI 公言計測器		PPI 測量機器	
	PPI 工業用長さ計		PPI 理化学機器	
	PPI 材料試験機			
	PPI 試験機(商)			
	PPI 精密測定器			
	PPI 積算体積計			
	PPI 測定機器(商)			
	PPI 測量機器			
	PPI 電磁気分析装置			
PPI 理化学機器				
PPI 流量計				
医療用機械器具	PPI 医療用機器	IPI 医療用機器	EPI 医療用機器	PPI 医療用機器
	PPI 医療用品	IPI 医療用品	PPI 歯科材料	PPI 医療用品
	PPI 歯科材料		PPI 歯科用機器	

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
	PPI 歯科用機器 PPI 病院用器具		PPI 病院用器具	
光学機械・レンズ	PPI カメラ用レンズ・交換レンズ PPI 顕微鏡 PPI 光学レンズ	IPI カメラ用レンズ・交換レンズ UPI 貿易統計 光学用品他	EPI カメラ用レンズ・交換レンズ EPI 顕微鏡・双眼鏡 EPI 光学レンズ	CPI カメラ PPI カメラ用レンズ・交換レンズ PPI 光学レンズ
武器	UPI 防衛省資料等 銃砲、戦車他	UPI 防衛省資料等 銃砲、戦車他	UPI 防衛省資料等 銃砲、戦車他	
電子管	PPI ディスプレイデバイス	IPI ディスプレイデバイス	EPI ディスプレイデバイス	
半導体素子	PPI サーマスタ PPI ダイオード PPI トランジスタ PPI 光電変換素子(除発光ダイオード) PPI 整流素子 PPI 太陽電池 PPI 発光ダイオード PPI 半導体素子(商)	IPI 半導体素子	EPI ダイオード EPI トランジスタ EPI 光電変換素子 EPI 整流素子 EPI 太陽電池 EPI 半導体素子(商)	PPI ダイオード PPI トランジスタ PPI 光電変換素子(除発光ダイオード) PPI 太陽電池 PPI 発光ダイオード
集積回路	PPI モス型メモリ集積回路 PPI モス型ロジック集積回路 PPI 混成集積回路 PPI 撮像素子 PPI 集積回路(商) PPI 線形回路	IPI モス型メモリ集積回路 IPI モス型ロジック集積回路 IPI 混成集積回路 IPI 線形回路	EPI モス型メモリ集積回路 EPI モス型集積回路(除モス型メモリ集積回路) EPI 線形回路・混成集積回路	PPI モス型メモリ集積回路 PPI モス型ロジック集積回路
液晶パネル	PPI ディスプレイデバイス	IPI ディスプレイデバイス	EPI ディスプレイデバイス	PPI ディスプレイデバイス(商)
磁気テープ・磁気ディスク	PPI 記録用テープ・ディスク	IPI 記録用テープ・ディスク	EPI 記録用テープ・ディスク	CPI 記録型ディスク
電子回路	PPI プリント配線板	IPI プリント配線板	EPI プリント配線板	PPI その他の電子部品(商)
その他の電子部品	PPI コントロールユニット PPI シリコンウエハ PPI スイッチング電源 PPI ディスプレイデバイス PPI 音響部品 PPI 高周波組立部品 PPI 水晶振動子 PPI 接続部品(商) PPI 超小形電動機 PPI 電子機器用コネクタ PPI 電子機器用コンデンサ PPI 電子機器用スイッチ PPI 電子機器用抵抗器 PPI 電子機器用変成器 PPI 電子部品(小) PPI 半導体メモリメディア PPI 変換部品(商)	IPI シリコンウエハ IPI 水晶振動子 IPI 接続部品 IPI 組立品 IPI 電子機器用コンデンサ IPI 電子機器用変成器 IPI 電子部品(商) IPI 変換部品 PPI 半導体メモリメディア	EPI シリコンウエハ EPI その他の電子部品(商) EPI 受動部品(商) EPI 水晶振動子 EPI 接続部品(商) EPI 組立品 EPI 電子機器用コネクタ EPI 電子機器用コンデンサ EPI 電子機器用スイッチ EPI 電子機器用抵抗器 EPI 電子機器用変成器 EPI 半導体メモリメディア	CPI メモリーカード PPI コントロールユニット PPI スイッチング電源 PPI 高周波組立部品 PPI 電子機器用コネクタ PPI 電子機器用スイッチ
回転電気機械	PPI 電動機	PPI 電動機	EPI 電動機 EPI 発電機	PPI 電動機
変圧器・変成器	PPI 変圧器	PPI 変圧器	PPI 変圧器	
開閉制御装置・配電盤	PPI プログラムブルコントローラ PPI 開閉器 PPI 監視制御装置 PPI 継電器 PPI 遮断器 PPI 配電盤 PPI 分電盤	PPI 開閉器 PPI 監視制御装置	PPI 開閉器 PPI 監視制御装置 PPI 継電器 PPI 遮断器	
配線器具	PPI 配線器具	IPI 配線器具	EPI 配線器具	PPI 配線器具
内燃機関電装品	PPI イグニッションコイル PPI ワイヤハーネス PPI 始動電動機 PPI 充電発電機 PPI 点火プラグ PPI 内燃機関電装品(商)	PPI ワイヤハーネス PPI イグニッションコイル PPI 充電発電機 PPI 点火プラグ PPI 内燃機関電装品(商)	EPI 始動電動機 EPI 充電発電機 EPI 点火プラグ PPI ワイヤハーネス PPI 内燃機関電装品(商)	PPI 始動電動機 PPI 点火プラグ PPI 内燃機関電装品(商)
その他の産業用電気機器	PPI コンデンサ PPI 産業用電熱装置 PPI 静止電気機器(商) PPI 電気溶接機 PPI 電力変換装置	IPI 電力変換装置 PPI 静止電気機器(商)	EPI 重電機器(商) EPI 電気溶接機 EPI 電力変換装置	
民生用エアコンディショナ	PPI ルームエアコン	IPI ルームエアコン	EPI 民生用電気機器	CPI ルームエアコン
民生用電気機器(エアコンを除く。)	PPI クッキングヒーター PPI ちゅう房機器(商) PPI 換気扇 PPI 空調・住宅関連機器(商) PPI 電気がま PPI 電気温水器・給湯機 PPI 電気温水洗浄便座 PPI 電気洗濯機 PPI 電気掃除機 PPI 電気冷蔵庫 PPI 民生用電気機器(小) PPI 理容用電気器具	IPI 空気清浄機 IPI 電気洗濯機 IPI 電気掃除機 IPI 電気冷蔵庫 IPI 電子レンジ IPI 民生用電気機器(商) IPI 理容用電気器具	EPI 民生用電気機器	CPI 温水洗浄便座 CPI 温風ヒーター CPI 家事用耐久財(小) CPI 空気清浄機 CPI 電気がみそり CPI 電気炊飯器 CPI 電気洗濯機(洗濯乾燥機) CPI 電気洗濯機(全自動洗濯機) CPI 電気掃除機 CPI 電気冷蔵庫 CPI 電子レンジ CPI 冷暖房用器具(小)
電子応用装置(防衛装備品を除く。)	PPI X線装置 PPI 医療用電子応用装置 PPI 超音波応用装置 PPI 電子応用装置(小) PPI 電子顕微鏡	IPI X線装置 IPI 電子応用装置(商) PPI 医療用電子応用装置 PPI 電子顕微鏡	EPI X線装置 EPI 医療用電子応用装置 EPI 電子応用装置(商) EPI 超音波応用装置 PPI 電子顕微鏡	PPI 医療用電子応用装置 PPI 電子応用装置(小)
電子応用装置(防衛装備品)	PPI 超音波応用装置	PPI 超音波応用装置		
電気計測器	PPI 医療用計測器 PPI 工業計器 PPI 電気計器 PPI 電気計測器(小) PPI 電気測定器 PPI 半導体・IC測定器	IPI 医療用計測器 IPI 工業計器 IPI 電気計測器(商) IPI 電気計測機器	EPI 工業計器 EPI 電気計測器(商) EPI 電気測定器・同部品 EPI 半導体・IC測定器 PPI 医療用計測器	CPI 血圧計 PPI 電気計器

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
電球類	PPI HIDランプ	IPI 電球	EPI 電球	CPI 電球・ランプ
	PPI 蛍光ランプ			PPI 自動車用電球
	PPI 自動車用電球			PPI 電球(商)
	PPI 電球(商)			
電気照明器具	PPI 蛍光灯器具	IPI 電気照明器具	EPI 電気照明器具	CPI 照明器具
	PPI 配線・電気照明器具(商)			
	PPI 白熱灯器具			
電池	PPI アルカリ蓄電池	IPI 蓄電池	EPI アルカリ蓄電池	CPI 自動車バッテリー
	PPI リチウムイオン蓄電池		EPI リチウムイオン蓄電池	CPI 電池
	PPI 鉛蓄電池		EPI 乾電池	PPI アルカリ蓄電池
	PPI 乾電池			PPI リチウムイオン蓄電池
その他の電気機械器具	PPI 永久磁石	IPI 太陽電池	EPI 太陽電池	PPI 太陽電池
	PPI 太陽電池	IPI 電気機器(小)	EPI 電気機器(小)	PPI 電気機器(類)
	PPI 電気機器(類)			
ビデオ機器・デジタルカメラ	PPI デジタルカメラ	IPI ビデオカメラ・デジタルカメラ	EPI ビデオカメラ・デジタルカメラ	CPI カメラ
	PPI ビデオ機器(商)	IPI 録画・再生装置		CPI ビデオカメラ
				CPI ビデオレコーダー
電気音響機器	PPI カーオーディオ	IPI オーディオ	PPI オーディオ	CPI 携帯型オーディオプレーヤー
	PPI 電気音響機器(商)	IPI カーオーディオ	PPI カーオーディオ	CPI 補聴器
			PPI 電気音響機器(商)	PPI 電気音響機器(商)
ラジオ・テレビ受信機	PPI テレビ	IPI テレビ	PPI テレビ	CPI テレビ
有線電気通信機器	PPI ボタン電話装置・インターホン	IPI 搬送装置	PPI ボタン電話装置・インターホン	CPI 固定電話機
	PPI 交換機	PPI ボタン電話装置・インターホン	PPI 交換機	PPI 搬送装置
	PPI 搬送装置	PPI 交換機	PPI 搬送装置	PPI 有線通信機器(商)
	PPI 有線通信機器(商)	PPI 有線通信機器(商)	PPI 有線通信機器(商)	
携帯電話機	PPI 携帯電話機	IPI 携帯電話機	EPI 固定・移動通信装置	CPI 携帯電話機
	無線電気通信機器(防衛装備品を除く。)	PPI カーナビゲーションシステム	IPI 通信機器(商)	EPI 固定・移動通信装置
		PPI 固定局通信装置		EPI 無線応用装置・カーナビゲーションシステム
無線電気通信機器(防衛装備品)	PPI 無線応用装置	IPI 通信機器(商)		
	PPI 火災報知設備	IPI 通信機器(商)	EPI 通信機器(商)	CPI 固定電話機
	PPI 交通信号保安装置		PPI 交通信号保安装置	PPI 火災報知設備
パーソナルコンピュータ	PPI サーバ	IPI サーバ	EPI パーソナルコンピュータ(ノートブック型)	CPI パソコン(デスクトップ型)
	PPI パーソナルコンピュータ(デスクトップ型)	IPI パーソナルコンピュータ(デスクトップ型)		CPI パソコン(ノート型)
	PPI パーソナルコンピュータ(ノートブック型)	IPI パーソナルコンピュータ(ノートブック型)		
電子計算機本体(パソコンを除く。)	PPI サーバ	IPI サーバ	PPI サーバ	PPI サーバ
外部記憶装置及び表示装置	PPI 磁気ディスク装置	IPI 光ディスク装置	EPI 外部記憶装置	PPI 磁気ディスク装置
	PPI 電子計算機附属装置(商)	IPI 磁気ディスク装置	PPI 電子計算機附属装置(商)	PPI 電子計算機附属装置(商)
		IPI 表示装置		
入出力装置及びその他の付属装置	PPI 印刷装置	IPI 印刷装置	EPI 印刷装置	CPI プリンタ
	PPI 端末装置	IPI 電子計算機・同附属装置(商)	EPI 電子計算機・同附属装置(商)	PPI プリンタ用インク
	PPI 電子計算機附属装置(商)			
乗用車	PPI 軽乗用車	IPI 小型乗用車	EPI 小型乗用車	CPI 軽乗用車
	PPI 小型乗用車(除ハイブリッド車)	IPI 普通乗用車	EPI 普通乗用車	CPI 小型乗用車A
	PPI 普通乗用車(除ハイブリッド車)			CPI 小型乗用車B
	PPI ハイブリッド車			CPI 普通乗用車A
				CPI 普通乗用車B
トラック・バス・その他の自動車	PPI バス	IPI 自動車(小)	EPI バス	PPI 軽トラック
	PPI 軽トラック		EPI 小型トラック	
	PPI 小型トラック		EPI 普通トラック	
	PPI 普通トラック			
二輪自動車	PPI 二輪自動車	IPI 二輪自動車	EPI 二輪自動車	PPI 二輪自動車
自動車用内燃機関	PPI 自動車用内燃機関部品	IPI 自動車用内燃機関・同部品	EPI 自動車用内燃機関・同部品	PPI 自動車用内燃機関部品
自動車部品	PPI カーエアコン・同部品	IPI 自動車部品	EPI カーエアコン部品	PPI カーエアコン・同部品
	PPI シャシー・車体構成部品		PPI シャシー・車体構成部品	PPI シャシー・車体構成部品
	PPI トラック(商)		EPI トラック(商)	PPI 駆動・伝導・操縦装置部品
	PPI バス		EPI バス	PPI 自動車用内燃機関・自動車部品(商)
	PPI 駆動・伝導・操縦装置部品		EPI 駆動・伝導・操縦装置部品	
	PPI 懸架・制動装置部品		EPI 懸架・制動装置部品	
	PPI 自動車用内燃機関・自動車部品(商)		EPI 自動車用内燃機関・自動車部品(商)	
	PPI 乗用車(商)		EPI 乗用車(商)	
PPI 二輪自動車		EPI 二輪自動車		
鋼船(防衛装備品を除く。)	UPI 貿易統計 鋼船	UPI 貿易統計 鋼船	UPI 貿易統計 鋼船	UPI 貿易統計 鋼船
その他の船舶	UPI 貿易統計 娯楽・スポーツ用船舶	UPI 貿易統計 娯楽・スポーツ用船舶	UPI 貿易統計 娯楽・スポーツ用船舶	UPI 貿易統計 娯楽・スポーツ用船舶
船用内燃機関(防衛装備品を除く。)	PPI 船用ディーゼル機関	PPI 船用ディーゼル機関	EPI 船用ディーゼル機関	PPI 船用ディーゼル機関
鋼船(防衛装備品)	UPI 防衛省資料 護衛艦・潜水艦	UPI 防衛省資料 護衛艦・潜水艦		
船用内燃機関(防衛装備品)	PPI 船用ディーゼル機関	PPI 船用ディーゼル機関		
船舶修理	投入コスト	投入コスト	投入コスト	投入コスト
鉄道車両	PPI 鉄道車両	PPI 鉄道車両	PPI 鉄道車両	
	PPI 鉄道車両部品	PPI 鉄道車両部品	PPI 鉄道車両部品	
鉄道車両修理	投入コスト			
航空機(防衛装備品を除く。)	EPI 航空機部品	IPI 航空機部品	EPI 航空機部品	
	PPI 航空機用原動機部品	IPI 航空機用原動機・同部品	EPI 航空機用原動機部品	
航空機(防衛装備品)	EPI 航空機部品	IPI 航空機部品		
	PPI 航空機用原動機部品	IPI 航空機用原動機・同部品		
	UPI 防衛省資料 ヘリコプタ	UPI 防衛省資料 ヘリコプタ		
	UPI 防衛省資料 戦闘機	UPI 防衛省資料 戦闘機		
航空機修理	投入コスト	投入コスト	投入コスト	
自転車	PPI 自転車	IPI 自転車	EPI 自転車部品	CPI 自転車A
	PPI 自転車部品	PPI 自転車部品	PPI 自転車	CPI 自転車B
その他の輸送機械	PPI フォークリフトトラック	PPI フォークリフトトラック	EPI フォークリフトトラック	PPI 輸送用機器(類)
	PPI 産業用運搬車両・同部品(商)		EPI フォークリフトトラック部品	
	PPI 輸送用機器(類)			
がん具	PPI がん具	IPI がん具	EPI がん具	CPI 家庭用ゲーム機(携帯型)
				CPI 家庭用ゲーム機(据置型)
				CPI 玩具自動車

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
				CPI人形
				CPI組立玩具
運動用品	PPIゴルフ用具 PPI球技用具 PPI釣具	IPI運動用品	EPIゴルフ用具 PPI球技用具 PPI釣具	CPIグローブ CPIゴルフクラブ CPIテニスラケット CPI釣ざお
身辺細貨品	PPIジュエリー(除真珠製品) PPIその他の製品(商) PPIファスナー・スナップ・針 PPI真珠製品	UPI貿易統計 羽毛皮、造花 UPI貿易統計 金製の身辺用細貨類他 UPI貿易統計 工業用以外のダイヤモンド UPI貿易統計 身辺用模造細貨類他	EPIファスナー・スナップ・針 PPIジュエリー(除真珠製品)	CPI指輪 PPIファスナー・スナップ・針
時計	PPI時計	IPI時計	EPI時計	CPI室内時計 CPI腕時計
楽器	PPI楽器	IPI楽器	EPI楽器	CPIピアノ PPI楽器
筆記具・文具	PPI文具	IPI文具	EPI文具	CPIボールペン CPI文房具(小)
畳・わら加工品	PPI畳・畳床	PPI畳・畳床	API 稲わら(類)	PPI畳・畳床
情報記録物	PPIゲーム用ソフトウェア	PPI音楽・娯楽記録物(商)	PPI音楽・娯楽記録物(商)	CPIゲームソフト CPIコンパクトディスク CPIビデオソフト
その他の製造工業製品	PPIパレット PPIモデル・模型品 PPIルームユニット PPI看板・標識機 PPI眼鏡レンズ PPI眼鏡枠 PPI歯ブラシ PPI人体安全保護具・救命具 PPI線香・香 PPI電光表示器	IPI眼鏡枠・レンズ IPI洋傘 UPI人体安全保護具・救命具 UPI貿易統計 ほうき UPI貿易統計 ライター UPI貿易統計 歯ブラシ	EPI眼鏡枠・レンズ PPIモデル・模型品 PPI歯ブラシ UPI人体安全保護具・救命具	CPIコンタクトレンズ CPIスポンジたわし CPI眼鏡 CPI傘 CPI歯ブラシ PPIその他工業製品(類) PPI人体安全保護具・救命具 PPI線香・香
木造建築	投入コスト			
非木造建築	投入コスト			
建設補修	投入コスト			
その他の土木建設	投入コスト			
事業用原子力発電	CPI電気代 PPI電力(商)			CPI電気代
事業用火力発電	CPI電気代 PPI電力(商)			CPI電気代
水力・その他の事業用発電	CPI電気代 PPI電力(商)			CPI電気代
自家発電	PPI電力(商)			
都市ガス	CPI都市ガス代 PPI都市ガス(商)			CPI都市ガス代
熱供給業	投入コスト			投入コスト
上水道・簡易水道	CPI水道料 PPI上水道			CPI水道料
工業用水	PPI工業用水			
廃棄物処理(産業)	SPPI廃棄物処理(小)			CPIリサイクル料金 CPI浄化槽清掃代
卸売	PPI×商業動態統計等	IPI総平均	PPI×商業動態統計等	PPI×商業動態統計等
小売	CPI×商業動態統計等			CPI×商業動態統計等
FTSIM	CPI総合×(当該期率差/基準年率差)	CPI総合×(当該期率差/基準年率差)	CPI総合×(当該期率差/基準年率差)	CPI総合×(当該期率差/基準年率差)
金融手数料	CPI振込手数料 SPPIATM委託手数料 SPPIカード・電子マネー加盟店手数料 SPPI外国為替手数料 SPPI金融手数料(小)(税抜) SPPI証券委託手数料 SPPI証券引受手数料 SPPI証券事務委託手数料 SPPI証券募集取扱手数料 SPPI代理業務手数料 SPPI国内為替手数料 SPPI預貸業務手数料	各国CPI総合×為替指数	SPPIATM委託手数料 SPPIカード・電子マネー加盟店手数料 SPPI外国為替手数料 SPPI証券委託手数料 SPPI証券引受手数料 SPPI証券事務委託手数料 SPPI証券募集取扱手数料 SPPI代理業務手数料 SPPI国内為替手数料 SPPI預貸業務手数料	CPI振込手数料
生命保険	CPI総合×支払保険料	CPI総合×支払保険料	CPI総合×支払保険料	CPI総合×支払保険料
非生命保険	CPI火災・地震保険料 CPI自動車保険料(自賠責) CPI自動車保険料(任意) CPI傷害保険料 SPPI火災保険 SPPI海上・運送保険 SPPI自動車保険(自賠責) SPPI自動車保険(任意)	SPPI海上・運送保険	SPPI海上・運送保険	CPI火災・地震保険料 CPI自動車保険料(自賠責) CPI自動車保険料(任意) CPI傷害保険料
定型保証	SPPI信用保証料			SPPI信用保証料
不動産仲介・管理業	SPPIホテル賃貸 SPPI事務所賃貸(小) SPPI倉庫賃貸 SPPI店舗賃貸			CPI民営家賃
不動産賃貸業	SPPIホテル賃貸 SPPI事務所賃貸(小) SPPI倉庫賃貸 SPPI店舗賃貸			
住宅賃貸料	CPI公営家賃 CPI都市再生機構・公社家賃 CPI民営家賃			CPI公営家賃 CPI都市再生機構・公社家賃 CPI民営家賃
住宅賃貸料(帰属家賃)	CPI持家の帰属家賃×住宅・土地統計調査			CPI持家の帰属家賃×住宅・土地統計調査
鉄道旅客輸送	CPI通学定期(JR) CPI通学定期(JR以外)	各国CPI交通費×為替指数	CPI普通運賃(JR) CPI普通運賃(JR以外)	CPI通学定期(JR) CPI通学定期(JR以外)

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
	CPI 通勤定期(JR)		CPI 料金(JR, 在来線)	CPI 通勤定期(JR)
	CPI 通勤定期(JR以外)		CPI 料金(JR, 新幹線)	CPI 通勤定期(JR以外)
	CPI 普通運賃(JR)			CPI 普通運賃(JR)
	CPI 普通運賃(JR以外)			CPI 普通運賃(JR以外)
	CPI 料金(JR, 在来線)			CPI 料金(JR, 在来線)
	CPI 料金(JR, 新幹線)			CPI 料金(JR, 新幹線)
鉄道貨物輸送	SPPI 鉄道貨物輸送			SPPI 鉄道貨物輸送
バス	CPI 一般路線バス代	各国CPI交通費 × 為替指数	CPI 一般路線バス代	CPI 一般路線バス代
	CPI 高速バス代		CPI 高速バス代	CPI 高速バス代
	SPPI 乗合バス			
	SPPI 貸切バス			
ハイヤー・タクシー	CPI タクシー代	各国CPI交通費 × 為替指数	CPI タクシー代	CPI タクシー代
	SPPI ハイヤー・タクシー			
道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	CPI 運送料	CPI 運送料	CPI 運送料	CPI 運送料
	SPPI 道路貨物輸送(小)			
外洋輸送	SPPI 外航貨物輸送(小)	SPPI 外航貨物輸送(小)	SPPI 外航貨物輸送(円ベース)	SPPI 外航貨物輸送(小)
	SPPI 外航貨物用船料(円ベース)	SPPI 外航貨物用船料(円ベース)	SPPI 外航貨物用船料(円ベース)	
沿海・内水面輸送	SPPI 内航貨物輸送(小)	SPPI 内航旅客輸送	SPPI 内航旅客輸送	SPPI 内航旅客輸送
港湾運送	SPPI 港湾運送	SPPI 港湾運送	SPPI 港湾運送	
航空輸送	CPI 航空運賃	SPPI 国際航空貨物輸送(小)	CPI 航空運賃	CPI 航空運賃
	SPPI 国際航空貨物輸送(小)	SPPI 国際航空旅客輸送(小)	SPPI 国際航空貨物輸送(円ベース)	SPPI 国際航空旅客輸送(小)
	SPPI 国際航空旅客輸送(小)		SPPI 国際航空旅客輸送(小)	
	SPPI 国内航空貨物輸送			
	SPPI 国内航空旅客輸送			
貨物利用運送	CPI 運送料			CPI 運送料
	SPPI 外航貨物輸送(小)			
	SPPI 内航貨物輸送(小)			
	SPPI 航空貨物輸送(類)			
	SPPI 陸上貨物輸送(類)			
倉庫	SPPI 普通倉庫			SPPI 普通倉庫
	SPPI 冷蔵倉庫			
こん包	SPPI こん包			SPPI こん包
道路輸送施設提供	CPI 高速自動車国道料金		CPI 高速自動車国道料金	CPI 高速自動車国道料金
	CPI 車庫借料		CPI 都市高速道路料金	CPI 車庫借料
	CPI 駐車料金			CPI 駐車料金
	CPI 都市高速道路料金			CPI 都市高速道路料金
	SPPI 一般有料道路			
	SPPI 高速自動車国道			
	SPPI 駐車場賃貸			
	SPPI 都市高速道路			
水運附帯サービス	SPPI 水運附帯サービス	SPPI 水運附帯サービス	SPPI 水運附帯サービス	
航空施設管理(産業)	SPPI 航空施設管理・航空附帯サービス	SPPI 航空施設管理・航空附帯サービス	SPPI 航空施設管理・航空附帯サービス	
航空附帯サービス	SPPI 航空施設管理・航空附帯サービス	SPPI 航空施設管理・航空附帯サービス	SPPI 航空施設管理・航空附帯サービス	
旅行・その他の運輸附帯サービス	CPI パック旅行費(小)	各国CPI交通費 × 為替指数	CPI 交通(中)	CPI パック旅行費(小)
	CPI 交通(中)		CPI 宿泊料	CPI 交通(中)
	CPI 宿泊料			CPI 宿泊料
郵便・信書便	SPPI 郵便(小)	米国CPI郵便料金 × 為替指数	CPI はがき	CPI はがき
			CPI 封書	CPI 封書
固定電気通信	CPI 通信料(固定電話)	SPPI アクセスチャージ	CPI 通信料(固定電話)	CPI 通信料(固定電話)
	SPPI アクセスチャージ	SPPI 固定電話		
	SPPI 固定電話	SPPI 専用線		
	SPPI 専用線			
移動電気通信	CPI 通信料(携帯電話)	SPPI アクセスチャージ	CPI 通信料(携帯電話)	CPI 通信料(携帯電話)
	SPPI アクセスチャージ	SPPI 移動データ通信専用サービス		
	SPPI 移動データ通信専用サービス	SPPI 携帯電話・PHS		
	SPPI 携帯電話・PHS			
その他の電気通信	CPI インターネット接続料	SPPI WANサービス	CPI インターネット接続料	CPI インターネット接続料
	SPPI WANサービス	SPPI アクセスチャージ		
	SPPI アクセスチャージ	SPPI インターネットデータセンター		
	SPPI インターネットデータセンター	SPPI インターネット接続サービス		
	SPPI インターネット接続サービス			
その他の通信サービス	SPPI 通信(類)			SPPI 通信(類)
公共放送	CPI 放送受信料(NHK)			CPI 放送受信料(NHK)
	SPPI 公共放送			
民間放送	SPPI テレビ広告(小)			CPI 放送受信料(NHK・ケーブル以外)
	SPPI ラジオ広告			
	SPPI 民間放送			
有線放送	CPI 放送受信料(ケーブル)			CPI 放送受信料(ケーブル)
	SPPI 有線放送			
ソフトウェア業	PPI ゲーム用ソフトウェア	PPI ゲーム用ソフトウェア	PPI ゲーム用ソフトウェア	CPI ゲームソフト
	SPPI パッケージソフトウェア	SPPI パッケージソフトウェア	SPPI パッケージソフトウェア	SPPI パッケージソフトウェア
	SPPI 受託開発ソフトウェア	SPPI 受託開発ソフトウェア	SPPI 受託開発ソフトウェア	
情報処理・提供サービス	SPPI ASP	SPPI ASP	SPPI ASP	SPPI ASP
	SPPI システム等管理運営受託	SPPI システム等管理運営受託	SPPI システム等管理運営受託	SPPI システム等管理運営受託
	SPPI 市場調査・世論調査	SPPI 市場調査・世論調査	SPPI 市場調査・世論調査	SPPI 市場調査・世論調査
	SPPI 情報処理サービス(除ASP)	SPPI 情報処理サービス(除ASP)	SPPI 情報処理サービス(除ASP)	SPPI 情報処理サービス(除ASP)
	SPPI 情報提供サービス	SPPI 情報提供サービス	SPPI 情報提供サービス	SPPI 情報提供サービス
インターネット附随サービス	SPPI インターネット附随サービス	SPPI インターネット附随サービス	SPPI インターネット附随サービス	SPPI インターネット附随サービス
映像・音声・文字情報制作業	CPI ウェブコンテンツ利用料	各国CPI娯楽費 × 為替指数	CPI ウェブコンテンツ利用料	CPI ウェブコンテンツ利用料
	CPI 映画観覧料		CPI 映画観覧料	CPI 映画観覧料
	CPI 書籍・他の印刷物(中)		CPI 書籍・他の印刷物(中)	CPI 書籍・他の印刷物(中)
新聞	CPI 新聞代(全国紙)	SPPI 新聞(小)	CPI 新聞代(全国紙)	CPI 新聞代(全国紙)
	CPI 新聞代(地方・ブロック紙)		SPPI 新聞広告(小)	CPI 新聞代(地方・ブロック紙)
	SPPI 新聞(小)			
	SPPI 新聞広告(小)			
出版	SPPI 月刊誌	SPPI 書籍	SPPI 月刊誌	CPI 学習参考教材
	SPPI 雑誌広告(小)		SPPI 週刊誌	CPI 教科書
	SPPI 週刊誌		SPPI 書籍	CPI 月刊誌

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
	SPPI 書籍			CPI 辞書 CPI 週刊誌 CPI 単行本A CPI 単行本B
その他の教育訓練機関(産業)	投入コスト	投入コスト	投入コスト	投入コスト
自然科学研究機関(産業)	投入コスト	投入コスト	投入コスト	
人文科学研究機関(産業)	投入コスト	投入コスト	投入コスト	
企業内研究開発(産業)	投入コスト	投入コスト	投入コスト	
医療	CPI マッサージ料金 CPI 出産入院料 CPI 診療代 CPI 人間ドック受診料 CPI 予防接種料		CPI マッサージ料金 CPI 出産入院料 CPI 診療代 CPI 人間ドック受診料 CPI 予防接種料	CPI マッサージ料金 CPI 出産入院料 CPI 診療代 CPI 人間ドック受診料 CPI 予防接種料
保健衛生(産業)	投入コスト			投入コスト
社会福祉(産業)	投入コスト			投入コスト
介護(施設サービス)	CPI 介護料			CPI 介護料
介護(施設サービスを除く。)	CPI 介護料			CPI 介護料
会員制企業団体	投入コスト	投入コスト	投入コスト	
電子計算機・同関連機器賃貸業	SPPI 電子計算機・同関連機器リース SPPI 電子計算機レンタル	SPPI 電子計算機・同関連機器リース SPPI 電子計算機レンタル	SPPI 電子計算機・同関連機器リース SPPI 電子計算機レンタル	SPPI 電子計算機レンタル
事務用機械器具賃貸業	SPPI 事務用機器リース SPPI 通信・サービス業用・事務用機器レンタル	SPPI 事務用機器リース SPPI 通信・サービス業用・事務用機器レンタル	SPPI 事務用機器リース SPPI 通信・サービス業用・事務用機器レンタル	
スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	CPI ビデオソフトレンタル料 CPI 被服賃借料 SPPI 通信・サービス業用・事務用機器レンタル	SPPI 通信・サービス業用・事務用機器レンタル	SPPI 通信・サービス業用・事務用機器レンタル	CPI ビデオソフトレンタル料 CPI 被服賃借料
貸自動車業	SPPI レンタカー SPPI 輸送用機器リース		SPPI レンタカー SPPI 輸送用機器リース	CPI レンタカー料金
特許等サービス	PPI 総平均	PPI 総平均 × 為替指数	PPI 総平均 × 為替指数	
広告	SPPI インターネット広告 SPPI ダイレクトメール広告 SPPI テレビ広告(小) SPPI フリーペーパー・フリーマガジン広告 SPPI ラジオ広告 SPPI 屋外広告 SPPI 交通広告 SPPI 雑誌広告(小) SPPI 新聞広告(小) SPPI 折込広告	各国CPIサービス × 為替指数	SPPI 新聞広告(小)	SPPI 新聞広告(小)
自動車整備	CPI ロードサービス料 CPI 自動車整備費(バンク修理) CPI 自動車整備費(定期点検) SPPI 自動車整備(小)			CPI ロードサービス料 CPI 自動車整備費(バンク修理) CPI 自動車整備費(定期点検)
機械修理	SPPI 機械修理(小)			SPPI 機械修理(小)
法務・財務・会計サービス	SPPI 公認会計士サービス SPPI 司法書士サービス SPPI 税理士サービス SPPI 弁護士サービス SPPI 弁理士サービス	SPPI 公認会計士サービス SPPI 司法書士サービス SPPI 税理士サービス SPPI 弁護士サービス SPPI 弁理士サービス	SPPI 公認会計士サービス SPPI 司法書士サービス SPPI 税理士サービス SPPI 弁護士サービス SPPI 弁理士サービス	SPPI 司法書士サービス SPPI 税理士サービス SPPI 弁護士サービス
土木建築サービス	SPPI 建築設計 SPPI 測量 SPPI 地質調査 SPPI 土木設計	SPPI 建築設計 SPPI 測量 SPPI 地質調査 SPPI 土木設計	SPPI 建築設計 SPPI 測量 SPPI 地質調査 SPPI 土木設計	SPPI 建築設計 SPPI 測量 SPPI 地質調査
労働者派遣サービス	SPPI 労働者派遣サービス(小)		SPPI 労働者派遣サービス(小)	
建物サービス	SPPI 衛生管理 SPPI 清掃 SPPI 設備管理			SPPI 清掃
警備業	SPPI 警備(小)			CPI 警備料
鉱物探査	SPPI 測量 SPPI 地質調査			
その他の対事業所サービス	SPPI テレマーケティング SPPI プラントエンジニアリング SPPI プラントメンテナンス SPPI 環境計量証明 SPPI 行政書士サービス SPPI 行政書士サービス SPPI 社会保険労務士サービス SPPI 諸サービス(大) SPPI 商品検査 SPPI 職業紹介サービス SPPI 専門サービス(類) SPPI 土地家屋調査士サービス SPPI 不動産鑑定評価	SPPI テレマーケティング SPPI 環境計量証明 SPPI 行政書士サービス SPPI 社会保険労務士サービス SPPI 専門サービス(類) SPPI 土地家屋調査士サービス SPPI 不動産鑑定評価	SPPI テレマーケティング SPPI 環境計量証明 SPPI 行政書士サービス SPPI 社会保険労務士サービス SPPI 専門サービス(類) SPPI 土地家屋調査士サービス SPPI 不動産鑑定評価	SPPI 行政書士サービス SPPI 職業紹介サービス SPPI 土地家屋調査士サービス SPPI 不動産鑑定評価
宿泊業	CPI 宿泊料 SPPI ホテル宿泊サービス	各国CPI宿泊料 × 為替指数	CPI 宿泊料	CPI 宿泊料
一般飲食店(喫茶店を除く。)	CPI 一般外食(小)	各国CPI食料費 × 為替指数	CPI 一般外食(小)	CPI 一般外食(小)
喫茶店	CPI コーヒー(外食)A CPI コーヒー(外食)B CPI サンドイッチ(外食) CPI ドーナツ(外食)	各国CPI食料費 × 為替指数	CPI コーヒー(外食)A CPI コーヒー(外食)B CPI サンドイッチ(外食) CPI ドーナツ(外食)	CPI コーヒー(外食)A CPI コーヒー(外食)B CPI サンドイッチ(外食) CPI ドーナツ(外食)
遊興飲食店	CPI ビール(外食) CPI 一般外食(小)	各国CPI食料費 × 為替指数	CPI ビール(外食) CPI 一般外食(小)	CPI ビール(外食) CPI 一般外食(小)
持ち帰り・配達飲食サービス	CPI すし(弁当)A CPI すし(弁当)B CPI ハンバーガー(外食) CPI ピザバイ(配達) CPI フライドチキン(外食) CPI 牛乳(配達) CPI 牛丼(外食) CPI 弁当A	各国CPI食料費 × 為替指数	CPI すし(弁当)A CPI すし(弁当)B CPI ハンバーガー(外食) CPI ピザバイ(配達) CPI フライドチキン(外食) CPI 牛丼(外食) CPI 弁当A CPI 弁当B	CPI すし(弁当)A CPI すし(弁当)B CPI ハンバーガー(外食) CPI ピザバイ(配達) CPI フライドチキン(外食) CPI 牛乳(配達) CPI 牛丼(外食) CPI 弁当A

品目名称	生産	輸入	輸出	家計消費
	CPI 弁当B SPPI 給食受託			CPI 弁当B
洗濯業	CPI モップレンタル料 CPI 洗濯代A CPI 洗濯代B SPPI リネンサプライ SPPI 普通洗濯		CPI 洗濯代A CPI 洗濯代B	CPI モップレンタル料 CPI 洗濯代A CPI 洗濯代B
理容業	CPI 理髪料			CPI 理髪料
美容業	CPI カット代 CPI パーマネント代 CPI ヘアカラーリング代			CPI カット代 CPI パーマネント代 CPI ヘアカラーリング代
浴場業	CPI 入浴料			CPI 入浴料
その他の洗濯・理容・美容・浴場業	SPPI 洗濯(小)			CPI エステティック料金 CPI 洗濯代A CPI 洗濯代B
映画館	CPI 映画観覧料	各国CPI娯楽費×為替指数	CPI 映画観覧料	CPI 映画観覧料
興行場(映画館を除く)・興行団	CPI サッカー観覧料 CPI プロ野球観覧料 CPI 映画観覧料 CPI 演劇観覧料	各国CPI娯楽費×為替指数	CPI サッカー観覧料 CPI プロ野球観覧料 CPI 映画観覧料 CPI 演劇観覧料	CPI サッカー観覧料 CPI プロ野球観覧料 CPI 映画観覧料 CPI 演劇観覧料
競輪・競馬等の競走場・競技団	CPI 入場・観覧・ゲーム代(小)	各国CPI娯楽費×為替指数	CPI 入場・観覧・ゲーム代(小)	CPI 入場・観覧・ゲーム代(小)
スポーツ施設提供業・公園・遊園地	CPI ゴルフプレー料金 CPI ゴルフ練習料金 CPI テーマパーク入場料 CPI フィットネスクラブ使用料 CPI プール使用料 CPI ボウリングゲーム代 CPI 入場・観覧・ゲーム代(小)	各国CPI娯楽費×為替指数	CPI ゴルフプレー料金 CPI ゴルフ練習料金 CPI テーマパーク入場料 CPI プール使用料 CPI ボウリングゲーム代 CPI 入場・観覧・ゲーム代(小)	CPI ゴルフプレー料金 CPI ゴルフ練習料金 CPI テーマパーク入場料 CPI フィットネスクラブ使用料 CPI プール使用料 CPI ボウリングゲーム代 CPI 入場・観覧・ゲーム代(小)
遊戯場	CPI カラオケルーム使用料 CPI 入場・観覧・ゲーム代(小)	各国CPI娯楽費×為替指数	CPI カラオケルーム使用料	CPI カラオケルーム使用料 CPI 入場・観覧・ゲーム代(小)
その他の娯楽	CPI ウェブコンテンツ利用料 CPI コンパクトディスク CPI ビデオソフト CPI 雑誌(小) CPI 書籍(小) CPI 他の教養娯楽サービス(小)	各国CPI娯楽費×為替指数	CPI 他の教養娯楽サービス(小)	CPI ウェブコンテンツ利用料 CPI コンパクトディスク CPI ビデオソフト CPI 雑誌(小) CPI 書籍(小) CPI 他の教養娯楽サービス(小)
写真業	CPI 写真プリント代	各国CPI娯楽費×為替指数	CPI 写真プリント代	CPI 写真プリント代
冠婚葬祭業	投入コスト			投入コスト
個人教授業	CPI 講習料(ダンス) CPI 講習料(英会話) CPI 講習料(音楽) CPI 講習料(書道) CPI 講習料(水泳) CPI 講習料(料理) CPI 補習教育(高校・予備校) CPI 補習教育(小学校) CPI 補習教育(中学校)			CPI 講習料(ダンス) CPI 講習料(英会話) CPI 講習料(音楽) CPI 講習料(書道) CPI 講習料(水泳) CPI 講習料(料理) CPI 補習教育(高校・予備校) CPI 補習教育(小学校) CPI 補習教育(中学校)
各種修理業(別掲を除く)	CPI ふすま張替費 CPI 畳替え代 CPI 壁紙張替費 CPI 履物修理代			CPI ふすま張替費 CPI 畳替え代 CPI 壁紙張替費 CPI 履物修理代
その他の対個人サービス	CPI ベット美容院代 CPI 家事代行料 CPI 写真プリント代 CPI 植木職手間代 CPI 洗車代 CPI 総合 CPI 被服関連サービス(中)			CPI ベット美容院代 CPI 家事代行料 CPI 写真プリント代 CPI 植木職手間代 CPI 洗車代 CPI 総合 CPI 被服関連サービス(中)
分類不明	PPI 総平均	IPI 総平均	EPI 総平均	CPI 総合

我が国 SNA における確定給付型企业年金の記録方法の変更について

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課
研究専門職 中尾 隆宏*

1 はじめに

我が国の国民経済計算（以下 JSNA と呼称）では、昭和 53 年（1978）に 1968SNA への対応を行い、その後、現行と同じ金融勘定やストックも含めた計数を公表している。さらに、平成 12 年に 1993SNA への対応を行っている。そして、昨年（平成 28 年）12 月より、2008SNA に準拠した計数の公表を開始した。我が国では、金融資産・負債のストック及びフロー面（金融勘定）の大規模な改定作業や年次推計について、日本銀行調査統計局で「資金循環統計」（以下 FOF と呼称）を作成している経済統計課の協力を得つつ進めてきた。2008SNA での勧告への対応を検討し始めた平成 17 年基準改定時より定期的な勉強会を開催し、年金受給権のほか、金融機関の内訳部門変更、ノン・パフォーマンス貸付、雇用者ストックオプション、投資信託の留保利益、定型保証といった各種の課題について互いに検討を重ねてきた。また、これらの課題のうち年金受給権や投資信託の留保利益については、現行推計において実物面と金融面の純貸出・純借入の乖離の要因にもなっていることから、2008SNA への対応においては金融勘定だけでなく実物勘定において整合的な推計方法となるように検討を行ってきた¹。本稿では、このうち年金受給権についての検討内容や結果について記載する。

次の第 2 節で日本の年金制度について簡単に述べた後、第 3 節では年金受給権に関する 1993SNA および 2008SNA での勧告についての変更点を中心に解説する。第 4 節では、2008SNA の勧告に沿った対応を行う上で必要となる我が国の企業の開示データのもととなる退職給付会計について説明する。第 5 節では基準改定以降の

推計方法および結果について述べ、6 節では推計方法と結果の概要等を示す。最後に、第 7 節を結びとする。本稿では、企業年金のうち確定給付型の制度（雇主企業により雇用者への将来の給付額が約束されているもの）を対象にするが、確定拠出型についても適宜記載する。

2 日本の年金制度の概要と平成17年基準JSNAにおける扱い

本節では議論の前提として、現在の我が国の年金制度の概要について触れ、いわゆる企業年金制度等についての、前回（平成 17 年）基準の JSNA での扱いについて簡単に述べておく。我が国では、現役世代の全員が被保険者となる 1 階部分（国民年金（基礎年金））、民間の雇用者及び公務員等²の加入する 2 階部分としての厚生年金保険がある。平成 27 年 9 月以前は、（私学教職員も含む）公務員等は共済年金に加入しており、厚生年金保険に該当する 2 階部分と 3 階部分（職域加算部分）が混在していたが、被用者年金の一元化を経て公務員等も厚生年金保険に加入することとなった。本稿では、国民年金（基礎年金）、厚生年金保険、平成 27 年 9 月以前の共済年金を公的年金と呼称する。これらの制度は社会保障基金に分類されるため、本稿で議論する 2008SNA を踏まえた年金受給権の計上の対象外である。

次に、我が国の企業年金等について述べる。我が国では、円満退社時に退職一時金を支払うという古くからの伝統があり、（社内積立型の）退職一時金制度が発達している³。1952 年には税制上の優遇措置として「退職給与引当金制度」が導入され、（内部積立による）退職一時金の期末支給額の一定割合を引当てることができる

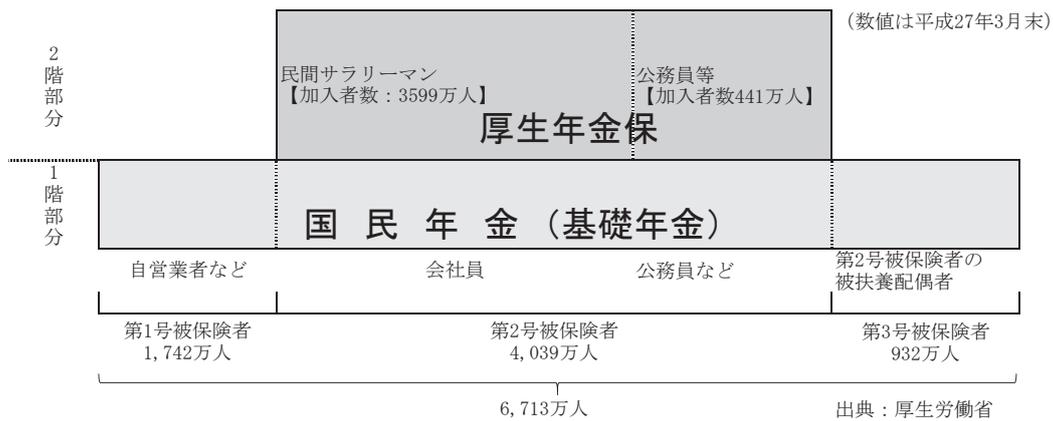
* 本稿作成に当たっては、内閣府経済社会総合研究所の長谷川秀司国民経済計算部長、多田洋介企画調査課長をはじめとする国民経済計算部の職員から有益なコメントをいただいた。なお、本稿の内容は、筆者が属する組織の公式の見解を示すものではなく、内容に関しての全ての責任は筆者にある。

¹ 現行 JSNA では、金融勘定は FOF を使用した推計だが、実物勘定は独自推計となっている。FOF や JSNA の金融勘定では貸借対照表の数字（ストック）からフローを推計することが多いが、実物勘定では損益計算書等のフローの数字より内訳項目を推計することが多い。このため、同じ基礎資料を使っても推計結果に差が出ることが多かった。

² 平成 27 年 9 月までは、国及び地方の公務員と私立学校の雇用者については共済年金に加入し、厚生年金に当たる 2 階部分と 3 階部分（職域加算分）を一体で管理していた。平成 27 年 10 月に年金制度の一元化が行われ、2 階（厚生年金）部分は厚生年金保険と一元化され（ただし、資産の運用等は公務員共済で行う）、旧職域加算分は分離して管理されることとなった。

³ 自己都合退職の場合に退職一時金が減少することや、懲戒退職の場合は退職一時金が支払われないこともある。

図表2-1 我が国の年金制度の仕組み



ようになった。一方、企業外に積立を置いた場合には、1962年より開始された適格退職年金制度において税制優遇を受けることが可能となっている。また、厚生年金保険では給付水準が低いとの問題があったことから、民間企業の中には国に代わって厚生年金の給付の一部を代行して行う（代行給付）とともに、企業の実情などに応じてプラスアルファの給付（3階）を行う厚生年金基金（1965年～）を設立が可能となっている⁴。これらの制度は高度成長の下発展してきたが、バブル崩壊後の運用収益率の低下や1998年に公表された「退職給付会計制度」なども経て、適格退職年金制度に代わる確定給付企業年金制度や確定拠出年金制度の導入が2000年代初頭に行われた⁵。さらに、厚生年金基金についても2002年度より代行部分の返上が可能となり、確定給付企業年金制度や確定拠出企業年金制度への移行が行われている。

なお、企業年金とは別に、自営業者等が加入できる国民年金基金、中小企業等の雇用者が加入する中退共等（勤労者退職金共済機構が提供するもの）、小規模企業の経営者や役員等が加入する中小企業基盤整備機構が提供する小規模企業共済などの制度も存在している。これらは確定拠出型にあたる。また、確定拠出型年金には個人型のももあり、個人事業主や企業年金制度のない会社の従業員が加入している⁶。

平成17年基準のJSNAでは、無基金の（外部積立のない）退職一時金を除く各制度において、年金給付のための資産を運用し年金の給付を行う組織を年金基金（金融機関）とみなしている。例えば、所得支出勘定では年

金基金への掛金（うち雇主負担分）は「雇主の自発的現実社会負担」、給付は「年金基金による社会給付」、価格変動によらない年金準備金の増減は「年金基金年金準備金の変動」として計上していた。一方、無基金の退職一時金の支払いのために内部積立を行っている預金等は雇主企業の他の資産と区別できないため、平成17年基準までのJSNAにおいて、積立額を家計の資産や雇主企業の負債に計上するという対応にはなっていなかった。他方、当期中に支払う無基金の退職一時金の額を「雇主の帰属社会負担」および「無基金雇用者社会給付」に計上していた。「雇主の帰属社会負担」に当期中の退職一時金の給付額が計上されるのは、雇用者の1年間の労働の対価として発生した退職一時金に対する権利の当期中の一国全体での増分は、その期の一国全体での給付額と同額であるとみなして推計しているためである。これは、1993SNA（および2008SNA）において許容されている方法である。

一方、（社会保障基金に格付けられる）公的年金については1993SNAの扱いと変更がない。このため、家計に年金を受給する権利（年金受給権）や、社会保障基金にその見合いとなる将来の年金給付のための債務は計上されない。このように、格付けによって年金受給権の計上の有無が変わることから、年金受給権を広く計上する国とあまり計上しない国が混在していた。そこで、2008SNAでは国際比較の観点から、本体系ではなくあくまで参考という扱いでこれら公的年金の年金受給権の情報を掲載することを推奨している。我が国では厚生年

⁴ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）により、平成26年4月1日以降、厚生年金基金の新規設立は認められていない。厚生労働省によると、平成28年9月現在、165ある厚生年金基金のうち147が解散か代行返上を内諾済みとなっている。このため、平成25年度は0.1兆円しか代行返上が行われなかったが、平成26年度は2.1兆円、平成27年度は4.7兆円と代行返上の金額が増加している。

⁵ 適格退職年金の新規設定は2002年3月末以降できなくなり、10年の移行期間を経て廃止された。

⁶ 2017年より、公務員や主婦などに対象範囲が広がることとなっている。

金保険法及び国民年金法の規定により、少なくとも5年に一度、国民年金や厚生年金保険についての財政の現況及び見通しの作成（財政検証）を行うこととなっている。直近では平成26年度財政検証（共済組合では財政再計算）が行われており、この結果として公表される将来の給付額のうち過去期間分（これまでに支払われた年金保険料により発生済みの部分）を運用利回りにより割引計算した給付現価が概念的には公的年金の受給権に相当することになる。平成23年基準のJSNAの国民経済計算年報では、こうした情報をフロー編付表6-2の欄外に注記することとした⁷。なお、財政検証によれば、ケースにより異なるものの、厚生年金保険（共済年金分と基礎年金を含む）の給付現価（過去分）は1,100兆円弱と国民年金は100兆円前後の給付原価が存在する。また、旧職域部分の給付現価（将来分は存在しない）については、共済年金の平成26年度財政再計算において公表されている「旧職位域部分に係る積立金と収支」に掲載される収支差額の現在価値の合計を計上している。この計上額は、19兆円前後となる。これらの結果は、図表2-2のとおりである。付表6-2では、これらと同様の結果が公表されている平成16年度と平成21年度についても注記している。

図表2-2 平成26年度末の給付現価（過去分）

（兆円単位）

	ケースC	ケースE	ケースG
厚生年金保険	1,090	1,070	1,080
国民年金	90	90	110
その他	20	19	19
合計	1,200	1,179	1,209

繰り返しになるが、こうした参考情報の注記は行うものの、2008SNAに対応するJSNAの平成23年基準改定において「年金受給権」としては、国民年金（基礎年金）、厚生年金（厚生年金基金を含まない）、共済年金（厚生年金部分と平成27年9月以前に発生した職域加算部分）の公的年金と社会保障基金に分類される一部の年金制度⁸は推計の対象外であることに留意されたい。

3 国民経済計算の国際基準における企業年金の記録方法の変遷

本節では、国民経済計算の国際基準における企業年金の扱いについて概観する。まず、従前の1993SNAでは、外部積立のある（有基金）の年金制度について家計（雇用者）の当該制度に対する権利が認識された。この家計の権利は、「年金基金に対する純持分（Net equity of households in pension fund）⁹」という名称で定義されている。このため、年金基金への掛金やそこからの年金給付は、自己の財産の積み増しや引き出しとなる。年金基金へ支払われる掛金のうち企業の負担分は、その期の雇用者報酬の一部として家計（雇用者）が雇主企業から受け取り、家計が年金基金に掛金として支払う形になっている（いわゆる迂回処理）。年金基金の掛金の受取から給付までの間に、運用により年金給付のための積立金を増やしていくが、1993SNAではこの積立金に対する権利を家計が保有するとみなしており、運用により生じた利子・配当収入は一旦家計が受け取り、追加の掛金として年金基金に支払う形となっている。このような家計からの掛金の支払いによる積立金の増加から、年金給付による積立金の減少を控除したものが金融勘定において家計の資産である「年金基金に対する純持分」の増減として計上される形となっている¹⁰。この金融勘定を通じた増減に、積立金に含まれる株式などの価格変動による増減（調整勘定での増減）を加味することで、ストックの「年金基金に対する純持分」が増減することになる。1993SNAマニュアル第13章（期末貸借対照表の章）のパラ13.78では、確定給付型年金の場合は、将来に約束した水準で給付を行うのに必要な積立額を計算することとしており、年金基金の正味資産はプラスにもマイナスにもなりうるとしている¹¹が、それ以外に必ずしも明確な記述が行われているわけではない。一方、先述のとおり、所得支出勘定や金融勘定での取引については、年金に対する権利の増減ではなく、当期に支払った掛金により構成されることになっている。このため、将来の給付水準より計算されるストックと実際のキャッシュの動きから推計されるフローの間で不整合が生じる形となって

⁷ 8つの経済前提があるが、平成26年財政検証レポート「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（厚生労働省）や「国の財務書類」（財務省）に記載される主要な3ケースのみを注記する。

⁸ 「政府諸機関の分類」において社会保障基金に分類されているもの。例えば、石炭鉱業年金基金、農業者年金基金（旧年金勘定）、農林漁業団体職員共済組合など。

⁹ 現行のJSNAでは、分かり易さの観点から、「年金準備金」という名称で表章している。

¹⁰ 11.93～11.96。なお、11.96のとおり、積立金に含まれる資産の値上がりや値下がりによる損益は、再評価勘定に計上されるため金融勘定には計上されない。

¹¹ 確定拠出型の場合は積立不足等が発生しないため、積立額と「年金基金に対する純持分」が一致するとしている。

いた。このため、JSNAでは「年金基金に対する純持分」(JSNAでは年金準備金)は、確定拠出型か確定給付型かによらず積立資産の時価相当額や(財務諸表で責任準備金の記載がある場合は)責任準備金を計上し、掛金等は1993SNAの勧告に従う形で実際の拠出額から推計を行っていた。

1993SNAの改定(後の2008SNA)に係る国際的な議論を経て、平成21年2月に国連において採択された2008SNAでは、国際会計基準(IAS)との調和の下、確定拠出型年金制度と確定給付型年金制度に分割したうえでの計上方法を細かく規定している(2008SNAマニュアルの17章)。ここでは、家計の年金給付を受ける権利を「年金受給権」とし、保険数理的に計算するものとしている¹²。所得や金融のフロー勘定でも、年金基金に対する実際に支払われた掛金等(企業や家計の負担分や、運用財産から実際に発生する利子等の追加的な収入)ではなく、家計(雇用者)が毎期の労働により得る年金給付の権利の増分や年金数理的に計算された年金受給権から発生すべき利子額により、年金受給権の増加のフローを計算することとしている¹³。これにより、実際に動いたキャッシュベースではなく、発生ベースでの計算が貫徹されたこととなる。

なお、確定拠出型年金については、1993SNAより積立金の時価相当額を家計の資産として計上することとされており、計上方法は1993SNAと2008SNAで変わりはない。

以上のように、2008SNAでは年金の発生主義での統一された計上方法へと進化している。JSNAでは、平成23年3月のFOFの遡及改定を取り入れる形で、平成17年基準の貸借対照表勘定(ストック面)においては2008SNAと整合的な計上方法となっていたといえる。ただし、計上方法としては、従来の年金準備金(運用財産の帳簿価額に相当)に上場企業等の財務データから得た積立不足の額を加算する形であり、対応は不十分であった。また、所得支出勘定や金融勘定でのフローについても1993SNAでの勧告に準拠した現金主義での計上のままであった。そこで、第1節に記載したとおり、国民経済計算部では平成24年頃よりFOFを作成する日本銀行調査統計局経済統計課とともに、2008SNAの勧告に

沿った計数の作成方法を検討してきた(先行研究としては、多田(2013)を参照)。その結果、FOFにおいては平成28年3月の遡及改定より2008SNA勧告に沿った年金受給権の計数の公表を行っており、JSNAでも後述するように、昨年12月より公表を行った平成23年基準改定において2008SNAの勧告に沿った発生ベースでの年金受給権の計数の公表を行っている。

4 企業会計基準での年金受給権の取扱いと2008SNAとの関係

本節では、我が国の企業会計における年金受給権の取扱いについて概観する。我が国の企業会計では、2001年3月期決算以降において、「退職給付会計」が導入され、注記として企業の雇用者に対する退職給付債務等が記載されるようになった。企業会計基準では、企業の債務を開示することが主たる目的であるため、当初の掛金以外の追加的な費用の発生が起りうる確定給付型制度を退職給付会計の対象としている¹⁴。このため、退職一時金のように将来の給付水準を約束するものは「確定給付制度」に含まれている。一方、2008SNAにおいては、外部積み立て(退職給付会計でいう年金資産)のない退職一時金制度等(無基金雇用者社会給付)については、厳密な意味での発生ベースでの計上を強制しているわけではなく、年金受給権(企業から見た退職給付債務)の設定も必要ない。この意味で、我が国の企業会計基準と2008SNAの勧告は必ずしも概念・範囲が一致するものではないという留保はあるが、2008SNAで勧告する保険数理的に計算された年金受給権(ストック)は会計基準の退職給付債務に、将来の年金給付のための運用資産(時価)は会計基準の年金資産に、当期中の雇用者の労働に対する年金受給権の増分(現在勤務増分、フロー)は勤務費用に、年金受給権に相当するだけの運用資産(雇用者の過去の労働により積みあがった分)から発生する利子額(過去勤務増分)は利息費用にそれぞれ相当する。国際会計基準や米国会計基準においても同様のものが開示されている。特に、米国会計基準では1990年代よりこれらの開示があり、我が国の企業でも米国市場に上場するものは米国会計基準をとっていることから、これら

¹² 割引率、予想昇給率、退職率、死亡率、一時金選択率などの計算基礎を設定し、そのもとで計算された給付額の割引現在価値を計算する。また、年金の積立金は年金基金が保有するものとなり、家計はそれとは別の年金受給権(年金の給付を受ける権利)を保有することとなった。

¹³ 給付による減少については従来と同じで、年金の給付額を使用する。

¹⁴ 退職給付会計基準では、「「確定拠出制度」とは、一定の掛け金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛け金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職制度をいう。」と規定されている。一方、「「確定給付制度」とは、確定拠出制度以外の退職給付制度をいう」と規定している。

の計数の開示がなされていた。

なお、2013 年度（平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末）より退職給付会計が変更された。これにより、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用がオンバランス化され、純資産の部に計上されることとなった（以前は、退職給付債務と年金資産の差のうちこれら未認識項目を除いたが退職給付引当金として負債計上されていた）。また、退職給付債務や年金資産の増減についても細かく表記されることとなった。後者については今まで得られなかった情報を入手できるようになる点では今後の JSNA の推計手法の改良等に役立つかもしれないが、今のところ開示されている年数が少ないことからデータの蓄積を待つ必要がある。

最後に、確定拠出型年金については、有価証券報告書の連結財務諸表等の注記に制度採用の有無や当期の要拠出額は記載されている。企業は掛金を拠出することのみが求められるため、その情報があれば足りるからである。

5 2008SNA での変更点と JSNA での対応方針

年金受給権が発生主義での計上となることから、雇主の支出には大きな影響を与えることになる。例えば、ある企業の運営する年金制度に積立不足がある場合、損失を補うための特例掛金は、費用ではなく年金給付を行う年金基金への債務の返済（金融取引）となる。一方、運用財産が株価上昇などにより増加するなど積立に余剰がある場合には、企業の負担する掛金を減額することも考えられる。この場合も発生主義の下では企業の支払う掛金は減額されず、減額分は年金基金から余剰分の一部を引出した（金融取引）とみなすこととなる。このように変化が大きいものの、雇用者報酬等の企業にとっての費用は、営業余剰が変化する形で相殺されるため GDP に影響しない。

第 3 節で述べた通り、国民経済計算の最新の国際基準である 2008SNA における確定給付型企業年金の計上方法のポイントは、

- ① 雇用者報酬として記録されるものが当期中の実際の掛金（企業負担分）の拠出額から、当期中の雇用者の労働に対する対価として発生した年金受給権の増分（現在勤務増分と呼ぶ）となること
- ② 年金に係る積立金を運用したことによる投資所得（財産所得のうち「年金受給権に係る投資所得」、社会負担うち「家計の追加社会負担」にも同額が

迂回計上）が当期中の実際の利子・配当の額から、前期末の年金受給権に相当する運用資産があった場合に発生する利子・配当の額（過去勤務増分と呼ぶ）となること

- ③ 確定給付型年金制度に対する家計の持分（年金受給権）は、同年金制度のための運用資産の額ではなく、現時点までに発生した将来の年金給付額の割引現在価値を記録
- ④ 年金制度の積立不足の責任は導管に過ぎない年金基金ではなく、雇主企業が負う

の 4 点である。ただし、③は、前述のとおり、1993SNA でも（必ずしも明確・詳細ではないものの）そのように記載されていたのは第 3 節で述べたとおりである。

ここで 2008SNA の勧告に対応するためには、現在勤務増分、過去勤務増分、年金受給権の 3 つの計数を推計することが必要となる。これらの計数を直接推計するには、企業ごとの確定給付型企業年金の制度について、どのような年金制度（掛金、加入年数、年金給付を受けることができる年数と金額、退職一時金の選択が可能か等）がどのような割合で存在するかということや、制度ごとの現役世代の勤続年数や退職率、退職世代も含めた各世代の死亡率などを調べ、保険数理計算を行う必要がある。年金制度についての統計調査としては、平成 25 年度の就労条件総合調査¹⁵ などがあるが、そこからどのような年金制度があるか把握できたとしても、制度ごとの雇用者の年齢構成、退職までの平均年数、現時点での賃金水準、昇給率、その制度で年金を受け取っている退職世代の年金の残存分などが不明である。このため、何らかの仮定の下で推計しなくてはならないことから、仮定の設定次第で推計結果が大きく変わることが考えられる。また、推計に使用できるデータについても限界があるため、直接計算することは困難である。そこで、第 4 節で述べたとおり、企業会計基準においては 2008SNA と概ね整合的な方法で記録が行われていると整理できることから、企業の開示するデータを使用して推計を行うことが適当と判断される。企業ごとのデータは有価証券報告書などの開示書類で把握可能である。そこで、以下では、企業の開示データと 2008SNA 勧告の関係、企業の開示データの推計での使用方法について説明する。なお、第 4 節でみたように、企業会計で確定給付型として位置づけられている退職一時金については、2008SNA では推計が困難であるという理由から厳格な意味では発生ベースでの受給権等の記録は必要とされていない。しかし、我が

¹⁵ 厚生労働省が 5 年ごとにテーマを変えながら調査を行っている。

国の企業会計では確定給付型企业年金と退職一時金に関する情報が一体不可分なものとなっていることから、企業会計情報をJSNAの推計に適用する場合には退職一時金も含めて対応することが適当であると考えられる。

国内企業の有価証券報告書は、国内市場で株式公開を行っている（上場）企業のほか、一定以上の社債等の有価証券を発行している企業が対象となる。このうち連結子会社のある企業は連結ベースで、子会社のいない企業は単体ベースで退職給付に係る情報を開示することとなる。その際開示される情報は選択した会計基準により多少異なるが、2008SNAの勧告で必要とされるデータに対し、図表5-1のような対応関係にある¹⁶。また、2008SNA マニュアルでの記述と、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」の用語の定義を比較すると、図表5-2のようになる。

まず、現在勤務増分と勤務費用については、基本的に同じものであると考えられる。また、会計基準でも雇用者の拠出分を含まないものと考えられる。なお、厚生年金基金を除く我が国の確定給付型年金制度では雇用者が

掛金を拠出するものは少ない。そこで、JSNAにおいて雇用者が掛金を負担するのは厚生年金基金のみと考えることとしている。

図表5-2の現在勤務増分以外については、雇用者の負担分と雇主企業負担分は区別の必要がなく、年金資産や年金受給権には家計の支払いが原資となるものも含まれる。最後に、2008SNAでは、貸借対照表に係る13章を含め、ストックにおける年金の積立不足に係る記述はない。このため、年金基金の運用資産のストック面についての記述自体がないが¹⁷、年金基金の運用資産については、年金基金の保有する資産を指すものとする。

このように、2008SNAの勧告と退職給付会計の開示データは、概念上、基本的に一致するため、対応表のとおりそれぞれのデータを用いる。もちろん、上場企業等の有価証券報告書を集計してそのまま使用すると、カバレッジが一国にならないほか、海外子会社が含まれるという問題や、連結対象の子会社が上場すると集計の際に重複が生じるなどの問題がある。この問題を解消するため、業界団体のデータ¹⁸から一国合計値がわかる年金資

図表5-1 2008SNAと企業会計基準との対応関係

2008SNA	年金受給権	現在勤務増分	過去勤務増分	年金基金の運用資産
退職給付会計（日本）	退職給付債務	勤務費用	利息費用	年金資産
米国会計基準	予測給付債務	勤務費用	利息費用	年金資産
国際会計基準	確定給付制度債務	当期勤務費用	利息費用	制度資産

図表5-2 2008SNAと企業会計基準との定義の比較

SNA	年金受給権	会計期末に、受給者の平均寿命の長さの保険数理推計を使用して、退職後に支払われることになる額の現在価値の推計値（17.147）
企業会計	退職給付債務	「退職給付債務」とは、退職給付のうち、認識時点までに発生していると認められる部分を割引いたものをいう。
SNA	現在勤務増分	当期の雇用者報酬としての受給権の増加分（17.145）
企業会計	勤務費用	「勤務費用」とは、1期間の労働の対価として発生したと認められる退職給付をいう。
SNA	過去勤務増分	制度のすべての加入者にとって退職（および死亡）が1年近くという事実に基づく受給権の増加、割引の巻き戻し分（17.145、17.147）
企業会計	利息費用	「利息費用」とは、割引計算により算定された期首時点における退職給付債務について、期末までの時の経過により発生する計算上の利息をいう。
SNA	年金基金の運用資産	確定給付型では、特に定義されていない（ストックについては、積立不足等の定義がなされていない）
企業会計	年金資産	「年金資産」とは、特定の退職給付制度のために、その制度について企業と従業員との契約（退職金規程等）等に基づき積み立てられた、次のすべてを満たす特定の資産をいう。

¹⁶ 会計基準により用語が異なるが、説明の都合上、我が国の会計基準の用語を使用する。

¹⁷ 付録3のA3.130には、基金の資産は基金に属すると記載されているが、本編には特に記載されていない。

¹⁸ 信託協会、生命保険協会、全国共済農業協同組合連合会が、「企業年金（確定給付型）の受託概況」を公表している。

産について、一国の合計値と有価証券報告書の合計との間で膨らまし率を作成し、他のデータ（勤務費用、利息費用、退職給付債務の各計数）にかけることで一国ベー

スに膨らませる処理を行うこととした。具体的には下式のとおり計算する。

$$\text{一国ベース各種データ} = \frac{\text{年金資産（一国（業界団体データ））}}{\text{年金資産（上場企業等）}} \times \text{上場企業等各種データ}$$

この計算式の結果、一国ベースの現在勤務増分、過去勤務増分、年金受給権（ストック）が算出でき、年金受給権（ストック）と年金資産の差から積立不足（ストック）を計算することができる。ここで得られた計数をベースに、所得支出勘定以下が推計されていくこととなる。なお、今回の改定では、民間法人企業に加え確定給付型企業年金制度が存在する主な公的企業も対象とする。

以下、推計方法の変更の対象となる法人企業を雇主企業、雇用者を家計、年金の資産の管理と給付を行うものを年金基金と呼ぶ。数値例として、国内の大手自動車会社（A社とする）の有価証券報告書に記載されている「従業員給付制度」の項目から国内制度の年金及び退職金制度の関連情報を転記した。運用により発生する利子や配当などの収入については推計の結果を用いて説明する。

A社の有価証券報告書の注記に記載される情報は米国会計基準のものである。我々が年金受給権の推計で使用するのは予測給付債務であり、現在勤務増分は勤務費用、過去勤務増分は利息費用が該当する。また、年金資産公

正価値は年金資産の時価残高となる。上段の予測給付債務の増減の内訳のうち従業員による拠出額は掛金のうち雇用者負担分（平成17年基準 JSNA では「雇用者の自発的現実負担」）に当たるもの、退職給付支払額はA社での退職一時金と年金基金からの退職一時金または年金給付を足したものとなる。下段の表のうち年金資産実際運用収益は、年金資産からの利子および配当に加えてキャピタルゲイン・ロス（評価損益）も含まれている。会社による拠出額は、年金基金への雇主企業の掛金負担に相当し、従業員による拠出額はこちらも掛金のうち雇用者負担分に当たる。下段の退職給付支払額は年金資産から発生するため、年金基金からの年金給付（平成17年基準 JSNA では「年金基金による社会給付」）となる。その他は、他企業との合併や代行返上などの他の要因による年金資産の増減である。ここに記載した内容は図表5-4にまとめた。この表も参照しつつ、説明を進めていく。

実際の推計では図表5-5のように膨らまし率を作成

図表5-3 A社の有価証券報告書

A社の退職金及び年金制度の関連情報		(100万円単位)			
	2012年	2013年	2014年	2015年	
期首予測給付債務	1,480,387	1,594,411	1,657,520	1,721,225	
勤務費用	60,261	64,549	73,256	78,611	
利息費用	27,804	24,618	21,746	17,509	
従業員による拠出額	918	856	871	893	
退職給付支払額	-61,388	-61,693	-64,462	-66,443	
その他	86,429	34,779	32,294	160,361	
期末予測給付債務	1,594,411	1,657,520	1,721,225	1,912,156	
期首年金資産公正価値	927,545	1,090,258	1,244,466	1,447,802	
年金資産実際運用収益	145,141	133,964	212,908	-94,669	
会社による拠出額	53,906	56,386	38,917	53,060	
従業員による拠出額	913	856	871	898	
退職給付支払額	-36,988	-36,998	-38,019	-37,767	
その他	-259	0	-11,341	-88	
期末年金資産公正価値	1,090,258	1,244,466	1,447,802	1,369,236	

図表5-4 対応関係

項目	内容
期首予測給付債務	前期末の年金受給権
勤務費用	当期勤務増分
利息費用	過去勤務増分
従業員による拠出額	雇用者の掛金負担分
退職給付支払額	無基金雇用者社会給付＋年金基金の社会給付
その他	その他の要因による年金受給権の増減
期末予測給付債務	当期末の年金受給権
期首年金資産公正価値	前期末の年金資産（時価）
年金資産実際運用収益	利子・配当収入＋保有利得・損失
会社による拠出額	雇主の掛金負担分
従業員による拠出額	雇用者の掛金負担分
退職給付支払額	年金基金の社会給付
その他	その他の要因での年金資産の増減
期末年金資産公正価値	当期末の年金資産（時価）

図表5-5 膨らまし率の計算

(100万円単位)

	2012年	2013年	2014年	2015年
年金資産（A社）	1,090,258	1,244,466	1,447,802	1,369,236
年金資産（一国）	122,288,700	120,716,400	130,278,700	126,686,800
膨らまし率	112.165	97.003	89.984	92.524

して各計数を膨らませる。ここでは膨らましは行わず説明する。A社1社の場合は膨らまし率が大きく、変動も大きい一国の計数を推計するのは困難である。しかし、上場企業等（3000社超）の有価証券報告書を集計すると、1～2倍の間に落ち着き、膨らまし率の変動も大きくなる。

まず、図表5-6に金融面での債権・債務関係を、図表5-7に実物面での受払を图示している。図表5-7は、いわゆる迂回処理のためやや複雑になっている。

生産勘定では年金基金が信託銀行等に支払う運用コストなどの年金制度に係る手数料をコスト積上げ方式により産出額として計上する。ここでの推計は、平成17年基準のJSNAと相違ない。この手数料については、所得の使用勘定において家計が最終消費することになる。図表5-4において、手数料は会社が拠出する掛金に含まれていると考えられる。なお、以降の説明では基本的に手数料分を捨象して説明する。

所得の発生勘定および所得の第1次配分勘定では、年金に係る社会負担に相当する雇用者報酬の受払いが行われる。平成17年基準のJSNAでは、「雇主の現実社会負担」として各種年金制度への掛金のうち雇主負担分が計

上され、無基金の退職一時金の支払額が「雇主の帰属社会負担」に計上されてきた。また、雇主企業が負担する年金基金への掛金は「会社による拠出額」であり、2015年は53,060百万円である。無基金の退職一時金の支払額は、全体の支払額66,443百万円から年金資産よりの支払額37,767百万円を控除した28,676百万円となる。一方、次回基準では「雇主の現実社会負担」には当期中に雇主が支払った各種年金制度への掛金と無基金の退職一時金の額を計上する一方、ここでの雇用者報酬の額が発生ベースでの現在勤務増分（勤務費用）に一致させるため、

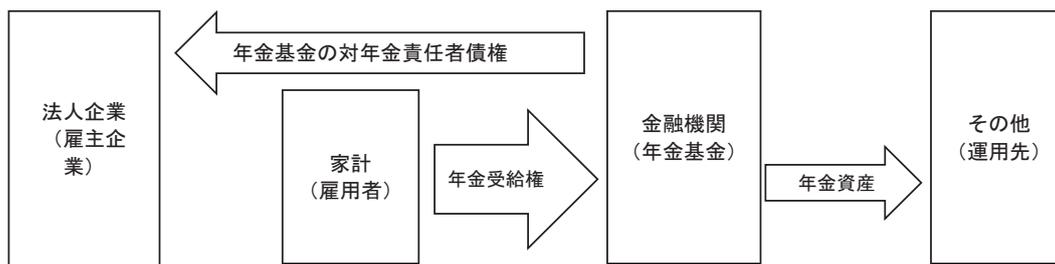
雇主の現実社会負担＋雇主の帰属社会負担

＝当期勤務増分（＋年金制度の手数料）

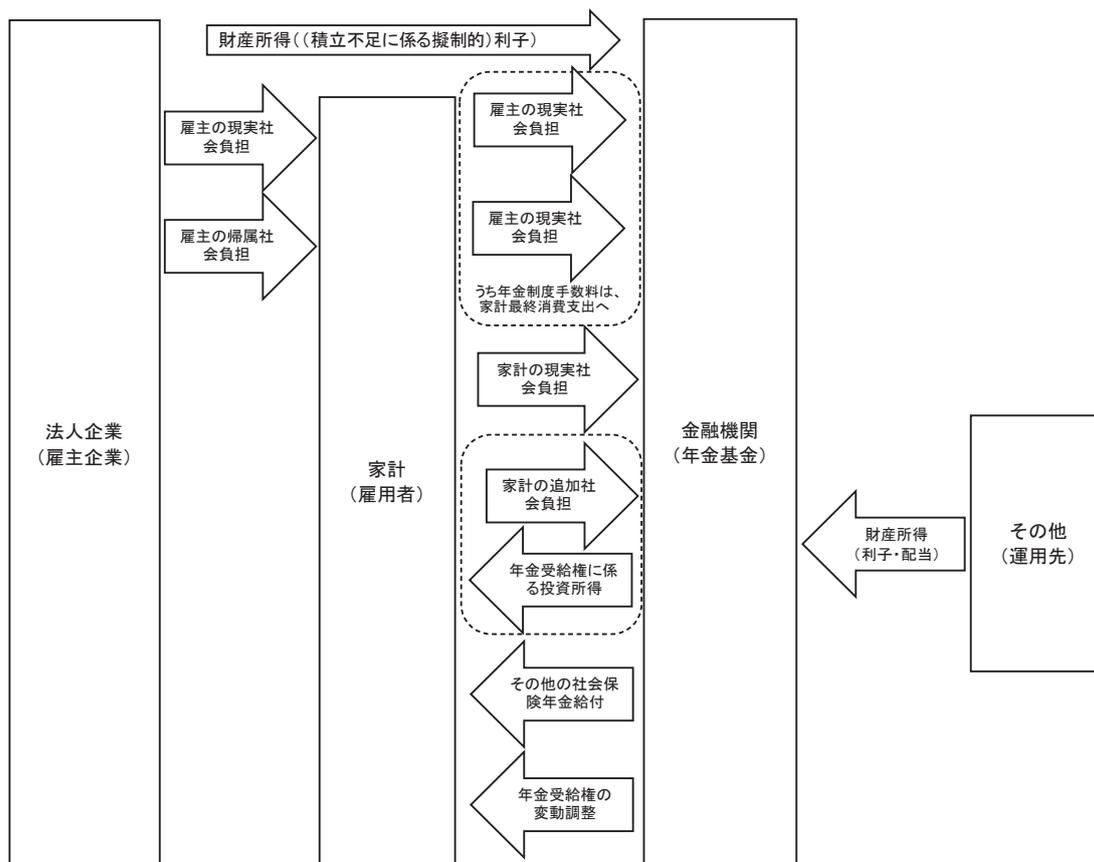
となるように「雇主の帰属社会負担」が決定される。この帰属社会負担というものは、名前のとおり帰属計算（持ち家に係る住宅賃貸料などと同じ）により計上されるものであるため、実際には金銭の受払いは行われていないものとなる。年金制度の手数料を捨象すると、A社の確定給付型制度に係る雇用者報酬額は図表5-8のようになる。

平成23年基準における「雇主の帰属社会負担」の符

図表 5-6 金融面での債権・債務関係



図表 5-7 実物勘定での受払



号により、平成 17 年基準での計上方法よりも雇用者報酬が増えるかどうかが決まる。マイナスの場合は、当期に必要な額（当期の勤務費用）以上に企業が拠出することになる。これは、積立不足の穴埋め（特例掛金）がある場合や、当期中の退職者数が多いなどの要因で無基金の退職一時金が通常（勤務費用に入る分）よりも多いことを示す。一方、プラスの場合は、(株価の上昇などにより) 運用成績が良かったなどの理由で掛金が少なく済んだ場合や当期中の退職者数が少ないなどの要因で無基金の退職一時金が通常よりも少ない場合である。この差額は、積立不足解消のための拠出となるため、金融勘定において雇主企業と年金基金の間の金融取引として計上される。

ここで、補足説明として、平成 17 年基準の JSNA において無基金の退職一時金（無基金雇用者社会給付）が「帰属社会負担」に計上されていたのに対し、平成 23 年基準ではこれが「雇主の現実社会負担」に計上されるという変更について敷衍する。先述のとおり、平成 17 年基準では、1993SNA マニュアルの 7.45 に記載されているように、「帰属社会負担」に計上されるものは、雇主が毎年（自己勘定内にある退職給付用の預金などに）蓄積している、雇用者が将来に退職一時金の受取る資格を保証するのに必要とされる社会負担の価額と等しい金額であり、この帰属報酬の推計値として当期の退職一時金の額を計上していた。また、無基金（外部積立がない）という記載のとおり雇用者の貸借対照表には積立額など

図表 5-8 A社の確定給付年金に係る雇用者報酬

(100万円単位)

平成 17 年基準	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
雇主の現実社会負担	53,906	56,386	38,917	53,060
雇主の帰属社会負担	24,400	24,695	26,443	28,676
合計（雇用者報酬）	78,306	81,081	65,360	81,736
平成 23 年基準	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
雇主の現実社会負担	78,306	81,081	65,360	81,736
雇主の帰属社会負担	-18,045	-16,532	7,896	-3,125
合計（雇用者報酬）	60,261	64,549	73,256	78,611

図表 5-9 無基金退職一時金に係る計上

	平成 23 年基準		平成 17 年基準
	継続雇用される人	現在末までに退職する人	すべての雇用者
雇用者報酬	現在勤務増分	現在勤務増分	現在勤務増分*
雇主の現実社会負担	ゼロ	退職一時金の額	ゼロ
雇主の帰属社会負担	現在勤務増分	現在勤務増分－退職一時金の額	現在勤務増分*

* 平成 17 年基準では、現在勤務増分の全雇用者分を集計値は現在の退職一時金と一致するとみなして推計

に対する権利などは何も計上されない上¹⁹、積立額から発生する利子や配当などの投資所得もない。実際に現金が動くのは、退職一時金の支払い（「無基金雇用者社会給付」）が行われる時点だけである。一方、平成 23 年基準の JSNA では、無基金の退職一時金の支払いも年金基金を通して行う扱いに変更し、これに対する年金受給権も計上する。もちろん、無基金であることからこの退職一時金制度に対する年金受給権の全額が積立不足となり、雇主企業は年金基金に対して同額の債務を負うこととなる²⁰。企業が自己勘定内から実際に無基金雇用者社会給付を行うと、従前の基準であればそのまま雇用者へお金を給付する形となっていたが、平成 23 年基準では年金基金への掛金としてお金が移りその分だけ積立不足（雇主企業と年金基金の間の債権・債務）が減少する形となる²¹。その後、そのお金はそのまま年金基金から雇用者（退職者）へ給付され、年金受給権（年金基金と雇用者の間の債権・債務）が減少するという扱いとなる。2008SNA マニュアルによると、実際に拠出した掛金の額を「雇主の現実社会負担」、現在勤務増分と年金制度の手数料の和から実際に払った掛金を控除したものを「雇主の帰属社会負担」としており、この「雇主の帰属社会負担」は金融勘定における積立不足（「年金基金の

対年金責任者債権」）の増減を構成する。また、名称のとおり「雇主の帰属社会負担」は、実際の掛金拠出額の当期負担額として必要な額（現在勤務増分）に対する過不足を表すため、実際には現金の動かない部分（帰属計算）となる。当期末までに退職する人に対して支払う退職一時金は、掛金として現金で年金基金に支払い、そこから雇用者に現金給付される扱いとなる²²。

このため、仮に継続雇用される人と当期末までの退職する人の退職一時金に係る雇用者報酬を計算すると図表 5-9 のようになる。

次に、所得の第 1 次配分勘定において、財産所得として「年金受給権に係る投資所得」が年金基金から雇用者に支払われる。これは前期末の年金受給権に相当する年金資産から当期中に発生すべき収益で、利息費用を膨らませたものになる。このため、「年金受給権に係る投資所得」は現行 JSNA で、「保険契約者に帰属する財産所得」としていた年金準備金からの実際の利子・配当収益とは一致しない。我が国では、無基金退職一時金に係る年金受給権が計上されることから、年金の運用資産よりも年金受給権のほうが大きくなる。このため、期待運用利率が異ならなければ、「保険契約者に帰属する財産所得」のうち確定給付型年金分よりも「年金受給権に係る投資

¹⁹ 1993SNA において、積立がないものは雇用者の貸借対照表に何も計上されない。

²⁰ 企業の資産にはこれに対応した預金等が一定程度存在している。

²¹ 家計を経由する扱いには変わりがない。このため、「雇主の現実社会負担」に加える。

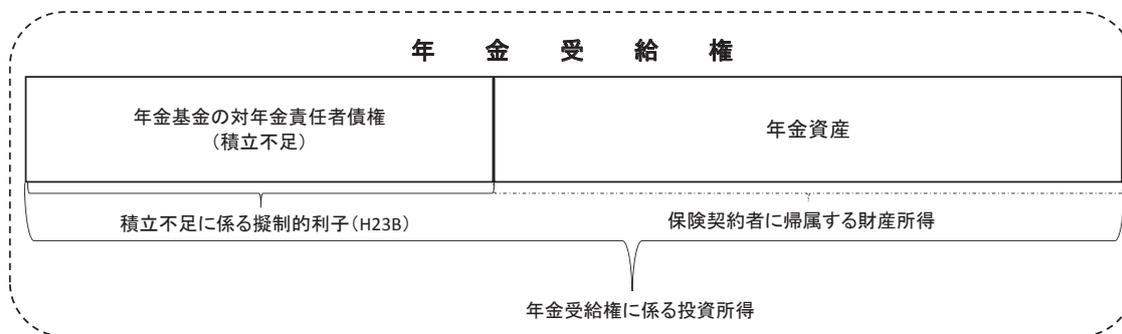
²² 「雇主の現実社会負担」がこの現金の分だけ発生し、「雇主の帰属社会負担」が減少する。これにより、積立不足（雇主企業の年金基金への債務）が減少する。

所得」の方が大きくなる。つまり、年金基金は実際の収益（「保険契約者に帰属する財産所得」）以上の金額を投資所得として家計に支払う必要が出てくる。この差額分だけ本来は導管であるはずの年金基金の第1次所得バランスが減少し、最終的には純貸出(+)/純借入(-)が常にマイナスになってしまう恐れがある。この点については、米国を中心に問題提起が行われ、United Nations and European Central Bank (2014) においては、この不足分を補うために積立不足への責任を負うべき雇主企業から年金基金への利子（「積立不足に係る擬制的利子」と呼ぶ）の支払いを記録することを提言している。この「積立不足に係る擬制的利子」の JSNA での取り扱いを検討した結果、上記の計上方法を採用することとした。我が国では、無基金の退職一時金も年金受給権の範囲としていることから、積立不足の規模が大きくなっており、同利子額を計上しないと年金基金の純貸出(+)/純借入(-)が常にマイナスとなってしまう可能性が高いことが理由の一つである。もっとも、2000年以降は金利の水準が低いことから「積立不足に係る擬制的利子」自体の規模は徐々に小さいものとなっている。しかし、遡及推計の範囲である1990年代は利子率が高いことや、今後の動向次第では利子率が再び上昇することによってこの金額は重要となる可能性があると考えられる。この「積立不足に係る擬制的利子」については、不足分（過去勤務増分と実際の収益額の差）をそのまま計上する方法と前期末の積立不足残高に利息費用を計算した時に用いたのと同じ利子率をかける方法が考えられるが、我が国では後者の方法をとっている。例えば、A社の場合、2015年の利息費用は175億円であり、前期末の年金受給権（予測給付債務）は1.7兆円である。つまり、概ね1%の利子

が発生していることになる。一方、前期末の積立額は1.4兆円のため、3000億円の積み立て不足がある。そこで、積立不足に係る利子として30億円（積立不足額の1%）を発生させ、年金基金に支払う扱いとする²³。この結果、所得の第1次配分勘定では、財産所得において雇主企業から年金基金への利子の支払いが計上される²⁴。なお、我が国の場合、上記の利子額を計上しないと多くの場合、年金基金の純貸出(+)/純借入(-)はマイナスになるものの、2014年のA社のようにキャピタルゲインによる運用収益が多い場合は、積立不足が増加することにはならない。つまり、この擬制的な利子を計上しないと年金の給付のための資金がなくなるということではない点には留意が必要である。ここで、A社の実際の運用収益のうち利子・配当分を、期首の年金資産の額に利息費用を計算した時の利子率をかけたもの²⁵と仮定すると、家計（雇用者）の受け取る財産所得等は図表5-11のように変化する。なお、前述のとおり平成17年基準では年金の積立金より発生した実際の利子・配当を家計の財産所得に計上していたが、平成23年基準では年金の積立金に加えて積立不足相当額を含んだ額（年金受給権に相当）より発生する概念上の利子額を家計が受け取るようになるため、今回の基準改定により年金に関する家計の財産所得は増加する（図表5-10では、利子等の対象となる資産の額を示している）。

次に、第2次所得の分配勘定では、家計から年金基金への掛金（自己負担分と、家計が所得の第1次配分勘定で受け取った雇用者報酬と財産所得）の支払いと年金基金からの年金の給付（従来の年金給付と無基金雇用者社会給付の合計）が行われる（図表5-12のとおり）。これらは経常移転の形をとる。無基金の退職一時金の扱い

図表5-10 年金受給権に係る投資所得と積立不足に係る擬制的利子



²³ 2011年6月に公表された、改定後のIAS19号「従業員給付」では、利息の純額（期首の積立不足額に、利息費用計算時の割引率をかけたもの）が企業の損失として即時認識されることとなっている。積立不足に係る擬制的利子は、これと整合的な概念である。

²⁴ 積立が過剰な場合は、利子がマイナスになることもある。例えば、FOFにおいて国内銀行部門の「年金基金の対年金責任者債権」がマイナスとなっている年があり、この場合、利子額もマイナスとなる。

²⁵ IAS19での利息収益に相当。

図表5-11 A社の確定給付年金に係る財産所得

(100万円単位)

平成17年基準	2012年	2013年	2014年	2015年
保険契約者に帰属する財産所得	17,421	16,834	16,327	14,728
平成23年基準	2012年	2013年	2014年	2015年
年金受給権に係る投資収益	27,804	24,618	21,746	17,509
利子(A社⇒年金基金)	10,383	7,784	5,419	2,781

図表5-12 A社の確定給付年金の現物社会移転以外の社会給付

(100万円単位)

平成17年基準	2012年	2013年	2014年	2015年
年金基金の社会給付	36,988	36,998	38,019	37,767
無基金雇用者社会給付	24,400	24,695	26,443	28,676
現物社会移転以外の社会給付	61,388	61,693	64,462	66,443
平成23年基準	2012年	2013年	2014年	2015年
その他の社会保険年金給付	61,388	61,693	64,462	66,443
現物社会移転以外の社会給付	61,388	61,693	64,462	66,443

図表5-13 A社の確定給付年金への社会負担(掛金)

(100万円単位)

平成17年基準	2012年	2013年	2014年	2015年
雇主の自発的現実社会負担	53,906	56,386	38,917	53,060
雇用者の自発的社会負担	18,334	17,690	17,198	15,626
帰属社会負担	24,400	24,695	26,443	28,676
社会負担(掛金)	96,640	98,771	82,558	97,362
平成23年基準	2012年	2013年	2014年	2015年
雇主の現実社会負担	78,306	81,081	65,360	81,736
雇主の帰属社会負担	-18,045	-16,532	7,896	-3,125
家計の現実社会負担	913	856	871	898
家計の追加社会負担	27,804	24,618	21,746	17,509
社会負担(掛金)	88,978	90,023	95,873	97,018

が変わったことにより、平成17年基準では家計から雇主企業への掛金の支払いとなっていた帰属社会負担と雇主企業から家計への社会給付であった無基金雇用者社会給付が、家計から年金基金への掛金および年金基金から家計への社会給付となっていた。表章項目が、雇用者から家計に変更されているのは、退職世代などもこの掛金を支払うためである。また、現行基準の「雇用者の自発的社会負担」は、「保険契約者に帰属する財産所得」と掛金のうち雇用者の負担分が含まれていたが、平成23年基準では「年金受給権に係る投資所得」の分は「家計の追加社会負担」、掛金のうち雇用者の負担分を「家計の現実社会負担」に計上する。掛金についてのA社の例は、図表5-13のとおりである。

「雇主の帰属社会負担」がプラスである、A社の負担した実際の掛金が少なかった2014年を除いて、掛金は

減少している。また、社会給付は図表5-12のとおりであり、計上方法には変わりがないことがわかる。

所得支出勘定の最後に示される所得の使用勘定では、金融勘定での年金準備金(平成23年基準では年金受給権)のフロー額と同じ額だけ家計の(金融機関の)貯蓄を増やす(減らす)必要がある。このような対応をとらないと、資本勘定と金融勘定の純貸出(+)/純借入(-)が一致しないこととなるためである。平成17年基準では、年金基金への掛金の合計から「年金基金の社会給付」を控除したものが、また平成23年基準では4つの社会負担の合計(厳密にはそこから「年金制度の手数料」を控除)から無基金の退職一時金を含む社会給付額を控除したものが、家計の受取(年金基金の支払)として計上される。

$$\begin{aligned} \text{年金受給権の変動調整} &= \text{雇主の現実社会負担} + \text{雇主の帰属社会負担} + \text{家計の現実社会負担} \\ &+ \text{家計の追加社会負担} - \text{その他の社会保険年金給付} \end{aligned} \quad \text{①}$$

式①で計算した金額が、大きいほど家計の貯蓄は大きくなる。

今回の A 社の例で計算すると図表 5-14 のようになる。表のとおり、平成 17 年基準よりも平成 23 年基準の調整項目が大きい 2014 年を除き、家計の貯蓄は減少することとなる。

この後の実物面（平成 17 年基準では資本調達勘定（実物取引）、平成 23 年基準では資本勘定）においての変更はなく、貯蓄の増減と純貸出（+）／純借入（-）の増減が連動することとなる。つまり、2014 年を除き、家計の純貸出（+）／純借入（-）が減少することになる。

金融面（平成 17 年基準では資本調達勘定（金融取引）、平成 23 年基準では金融勘定）では、実際の掛金の支払いは雇主企業から年金基金へのフローとして、年金及び退職一時金の支払いは年金基金から家計へのフローとして現れる。また、年金の運用資産からの利子や配当などの収入は、年金基金が受け取る点も変わらない。このように、実際に発生する金銭などの移動はそのまま記録さ

れる。では、何がかわるかという点と、まず、年金受給権という項目（家計の資産、年金基金の負債）の取引額の推計方法が所得の使用勘定で示したものと整合的になる点である。さらに、積立不足に対する雇主企業の責任を示す「年金基金の対年金責任者債権」（いわゆる積立不足）という項目が新設され、先に説明した「雇主の帰属年金負担」に「積立不足に係る擬制的利子」を加えた額だけ積立不足が増加することとなる。

$$\begin{aligned} \text{年金基金の対年金責任者債権} &= \text{雇主の帰属社会負担} \\ &+ \text{積立不足に係る利子} \end{aligned} \quad \text{②}$$

まず式②の意味を説明する。「雇主の帰属社会負担」は現在勤務増分に対する実際に拠出した掛金の過不足を表す（現在勤務増分から実際の掛金額を控除）。例えば、現在勤務増分以上に掛金を拠出すると「雇主の帰属社会負担」はマイナスとなり、「年金基金の対年金責任者債権」（積立不足）は減少する。「積立不足に係る擬制的利子」

図表 5-14 A 社の確定給付年金の所得の使用勘定（受取）

(100 万円単位)

平成 17 年基準	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
年金基金年金準備金の変動	35,252	37,078	18,096	30,919
平成 23 年基準	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
年金受給権の変動調整	27,590	28,330	31,411	30,575

図表 5-15 A 社の確定給付年金の金融勘定

(100 万円単位)

平成 17 年基準	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
年金準備金	35,252	37,078	18,096	30,919
未収金・未払金等	0	0	0	0
平成 23 年基準	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
年金受給権	27,590	28,330	31,411	30,575
年金基金の対年金責任者債権	-7,662	-8,748	13,315	-344

図表 5-16 A 社の確定給付年金の調整勘定

(100 万円単位)

平成 17 年基準	2013 年	2014 年	2015 年
年金準備金	26,031	45,609	160,012
未収金・未払金等	-91,099	-139,631	269,497
平成 23 年基準	2013 年	2014 年	2015 年
年金受給権	34,779	32,294	160,356
年金基金の対年金責任者債権	-82,351	-152,946	269,841

図表 5 - 17 A 社の確定給付年金の貸借対照表勘定

(100 万円単位)

平成 17 年基準	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
年金準備金	1,594,411	1,657,520	1,721,225	1,912,156
未収金・未払金等	504,153	413,054	273,423	542,920
平成 23 年基準	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
年金受給権	1,594,411	1,657,520	1,721,225	1,912,156
年金基金の対年金責任者債権	504,153	413,054	273,423	542,920

は帰属計算によるものであり、実際にはキャッシュが動かないものである。このため、その分だけ積立不足が増加することとなる。金融勘定の状況をまとめると、次の表ようになる。「年金準備金」は「年金基金年金準備金の変動」と一致し²⁶、「年金受給権」は「年金受給権の変動調整」と一致する。金融面において貸借対照表勘定では「年金基金の対年金責任者債権」に相当するものを未収金・未払金等に計上していたが、取引額は推計していなかった。このため、図表 5 - 15 ではゼロとしている。

図表 5 - 15 のように、企業の拠出が少なかった 2014 年を除いて「年金基金の対年金責任者債権」はマイナスとなっている。つまり、積立不足の解消のための拠出を行っている。一方、2014 年の「年金基金の対年金責任者債権」のフローはプラスだが、残高（図表 5 - 17）は減少している。これは、キャピタルゲインにより年金資産が増加したことから積立不足が減少したためであり、調整勘定においてこの減少が記録される。調整勘定は図表 5 - 16 のとおりである。

最後に、貸借対照表勘定（ストック）において、平成 17 年基準でも A 社のような上場企業の積立不足は年金準備金（一国の帳簿価格ベースの年金資産）に加算されている。その一方で、上場企業等の積立不足にあたる額を雇主企業から年金基金に対する債務として未収金・未払金等に計上していた。ただし、平成 23 年基準では上場企業等の計数を一国ベースに膨らませる処理を行うため、「年金基金の対年金責任者債権」（積立不足）が増加することとなる（年金資産の額は変わらない）。同じ理由から、年金資産と積立不足の合計である「年金受給権」も増加する。

6 実際の計数の作成方法と結果の概要

(1) 方法

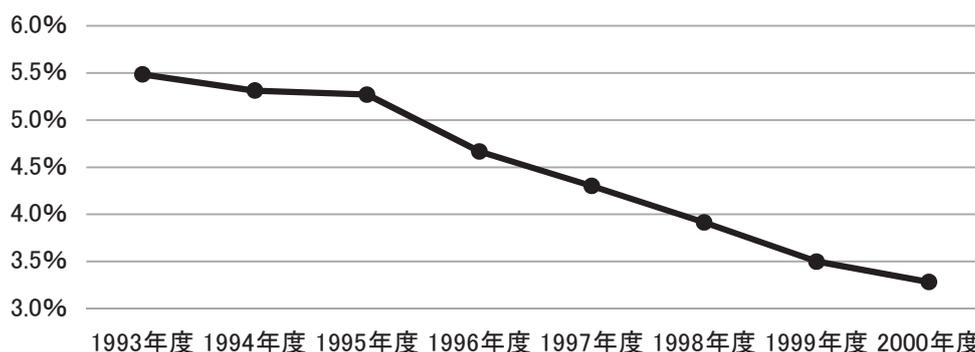
前節では実際の企業の財務データなどから説明したが、本節でははじめに実際の計数の作成方法を説明する。先にも述べたが、上場企業等（3000 社超）の集計値を膨らまし率（＝企業年金全体の年金資産残高／上場企業等の年金資産残高）で膨らませることで一国の計数を推計する²⁷。日本銀行では、2016 年 9 月公表の FOF において、2004 年度末から 2015 年度末のストックと 2005 年度から 2015 年度のフローを推計している。これらの推計で使用する上場企業等の退職給付債務を膨らませた一国ベースの「年金受給権」と、一国ベースの「年金受給権」と年金資産の差額である「年金基金の対年金責任者債権」、雇用者報酬（雇主の社会負担）の推計で使用する一国の現在勤務増分（上場企業等の勤務費用を膨らませたもの）および財産所得等（「年金受給権に係る投資所得」、「家計の追加社会負担」）の推計で使用する一国の過去勤務増分（上場企業等の利息費用を膨らませたもの）については、原則として日本銀行が公表する FOF と整合的となる。一方、2003 年度以前については、FOF の「年金に関する参考計数」においてストック面の計数が公表されているのみである。そこで、フロー面を中心に内閣府において新計数の推計を行った。

このうち、退職給付会計の導入がなされている 2000 年度から 2003 年度は、基本的に 2004 年度以降と整合的な方法で推計を行っている。ただし、将来分の代行返上を開始された 2002 年度～2003 年度について、代行返上に係る経過措置が規定されており、これに係る特殊処理を行った。この経過措置では、代行部分について将来分を返上する認可を受けた日をもって、当該部分に係る退職給付債務と年金資産が消滅したとみなすことができるというものである。つまり、企業会計上の退職給付債務

²⁶ 平成 17 年基準では金融勘定の年金準備金は、資金循環統計の計数（年金資産の簿価残高の増減から推計したもの）を使用しており、分配面の計数とは一致していない。

²⁷ 日本銀行（2016a）に記載されている。

図表 6-1 1990年代の米国会計基準適用会社（23社）の割引率



と年金資産は将来分の返上を認可された日に減少するものの、一国ベースの年金資産は過去分を返上し国から積立分を徴収されるまで減少しないこととなるため、膨らまし率の計算式の分母が減少することとなる。そこで、これらの年に代行返上を行った主な企業の代行返上による年金資産の減少分を調べ、膨らまし率の調整を行った。

1990年代についても、ストック面は FOF の「年金に関する参考計数」をより推計し、企業年金部門（1990年代は、確定給付型のみ）の年金受給権と積立不足以外（年金資産など）については FOF を使用して推計を行う。ただし、日本銀行が公表した「年金に関する参考計数」は年金資産を簿価ベースの計数としているため、企業年金部門の時価ベースの資産額と乖離が生じる。そこで、ストックにおいては積立不足額が「年金に関する参考計数」に一致するように、企業年金部門のその他（その他の金融資産・負債の内訳）という項目に数字を計上している。この計数の見合いは、積立不足の大宗を占める民間非金融としている。

次に、FOF の参考計数で推計していない勤務費用や利息費用は、我が国の会計基準で 1990 年代には退職給付会計が導入されていなかったことから入手できない。そこで、我が国の企業の中で 1990 年代に米国会計基準を適用している 23 社の企業の有価証券報告書を調べ、同計数より勤務費用や利息費用の推計を行った。会社数は少ないものの、1 社あたりの数字が大きいこともあり結果は安定的であった。まず、23 社の計数のうち前期の退職給付債務と当期の利息費用から当期の割引率を算出する。この割引率を先に説明した前期の年金受給権にかけることで過去勤務増分を計算する。現在勤務増分（勤務費用を膨らませたもの）は、23 社データの利息費用と勤務費用の比率より計算した。勤務費用と利息費用は

ともに割引率の影響などを受けて増減する計数であり、勤務費用（および年金受給権）については割引率が低い場合は計数が大きくなる。このため、1990 年代の勤務費用は増加傾向にある。

（2）結果の概要

ここでは結果の概要について、2016 年 12 月に公表した計数を使用して説明する。なお、その都度記載しないが、すべて年度値（残高の場合は年度末値）となる。

はじめに、ストック編から説明する。ストック編付表 6 によると図表 6-2 のとおり、家計の資産及び年金基金の負債に計上される「年金受給権」は、1994 年度以降 2002 年度末を頂点に増加を続けている。2003 年度以降については、前年より厚生年金基金から国（年金特別会計、2007 年度までは厚生年金保険特別会計）への代行返上が開始され、この年から過去分も含めた代行部分の返上が増えている。また、2000 年代前半は不況に伴う転籍を含む中途退職者の増加などもあり、退職一時金の支払いが増加していた。これらにより「年金受給権」と「年金基金の対年金責任者債権」（積立不足）が減少しているが、近年では国債等の金利の低下などの影響もあり「年金受給権」（割引現在価値のため、利率が低下すると増加する）が増加している年もある。

2014 - 2015 年度の 2 年は「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）」により、厚生年金基金の解散（代行返上）が増加している。解散厚生年金基金等徴収金（責任準備金相当額徴収金）は、大企業による代行返上が落ち着いた 2006 年度以降水準が低くなっていた。代行返上が行われると、企業年金の運用する年金資産が減少し、退職給付債務も減少する²⁸。このた

²⁸ 年金資産よりも退職給付債務の減少分の方が大きい場合は、雇主企業にとって特別利益となる。しかし、JSNA では代行返上による年金受給権等の減少は調整勘定に計上されるため、金融勘定では金融資産の減少のみが取引計上される。

め、利率の下落の割に年金受給権の伸びが小さくなっている。次に、「年金基金の対年金責任者債権」（積立不足）をみると、2002年度までは「年金受給権」の増減と積立不足の増減は同じような動きとなっているが、2003年度以降については「年金受給権」自体の変動が小さくなっている一方で株価などによる年金資産の増減が大きくなっている。これに伴い、株価の高い年は積立不足が少なく、株価の低い年は積立不足が多くなるという傾向がみられる。

なお、「年金受給権」を「年金基金の対年金責任者債権」（積立不足）と年金資産に分割すると、図表6-2のようになる。この図表では、「年金受給権」以外の企業年金の負債額を年金資産から控除していることや、確定拠出型企業年金も含むため積立不足の比率が下がっていることに注意してほしい（確定拠出型企業年金は、制度の性質上、年金資産と年金受給権が一致するため積立不足の概念はない）。また、部門別でみると、家計は「年金受給権」の増加に伴い資産が増加する。企業年金部門は資産・負債とも増加し（主に資産側の「年金基金の対年金責任者債権」と負債側の「年金受給権」）、年金基金からの積立不足に対する請求先としての大宗を占める非金融法人企業は負債が増加している。このため、正味資産においてもこの影響が出ている。また、各部門の負債側に計上される「年金基金の対年金責任者債権」は、当該部門が最終的な責任を負う「年金受給権」の水準よりも年金資産の額が上回る場合には、マイナスで計上する。

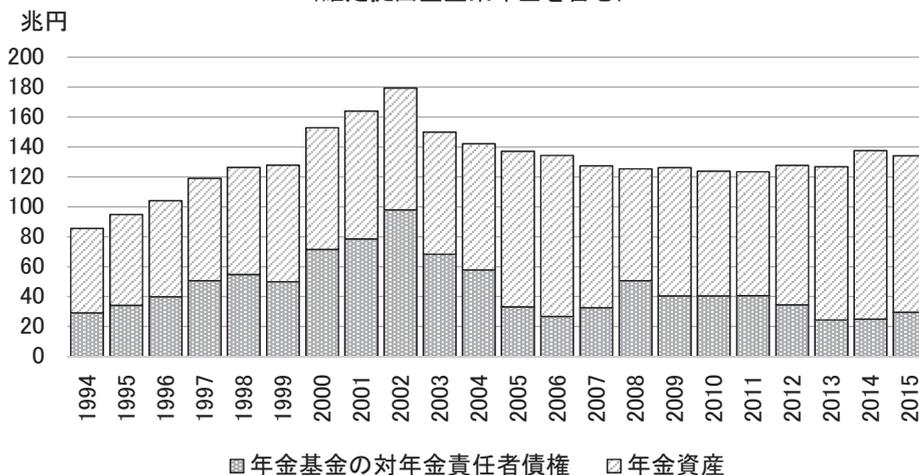
次に、フロー編の計数についてみていく。まず、年金の掛金の一部を雇主が負担しており、この負担分は、実際には企業から年金基金に直接支払われるが、SNAでは雇用者報酬として雇用者（家計）に支払われたのち、家計が自己負担分等と合わせて年金基金に支払う形とな

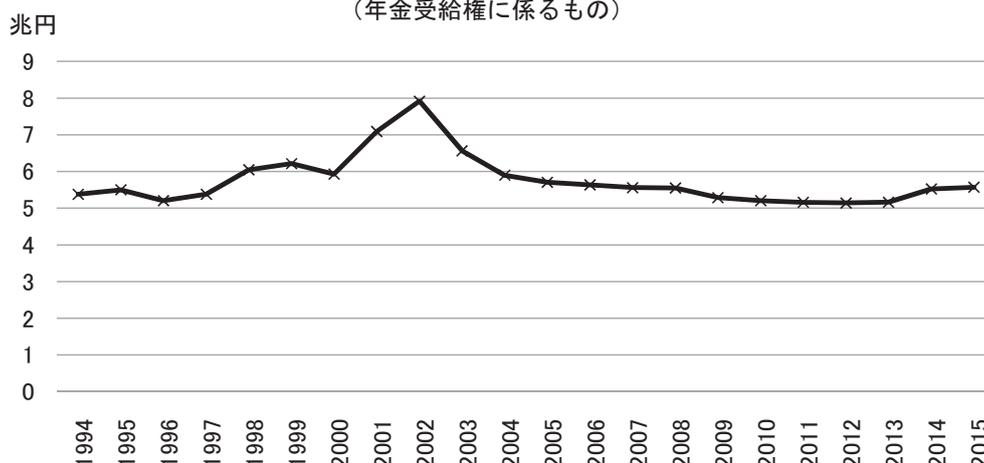
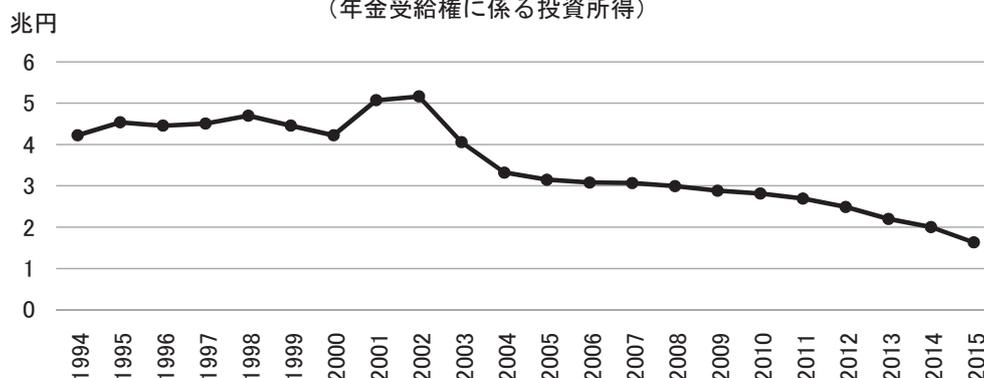
っている。また、雇主が自己勘定内（外部積立がなく、無基金のもの）で行う退職一時金制度についても、先に説明した通り、企業会計においては確定給付型の年金制度に含まれることから、無基金の退職一時金を扱う年金基金が存在するとみなし、同機関が雇主企業から（家計を経由して）掛金を受取り家計に退職一時金を支払うという形で推計している。

この雇用者報酬となる部分のうち発生主義で推計を行う部分（掛金が年金受給権となる部分）は、平成17年基準において「雇主の自発的社会負担」とされていたものと、「帰属社会負担」（「無基金雇用者社会給付」として給付がなされる）のうち民間法人企業や公的企業の一部から支払われていたものである。

図表6-3で平成23年基準において発生主義で推計する年金受給権（確定給付型年金制度と確定拠出型企業年金）に係る雇用者報酬（雇主の社会負担部分）の動きを見ると、2002年度をピークとして、その後低減した後安定的に推移している。2002年度がピークとなる点は平成17年基準と同様であるが、平成17年基準よりも比較的変動が小さくなっている。これは、平成17年基準では、雇用者報酬には年金基金への掛金のうち雇主の負担分（雇主の自発的社会負担）と同年に支払う無基金の退職一時金の額（「帰属社会負担」）の和となっていたが、平成23年基準では無基金の退職一時金と確定給付型企業年金制度を区別せず、雇用者の1年間の労働への対価として発生した年金受給権の増分である現在勤務増分（企業会計での勤務費用に相当）となっている。現在勤務増分は、将来の年金や退職一時金の支給額とともに割引率によって毎年増減するものの、大きくは変わらない。一方、平成17年基準での「無基金雇用者社会給付」は、その年の退職者数等によって大きく増減するもので

図表6-2 年金受給権の内訳
(確定拠出型企業年金を含む)



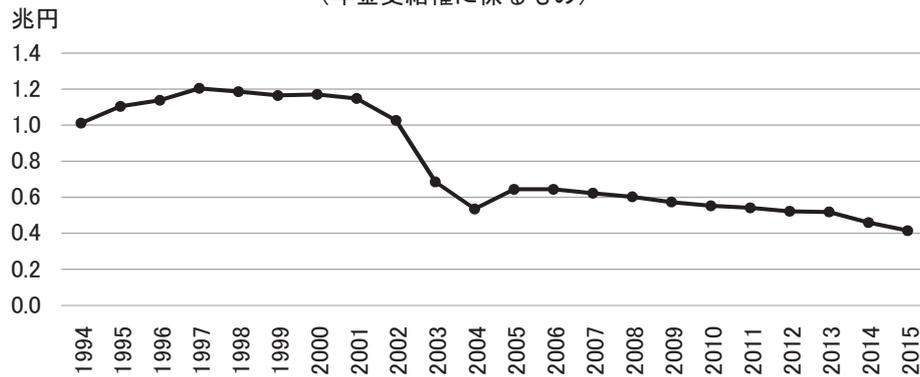
図表 6-3 社会負担のうち雇用者報酬となる部分
(年金受給権に係るもの)図表 6-4 家計の追加社会負担
(年金受給権に係る投資所得)

あり、不況時にリストラなどが起こると退職時まで発生済みの「年金受給権」が一気に取り崩されることとなるため、通常よりも退職一時金が増えることとなり、その年の雇用者報酬が増加してしまう。このため、平成 17 年基準の方が増減は大きくなる。

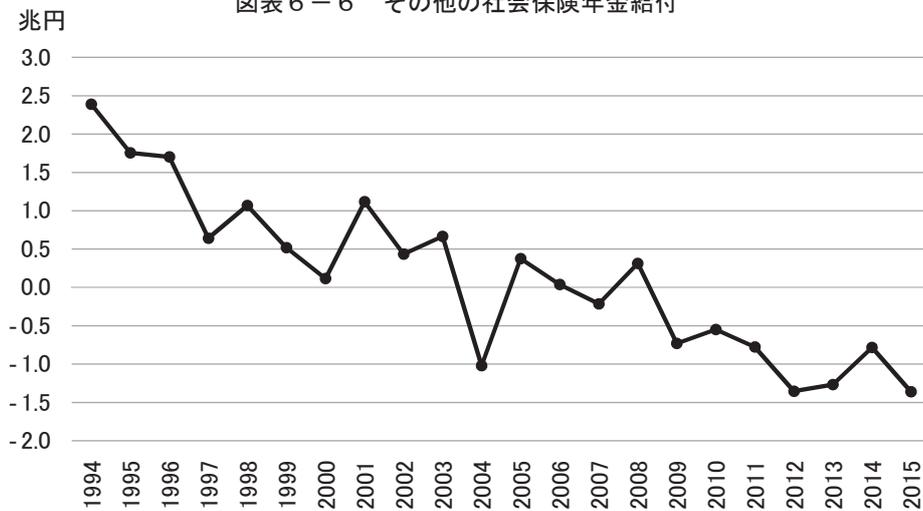
次に、第 1 次所得の配分勘定において年金基金から家計が財産所得として受取り、所得の第 2 次配分勘定で掛金として家計から年金基金に払い戻される部分である。平成 17 年基準では「雇用者の自発的社会負担」という項目に、この金額と掛金のうち家計の負担分との和が計上されていた。平成 23 年基準では、この金額は「家計の追加社会負担」に計上され、家計の自己負担分は「家計の現実社会負担」に計上される²⁹。前者には、確定拠出型の場合は「年金受給権」（確定拠出型の場合は、年金受給権＝年金資産）より実際に発生した利子・配当を、確定給付型の場合は前期末の「年金受給権」の残高に当

期中の割引率を掛けたもの（過去勤務増分、企業会計上の利息費用に相当）を計上している。この数字の推移は図表 6-4 のとおりであるが、頂点となっている 2002 年以降は、基本的には利率の低下と「年金受給権」の減少（または横ばい）に伴い、右下がりとなっている。ただし、2000 年代前半までは、必ずしも減少傾向にはなく、増加している年もある。これは、「年金受給権」の増加の方が利率の低下よりも大きいためである。特に、基礎データとしている有価証券報告書の集計値の動きと連動したものではあるが、2001 年と 2002 年は大きめの数字が計上されている。この点については、前年度末の年金受給権の規模が大きいことが要因であるが、今後も引き続き基礎資料を精査していくことが必要と考えられる。なお、平成 17 年基準の計数（「保険契約者に帰属する財産所得」のうち年金準備金に係る分）は公表されていないためここに詳細な数字は示さないが、1990 年代の高

²⁹ 表章において雇用者とされていたものが家計に変更されている。これは、確定拠出型年金制度では、主婦などの雇用者以外も掛金を負担することや、年金受給権に係る投資所得については退職後にも発生することから雇用者よりも家計の方が正確であるためである。また、社会保障基金においても掛金を負担する主体は雇用者に限られない。

図表6-5 家計の現実社会負担
(年金受給権に係るもの)

図表6-6 その他の社会保険年金給付



金利時代に2兆円程度の年があるが、近年では利率の低下に伴い1兆円未満であった。このため、平成17年基準の当該計数に対し、平成23年基準の「年金受給権に係る投資所得」は2倍から2.5倍の大きさとなっている。

次に、家計から年金基金への社会負担の支払いが行われる所得の第2次分配勘定では、「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」、「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」が計上され、この合計から消費支出となる「年金制度の手数料」を控除したものが純社会負担に計上される。なお、家計の表では、社会負担に発生主義では推計していない非年金制度や社会保障基金などへの支払いも計上されるがこれらを捨象すると、「家計の現実社会負担」には、確定給付型の年金制度（ここでは、厚生年金基金）や確定拠出型の年金制度に対する家計の負担分のみが計上され、平成17年基準において雇用者の現実社会負担に含まれていた「保険契約者に帰属する

財産所得」（平成23年基準では、「年金受給権に係る投資所得」）は、「家計の追加社会負担」に計上される。「家計の現実社会負担」は、図表6-5のとおり、2002年度以降は厚生年金基金の代行返上に伴い減少傾向であるが、個人型を含む確定拠出年金制度の発展に伴い今後は増加する可能性もある。

所得の第2次分配勘定では、各年金等の制度から家計に対し一時金や年金の給付が行われる。このうち、「その他の社会保険年金給付」には、発生主義での推計を行う退職一時金を含む確定給付型企業年金制度と、確定拠出型年金制度の社会給付が含まれる。名前のとおり、すべて年金基金からの給付とみなす。一方、「その他の社会保険非年金給付」には、今までどおり現金主義での推計となるものに加えて、年金基金や社会保障基金などの外部機関を通さない福祉的な給付を含んでいる³⁰。その推移をみると、図表6-6のとおり、退職一時金の多い

³⁰ 2008SNAによると、非年金給付についても雇主企業が独自に運営する有基金の制度については、積立額の貸借対照表への計上が必要となる。我が国ではこのような制度は一般的ではないと考え、すべて無基金とみなしている。

時期に計数が増加しているが、近年は概ね横ばいである。

可処分所得の使用勘定では、先にも説明したとおり、金融勘定との整合のため、金融勘定で年金受給権の増加に寄与する現在勤務増分（勤務費用相当）、家計の掛金負担分、確定拠出型年金への掛金、年金受給権に係る投資所得の合計³¹から、年金受給権の減少に寄与する「その他の社会保険年金給付」を控除したものが「年金受給権の変動調整」となり、概念上は金融勘定の「年金受給権」の取引額と一致する³²。その推移は図表6-7のとおりである。

最後に、金融勘定での計数について記載する。年金受給権のフローについては推計資料の違いから確定拠出年金分について若干の違いがみられるが、ここでは省略する。「年金基金の対年金責任者債権」の金融取引について記載する。この項目には、まず、確定給付型年金制度に対する「雇主の帰属社会負担」が計上される。「雇主の帰属社会負担」は下記の式のとおり、当期中に必要とされる分（「年金受給権」の当期の発生分と当期の年金制度手数料）以上に雇主の現実社会負担を行うとマイナス、逆の場合はプラスとなる。つまり、マイナスの場合は、必要な額以上に拠出しているため、積立不足が減るような取引が行われたとみなす。一方、プラスの場合は、拠出額が不足しているため、積立不足が増加するような取引が行われたとみなせる。

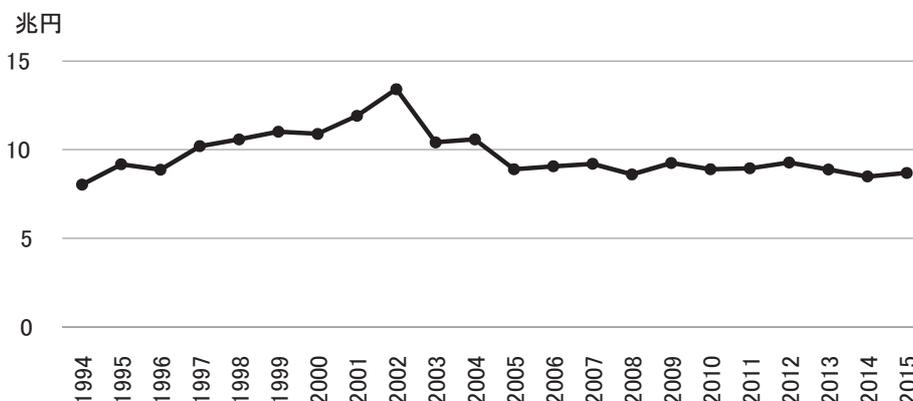
$$\begin{aligned} & \text{雇主の現実社会負担} + \text{雇主の帰属社会負担} \\ & = \text{当期勤務増分} + \text{年金制度の手数料} \end{aligned}$$

また、「年金基金の対年金責任者債権」（積立不足に相

当）の取引額には、5章で説明した「積立不足に係る擬制的利子」も含むことが必要である。「積立不足に係る擬制的利子」は、積立不足の増加のうち前年度末の積立不足に起因する部分（つまり、積立不足がなかった場合に得られる投資所得の額に相当）である。所得支出勘定では、第1次所得の配分勘定において積立不足の責任を負う各制度部門から年金基金への支払いとして計上されているが、金融勘定ではこれを積立不足の増加として計上する。結果は図表6-8のとおりであるが、構成要素のうちこの擬制的利子、現実社会負担のうち各年金基金への掛金、現在勤務増分は大きな変動が少ない。このため、このフローの変動の大きな要因は、無基金の退職一時金の額となる。無基金の退職一時金を支払うと、その金額に見合う分だけ「年金受給権」及び積立不足が減少するが、この金額は各年の退職者数などにより大きく変動するため、退職一時金の多い年ほどフローのマイナス幅が大きくなる。

最後に、代行返上の扱いについて記載する。JSNAでは、平成17年基準と同様に、代行返上については将来分、過去分の返上を経て最低責任準備金相当額（国の決算書では、「責任準備金相当額徴収金」）を徴収した時点に計上する。この金額は、民間金融機関（厚生年金基金）から社会保障基金への資本移転に計上される。つまり、その時点までは家計の民間金融機関に対する「年金受給権」（ストック）が存在し、国が相当額を徴収したのちに消滅することとなる。実際にキャッシュが動くのは、民間金融機関と社会保障基金の間だけであるが、家計についても「年金受給権」（ストック）の減少が計上される。この減少額を金融勘定の「年金受給権」のフロー項目に

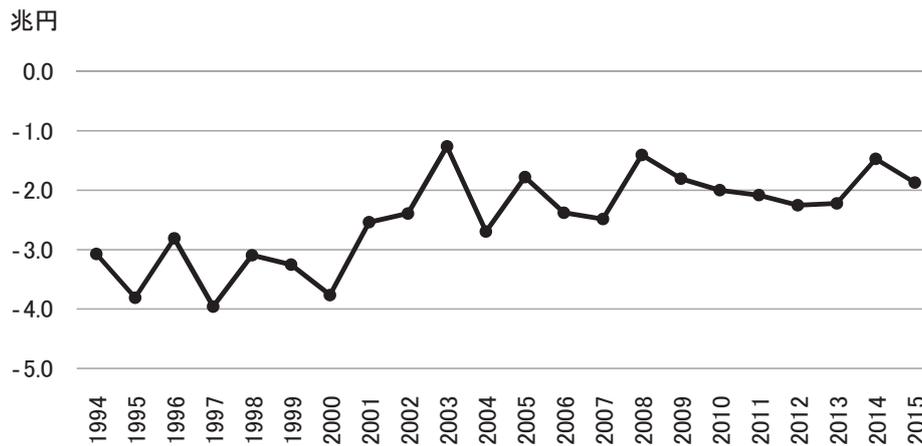
図表6-7 年金受給権の変動調整
（民間金融機関分）



³¹ ただし、掛金等のうち年金制度の手数料分は家計最終消費となり年金受給権の増加に寄与しないため控除することが必要。

³² 確定給付年金に係る年金受給権については、所得支出勘定と金融勘定で一致する。一方、確定拠出型年金等については所得支出勘定と金融勘定では一致しない（金融勘定は、FOFより推計しているため）。

図表6-8 年金基金の対年金責任者債権（フロー）



計上すると、家計は資金不足となり実物面と一致しなくなる。一方、民間金融機関については負債側の「年金受給権」の減少と資産側のキャッシュの減少が相殺されてしまい、実物面と一致しなくなる。そこで、この「年金受給権」（ストック）の減少分は、金融取引には計上せず、調整勘定のうちその他の資産量変動に計上することとなる。所得支出勘定においても「年金受給権の変動調整」の計算方法より明らかなように、代行返上分は「年金受給権の変動調整」に含まれない。次に、大企業が代行返上を行う場合、代行返上により国から徴収される額よりも抹消される「年金受給権」の方が大きいとされ³³、代行返上時には特別利益が発生する。金融面についてみると、企業年金部門の資産側の金融資産の減少よりも負債側の「年金受給権」の方が減少額は大きい。このため、雇主企業の負債である「年金基金の対年金責任者債権」（積立不足）のストックが減少することになる。この増減はフローには計上されないため、その他の資産量変動で減少する形となる³⁴。

7 結び

本稿では、確定給付型の企業年金制度を中心に、1993SNA から 2008SNA への変更点、2008SNA の勧告に対する我が国での対応方針、具体的な推計方法と推計結

果の概要について記した。国民経済計算部では、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じた検討や統計委員会国民経済計算部会での審議の結果を踏まえ、細部に関する検討や実際の推計作業を進めてきた。この作業は、金融勘定の基礎統計である資金循環統計を作成する日本銀行との協力の下行っており、確定給付型の企業年金制度に関する推計において、実物面と金融面の整合性を向上させることができた³⁵。

なお、今回の変更においては「雇主の現実社会負担」や「(雇主の) 帰属社会負担」のように、平成 17 年基準と名称は一致するものの計上される内容が大きく変化している項目もあるため、旧基準からの利用者の方にはわかりにくい部分も多いと考えられる。このため、本稿では変更点とその変更理由なども解説した。また、国民経済計算部では統計ユーザーへの情報提供の一環として、内閣府のホームページにおいて各勘定やその中の表章項目等について解説した「2008SNA に対応した我が国国民経済計算について（平成 23 年基準版）」を公表しており、推計手法について解説した「推計手法解説書（年次推計編）」についても平成 28 年度中に公表する予定である³⁶。そちらも合わせてご覧いただくと幸いである。

最後に、今回の基準改定においては、年金受給権等の新たな推計項目に関連し、有価証券報告書などの開示資料を使用して推計するものが増えている。このため、今

³³ 企業会計上の割引率 A の方が国の定めた厚生年金保険の割引率 B よりも小さい。このため、A で計算された年金受給権よりも B で計算された最低責任準備金の方が小さくなる。A は超長期の国債などにより利率を決めるが、B については財政再計算における経済想定による割引率となる。

³⁴ 2008SNA のパラ 17.188 によると、政府が明示的な取引を経て年金の給付を肩代わりする場合は、政府に移動した年金受給権の債務相当額を一般政府の負債に計上することとされている。移動した時点においては、「責任準備金相当額徴収金」の額だけ年金受給権に計上すればよいが、それ以降については厚生年金保険の一部となり、代行返上による部分を把握することができない。このため、旧代行分についても元々厚生年金保険であった部分と同様に年金受給権のような負債の計上は行わない。

³⁵ JSNA と FOF の公表のタイミングとの関係から、確報等については差異が残存する場合もある。

³⁶ 四半期別 GDP 速報に係る「推計手法解説書」は平成 28 年 11 月に公表済。

まで以上に我が国の企業会計基準や国際会計基準などについて注視して行くことが重要となった。今後、会計基準等に重要な変更があり推計方法の見直し等を行った場合には、季刊国民経済計算や利用上の注意などの媒体を通じて統計利用者に対して適切な情報提供を行っていくことが重要であると考え。

(参考文献)

- 企業会計基準委員会 (2012) 「退職給付に関する会計基準」
企業会計基準第 26 号 (平成 24 年 5 月 17 日改正)
- 大和銀行 (1997) 「米国の企業年金に関する会計基準 FAS
No.87 について」企業年金ノート No.354-355
- 多田 洋介 (2015) 「各国の 2008SNA / ESA2010 導入状況
と国際基準に関する国際的な動向 - 2014 年 11 月開催
OECD / WPNA 会合出張報告に代えて -」季刊国民経
済計算 No.156
- 多田 洋介 (2013) 「SNA における確定給付型企業年金の発
生主義の記録に関する考察」季刊国民経済計算 No.151
- 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 (2015) 「2008SNA
(仮訳)」(WEB 掲載 : [http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/
seibi/2008sna/kariyaku/kariyaku.html](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/kariyaku/kariyaku.html))
- 日本銀行 (2016a) 「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見
直し結果」BOJ Reports & Research Papers
- 日本銀行 (2016b) 「資金循環統計の作成方法」
- United Nations and European Central Bank (2014) “Financial
Production, Flows and Stocks in the System of National
Accounts”

付加価値貿易指標改善を目的とする拡張産業連関表の整備 ——OECD との協働に向けて——

福山大学経済学部教授 萩野 覚^{1,2}

内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部 国民生産課 研究専門職 田原 慎二

内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部 国民生産課 研究専門職 時子山真紀

1 はじめに

経済協力開発機構（以下、「OECD」という。）では、2013年から公表している付加価値貿易（Trade in Value Added。以下、「TiVA」という。）指標³について、OECD 拡張供給使用表（Extended Supply-Use Tables。以下「ESUT」という。）専門家グループが中心になって、改善に取り組んでいる（萩野 2016）。こうした状況に対応し、我が国の付加価値貿易指標改善プロジェクトでは、我が国の企業を輸出企業と非輸出企業に区分する形で SNA 産業連関表の拡張を行い、OECD に以下のデータを提供した。今後、OECD により当該データを用いた我が国の付加価値貿易指標の再計算が行われ、新たな結果が示される予定である。現在は OECD による再計算を待っている段階であるが、今回の統計整備や作表は、それ自体でも十分価値のあるものと考えられる。そこで本論文では、OECD 提供データ作成の手法や、同データを用いた国際貿易に関する分析を示すこととする。

SUT 専門家グループの議論では、特に、輸出財生産への輸入中間財の投入比率を産業ごとに決定していく（産業ごとに同一の係数を適用する）点の実態を反映せず、国内付加価値と国外付加価値の分割にあたり正確性を欠く結果になりかねないと指摘されている（OECD Expert Group on Extended Supply-Use Tables 2014）。こうした状況の下、OECD は、付加価値貿易指標の推計方法を改善すべく、経済活動別分類を超えた企業の異質性（heterogeneity）を織り込むことを検討している。こうした中、OECD の国際産業連関表作成部署からは、TiVA 再計算のための基礎データとして、以下のデータを提供するよう要請されていた。

- ① 製造業部門を輸出企業と非輸出企業に区分した SNA 産業連関表の拡張表（付加価値率と輸入中間財比率（輸入浸透度）について、輸出企業と非輸出企業の間の乖離を反映）。
- ② 基本価格表及び購入者価格表、その導出に必要な、各種税、補助金、運輸・商業マージンのマトリックス（これは付加価値貿易指標の公表当初から要請されてきたが、我が国の分については、これまで OECD が独自で推計してきたという経緯がある）。

萩野（2015）、萩野（2016）では、SNA 産業連関表に対応した輸入表の拡張に向け、電気・光学機器製造業を対象に拡張の方法を検討し、これを通じ、拡張の方法論が概ね固まってきたことから、萩野・時子山（2016）では、製造業の全産業について拡張することを試みた。こうした方法論の蓄積を踏まえ、今回、91 の部門分類を持つ SNA 産業連関表の拡張を行った。また、今回の作表における大きな進歩は、基本価格表の試作である。国際比較可能性を持つ付加価値貿易指標の作成のためには、産業連関表を基本価格に転換する必要があり、今回、産業連関表の基本価格化に関する、先行研究（新井 2010）を基に、SNA 産業連関表の基本価格化も行った。

以下では、第二節で OECD 提供データの作成概要を示したうえで、第三節において我が国の付加価値貿易の測定・分析を行う。そのうえで、第四節では今回の検討成果をまとめ、今後の課題を整理することとする。

¹ 本稿の作成にあたり、内閣府経済社会総合研究所の豊田欣吾総括政策研究官のほか、同研究所国民経済計算部の長谷川秀司部長、多田洋介企画調査課長、山岸圭輔企画調査課長補佐に有益なコメントを頂いた。また、SNA 産業連関表に対応した輸入表の作成やマイクロデータリンクにあたり、研究協力者である新井園枝氏の協力を仰いだ。OECD 科学技術イノベーション局エコノミストの山野紀彦氏には、SNA 産業連関表の拡張方法についてアドバイスを頂いた。各位に感謝の意を表したい。ただ、本稿の責任は全て筆者らに帰するものである。また、本稿の意見は筆者らの意見であって、内閣府経済社会総合研究所の見解を必ずしも反映したものではない。

² 萩野は、平成 26 年 10 月から平成 28 年 3 月まで内閣府経済社会総合研究所の政策企画調査官として、また平成 28 年 4 月から同年 9 月まで同所の研究協力者として、本稿を含め、付加価値貿易等の研究プロジェクトに携わった。

³ <http://oe.cd/tiva/>

2 OECD提供データの作成概要

(1) SNA 産業連関表の概要

我が国では、概ね5年に一度、総務省等10府省庁の共同事業として産業連関表が作成されている（以下、「共同IO」という。）。これは、行と列に商品の分類を持つマトリックス形式であり、通称X表と呼ばれるものである。これに対し、我が国の国民経済計算（以下、「JSNA」という。）の生産勘定では、生産された財貨・サービスの需要は商品毎に表されるが、費用構造は産業別に表さ

れるため、商品毎の費用構造は示されていない。しかし、産業別国内総生産の推計にあたって、産業別商品投入表（U表と呼ばれるマトリックス表）、および産業別商品産出表（V表と呼ばれるマトリックス表）が作成されており、U表とV表に技術的な仮定を設けることにより、商品ベースの産業連関表（X表）を作成することができる。こうして作成される産業連関表が、SNA 産業連関表である。平成17年基準のSNA 産業連関表は、商品を91部門に分類した表となっている（表1）。

(表1) SNA 産業連関表（平成17年基準平成23年確々報⁴⁾）

	単位:10億円													
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14
	農林水産業	鉱業	製造業	建設、電気・ガス・水道	サービス業	政府・非営利サービス	内生部門計	政府最終消費支出	民間最終消費支出	総資本形成	輸出入	輸出	輸入	国内総生産(支出側)
01 農林水産業	1,654.3	1.4	7,072.5	72.7	1,615.9	152.1	10,569.0	0.0	3,404.3	134.6	53.9	-2,561.4	1,031.4	11,600.4
02 鉱業	0.5	2.9	16,913.9	7,400.8	9.7	2.4	24,330.2	0.0	0.1	-123.6	42.9	-23,527.0	-23,607.6	722.6
03 製造業	2,799.2	119.3	128,810.6	18,113.5	39,724.6	5,967.2	195,534.3	8.0	54,445.1	28,683.7	52,915.1	-46,707.3	89,344.6	284,878.9
04 建設、電気・ガス・水道	159.2	34.5	6,518.4	2,903.7	11,770.5	4,022.3	25,408.5	0.0	7,535.7	46,520.5	0.0	0.0	54,056.2	79,464.7
05 サービス業	1,458.7	252.2	39,434.2	15,307.0	100,934.4	13,576.1	170,962.6	38,197.1	199,189.4	22,618.2	19,272.0	-8,768.6	270,508.2	441,470.8
06 政府・非営利サービス	9.4	0.5	262.8	70.8	1,712.5	185.5	2,241.5	57,911.5	18,492.8	0.0	0.0	0.0	76,404.3	78,645.8
07 内生部門計	6,081.3	410.9	199,012.4	43,868.5	155,767.6	23,905.5	429,046.2	96,116.6	283,067.4	97,833.4	72,283.8	-81,564.3	467,737.0	896,783.2
08 固定資本減耗	2,139.5	129.9	17,976.3	8,465.8	57,832.7	15,252.2	101,796.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	101,796.3
09 生産に課される税	660.2	35.6	11,771.1	3,581.8	20,955.7	274.8	37,279.1	0.0	0.0	-2,609.5	0.0	0.0	-2,609.5	34,669.6
10 補助金	-210.8	-0.6	-58.4	-511.0	-2,214.0	0.0	-2,994.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-2,994.8
11 雇用者報酬	2,270.5	187.0	48,630.4	24,050.3	130,719.0	39,213.3	245,070.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	245,070.4
12 営業余剰・混合所得	659.8	-40.2	7,547.2	9.3	78,409.8	0.0	86,585.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	86,585.9
13 付加価値計	5,519.1	311.7	85,866.5	35,596.2	285,703.2	54,740.3	467,737.0	0.0	0.0	-2,609.5	0.0	0.0	-2,609.5	465,127.4
14 産出額	11,600.4	722.6	284,878.9	79,464.7	441,470.8	78,645.8	896,783.2	96,116.6	283,067.4	95,223.9	72,283.8	-81,564.3	465,127.4	0.0

注：内生部門を6部門に、最終需要部門を5部門に、それぞれ統合している。

(2) 輸出企業・非輸出企業への分割

SNA 産業連関表の部門を輸出企業と非輸出企業に分割するにあたって、産出額については、『工業統計』（経済産業省）の「直接輸出の割合」がゼロでない企業を輸出企業、ゼロの企業を非輸出企業とみなし、その出荷額の比率で、生産者価格表の部門別産出額を、輸出企業分と非輸出企業分に按分した（行・列）。続いて、付加価値率については、『企業活動基本調査』（経済産業省）で「直接輸出額」のあった企業を輸出企業、無かった企業を非輸出企業とみなし、輸出企業と非輸出企業の付加価値率を算出し、その乖離率を、生産者価格表の輸出・非輸出企業の付加価値率に適用した（列）。輸出額については、全額を輸出企業に帰属させ、その他の部門への産出については生産額の比率で按分した（行）。

輸入額については、まず『企業活動基本調査』で「直接輸出額」のあった企業を輸出企業、それ以外を非輸出企業とみなし、輸出企業と非輸出企業の輸入比率を算出

し、その乖離が反映されるように、輸出企業と非輸出企業の輸入額（総額）を決定した。続いて、『鉱工業投入調査』（経済産業省）の個票データを用いて、輸出企業と非輸出企業の輸入品投入比率（部門別）を作成し、輸入総額を按分した。

(3) 非競争型表への転換

SNA 産業連関表は、輸入が最終需要部門に一括して表章されている「競争輸入型」の表となっている（図1-1）。中間財輸入をより適切に分析するためには、需要項目別に国産品と輸入品が区別されている「非競争輸入型」の表が望ましい（図1-2）。しかし、資料の制約等により、我が国では共同IOにおいてのみ、非競争輸入型の表が作成されている⁵⁾。今回の統計整備、分析にあたっては、これまでの検討において試算した非競争輸入型のSNA 産業連関表⁶⁾を用いて、上述の輸出・非輸出の分割や、後述の各種マトリックスの作成を行った。

⁴⁾ SNA 産業連関表に掲載されている「国内総生産（支出側）」は、第四象限に記載されている465,127.4（10億円）が、主要系列表1の支出側GDPと概念的に一致する。ただし、SNA 産業連関表の輸出入はコモディティ・フロー法（以下、「コモ法」という。）推計値を用いているため、「統計上の不整合」の原因の一つである「純輸出の乖離」分だけ相違している。また、家計最終消費支出と輸出入が国民概念で表象されている主1に対して、SNA 産業連関表は国内概念で表象されているため、同じ「家計最終消費支出」でも直接購入分だけ相違が生じている（輸出入についてはこれに加えて前述の「純輸出の乖離」分が相違している）。

⁵⁾ より正確に言えば、共同IOのデータそのものは非競争輸入型では表章されていないが、生産者価格の取引額に占める輸入額が公表データに含まれており、ユーザーが非競争輸入型に展開して利用することが可能となっている。

⁶⁾ 萩野（2016）を参照。また、非競争型での延長表の試算については新井（2014）を参照。

(図 1-1) 競争輸入型の産業連関表⁷

	A	B	C	D	消費	固定資本 形成等	輸出	輸入 控除	国内 生産額
A	...	60 (10)
B	20 (5)	10 (0)	50 (15)	10 (0)	20 (10)	15 (5)	10 (0)	-35 (-35)	100
C	...	10 (5)
D	...	5 (0)
粗 価 付 加					
					
	...	15					
国内 生産額	...	100					

(注) ()内は輸入品に係る取引額であり、内数である。

(図 1-2) 非競争輸入型の産業連関表⁸

		A	B	C	D	消費	固定資本 形成等	輸出	輸入 控除	国内 生産額
国 産 品	A	...	50
	B	15	10	53	10	10	10	10	0	100
	C	...	5
	D	...	5
輸 入 品	A	...	10
	B	5	0	15	0	10	5	0	-35	0
	C	...	5
	D	...	0
粗 価 付 加						
						
	...	15						
国内 生産額	...	100						

(4) 基本価格への変換

我が国の共同 IO 及びそれに基づく JSNA では、取引額に消費税をはじめとする各種の税や補助金を含んだ価額評価で推計が行われている。他方で、SNA のマニュアルではこれらを控除した基本価格での推計が推奨されており、今回の改善に向けた検討にあたっては国際比較の観点から基本価格表の試算も併せて行った。具体的には、新井 (2010) の方法を参考にして、消費税、間接税、補助金、輸入品商品税、関税マトリックスを作成し、SNA 産業連関表の生産者価格に以下の加減算を行い、

基本価格の取引額を推計した。

$$\text{基本価格} = \text{生産者価格} - (\text{消費税} + \text{間接税} + \text{輸入品商品税} + \text{関税}) + \text{補助金}$$

各マトリックスは、①部門別の税・補助金総額を推計し、②これを横方向に配分することによって推計している。まず、部門別税・補助金総額については、以下のよう
に推計している。消費税は、コモ法の 8 桁分類 (約 2,000 品目) 別に、消費税がかかる品目とかからない品

⁷ 総務省編 (2015) より作成。

⁸ 総務省編 (2015) より作成。

目を識別し、消費税がかかる品目について国内出荷分に5%を乗じることで推計した⁹。間接税は、たばこ税、酒税、石油石炭税等の価格形成に影響を与える（価格に転嫁される）税を対象として、部門別の金額を推計した（表2）¹⁰。補助金は、SNA産業連関表公表値の補助金をそのまま使用した。輸入品商品税及び関税は、コモ法の推計値からコモ8桁分類別の金額を取得し、これをSNA産業連関表の部門に対応付けることにより推計した。

推計された各種税・補助金額を示したものが表3-1～3-4である。間接税、補助金、輸入品商品税のうち個別消費税、関税については各種基礎統計・資料に基づく値となっているが、消費税についてはコモ法の出荷額推計値から独自に算出した値となっているため、国税庁統計年報の消費税額とは規模が異なる。

具体的には、今回の消費税推計額は総額で約29.7兆円となっているが、このうち内生部門に配分された額が17兆円程度であるため、これを仕入れに係る消費税とみなして控除した12.7兆円を消費税納税額とみなすことができる（表3-1）。これに対して、国税庁統計年報の情報を用いて簡易的に求めた消費税納税額は平成

23年度で9.1兆円程度¹¹であり、今回の推計値は3.6兆円程度超過している。このように消費税推計値が実際の納税額を超過する傾向は、過去に行われた基本価格表の試算においても同様にみられた¹²。その背景には、現実には、免税事業者や、簡易課税制度を利用している事業者が存在する等の事情があるが、試算値ではこれらを考慮することが難しいという点があると推察される。

セルごとの各種税・補助金額は、推計した各種税・補助金の総額を、その性質に応じて国産品ないし輸入品マトリックスの生産者価格をウェイトに用いて配分することで算出した（図2）。具体的には、消費税、間接税、補助金については国産品マトリックスを、輸入品商品税・関税については輸入品マトリックスを用いて配分した。なお、その際に、未出荷段階のため消費税等がかからない製品在庫、半製品・仕掛品在庫分をウェイトから除く等、セルごとの配分がより適切に行われるよう工夫している。

完成した基本価格表を表4に、生産者価格表との差額を表5に示した。表5をセルごとに見ると、取引額が減少しているセルと、増加しているセルがある。この計数

（表2）基本価格化にあたり控除対象とした間接税

税目	平成17年産業連関表の対応部門			平成17年基準SNA-IOの対応部門	
	中分類	基本分類	名称	コード	名称
酒税	11 飲料	112101	清酒	16	飲料
		112102	ビール	16	飲料
		112103	ウィスキー類	16	飲料
		112109	その他の酒類	16	飲料
		112901	茶・コーヒー	16	飲料
		112902	清涼飲料	16	飲料
		112903	製氷	16	飲料
たばこ税	12 たばこ	114101	たばこ	17	たばこ
揮発油税及び地方揮発油税	28 石油製品	211101	石油製品	30	石油製品
地方道路税	28 石油製品	211101	石油製品	30	石油製品
軽油引取税	28 石油製品	211101	石油製品	30	石油製品
石油ガス税	28 石油製品	211101	石油製品	30	石油製品
ゴルフ場利用料	102 娯楽サービス	861105	スポーツ施設提供業・公園・遊園地	81	娯楽
入湯税	105 洗濯・理容・美容・浴場業	861404	浴場業	84	洗濯・理容・美容・浴場業

⁹ このうち直接輸出分には消費税がかからないため、当該分を貿易統計の輸出データ等を利用して推計し、国内出荷分のみを対象として消費税を推計した。その際、住宅賃貸料（帰属家賃）、介護、医療等の課税対象外ないし課税額が僅少である部門については対象外とした。また、政府・非営利部門の産出額は、基本的には消費税が含まれていないと見なせるが、下水道料金及び下水道設置に関する負担金や、施設使用料、委託研究費、特別会計の課税分等、一部に課税対象分があるため、新井（2010）を参考にして当該分を推計した。なお、中間財の取引については、我が国では事業者が消費税込みの金額を一旦支払い、事後的に還付を受ける仕組みとなっているため、我が国の共同IO及びJSNAに表章される財貨・サービスの取引額は中間財も含めて税込みで計上されている。このため、本稿の試算にあたっては、中間財取引にあたる内生部門も含めて消費税を控除している。

¹⁰ 間接税のうち価格形成に直接的には影響しないと考えられる不動産取得税、印紙税、自動車取得税等は対象外としている。

¹¹ 納税申告計約9.3兆円から還付申告及び処理約2兆円を控除した残額7.3兆円に、地方消費税分を加算するため5/4を乗じることにより求めた。なお、ここでの比較は輸入品にかかる消費税は含まない額で行っている。

¹² 平成17年表を対象に試算を行った総務省政策統括官室（2013）では、推計消費税納税額は約13兆円となり、財務省提供の消費税納税額約9.5兆円と比較すると約3.5兆円超過するという、本試算と同様の結果となっている。

変化の持つ意味について、消費税マトリックス（表3-1）と補助金マトリックス（表3-3）を例にとって述べる。まず、消費税マトリックスの金額は、これまで各部門が支払っていた財貨・サービスの投入額のうち消費税分であり、基本価格化のためにこれを控除するため、取引額は減少する。他方で、補助金マトリックスの金額は、これまで補助金制度が存在することにより、各部門が財貨・サービスを本来あるべき価格よりどれだけ安く購入

していたかを示すものであり、基本価格化のためにこれを加算するため、取引額は増加する。これらの影響を合計したものが表5の生産者価格と基本価格との差であるといえる。基本価格化は、一国経済のみを分析の対象とした場合はそれほど大きな意味を持たないともいえるが、国際比較を行う観点からは、国ごとに異なる税・補助金制度の影響を取り除くことにより、共通の基準に立って投入産出構造の分析が可能となるという意義がある。

（表3-1） 消費税マトリックス

	単位:10億円													
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14
	農林水産業	鉱業	製造業	建設、電気・ガス・水道	サービス業	政府・非営利サービス	内生部門計	政府消費支出	民間消費支出	総資本形成	輸出	輸入(控除)	国内総生産(支出側)	産出額
01 農林水産業	71.2	0.1	248.7	3.3	67.2	6.3	396.7	0.0	148.5	6.0	0.0	0.0	154.5	551.3
02 鉱業	0.0	0.1	22.3	16.5	0.1	0.0	39.1	0.0	0.0	-6.0	0.0	0.0	-6.0	33.1
03 製造業	122.2	5.4	5,232.0	788.0	1,587.2	246.5	7,981.3	0.4	2,045.6	1,067.6	0.0	0.0	3,113.6	11,094.9
04 建設、電気・ガス・水道	7.3	1.6	296.5	135.1	547.0	187.6	1,175.1	0.0	343.4	2,215.3	0.0	0.0	2,558.7	3,733.8
05 サービス業	62.7	10.3	1,873.3	718.3	4,149.8	557.2	7,371.6	14.7	5,593.6	1,145.1	0.0	0.0	6,753.4	14,125.0
06 政府・非営利サービス	0.0	0.0	0.4	0.1	3.7	0.4	4.7	110.0	25.7	0.0	0.0	0.0	135.7	140.4
07 内生部門計	263.3	17.4	7,673.3	1,661.4	6,355.1	998.1	16,968.5	125.1	8,156.8	4,428.0	0.0	0.0	12,709.9	29,678.4

（表3-2） 間接税マトリックス

	単位:10億円													
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14
	農林水産業	鉱業	製造業	建設、電気・ガス・水道	サービス業	政府・非営利サービス	内生部門計	政府消費支出	民間消費支出	総資本形成	輸出	輸入(控除)	国内総生産(支出側)	産出額
01 農林水産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
02 鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
03 製造業	88.8	13.8	664.5	411.7	1,316.8	193.3	2,688.8	0.0	3,171.9	12.2	295.2	0.0	3,479.3	6,168.1
04 建設、電気・ガス・水道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
05 サービス業	0.0	0.0	1.5	0.4	9.5	0.3	11.8	0.0	60.3	0.0	0.1	0.0	60.4	72.2
06 政府・非営利サービス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
07 内生部門計	88.8	13.8	666.0	412.1	1,326.3	193.6	2,700.6	0.0	3,232.2	12.2	295.2	0.0	3,539.7	6,240.3

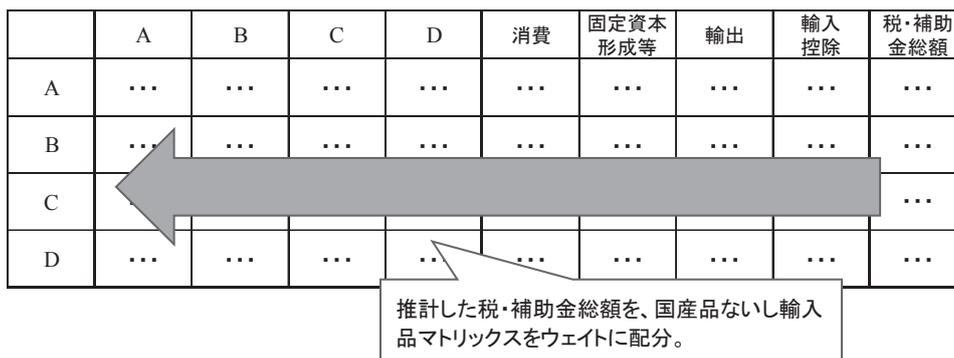
（表3-3） 補助金マトリックス

	単位:10億円													
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14
	農林水産業	鉱業	製造業	建設、電気・ガス・水道	サービス業	政府・非営利サービス	内生部門計	政府消費支出	民間消費支出	総資本形成	輸出	輸入(控除)	国内総生産(支出側)	産出額
01 農林水産業	14.2	0.0	75.6	2.3	33.2	3.1	128.4	0.0	79.5	2.2	0.8	0.0	82.5	210.8
02 鉱業	0.0	0.0	0.9	0.2	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	-0.5	0.0	0.0	-0.5	0.6
03 製造業	1.6	0.2	8.8	5.6	14.7	2.7	33.6	0.0	20.5	0.3	3.9	0.0	24.8	58.4
04 建設、電気・ガス・水道	0.7	0.1	32.9	34.1	57.8	28.5	154.2	0.0	74.5	282.3	0.0	0.0	356.8	511.0
05 サービス業	8.6	1.6	164.9	59.9	510.5	32.0	777.5	605.4	736.2	8.6	86.4	0.0	1,436.5	2,214.0
06 政府・非営利サービス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
07 内生部門計	25.2	2.0	283.1	102.1	616.2	66.3	1,094.8	605.4	910.7	292.9	91.1	0.0	1,900.1	2,994.8

（表3-4） 輸入品商品税・関税マトリックス

	単位:10億円													
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14
	農林水産業	鉱業	製造業	建設、電気・ガス・水道	サービス業	政府・非営利サービス	内生部門計	政府消費支出	民間消費支出	総資本形成	輸出	輸入(控除)	国内総生産(支出側)	産出額
01 農林水産業	10.6	0.0	113.2	0.2	14.5	1.6	140.1	0.0	18.5	1.2	0.0	-159.7	19.6	0.0
02 鉱業	0.0	0.0	1,126.5	520.5	0.5	0.1	1,647.7	0.0	0.0	0.0	0.0	-1,647.7	0.0	0.0
03 製造業	15.3	0.4	1,221.9	104.0	528.5	47.7	1,918.0	0.0	1,469.7	298.6	0.0	-3,686.3	1,768.3	0.0
04 建設、電気・ガス・水道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
05 サービス業	0.4	0.0	4.0	1.8	9.9	39.7	55.8	0.0	0.5	0.2	0.0	-56.5	0.7	0.0
06 政府・非営利サービス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
07 内生部門計	26.3	0.5	2,465.7	626.5	553.5	89.2	3,761.6	0.0	1,488.6	300.0	0.0	-5,550.2	1,788.6	0.0

（図2） 税・補助金配分のイメージ



(表4) 完成した基本価格表

単位:10億円

	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	
	農林水産業	鉱業	製造業	建設、電気・ガス・水道	サービス業	政府・非営利サービス	内生部門計	政府消費	民間消費	民間消費	総資本形成	輸出	輸入(控除)	国内総生産(支出側)	産出額
01 農林水産業	1,586.8	1.4	6,786.1	71.5	1,567.5	147.2	10,160.5	0.0	3,316.8	129.6	54.7	-2,401.6	1,099.4	11,260.0	11,260.0
02 鉱業	0.5	2.8	15,765.9	6,864.0	9.0	2.2	22,644.4	0.0	0.1	-118.1	42.9	-21,879.2	-21,954.3	690.1	690.1
03 製造業	2,574.6	99.8	121,701.1	16,815.4	36,306.7	5,482.3	182,979.9	7.6	47,778.4	27,305.6	52,623.8	-43,021.0	84,694.4	267,674.3	267,674.3
04 建設、電気・ガス・水道	152.6	33.1	6,254.8	2,802.7	11,281.3	3,863.2	24,387.6	0.0	7,266.8	44,587.5	0.0	0.0	51,854.3	76,241.9	76,241.9
05 サービス業	1,404.1	243.6	37,720.2	14,646.4	97,275.7	13,010.9	164,300.9	38,787.8	194,271.3	21,481.5	19,358.3	-8,712.1	265,186.7	429,487.6	429,487.6
06 政府・非営利サービス	9.4	0.5	262.4	70.7	1,708.7	185.1	2,236.8	57,801.5	18,467.1	0.0	0.0	0.0	76,268.6	78,505.4	78,505.4
07 内生部門計	5,728.1	381.1	188,490.5	41,270.6	148,148.9	22,690.9	406,710.2	96,596.9	271,100.5	93,386.0	72,079.7	-76,014.0	457,149.1	863,859.2	863,859.2
08 固定資本減耗	2,139.5	129.9	17,976.3	8,465.8	57,832.7	15,252.2	101,796.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	101,796.3	101,796.3
09 生産に課される税	461.0	33.7	2,847.3	1,921.5	14,439.8	1,326.1	21,029.5	0.0	0.0	-2,609.5	0.0	0.0	-2,609.5	18,420.0	18,420.0
10 補助金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
11 雇用者報酬	2,270.5	187.0	48,630.4	24,050.3	130,719.0	39,213.3	245,070.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	245,070.4	245,070.4
12 営業余剰・混合所得	660.9	-41.7	9,729.8	533.7	78,347.1	22.9	89,252.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	89,252.8	89,252.8
13 付加価値計	5,531.9	308.9	79,183.8	34,971.3	281,338.7	55,814.5	457,149.1	0.0	0.0	-2,609.5	0.0	0.0	-2,609.5	454,539.5	454,539.5
14 産出額	11,260.0	690.1	267,674.3	76,241.9	429,487.6	78,505.4	863,859.2	96,596.9	271,100.5	90,776.5	72,079.7	-76,014.0	454,539.5	0.0	0.0

(表5) 生産者価格表と基本価格表の差額

単位:10億円

	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	
	農林水産業	鉱業	製造業	建設、電気・ガス・水道	サービス業	政府・非営利サービス	内生部門計	政府消費	民間消費	民間消費	総資本形成	輸出	輸入(控除)	国内総生産(支出側)	産出額
01 農林水産業	-67.5	-0.1	-286.4	-1.2	-48.4	-4.9	-408.5	0.0	-87.5	-5.0	0.8	159.7	68.0	-340.4	-340.4
02 鉱業	-0.0	-0.1	-1,148.0	-536.8	-0.7	-0.2	-1,685.8	0.0	-0.0	5.5	0.0	1,647.7	1,653.3	-32.5	-32.5
03 製造業	-224.6	-19.5	-7,109.5	-1,298.1	-3,417.9	-484.9	-12,554.4	-0.4	-6,666.7	-1,378.1	-291.2	3,686.3	-4,650.1	-17,204.6	-17,204.6
04 建設、電気・ガス・水道	-6.6	-1.4	-263.6	-101.0	-489.2	-159.1	-1,020.9	0.0	-268.9	-1,933.0	0.0	0.0	-2,201.9	-3,222.8	-3,222.8
05 サービス業	-54.5	-8.7	-1,713.9	-660.5	-3,658.7	-565.3	-6,661.7	590.7	-4,918.2	-1,136.8	86.3	56.5	-5,321.5	-11,983.2	-11,983.2
06 政府・非営利サービス	-0.0	-0.0	-0.4	-0.1	-3.7	-0.4	-4.7	-110.0	-25.7	0.0	0.0	0.0	-135.7	-140.4	-140.4
07 内生部門計	-353.2	-29.8	-10,521.8	-2,597.8	-7,618.7	-1,214.7	-22,330.0	480.3	-11,967.0	-4,447.4	-204.1	5,550.2	-10,587.9	-32,923.9	-32,923.9
08 固定資本減耗	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
09 生産に課される税	-199.1	-1.9	-8,923.7	-1,660.3	-6,515.8	1,051.3	-16,249.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-16,249.6	-16,249.6
10 補助金	210.8	0.6	58.4	511.0	2,214.0	0.0	2,994.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,994.8	2,994.8
11 雇用者報酬	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
12 営業余剰・混合所得	1.1	-1.5	2,182.6	524.3	-62.7	22.9	2,666.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,666.8	2,666.8
13 付加価値計	12.8	-2.8	-6,682.7	-625.0	-4,364.5	1,074.2	-10,587.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-10,587.9	-10,587.9
14 産出額	-340.4	-32.5	-17,204.6	-3,222.8	-11,983.2	-140.4	-32,923.9	480.3	-11,967.0	-4,447.4	-204.1	5,550.2	-10,587.9	0.0	0.0

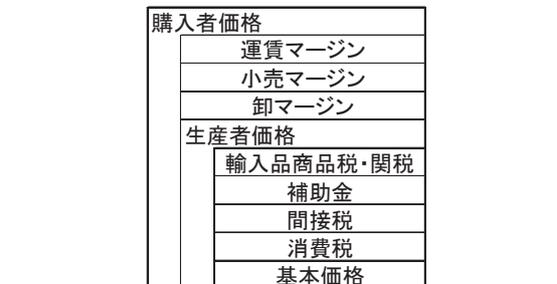
(5) 購入者価格表の推計

現行のSNA産業連関表は生産者価格で表章されているが、購入者価格でも分析が可能となるよう、各種(卸、小売、運賃)マージンのマトリックスを作成した。内生部門計及び最終需要部門については、コモ法において各種マージンがコモ8桁分類別に推計されているため、これをSNA産業連関表の部門に対応付けることにより作成した。内生部門の配分については、基準年(平成17年)の共同IOをJSNAの概念に合わせて調整し、生産者価格に対する各種マージンの比率を求め、これを23年値に乘じることにより初期値を作成し、さらに行和がコモ法推計値(中間消費)に一致するようRAS法で調整した¹³。以上の作業により、以下のマトリックスが作成された(各マトリックスの価額評価の関係については図3を参照)。なお、各マトリックスは、製造業部分が輸出・非輸出企業に分割されている。

- ① 消費税マトリックス
- ② 間接税マトリックス
- ③ 輸入品商品税・関税マトリックス
- ④ 国産品マトリックス
- ⑤ 輸入品マトリックス
- ⑥ 卸マージンマトリックス

- ⑦ 小売マージンマトリックス
- ⑧ 運賃マージンマトリックス

(図3) 今回作成した各マトリックスの関係



3 我が国の付加価値貿易の測定・分析

(1) 付加価値貿易(TiVA)の概要

付加価値貿易とは『s国の国内最終需要により誘発されたr国の付加価値』で定義される。ある国の需要により国内生産が誘発されても、その生産のための中間投入が、殆ど輸入により賄われていた場合、国内で誘発される付加価値額は大きくない。TiVAは、輸出品を生産している部門の輸入品投入率が高いほど小さく、国産品投

¹³ 調整にあたっては、運賃マトリックスを最初から一枚で作成するのではなく、道路輸送、航空輸送、鉄道輸送、海上輸送、その他の5種類別に作成し、RASでのバランス調整を行った後に合算する等、より精緻な推計値が得られるよう工夫している。

入率が高いほど大きくなる。

TiVA の定義式を、国際産業連関表の枠組みに基づき示すと、以下のとおりである¹⁴。ここでは、r 国や s 国等の複数国からなる国際産業連関表を想定する（図 4）。

まず、r 国から s 国への付加価値の輸出（ $TiVA.X$ ）は以下の定義式で示される。

$$TiVA.X^{rs} = V^r \cdot B \cdot F^s$$

V^r は r 国以外の要素の値を 0 とする付加価値係数行列、 B はレオンチェフ逆行列、 F^s は s 国の最終需要行列である。レオンチェフ逆行列 B に s 国の最終需要 F^s を乗じることにより、r 国で誘発された産出額が求められる。さらに、これに付加価値率 V^r を乗じることにより、r 国から s 国への付加価値輸出額が得られる。

続いて、r 国の s 国からの付加価値の輸入（ $TiVA.M$ ）は以下のように定義される。

$$TiVA.X^{rs} = V^s \cdot B \cdot F^r$$

V^s は s 国以外の要素の値を 0 とする付加価値係数行列、 F^r は r 国の最終需要行列である。上記の式に基づいて同様に計算を行うと、r 国の s 国からの付加価値輸入額が求められる。

さらに、付加価値輸出額から付加価値輸入額を控除することによって、付加価値でみた純輸出が得られる。

$$TiVA.Net^{rs} = TiVA.X^{rs} - TiVA.M^{rs}$$

なお、当該額は、相手国（s 国）から見た付加価値純

輸出額の符号を反転させたものである。

$$TiVA.Net^{rs} = - TiVA.Net^{sr}$$

現行の OECD で行われている TiVA の計算は、同じ部門に含まれる輸出企業と非輸出企業は、投入係数、輸入係数ともに等しいものとして計算される。これに対し、今回作成した表は、輸出企業と非輸出企業を部門として分け、さらに、同じ財でも、それを投入する部門によって輸入比率が異なる仕様となっているため、付加価値貿易についてより精緻な測定が可能となる。例えば、輸出企業の輸入品投入比率が非輸出企業よりも高ければ、輸出により誘発される付加価値額は、現行の OECD 表による分析結果よりも低くなるといった結果が予想される。

なお、付加価値貿易に関連・類似する概念として 2008SNA 及び BPM6 の加工貿易がある。08SNA/BPM6 では、加工貿易に係る財貨の輸出入についてはグロスでは記録せず、ネットの加工賃分を委託加工サービスの輸出入として計上することとされた¹⁵。図 5 は、従来の貿易統計、TiVA、08SNA/BPM6 における加工貿易の扱いを図式化したものである。従来の貿易統計と TiVA では輸出入のベクトルは同一であり、それがグロスとネットのどちらで記録されるかという点に相違がある。

08SNA/BPM6 における加工貿易の扱いは、所有権がどの国にあるかという点に着目して、それが A 国に止まるのであれば、B 国による加工を A 国によるサービスの輸入として計上するものである。このように、B 国で生まれた付加価値が C 国ではなく A 国への輸出とし

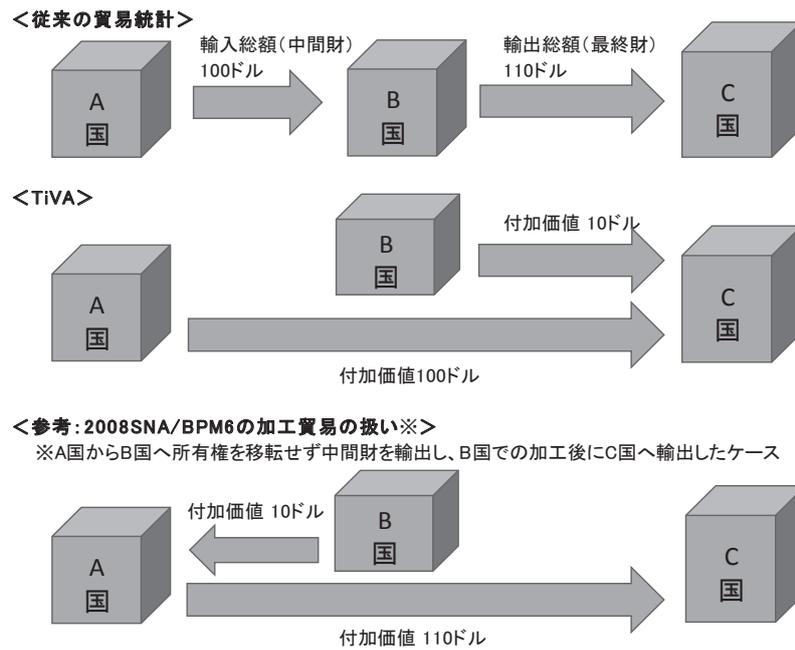
（図 4） 国際産業連関表のイメージ

			内生部門									最終需要			産出額	
			r 国			s 国			...			r 国	s 国	...		
			A	B	C	A	B	C	A	B	C					
内生部門	r 国	A														
		B														
		C														
	s 国	A														
		B														
		C														
	...	A														
		B														
		C														
中間・最終財にかかる税・補助金																
付加価値																
産出額																

¹⁴ 本文中の定義式は Johnson and Noguera(2012) や Stehrer(2012) による定式化に基づく。

¹⁵ 1993SNA 及び BPM5 までは加工貿易に係る財貨の輸出入を「所有権移転原則の例外」として扱っていたが、それが撤廃された。

(図5) TiVA の概念図



で記録されることから、最終消費地（C国）に向かって付加価値を蓄積して行く方向と整合しない。一方、TiVAの枠組みは、付加価値蓄積の方向と整合的であるため、グローバルバリューチェーンを分析するという観点からみれば、より有用であるといえる。

(2) 分析結果

今回作成した表は、一国経済を対象としたNIOT (National Input-Output Table) であるため、相手国別の付加価値輸出額 (TiVA.X) や付加価値輸入額 (TiVA.M) を測定することはできない。これらを推計するためには国際産業連関表が必要となるため、OECDによる作業を待つ必要がある。本稿では、現時点で利用可能な情報に基づく分析として、NIOTの枠組みで可能な「世界全体からの日本製品への需要 (= 輸出) により誘発された日本の付加価値輸出額」について若干の検討を行う。

表6は、生産¹⁶、付加価値、輸入誘発額について、輸出企業と非輸出企業で投入産出構造が等しいと仮定し、かつ、従来型の輸入比率一定として計算した場合 (ケース①) と、今回試算した部門ごとに個別に設定した場合 (ケース②) との比較を行ったものである。ケース①と

②のいずれも与えられている輸出額は72,079.7(10億円)と同一であるが、輸入比率の相違によって、中間財の輸入として国外へ漏出する割合が変化し、誘発額にも変化が生じる。現行のOECDで行われているように、輸入比率一定で計算した場合 (ケース①)、約72兆円の輸出により151.4兆円の産出額が誘発され、56.8兆円の付加価値が誘発された。他方で、今回作成した表で計算した場合 (ケース②)、産出額の誘発額は147.8兆円、付加価値の誘発額は55.9兆円にそれぞれ減少した。今回の精緻化により付加価値誘発額が約8千億円小さくなったことが分かる。

続いて、部門ごとの動向をみるために、輸出額の大きい「電子部品・デバイス」「自動車」の二部門を取り上げる。このうち、「電子部品・デバイス」については、輸入係数一定の表 (ケース①) と比べ、今回作成した表 (ケース②) では輸出企業の輸入品投入率が高くなり付加価値誘発額が減少している (表7-1)。当該部門では、輸出財を生産するにあたって、国内のサプライチェーンにおいて賄われる割合が小さく、中間財の輸入を通じて海外へ付加価値が漏出していることを示している。

¹⁶ ここでの「生産」とは、JSNAにおける「産出額」を指すものである。JSNAの用法に従えば「産出誘発額」とも表記すべきであるが、我が国の産業連関分析における一般的な呼称に従い、ここでは生産と表記することとする。

(表6) 輸出による生産、付加価値、輸入誘発額の比較

単位:10億円

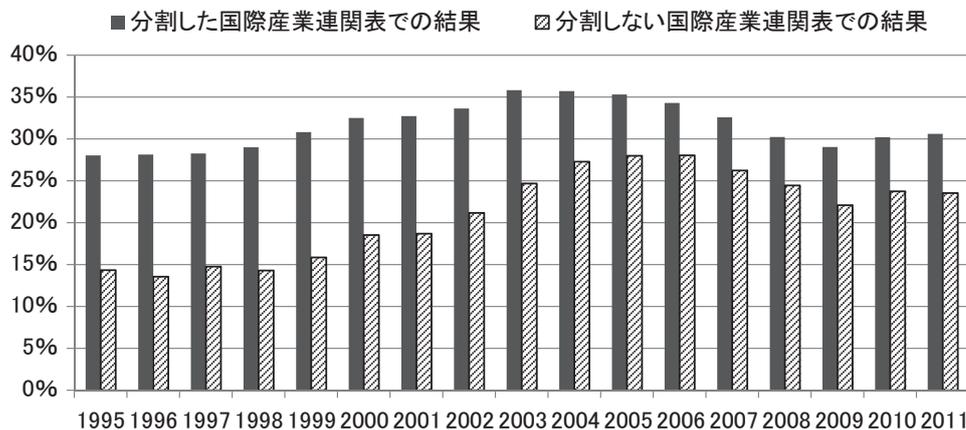
	①輸入比率一定のケース(OECD)				②輸入比率個別作成ケース(今回試算)				差分(①-②)			
	輸出額	生産誘発額	付加価値誘発額	輸入誘発額	輸出額	生産誘発額	付加価値誘発額	輸入誘発額	輸出額	生産誘発額	付加価値誘発額	輸入誘発額
10100 農林水産鉱業	97.5	583.5	287.7	5,826.8	97.5	492.5	243.6	5,211.9	0.0	91.0	44.1	614.9
10210 食料品(輸出)	140.4	426.2	150.5	41.3	280.9	318.0	117.5	8.7	-140.4	108.3	33.1	32.6
10220 食料品(非輸出)	140.4	426.2	150.5	41.3	0.0	428.7	151.5	140.2	140.4	-2.5	-1.0	-98.9
10310 繊維(輸出)	208.2	356.5	131.2	109.5	416.5	432.7	151.2	4.4	-208.2	-76.1	-19.9	105.1
10320 繊維(非輸出)	208.2	356.5	131.2	109.5	0.0	405.6	155.9	113.7	208.2	-49.1	-24.7	-4.2
10410 化学(輸出)	3,059.5	6,985.2	1,321.9	947.4	6,119.0	9,288.6	1,882.7	1,328.4	-3,059.5	-2,303.4	-560.9	-381.0
10420 化学(非輸出)	3,059.5	6,985.2	1,321.9	947.4	0.0	4,040.8	785.0	972.0	3,059.5	2,944.4	536.9	-24.6
10510 一次金属・金属製品(輸出)	3,045.0	11,266.5	2,332.7	1,074.7	6,090.0	9,681.7	2,252.4	319.1	-3,045.0	1,584.8	80.3	755.5
10520 一次金属・金属製品(非輸出)	3,045.0	11,266.5	2,332.7	1,074.7	0.0	11,846.1	2,372.3	2,116.7	3,045.0	-579.6	-39.6	-1,042.1
10611 自動車(輸出)	5,454.3	10,302.6	2,144.7	282.7	10,908.5	15,114.1	3,126.5	138.1	-5,454.3	-4,811.4	-981.8	144.7
10621 自動車(非輸出)	5,454.3	10,302.6	2,144.7	282.7	0.0	5,922.2	1,243.9	194.4	5,454.3	4,380.4	900.8	88.3
10612 その他の輸送機械(輸出)	1,383.5	1,707.9	713.6	34.2	2,766.9	2,891.7	1,191.0	17.2	-1,383.5	-1,183.8	-477.4	17.0
10622 その他の輸送機械(非輸出)	1,383.5	1,707.9	713.6	34.2	0.0	518.3	219.2	43.6	1,383.5	1,189.6	494.4	-9.4
10711 一般機械(輸出)	4,376.7	5,596.6	2,055.3	153.1	8,753.3	9,223.4	3,539.6	106.0	-4,376.7	-3,626.8	-1,484.3	47.1
10721 一般機械(非輸出)	4,376.7	5,596.6	2,055.3	153.1	0.0	1,691.9	595.7	381.6	4,376.7	3,904.7	1,459.6	-228.5
10712 電子部品・デバイス(輸出)	2,484.4	4,308.8	1,377.8	632.2	4,968.8	5,590.9	1,846.9	290.0	-2,484.4	-1,282.1	-469.1	342.1
10722 電子部品・デバイス(非輸出)	2,484.4	4,308.8	1,377.8	632.2	0.0	2,586.4	799.2	1,205.8	2,484.4	1,722.4	578.7	-573.6
10713 その他機械(輸出)	4,246.8	5,262.6	1,983.8	379.4	8,493.7	8,733.4	3,315.1	80.5	-4,246.8	-3,470.8	-1,331.3	298.8
10723 その他機械(非輸出)	4,246.8	5,262.6	1,983.8	379.4	0.0	1,743.1	682.5	695.6	4,246.8	3,519.5	1,301.3	-316.2
10810 その他製造業(輸出)	1,913.2	4,784.2	1,812.3	404.7	3,826.3	4,581.4	1,800.2	91.0	-1,913.2	202.7	12.1	313.7
10820 その他製造業(非輸出)	1,913.2	4,784.2	1,812.3	404.7	0.0	4,969.3	1,864.7	621.5	1,913.2	-185.1	-52.4	-216.8
10900 建設	0.0	704.3	343.6	0.0	0.0	681.8	332.6	0.0	0.0	22.5	11.0	0.0
11000 電力・ガス・熱供給	0.0	2,843.3	953.8	0.0	0.0	2,761.6	926.5	0.0	0.0	81.7	27.3	0.0
11100 商業	8,581.7	14,238.2	9,751.7	109.5	8,581.7	13,954.2	9,557.2	244.8	0.0	284.0	194.5	-135.3
11200 金融・保険・不動産	786.1	4,425.6	3,057.9	35.7	786.1	4,203.2	2,902.6	125.2	0.0	222.4	155.3	-89.5
11300 運輸・郵便	5,319.2	10,678.8	5,402.4	917.4	5,319.2	10,000.8	5,142.9	1,307.2	0.0	678.0	259.4	-389.8
11400 政府・非営利	0.0	1,037.9	707.3	0.0	0.0	1,023.8	697.8	0.0	0.0	14.1	9.6	0.0
11500 その他	4,671.3	14,924.4	8,200.4	319.4	4,671.3	14,649.7	8,026.6	399.3	0.0	274.7	173.9	-79.8
合計	72,079.7	151,430.2	56,752.6	15,327.1	72,079.7	147,775.9	55,922.6	16,157.1	0.0	3,654.3	829.9	-829.9
各種誘発係数(誘発額計/輸出額計)		2.101	0.787	0.213		2.050	0.776	0.224				

(BOX) 中国に係るパイロットスタディ

OECD は、中国について、企業を加工業と非加工業とに区分した形で TiVA 指標を推計したところ、加工業の高い輸入中間財比率を反映することを通じ、一国全体の国外付加価値の比率が5～10%程度高まるとの推計結果を得ている(図6)。

(図6) 中国の輸出に占める国外付加価値

(加工業と非加工業を分割した国際産業連関表での結果と両者を分割しない国際産業連関表での結果の比較)



出所:OECD ICIO 2017 を用いたOECD科学技術イノベーション局による推計

逆に「自動車」は、輸入比率を個別に作成することにより、輸出による付加価値誘発額が高まった(表7-2)。これは、輸入係数一定の表と比べ、今回作成した表では国産品投入割合が高くなったことを意味する。その背景には、自動車産業では最終財である完成車を生産する自動車メーカーを頂点として、国内の下請け企業がその下

に連なる裾野の広いサプライチェーンが存在しており、先程の「電子部品・デバイス」と比較して、バリューチェーンのうち国内に留まっている部分が比較的長くなっていることがあると推察される。

中国に係るパイロットスタディ(BOX 参照)では、中間財を輸入し、製品を輸出するという加工貿易の構造

(表7-1) 「電子部品・デバイス」部門の輸出による生産、付加価値、輸入誘発額の比較

単位:10億円

	①輸入比率一定のケース(OECD)				②輸入比率個別作成ケース(今回試算)				差分(①-②)			
	輸出額	生産 誘発額	付加価値 誘発額	輸入 誘発額	輸出額	生産 誘発額	付加価値 誘発額	輸入 誘発額	輸出額	生産 誘発額	付加価値 誘発額	輸入 誘発額
10100 農林水産鉱業	0.0	26	12	252	0	24	11	220	0.0	2.4	0.9	32.5
10210 食料品(輸出)	0.0	16.9	6.0	2.4	0.0	2.3	1.0	0.5	0.0	14.6	5.0	2.0
10220 食料品(非輸出)	0.0	16.9	6.0	2.4	0.0	25.9	9.3	7.2	0.0	-8.9	-3.3	-4.7
10310 繊維(輸出)	0.0	9.6	3.6	8.4	0.0	1.3	0.5	0.2	0.0	8.2	3.1	8.3
10320 繊維(非輸出)	0.0	9.6	3.6	8.4	0.0	32.1	12.5	4.4	0.0	-22.6	-8.9	4.1
10410 化学(輸出)	0.0	177.3	32.4	42.6	0.0	147.6	23.9	44.2	0.0	29.7	8.5	-1.6
10420 化学(非輸出)	0.0	177.3	32.4	42.6	0.0	204.6	40.6	38.5	0.0	-27.3	-8.3	4.0
10510 一次金属・金属製品(輸出)	0.0	324.5	76.9	83.9	0.0	77.3	17.2	19.0	0.0	247.2	59.7	64.9
10520 一次金属・金属製品(非輸出)	0.0	324.5	76.9	83.9	0.0	486.2	117.9	174.6	0.0	-161.8	-41.0	-90.7
10611 自動車(輸出)	0.0	20.5	4.3	1.2	0.0	16.9	3.5	0.5	0.0	3.6	0.8	0.7
10621 自動車(非輸出)	0.0	20.5	4.3	1.2	0.0	23.8	5.0	0.7	0.0	-3.3	-0.7	0.5
10612 その他の輸送機械(輸出)	0.0	2.6	1.1	0.6	0.0	1.5	0.6	0.1	0.0	1.0	0.5	0.5
10622 その他の輸送機械(非輸出)	0.0	2.6	1.1	0.6	0.0	3.8	1.7	0.2	0.0	-1.3	-0.6	0.4
10711 一般機械(輸出)	0.0	31.0	11.4	3.9	0.0	13.9	5.3	0.7	0.0	17.1	6.1	3.2
10721 一般機械(非輸出)	0.0	31.0	11.4	3.9	0.0	49.9	17.6	2.6	0.0	-18.9	-6.2	1.3
10712 電子部品・デバイス(輸出)	2,484.4	3,251.8	1,039.8	265.9	4,968.8	5,212.6	1,722.0	136.1	-2,484.4	-1,960.8	-682.1	129.8
10722 電子部品・デバイス(非輸出)	2,484.4	3,251.8	1,039.8	265.9	0.0	1,013.7	313.2	565.7	2,484.4	2,238.2	726.6	-299.8
10713 その他機械(輸出)	0.0	70.9	25.7	34.5	0.0	8.8	3.2	4.0	0.0	62.0	22.5	30.5
10723 その他機械(非輸出)	0.0	70.9	25.7	34.5	0.0	121.7	42.6	64.0	0.0	-50.8	-16.9	-29.5
10810 その他製造業(輸出)	0.0	294.0	117.1	35.4	0.0	72.0	28.3	5.7	0.0	222.1	88.8	29.6
10820 その他製造業(非輸出)	0.0	294.0	117.1	35.4	0.0	507.7	199.4	44.1	0.0	-213.7	-82.3	-8.7
10900 建設	0.0	58.9	28.7	0.0	0.0	55.9	27.3	0.0	0.0	3.0	1.5	0.0
11000 電力・ガス・熱供給	0.0	282.7	90.4	0.0	0.0	268.8	86.0	0.0	0.0	13.9	4.4	0.0
11100 商業	0.0	375.9	257.1	7.2	0.0	358.8	245.4	5.8	0.0	17.1	11.7	1.4
11200 金融・保険・不動産	0.0	167.8	115.9	1.8	0.0	155.9	107.8	6.0	0.0	11.8	8.1	-4.2
11300 運輸・郵便	0.0	270.5	169.2	15.7	0.0	258.0	161.1	15.4	0.0	12.5	8.1	0.2
11400 政府・非営利	0.0	10.7	7.7	0.0	0.0	9.8	7.0	0.0	0.0	0.9	0.7	0.0
11500 その他	0.0	725.0	396.8	19.9	0.0	681.5	372.9	25.1	0.0	43.4	23.9	-5.1
合計	4,968.8	10,315.6	3,714.2	1,254.6	4,968.8	9,836.1	3,583.6	1,385.2	0.0	479.5	130.6	-130.6
各種誘発係数(誘発額計/輸出額計)		2.0761	0.7475	0.2525		1.9796	0.7212	0.2788				

(表7-2) 「自動車」部門の輸出による生産、付加価値、輸入誘発額の比較

単位:10億円

	①輸入比率一定のケース(OECD)				②輸入比率個別作成ケース(今回試算)				差分(①-②)			
	輸出額	生産 誘発額	付加価値 誘発額	輸入 誘発額	輸出額	生産 誘発額	付加価値 誘発額	輸入 誘発額	輸出額	生産 誘発額	付加価値 誘発額	輸入 誘発額
10100 農林水産鉱業	0.0	50.2	25.1	563.5	0	45	22	582	0.0	4.8	2.7	-18.1
10210 食料品(輸出)	0.0	30.8	10.9	4.4	0.0	4.7	2.0	0.9	0.0	26.1	8.9	3.5
10220 食料品(非輸出)	0.0	30.8	10.9	4.4	0.0	51.4	18.4	14.3	0.0	-20.7	-7.5	-9.9
10310 繊維(輸出)	0.0	20.7	7.7	13.0	0.0	2.0	0.7	0.7	0.0	18.7	6.9	12.3
10320 繊維(非輸出)	0.0	20.7	7.7	13.0	0.0	49.9	19.1	19.9	0.0	-29.2	-11.4	-6.9
10410 化学(輸出)	0.0	387.7	79.0	90.5	0.0	342.3	58.1	98.3	0.0	45.4	20.9	-7.8
10420 化学(非輸出)	0.0	387.7	79.0	90.5	0.0	493.7	109.5	99.1	0.0	-106.1	-30.4	-8.6
10510 一次金属・金属製品(輸出)	0.0	1,494.8	302.2	204.7	0.0	618.8	124.9	54.2	0.0	876.0	177.3	150.5
10520 一次金属・金属製品(非輸出)	0.0	1,494.8	302.2	204.7	0.0	2,492.1	478.4	379.4	0.0	-997.3	-176.2	-174.7
10611 自動車(輸出)	5,454.3	10,091.2	2,100.7	270.4	10,908.5	14,934.4	3,089.3	133.3	-5,454.3	-4,843.2	-988.7	137.1
10621 自動車(非輸出)	5,454.3	10,091.2	2,100.7	270.4	0.0	5,669.2	1,190.7	187.6	5,454.3	4,422.0	909.9	82.8
10612 その他の輸送機械(輸出)	0.0	5.5	2.3	1.2	0.0	3.7	1.5	0.2	0.0	1.8	0.8	1.0
10622 その他の輸送機械(非輸出)	0.0	5.5	2.3	1.2	0.0	9.8	4.3	0.5	0.0	-4.3	-2.0	0.7
10711 一般機械(輸出)	0.0	105.2	38.6	13.2	0.0	52.3	20.1	2.0	0.0	52.9	18.6	11.2
10721 一般機械(非輸出)	0.0	105.2	38.6	13.2	0.0	188.1	66.2	7.2	0.0	-83.0	-27.6	6.0
10712 電子部品・デバイス(輸出)	0.0	121.2	38.7	42.0	0.0	56.9	18.8	8.9	0.0	64.3	20.0	33.1
10722 電子部品・デバイス(非輸出)	0.0	121.2	38.7	42.0	0.0	236.5	73.1	36.8	0.0	-115.4	-34.3	5.2
10713 その他機械(輸出)	0.0	343.3	132.5	116.5	0.0	89.8	34.1	23.2	0.0	253.6	98.4	93.4
10723 その他機械(非輸出)	0.0	343.3	132.5	116.5	0.0	643.5	259.6	193.9	0.0	-300.2	-127.1	-77.4
10810 その他製造業(輸出)	0.0	658.1	246.7	104.9	0.0	210.5	78.2	21.3	0.0	447.6	168.5	83.6
10820 その他製造業(非輸出)	0.0	658.1	246.7	104.9	0.0	1,230.8	457.2	125.7	0.0	-572.7	-210.5	-20.8
10900 建設	0.0	86.6	42.2	0.0	0.0	91.1	44.4	0.0	0.0	-4.5	-2.2	0.0
11000 電力・ガス・熱供給	0.0	456.5	144.3	0.0	0.0	477.6	151.1	0.0	0.0	-21.2	-6.8	0.0
11100 商業	0.0	1,183.9	810.2	23.3	0.0	1,231.4	842.6	20.4	0.0	-47.4	-32.5	2.9
11200 金融・保険・不動産	0.0	394.6	271.4	4.3	0.0	405.1	278.9	14.5	0.0	-10.5	-7.5	-10.1
11300 運輸・郵便	0.0	699.4	441.0	51.8	0.0	755.2	468.2	36.6	0.0	-55.8	-27.3	15.2
11400 政府・非営利	0.0	46.7	36.8	0.0	0.0	48.2	37.9	0.0	0.0	-1.5	-1.1	0.0
11500 その他	0.0	1,474.2	811.1	43.3	0.0	1,542.8	844.8	53.7	0.0	-68.5	-33.8	-10.4
合計	10,908.5	30,908.7	8,500.6	2,408.0	10,908.5	31,977.0	8,794.5	2,114.1	0.0	-1,068.3	-293.9	293.9
各種誘発係数(誘発額計/輸出額計)		2.833	0.779	0.221		2.931	0.806	0.194				

を産業連関表上で明示化することによって、輸出により誘発された付加価値が、輸入係数が全ての部門で一定であるとして計算した時と比べ大きく減るという結果が得られている。これに対して日本では、代表的な輸出産業である「自動車」部門において、分割した表の方が付加価値誘発額が大きくなる結果となり、他の部門よりも国産品を多く投入している構造的な特質が明らかになった

(表7-2)。そして、一国全体でみた場合でも、輸出による付加価値誘発額が、輸出・非輸出の分割前後で当初予想していたより減らない(8千億円程度の減少に止まる)との結果になった(表6)。

続いて、輸出企業と非輸出企業とで、付加価値輸出にどの程度差異が生じるのかについて確認する。表8-1と表8-2は、「電子部品・デバイス」と「自動車」部門

(表 8-1) 輸出企業と非輸出企業による付加価値輸出の比較 (電子部品・デバイス)

	①電子部品・デバイス(輸出)				②電子部品・デバイス(非輸出)				差額(①-②)			
	最終需要	生産 誘発額	付加価値 誘発額	輸入 誘発額	最終需要	生産 誘発額	付加価値 誘発額	輸入 誘発額	最終需要	生産 誘発額	付加価値 誘発額	輸入 誘発額
10100 農林水産鉱業	0.0000	0.0048	0.0022	0.0442	0.0000	0.0057	0.0026	0.0567	0.0000	-0.0009	-0.0004	-0.0124
10210 食料品(輸出)	0.0000	0.0005	0.0002	0.0001	0.0000	0.0006	0.0002	0.0001	0.0000	-0.0001	-0.0000	-0.0000
10220 食料品(非輸出)	0.0000	0.0052	0.0019	0.0014	0.0000	0.0061	0.0022	0.0016	0.0000	-0.0009	-0.0003	-0.0002
10310 繊維(輸出)	0.0000	0.0003	0.0001	0.0000	0.0000	0.0003	0.0001	0.0000	0.0000	-0.0000	-0.0000	-0.0000
10320 繊維(非輸出)	0.0000	0.0065	0.0025	0.0009	0.0000	0.0075	0.0029	0.0009	0.0000	-0.0011	-0.0004	-0.0000
10410 化学(輸出)	0.0000	0.0297	0.0048	0.0089	0.0000	0.0361	0.0059	0.0097	0.0000	-0.0064	-0.0011	-0.0008
10420 化学(非輸出)	0.0000	0.0412	0.0082	0.0078	0.0000	0.0503	0.0100	0.0075	0.0000	-0.0091	-0.0018	0.0002
10510 一次金属・金属製品(輸出)	0.0000	0.0155	0.0035	0.0038	0.0000	0.0203	0.0044	0.0031	0.0000	-0.0047	-0.0010	0.0008
10520 一次金属・金属製品(非輸出)	0.0000	0.0979	0.0237	0.0351	0.0000	0.1337	0.0313	0.0270	0.0000	-0.0359	-0.0076	0.0082
10611 自動車(輸出)	0.0000	0.0034	0.0007	0.0001	0.0000	0.0040	0.0008	0.0001	0.0000	-0.0006	-0.0001	-0.0000
10621 自動車(非輸出)	0.0000	0.0048	0.0010	0.0001	0.0000	0.0056	0.0012	0.0002	0.0000	-0.0008	-0.0002	-0.0000
10612 その他の輸送機械(輸出)	0.0000	0.0003	0.0001	0.0000	0.0000	0.0004	0.0002	0.0000	0.0000	-0.0001	-0.0000	-0.0000
10622 その他の輸送機械(非輸出)	0.0000	0.0008	0.0003	0.0000	0.0000	0.0010	0.0004	0.0001	0.0000	-0.0002	-0.0001	-0.0000
10711 一般機械(輸出)	0.0000	0.0028	0.0011	0.0001	0.0000	0.0032	0.0012	0.0002	0.0000	-0.0004	-0.0002	-0.0000
10721 一般機械(非輸出)	0.0000	0.0100	0.0035	0.0005	0.0000	0.0115	0.0041	0.0006	0.0000	-0.0015	-0.0005	-0.0001
10712 電子部品・デバイス(輸出)	1.0000	1.0491	0.3466	0.0274	0.0000	0.0739	0.0244	0.0128	1.0000	0.9752	0.3222	0.0146
10722 電子部品・デバイス(非輸出)	0.0000	0.2040	0.0630	0.1139	1.0000	1.3070	0.4039	0.0531	-1.0000	-1.1030	-0.3408	0.0607
10713 その他機械(輸出)	0.0000	0.0018	0.0006	0.0008	0.0000	0.0022	0.0008	0.0007	0.0000	-0.0005	-0.0002	0.0001
10723 その他機械(非輸出)	0.0000	0.0245	0.0086	0.0129	0.0000	0.0341	0.0120	0.0088	0.0000	-0.0097	-0.0034	0.0041
10810 その他製造業(輸出)	0.0000	0.0145	0.0057	0.0012	0.0000	0.0171	0.0067	0.0009	0.0000	-0.0026	-0.0010	0.0002
10820 その他製造業(非輸出)	0.0000	0.1022	0.0401	0.0089	0.0000	0.1207	0.0474	0.0072	0.0000	-0.0185	-0.0073	0.0017
10900 建設	0.0000	0.0113	0.0050	0.0000	0.0000	0.0130	0.0064	0.0000	0.0000	-0.0018	-0.0009	0.0000
11000 電力・ガス・熱供給	0.0000	0.0541	0.0173	0.0000	0.0000	0.0624	0.0200	0.0000	0.0000	-0.0083	-0.0027	0.0000
11100 商業	0.0000	0.0722	0.0494	0.0012	0.0000	0.0840	0.0575	0.0014	0.0000	-0.0118	-0.0081	-0.0002
11200 金融・保険・不動産	0.0000	0.0314	0.0127	0.0012	0.0000	0.0370	0.0256	0.0011	0.0000	-0.0056	-0.0039	0.0001
11300 運輸・郵便	0.0000	0.0519	0.0324	0.0031	0.0000	0.0609	0.0378	0.0026	0.0000	-0.0090	-0.0054	0.0005
11400 政府・非営利	0.0000	0.0020	0.0014	0.0000	0.0000	0.0024	0.0017	0.0000	0.0000	-0.0004	-0.0003	0.0000
11500 その他	0.0000	0.1372	0.0751	0.0050	0.0000	0.1605	0.0879	0.0041	0.0000	-0.0233	-0.0128	0.0009
合計	1.0000	1.9796	0.7212	0.2788	1.0000	2.2615	0.7995	0.2005	0.0000	-0.2819	-0.0782	0.0782
各種誘発係数(誘発額計/輸出額計)		1.9796	0.7212	0.2788		2.2615	0.7995	0.2005				

(表 8-2) 輸出企業と非輸出企業による付加価値輸出の比較 (自動車)

	①自動車(輸出)				②自動車(非輸出)				差額(①-②)			
	最終需要	生産 誘発額	付加価値 誘発額	輸入 誘発額	最終需要	生産 誘発額	付加価値 誘発額	輸入 誘発額	最終需要	生産 誘発額	付加価値 誘発額	輸入 誘発額
10100 農林水産鉱業	0.0000	0.0042	0.0021	0.0533	0.0000	0.0043	0.0021	0.0561	0.0000	-0.0001	-0.0001	-0.0028
10210 食料品(輸出)	0.0000	0.0004	0.0002	0.0001	0.0000	0.0004	0.0002	0.0001	0.0000	-0.0000	-0.0000	-0.0000
10220 食料品(非輸出)	0.0000	0.0047	0.0017	0.0013	0.0000	0.0048	0.0017	0.0013	0.0000	-0.0001	-0.0000	-0.0000
10310 繊維(輸出)	0.0000	0.0002	0.0001	0.0001	0.0000	0.0002	0.0001	0.0001	0.0000	-0.0000	-0.0000	0.0000
10320 繊維(非輸出)	0.0000	0.0046	0.0017	0.0018	0.0000	0.0051	0.0019	0.0016	0.0000	-0.0005	-0.0002	0.0003
10410 化学(輸出)	0.0000	0.0314	0.0053	0.0090	0.0000	0.0329	0.0056	0.0090	0.0000	-0.0015	-0.0003	0.0000
10420 化学(非輸出)	0.0000	0.0453	0.0100	0.0091	0.0000	0.0478	0.0106	0.0086	0.0000	-0.0026	-0.0006	0.0005
10510 一次金属・金属製品(輸出)	0.0000	0.0567	0.0115	0.0050	0.0000	0.0586	0.0118	0.0047	0.0000	-0.0019	-0.0004	0.0003
10520 一次金属・金属製品(非輸出)	0.0000	0.2285	0.0439	0.0348	0.0000	0.2397	0.0461	0.0310	0.0000	-0.0113	-0.0023	0.0038
10611 自動車(輸出)	1.0000	1.3691	0.2832	0.0122	0.0000	0.3772	0.0780	0.0087	1.0000	0.9919	0.2052	0.0035
10621 自動車(非輸出)	0.0000	0.5197	0.1092	0.0172	1.0000	1.5311	0.3216	0.0123	-1.0000	-1.0114	-0.2124	0.0049
10612 その他の輸送機械(輸出)	0.0000	0.0003	0.0001	0.0000	0.0000	0.0003	0.0001	0.0000	0.0000	-0.0000	-0.0000	-0.0000
10622 その他の輸送機械(非輸出)	0.0000	0.0009	0.0004	0.0000	0.0000	0.0009	0.0004	0.0000	0.0000	-0.0000	-0.0000	-0.0000
10711 一般機械(輸出)	0.0000	0.0048	0.0018	0.0002	0.0000	0.0049	0.0019	0.0002	0.0000	-0.0001	-0.0000	0.0000
10721 一般機械(非輸出)	0.0000	0.0172	0.0061	0.0007	0.0000	0.0176	0.0062	0.0006	0.0000	-0.0003	-0.0001	0.0000
10712 電子部品・デバイス(輸出)	0.0000	0.0052	0.0017	0.0008	0.0000	0.0056	0.0018	0.0009	0.0000	-0.0003	-0.0001	-0.0001
10722 電子部品・デバイス(非輸出)	0.0000	0.0217	0.0067	0.0034	0.0000	0.0231	0.0071	0.0036	0.0000	-0.0014	-0.0004	-0.0003
10713 その他機械(輸出)	0.0000	0.0082	0.0031	0.0021	0.0000	0.0089	0.0034	0.0016	0.0000	-0.0007	-0.0002	0.0005
10723 その他機械(非輸出)	0.0000	0.0590	0.0238	0.0178	0.0000	0.0644	0.0256	0.0136	0.0000	-0.0055	-0.0018	0.0042
10810 その他製造業(輸出)	0.0000	0.0193	0.0072	0.0020	0.0000	0.0200	0.0074	0.0016	0.0000	-0.0007	-0.0003	0.0003
10820 その他製造業(非輸出)	0.0000	0.1128	0.0419	0.0115	0.0000	0.1169	0.0434	0.0097	0.0000	-0.0040	-0.0015	0.0018
10900 建設	0.0000	0.0084	0.0041	0.0000	0.0000	0.0085	0.0042	0.0000	0.0000	-0.0002	-0.0001	0.0000
11000 電力・ガス・熱供給	0.0000	0.0438	0.0138	0.0000	0.0000	0.0448	0.0142	0.0000	0.0000	-0.0010	-0.0003	0.0000
11100 商業	0.0000	0.1129	0.0772	0.0019	0.0000	0.1153	0.0789	0.0019	0.0000	-0.0024	-0.0017	-0.0000
11200 金融・保険・不動産	0.0000	0.0371	0.0256	0.0013	0.0000	0.0381	0.0262	0.0012	0.0000	-0.0010	-0.0007	0.0001
11300 運輸・郵便	0.0000	0.0692	0.0429	0.0034	0.0000	0.0692	0.0430	0.0033	0.0000	0.0000	-0.0001	0.0000
11400 政府・非営利	0.0000	0.0044	0.0035	0.0000	0.0000	0.0045	0.0035	0.0000	0.0000	-0.0001	-0.0001	0.0000
11500 その他	0.0000	0.1414	0.0774	0.0049	0.0000	0.1372	0.0766	0.0044	0.0000	0.0042	0.0008	0.0006
合計	1.0000	2.9314	0.8062	0.1938	1.0000	2.9824	0.8239	0.1761	0.0000	-0.0511	-0.0177	0.0177
各種誘発係数(誘発額計/輸出額計)		2.9314	0.8062	0.1938		2.9824	0.8239	0.1761				

を対象として、輸出企業と非輸出企業に対して、それぞれ一単位の最終需要を与えた場合に、産出、付加価値、輸入がどれほど誘発されるか計算したものである¹⁷。「電

子部品・デバイス」と「自動車」のいずれにおいても、非輸出企業の方が輸出企業よりも付加価値誘発が大きい結果となった。これは非輸出企業の方が中間財の輸入比

¹⁷ これは産業連関分析において「誘発係数」と呼ばれるものと同じである。

率が高いことを背景としている。ただ、部門ごとにみると、「自動車（輸出）」の付加価値誘発は「電子・デバイス（非輸出）」よりも大きくなっており、自動車産業における輸出企業は他部門と比べてなお国内調達の比率が高い等、部門ごとの性質に応じたバラつきがあることが分かる。

4 まとめ

今回の付加価値貿易分析においては、利用可能な情報が一国経済を対象としたNIOTに留まるものであったため、3.（2）の冒頭で述べたように、「世界全体からの需要（＝輸出）により誘発された日本の付加価値輸出額」を測定するに留まっている。今後、今回加工した表を、別途提供する購入者価格・基本価格ベースのU表および輸入表と併せてOECD表に組み入れることで、付加価値貿易を輸出・輸入別かつ相手国別に算出することが可能となる。また、中間財輸入によって海外に漏出した付加価値は、その中間財を生産するために日本から中間財を輸入することにより、再び日本に戻ってくることもあり得るが、NIOTの枠組みではこれを考慮に入れることができない。しかし、国際産業連関表の形にすることによって、それらも含めた付加価値輸出（ないし輸入）額を測定することが可能となる。

このように、完成したOECDの国際産業連関表を用いることで、今回のNIOTを使用した分析よりも、より詳細・精緻な付加価値貿易の測定・分析が可能となることが期待される。今回の統計整備・作表や、我が国のグローバルバリューチェーンに関する分析は、今後OECDが分析を行う際の発射台ともいうべきものであるといえよう。

ただ、冒頭に述べたように、今回の統計整備・作表はそれ自体でも十分意義があると考えられる。特に、基本価格のSNA産業連関表の試作については、今回、国際比較可能性確保というOECDの目的に基づいて行ったものであるが、我が国の公的統計整備に関する基本計画の中でも、その必要性が示唆されているところであり、今後の検討に向けた叩き台にもなると考えられる。今後、さらなる改善が加えられることを期待したい。

（参考文献）

- 新井園枝（2010）「2005年産業連関表の基本価格表（試算表）について」『経済統計研究』38巻IV号
- 新井園枝（2014）「延長産業連関表を利用した延長輸入表の作成について」『経済統計研究』42巻IV号
- 総務省政策統括官室（2013）「平成23年産業連関表における基本価格表示による産業連関表の検討結果」基本計画部会第1WG国民経済計算タスクフォース会合（第1回）資料3-2
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/2013wg/wg1/wg1sna_1/siryoku_3b.pdf)
- 総務省編（2015）『平成23年（2011年）産業連関表—総合解説編—』
- 萩野覚（2015）「付加価値貿易指標改善に係るOECDの取り組み—2015年3月開催OECD財貨サービス貿易統計作業部会に係る出張報告を兼ねて—」『季刊国民経済計算』No.157
- 萩野覚（2016）「拡張供給使用表の整備に向けた取組—OECD・拡張供給使用表専門家グループ第2回会合およびAPEC・TiVAテクニカルグループ第2回会合への出張報告を兼ねて—」『季刊国民経済計算』No.159
- 萩野覚・時子山真紀（2016）「付加価値貿易指標の改善に向けた拡張輸入表の作成—輸入中間財比率の違いを反映する方法の検討—」『季刊国民経済計算』No.160
- Johnson, R. C. and Noguera, G. (2012) “Accounting for Intermediates: Production Sharing and Trade in Value Added”, *Journal of International Economics*, 86(2):224-236.
- OECD Expert Group on Extended Supply-Use Tables (2014), “Draft: Terms of Reference”
- OECD (2014), “Extending OECD’s Work on Measuring Trade in Value-Added,” STD/CSSP(2014)7
- OECD (2015), “Firm Heterogeneity and Trade in Value-Added,” STD/CSSP/WPTGS(2015)23
- Stehrer, R. (2012) “Trade in Value- Added and Value-Added in Trade”, *WIIW Working Paper*, No.81, pp.1-19.

季刊 国民経済計算 No.161

平成 29 年 3 月 31 日 発行

編 集

内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

〒100-8914
東京都千代田区永田町 1-6-1
TEL 03(5253)2111(代表)

発 行

メディアランド株式会社

〒103-0014
東京都中央区日本橋蛸設町 1-17-11 カナメビル4F
TEL 03(5623)2770

落丁、乱丁本はおとりかえします。